第５回教育委員会定例会　案件表

○日　時

令和7年3月13日(木)　　午前10時30分から

○議　題

１　議　案

(1) 議案第13号　個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について　(資料1)

２　陳　情

(1) 令和6年陳情第4号　　教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

３　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕(資料2－1、2－2)

４　報　告

(1) 教育長報告

① 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る区民意見反映制度および説明会の実施状況について　(資料3)

② 練馬区教育振興基本計画　中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料4)

③ 練馬区教育振興基本計画　中間見直し（案）について　(資料5－1、5－2)

④ 特別支援教育実施方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料6)

⑤ 特別支援教育実施方針（案）について　(資料7－1、7－2)

⑥ 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（案）について　(資料8－1～8－3)

⑦ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料9)

⑧ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（案）について　(資料10－1、10－2)

⑨ 第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料11)

⑩ 第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）について　(資料12－1、12－2)

⑪ その他

資　料　1

議案第１３号

個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和７年３月１３日

提出者　教育長　　三　浦　　康　彰

個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の７の規定に基づき、練馬区長へ別紙のとおり協議する。

別　　紙	

６練教教教第　　号
令和　　年　　月　　日

練馬区長　殿

練馬区教育委員会
教育長　三　浦　康　彰

個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく練馬区教育委員会の事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の７の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月練馬区条例第 46 号。以下「条例」という。）および練馬区個人情報の保護に関する規則（令和５年３月練馬区規則第 27 号。以下「規則」という。）に基づく下記の事務を、総務部情報公開課長に補助執行させることについて協議する。

記

１　総務部情報公開課長に補助執行させる事務

⑴　法第 68 条第１項の規定による保有個人情報の漏えい等の報告に関すること。

⑵　法第 75 条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。

⑶　法第 77 条第１項および第２項、第 91 条第１項および第２項ならびに第 99 条第１項および第２項の規定により提出される請求書等の受付に関すること。

⑷　法第 77 条第３項前段、第 91 条第３項および第 99 条第３項の規定による請求者への補正に関すること。

⑸　法第 82 条第１項および第２項、第 93 条第１項および第２項ならびに第 101 条第１項および第２項に規定する請求に対する可否の決定および通知ならびに第 97 条の規定による訂正の実施に係る通知に関すること。

⑹　条例第４条第２項、第６条第２項および第７条第２項の規定による期間の延長の決定および通知ならびに条例第５条ならびに法第 95 条および第 103 条の規定による開示決定等の期限の特例に係る通知に関すること。

⑺　法第 85 条第１項および第 96 条第１項の規定による事案の移送に係る通知に関すること。

⑻　法第 86 条第３項後段（法第 107 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。
⑼　法第 87 条に規定する開示の実施に関すること。
⑽　法第 105 条第１項の規定による練馬区情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関すること。
⑾　法第 105 条第２項の規定による審査会へ諮問をした旨の通知に関すること。
⑿　条例第８条の規定による練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会への諮問に関すること。
⒀　規則第 21 条の規定による個人情報の取扱い状況の公表に関すること。

２　その他

令和５年３月 31 日付け４練教教教第 2423 号による個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく練馬区教育委員会の事務の補助執行に係る通知は、令和７年３月 31 日をもって廃止する。

参考資料

令和７年３月 13 日
教育振興部教育総務課

個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく事務の補助執行の変更について

１　趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部改正により、法の規定が区へ直接適用されたことを受けて令和５年４月１日から総務部情報公開課長が補助執行している事務に、新たに法第 68 条第１項の規定による保有個人情報の漏えい等の個人情報保護委員会への報告を加えるとともに、既に補助執行する事務の一部を変更する。

２　変更の理由

法第 68 条第１項では、法の適用を受けない議会を除く、区の実施機関に対して、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める保有個人情報の漏えい等が発生したとき、個人情報保護委員会への報告を義務付けている。

法等に基づく事務については、各実施機関からの協議に基づき令和５年４月１日から総務部情報公開課長が補助執行を行っているが、保有個人情報の漏えい等の個人情報保護委員会への報告が補助執行する事務に含まれておらず、実施機関ごとの対応となっている。

練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（令和５年３月 27 日４練総情第 1261 号）第 23 条で規定する個人情報保護委員会への報告を遅滞なく行うためには、その対応を一元化することが適当であることから、総務部情報公開課長が補助執行する事務に個人情報保護委員会への報告に関することを新たに追加する。

３　令和５年４月１日から総務部情報公開課長に補助執行している事務

別紙１のとおり

４　変更の内容

⑴　追加する事務

つぎの事務を総務部情報公開課長が補助執行する事務に追加する。

・法第 68 条第１項の規定による保有個人情報の漏えい等の個人情報保護委員会への報告に関すること。

⑵　軽易な変更

法第86条第３項後段の規定による開示決定に係る通知に関することの準用は、法第107条第１項に限定する。

５　新旧対照表

別紙２のとおり

６　変更後の補助執行の始期

令和７年４月１日

別　　紙	1

令和５年４月１日から総務部情報公開課長に補助執行している事務

１　総務部情報公開課長に補助執行させる事務

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 75 条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。

⑵　法第 77 条第１項および第２項、第 91 条第１項および第２項ならびに第 99 条第１項および第２項の規定により提出される請求書等の受付に関すること。

⑶　法第 77 条第３項前段、第 91 条第３項および第 99 条第３項の規定による請求者への補正に関すること。

⑷　法第 82 条第１項および第２項、第 93 条第１項および第２項ならびに第 101 条第１項および第２項に規定する請求に対する可否の決定および通知ならびに第 97 条の規定による訂正の実施に係る通知に関すること。

⑸　練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月練馬区条例第 46 号。以下「条例」という。）第４条第２項、第６条第２項および第７条第２項の規定による期間の延長の決定および通知ならびに条例第５条ならびに法第 95 条および第 103 条の規定による開示決定等の期限の特例に係る通知に関すること。

⑹　法第 85 条第１項および第 96 条第１項の規定による事案の移送に係る通知に関すること。

⑺　法第 86 条第３項後段（法第 107 条において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。

⑻　法第 87 条に規定する開示の実施に関すること。

⑼　法第 105 条第１項の規定による練馬区情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関すること。

⑽　法第 105 条第２項の規定による審査会へ諮問をした旨の通知に関すること。

⑾　条例第８条の規定による練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会への諮問に関すること。

⑿　練馬区個人情報の保護に関する規則（令和５年３月練馬区規則第 27 号）第 21 条の規定による個人情報の取扱い状況の公表に関すること。

別　紙	2

総務部情報公開課長に補助執行させる事務新旧対照表

現　行	改正案
1　総務部情報公開課長に補助執行させる事務	1　総務部情報公開課長に補助執行させる事務
［新設］	⑴　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第68条第１項の規定による保有個人情報の漏えい等の報告に関すること。
⑴　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。	⑵　法第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成および公表に関すること。
⑵～⑹　［略］	⑶～⑺　［略］
⑺　法第86条第３項後段（法第107条において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。	⑻　法第86条第３項後段（法第107条第１項において準用する場合を含む。）の規定による開示決定に係る通知に関すること。
⑻～⑿　［略］	⑼～⒀　［略］
2　その他	2　その他
本通知の適用に伴い、平成20年３月31日付け19練教学庶第3349号は、廃止する。	本通知の適用に伴い、令和５年３月31日付け４練教教教第2423号は、廃止する。

資　料　2	1

令和７年３月13日
教育振興部教育施策課
教育振興部教育指導課

みらい青空学園に係る「練馬区立小中一貫教育校実施計画」について

令和８年４月、旭丘小学校および旭丘中学校を施設一体型小中一貫教育校「練馬区立小中一貫教育校　みらい青空学園」として開校する。開校に向け、保護者や地域の代表者および学校長等で構成する「練馬区立小中一貫教育校推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、具体的な検討を進めてきたところである。

このたび、検討の経過等について、推進委員会において「練馬区立小中一貫教育校実施計画　～みらい青空学園の開校に向けて～」として取りまとめたので、下記のとおり報告する。

記

１　練馬区立小中一貫教育校実施計画　～みらい青空学園の開校に向けて～
　　別添のとおり

資　料　2　2

令和８年４月　開校

練馬区立小中一貫教育校実施計画

～みらい青空学園の開校に向けて～

MIRAI AOZORA

練馬区立小中一貫教育校推進委員会

令和７年（2025 年）３月

目　　次

第１章　　小中一貫教育校の教育・・・・・・・・・・・・　3

第２章　　統一学園名・校章・校歌・標準服等・・・・・　9

第３章　　みらい青空学園の教育・・・・・・・・・・・・　21

第４章　　施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

【資料編】

校舎案内図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

練馬区立小中一貫教育校推進委員会および
各部会の主な検討内容（令和６年度末時点）・・・・・・　37

練馬区立小中一貫教育校推進委員会設置要綱　・・・・・　38

第 1 章

小中一貫教育校の教育

1 練馬区の小中一貫教育の取組

練馬区教育委員会では、区の教育に関する目標や施策の根本的な方針である「練馬区教育・子育て大綱」において、「夢や希望を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標として掲げています。小中一貫教育は、この目標を実現するための施策の一つであり、小学校６年間、中学校３年間を合わせた９年間を見通した教育を実践するため、全ての小中学校で行っています。

小中一貫教育の取組により、授業改善による学力・体力の向上や連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、滑らかな接続による安定した学校生活の実現などの効果があります。

2 施設一体型小中一貫教育校の特色

施設一体型小中一貫教育校は、同一施設内である利点を生かし、「教員間の連携強化」「異学年交流の活性化」「小中学校間における指導の統一化」などにより、教育効果が高まることが期待できます。

区内における施設一体型小中一貫教育校としては、平成 23 年４月に大泉桜学園を開校しています。

施設一体型小中一貫教育校の特色は、以下のとおりです。

（１）小中の連続性ある教育活動の充実・推進

知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成します。

① **知育**では、９年間にわたる一貫した教育課程により計画的・継続的な教育を行い、児童・生徒の心身の発達段階に応じたきめの細かい指導を推進することにより、学習内容の定着を図ります。また、小中学校の教員の相互協力による指導や小学校高学年から一部教科担任制を導入することにより、学力の向上を図ります。

② **徳育**では、９年間にわたる学校生活をとおして、施設一体型小中一貫教育校だからこそできる異学年交流や体験的な学習などを行うことにより、多様な生き方を指導します。

③　**体育**では、健康の保持増進や体力の向上を目指した指導を充実するために、９年間にわたる心身の発達段階に合わせた体育健康教育を行います。体育的活動を推進することにより、生涯にわたる健康と体力の基礎づくりを図ります。

（２）小中教職員の一体化による学校経営の活性化

学校経営の一元化を図り、学校教育を活性化します。

①　小中学校間の円滑な接続を図り、一元的・一体的な学校経営を推進します。

②　他の小中学校に情報を発信し、学校教育の充実を図ります。

（３）小中一貫教育校による学校・家庭・地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域社会の教育力を高め、地域に根ざした教育を推進します。

①　学校･家庭･地域社会の協力による地域の特色を生かした教育を実践します。

②　学校・家庭・地域社会の連携を図るため、情報提供、活動支援などを行います。

（４）９年間にわたる一貫した教育課程による教育

<table>
<tr><td></td><td colspan="9">練馬区立小中一貫教育校</td></tr>
<tr><td>特　色</td><td colspan="9">９年間にわたる一貫した教育課程による教育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学　年</td><td colspan="6">小学校</td><td colspan="3">中学校</td></tr>
<tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>段　階</td><td colspan="4">Ⅰ期</td><td colspan="3">Ⅱ期</td><td colspan="2">Ⅲ期</td></tr>
<tr><td>発達の
特　徴</td><td colspan="4">具体的な物を通して考える時期</td><td colspan="3">論理的・抽象的思考へ
移行する時期</td><td colspan="2">論理的・抽象的
思考を着実に
行う時期</td></tr>
<tr><td>指導の
重　点</td><td colspan="4">基礎・基本を繰り返して
基本を学ぶ。</td><td colspan="3">基礎・基本を生かして
意欲的に学ぶ。</td><td colspan="2">基礎・基本を
応用して
主体的に学ぶ。</td></tr>
<tr><td>指導体制</td><td colspan="5">学級担任制</td><td>一部教科担任制</td><td colspan="3">教科担任制</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育方針</td><td rowspan="3">生きる力の育成</td><td colspan="8">知《確かな学力》
９年間にわたる学びの連続性を確保し、学力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="8">徳《豊かな人間性》
異年齢集団での交流や体験的な学習を通して、人間としての生き方を育てる。</td></tr>
<tr><td colspan="8">体《健康と体力》
地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、健康と体力の基礎づくりを促進する。</td></tr>
<tr><td>学校経営</td><td colspan="9">原則として、校長１人、副校長３人体制とする。
小中学校教員の兼務発令により、一体的な教育指導体制を確立する。</td></tr>
<tr><td>施設整備</td><td colspan="9">施設一体型の小中学校を整備し、使用する。</td></tr>
<tr><td>就　学</td><td colspan="9">就学する小学校の指定校変更や中学校選択制度において、特例的な措置をとる。</td></tr>
</table>

※　現代の児童・生徒の心理的・身体的成長において、義務教育の９年間では以下のような特徴があるため、３期（Ⅰ期：１～４年生、Ⅱ期：５～７年生、Ⅲ期：８～９年生）に分けることにしました。

・心身の発達の変化

身体的な発達が早まってきたことに伴い、心の発達も促され、小学校５年生ごろから思春期が始まると考えられること。

・学力形成の特質

小学校５年生ごろから論理的思考に興味を示し、中学校２年生ごろになると具体的な物を使わずに論理的な思考ができるようになること。

・生徒指導上の課題

小学校５年生と中学校１年生において、不登校児童・生徒数が増える傾向にあること。

3 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の設置

旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校（以下「３校」という。）は平成 23 年度から小中一貫教育に取り組んでおり、地域の特性を生かした近隣の大学との連携についても進めてきました。

施設一体型になることで、教員間の連携強化や異学年交流の活性化等に加え、旭丘・小竹地域の特性を生かし、近隣の大学との連携を更に充実させるなど、魅力ある学校を目指します。

4 開校に向けた検討組織の設置

開校に向けた具体的な検討を進めるため、練馬区立小中一貫教育校推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置しました。また、推進委員会のもとに、校章・校歌検討部会、標準服等検討部会、学校運営部会を設置し、学校運営部会のもとに、教務部会、生活指導部会、学校行事部会、特別支援教育部会を設置しました。

開校に向けた検討組織

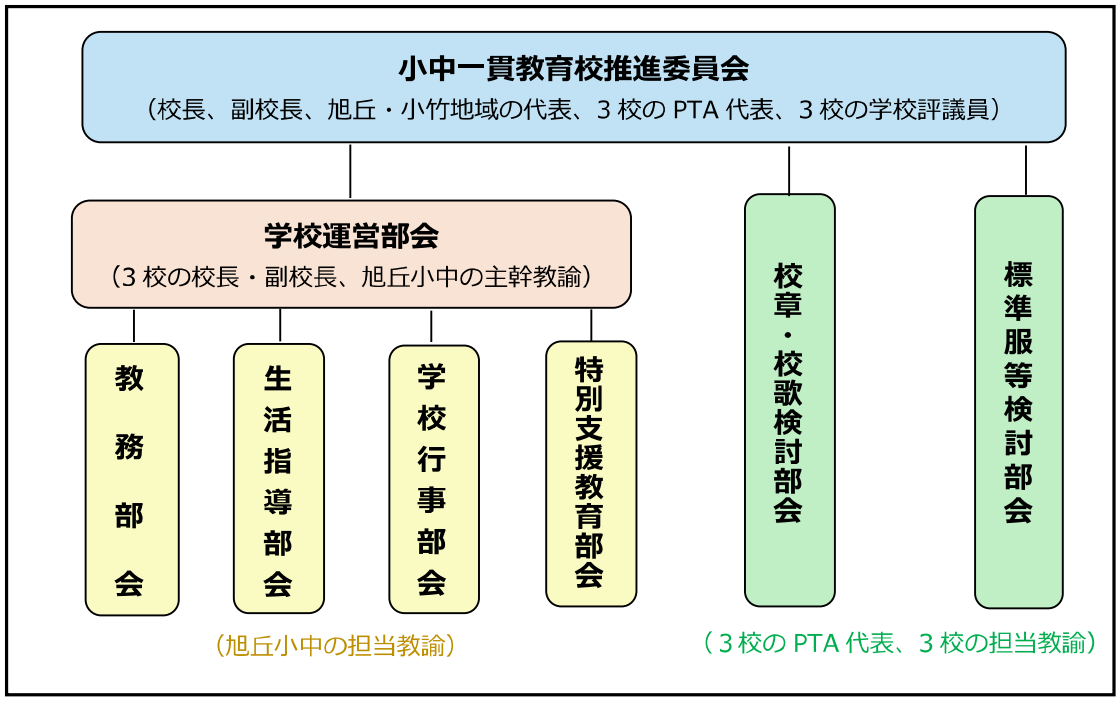

開校に向けた検討組織	主な検討内容
小中一貫教育校推進委員会	改築の考え方、統一学園名、メモリアル品
校章・校歌検討部会	意見募集から決定までの考え方、制作者
標準服等検討部会	意見募集から決定までの考え方、仕様
学校運営部会	教育目標、教育課程、学年段階の区切り
教務部会	教育課程、授業日数・時数、生活時程
生活指導部会	生活のきまり、学習規律、清掃活動、給食指導
学校行事部会	入学式、卒業式、運動会、異学年交流
特別支援教育部会	教育課程、年間指導計画、宿泊行事、教育相談

第 2 章

統一学園名・校章・校歌・標準服等

1 統一学園名

令和５年７月 21 日（金）から９月５日（火）まで、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒と保護者、旭丘・小竹地域の方を対象に、小中一貫教育校の統一学園名の案を募集したところ、870 件（567 名）の応募がありました。

寄せられた案を参考に、推進委員会で検討を行い、下記①～⑤の５案に絞り込みました。

① あさひの森学園
旭丘の「あさひ」と小竹の「森」を組み合わせた両地域を表した名称。
みどりが多い地域ということも表現。

② 旭丘小竹学園
旭丘地域と小竹地域の子どもたちが仲良く通う小中一貫教育校をイメージ。
両方の地域名が入る親しみやすい名称。

③ えこだ学園
駅名にもある慣れ親しんだ名称。江古田という学園都市の趣も出せる。
中野区の江古田（えごた）と区別するために「えこだ」に。

④ えご花学園
江古田の地名の由来とされている「えごの花」からとった名称。
花言葉は「壮大」。白い花が鈴なりに咲く様が美しい。

⑤ みらい青空学園
未来を担う子どもたちが、晴天の空のように晴れやかに、広い心をずっと持ち続けてほしいという願いを込めた名称。

この５案の中から、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒による投票で、**「みらい青空学園」**を統一学園名としました。

統一学園名については、令和６年度に「練馬区立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、正式に決定しました。

なお、統一学園名は、小中一貫教育校としての一体感を作るためのチーム名（愛称）です。「練馬区立学校設置条例」上の名称は、変更ありません。

2 校　章

（１）制作者の決定

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、過去数年にわたって旭丘小学校と旭丘中学校の連携授業に携わっている日本大学藝術学部美術学科非常勤講師の堀田英子氏に決定しました。

（２）校章の制作

校章・校歌検討部会で、堀田氏に制作の参考としてお渡しする「校章のイメージ」を募集することとしました。

令和６年４月 10 日（水）から５月 20 日（月）まで、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒と保護者、教職員、旭丘・小竹地域の方、３大学（日本大学藝術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学）の学生を対象に募集したところ、321 件の応募がありました。

寄せられた案の中から校章・校歌検討部会で選定した結果、以下のイメージを堀田氏にお渡しすることになりました。

堀田氏にお渡しした「校章のイメージ」

鳥、翼、羽、青空、白い雲、未来にはばたくイメージ、**青色**、えご花、太陽、現在の校章の要素（朝日、竹）

お渡しした「校章のイメージ」を参考に、堀田氏に校章のデザイン案を５案制作してもらい、校章・校歌検討部会で次の**候補１**と**候補２**に絞り込みました。

校章・校歌検討部会で絞り込んだ２つの案

候補１

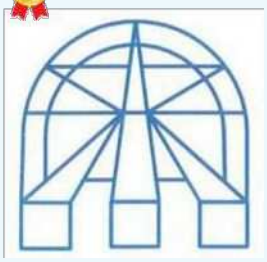

漢字の「未来」＋みらいの「M」＋青空の「A」が隠されています

候補２

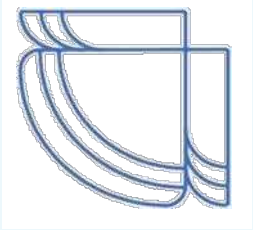

みらいの「み」の形を羽の形に変えています

この２案について、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒による投票で、 **候補１**を校章のデザインとしました。

《堀田 英子氏　プロフィール》

日本大学藝術学部美術学科非常勤講師。

平成 30 年から現在に至るまで、日本大学藝術学部と小中学校の地域連携として、旭丘小学校の図工の授業や旭丘中学校の美術の授業で講師を務めるなど、子どもへの教育と地域貢献の一端を担う。過去には勤務校において学校案内パンフレットの作成や名刺・封筒等のデザインを手掛けた。

児童・生徒・学生に対し、美術をとおした学びの意味や価値を伝えるために日々取り組んでいる。

3 校　歌

（１） 制作者の決定

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、武蔵野音楽大学を卒業し、区内の小中学校への合唱・吹奏楽の指導や講評を行った経験がある八木澤教司氏を作曲者に決定しました。

作詞者は、八木澤氏が推薦した武田あゆみ氏としました。

（２）校歌の制作

校章・校歌検討部会で、八木澤氏と武田氏に制作の参考としてお渡しする「校歌に入れたい言葉・フレーズ」を募集することとしました。

令和６年４月 10 日（水）から５月 20 日（月）まで、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒と保護者、教職員、旭丘・小竹地域の方、３大学（日本大学藝術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学）の学生を対象に募集したところ、259 件の応募がありました。

寄せられた案の中から校章・校歌検討部会で選定した結果、以下の言葉・フレーズを八木澤氏と武田氏にお渡しすることになりました。

八木澤氏と武田氏にお渡しした「校歌に入れたい言葉・フレーズ」
未来（へ）、青空（へ）、絆、友達、朝日、丘、緑、森、江古田

お渡しした「校歌に入れたい言葉・フレーズ」を参考に、八木澤氏と武田氏に校歌を制作してもらいました。

みらい青空学園　校歌

作詞　武田あゆみ
作曲　八木澤教司

一　わかりあえるとき　人は強くなる
なお伸びゆく若竹　青嵐吹けども
轟(とどろ)かせ　未来へ　青空高く
昇る朝日　輝く丘に
歌い継ぐよ　仲間と

二　学びを深めて　世界が広がる
喜びにあふれてる　大切なふれあい
晴れわたる心に　花びら開く
萌(も)ゆる緑　江古田の並木
育まれる絆(きずな)を

三　信じる力を　掴(つか)み取るために
直向(ひたむ)きに見つめよう　本当の自分を
飛び立とう未来へ　青空高く
翼広げ　誰も知らない明日へ
はてなき夢を

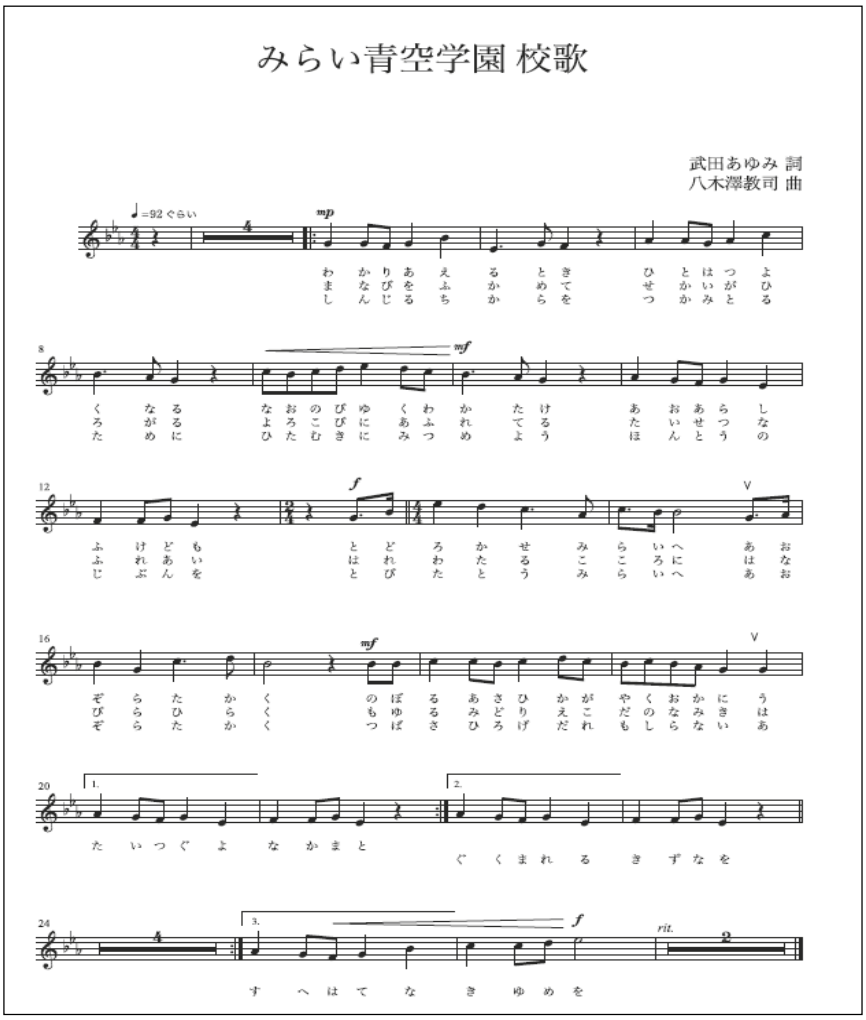

《八木澤 教司氏　プロフィール》

作曲家、神戸女学院大学音楽学部准教授。武蔵野音楽大学作曲学科卒業、同大学大学院音楽研究科修士課程修了。

2019 年 11 月 9 日天皇陛下御即位奉祝記念式典・国民祭典において天皇皇后両陛下「お出迎えのファンファーレ」として、東京 2020 パラリンピック開会式の式典音楽として作品がそれぞれ抜擢された。合唱曲として手がけた《あすという日が》は“希望の歌”“東日本大震災復興シンボル曲”と称され、2011 年第 62 回 NHK 紅白歌合戦において夏川りみ、秋川雅史の両氏によって熱唱された。

これまで全国植樹祭、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会の式典音楽制作を歴任。各種コンクール審査員、客演指揮、指導、講演、音楽雑誌執筆に加え、音楽出版社のプロジェクトアドバイザーを務める。

《武田 あゆみ氏　プロフィール》

鹿児島大学法文学部人文学科卒業。幼少期から文学に親しみ自分自身の気持ちを綴るうちに「言葉」として表現することの大切さを体感する。

東日本大震災から 10 年目の 2020 年に作詞した「南風が吹いたら」は、作曲家の八木澤教司氏により音楽作品として新たな形で命を吹き込まれ、テレビ・ラジオ番組で放送された。被災地で活動されている方を応援したいと前向きなメッセージを込めたこの歌が、作詞家としてデビューのきっかけになった。そのほか、2022 年に開校した北上市立東桜小学校校歌（岩手県）の作詞を担当。

現在は同氏と共に国内外の風景と文化をテーマに作品の可能性を探求している。

4 標 準 服

（１）標準服の導入の可否と仕様

標準服等検討部会で、みらい青空学園の小学部と中学部の標準服については、アンケート結果を参考に決めることとしました。

令和６年６月３日（月）から６月 28 日（金）まで、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒と保護者、教職員を対象にアンケートを行い、697 人から回答をいただきました。アンケート結果を参考に、以下のとおりとしました。

①　小学部

標準服を導入せず、これまでどおり私服とする。

②　中学部

従来型の標準服（購入先が指定された同一の服装）は導入せず、各家庭で着用基準に沿った服を購入する（メーカー自由）。

（２）着用基準

中学部の着用基準は、旭丘中学校の生徒と教職員で意見を交換しながら以下のとおりとしました。

儀式や入試にも対応できる！ある程度統一された中での自由！

上着	紺を基調とした、襟のあるブレザータイプのもの
シャツ	白・水色の長袖もしくは半袖（白・黒・紺のポロシャツも着用可）。ワンポイント可
ベスト・セーター	白・黒・紺・グレー・茶のベスト・セーターを着用可
スラックス・スカート	グレーを基調としたスラックス・ひだのあるスカート チェック柄も可とするが、グレー基調となり色が落ち着いたものとする
ネクタイ・リボン	儀式や面接などでは、ある程度統一されたものを着用（令和７年度中は着用しない）
靴下	白・黒・紺・グレーの靴下。ワンポイント・ラインのあるものも可。長さは自由だが、時と場に応じて

※着用基準は、学校を運営していくなかで、生徒と教職員の意見交換をふまえ、変更する場合があります。

5 学 用 品

標準服等検討部会で、旭丘小学校と旭丘中学校で使用している上履きや体操着などをみらい青空学園の開校に合わせてリニューアルするか確認した結果、以下のとおりとなりました。

具体的な仕様などは、旭丘小学校と旭丘中学校を中心に検討します。

上履き	小中でデザインを統一しない （高学年の買い替え時に配慮した検討を行う）
体育館履き	これまでどおり導入しない
体操服（Ｔシャツ・ハーフパンツ）	小中でデザインを統一しない （高学年の買い替え時に配慮した検討を行う）
ジャージ（小学部）	これまでどおり導入しない
校帽（小学部）	これまでどおり着帽することとし、校章のみ変更する
校章バッジ（中学部）	導入しない
通学バッグ（中学部）	これまでどおり指定しない

6 歴史保存（みらい青空学園に引き継ぐもの）

（１）メモリアル品

旭丘小学校と旭丘中学校の歴史を保存するため、児童・生徒、保護者、旭丘・小竹地域の方にとって思い出となるメモリアル品をみらい青空学園に残すこととしました。

令和４年７月５日（火）から９月２日（金）まで、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の児童・生徒と保護者、旭丘・小竹地域の方を対象にアンケートを行った結果、304 名から回答がありました。

アンケート結果を参考に、メモリアル品を次のとおり分類しました。

①　現物をみらい青空学園に移設するもの

【校内のショーケースに展示】

心のかぎ（旭丘小）

トロフィー・賞状など
（旭丘小・旭丘中）

校章パネルなど
（旭丘小）

クラスプレート
（旭丘小）

校名板（旭丘小･旭丘中）

校旗（旭丘小・旭丘中）

【屋外に展示】

二宮金次郎像
（旭丘小）

学校創設記念碑
（旭丘小）

クマの銅像
（旭丘中）

石碑「徳峯智泉」
（旭丘中）

②　写真・動画として残すもの

石碑、灯篭、校歌（木製のボード）、卒業制作
など

石碑（旭丘小）

灯篭（旭丘中）

③　希望者に譲るもの（②のうち一部）

旭丘中学校のメモリアル品のうち、みらい青空学園に保管しないメモリアル品は卒業生などにお譲りすることとしました。

令和５年６月 10 日（土）に譲渡会を開催し、74 点をお譲りしました。

旭丘小学校のメモリアル品譲渡会は、令和７年度に開催予定です。

（２）メモリアル動画

児童・生徒にとって思い出となるものや、旭丘小学校と旭丘中学校の校舎での生活風景などを撮影したメモリアル動画を作成しました。

旭丘小学校

https://youtu.be/Aarj3l4CWI8

旭丘中学校

https://youtu.be/C1X-kwUJhck

第 3 章

みらい青空学園の教育

1 学校の教育目標

練馬区の施設一体型小中一貫教育校の特色である小中の連続性ある教育活動の充実・推進（P４）を図るため、みらい青空学園では、共生社会の実現に向けて、人権尊重の精神を基調とし、地域と共に小中一貫教育９年間で「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かで創造性あふれる児童・生徒の育成を目指します。

【知】　主体的に学び探究し、自らの考えを広げ深める人

【徳】　自他の人権を尊重し、思いやりの心をもって行動する人

【体】　心身ともに磨き、気力・体力の向上に努める人

2 「学校の教育目標」を達成するための基本方針

施設一体型小中一貫教育校の強みを生かした児童・生徒同士の交流活動の日常化とともに、通常の学級および特別支援学級などの交流学習の充実、地域および近隣の大学などの教育機関との連携を図り、９年間の多様な「関わり」と「体験」を通じて、児童・生徒の豊かな心と創造性を養います。また、学習指導・学習方法を１年生から９年生まで段階的に発展させ、学ぶ楽しさを実感させます。さらに、９年間の成長を見通した体育健康教育を実施し、健全でたくましい心身を育みます。

- **９年間の多様な「関わり」と「体験」を通じて、豊かな心と創造性を養う学校**
- **９年間の一貫した学習指導を通じて確かな学力を身に付けさせ、学ぶ楽しさを感得させる学校**
- **９年間の発達段階に応じた体育健康教育を通じて、健全でたくましい心身を育む学校**

3 学校経営体制

小中一貫教育校は、法律上は小学校と中学校を基本としていますが、学校経営の一元化を図るため、大泉桜学園と同様、校長は１人、副校長は３人体制とします。

4 みらい青空学園の特色

１年生から９年生までが同じ校舎で生活すること、小学部、中学部の特別支援学級をそれぞれ併設すること、近隣に複数の大学があることなどの特色を生かし、以下の教育活動に取り組みます。

（１）特色ある教育活動

①　学習活動

ア　探究的な学び

総合的な学習の時間を中心に、福祉・環境・キャリアなど、学校全体のテーマや学年ごとのテーマを設け、９年間のカリキュラムを作成し、探究的な学びの充実を図ります。

また、個の課題に応じた探究的な学びの機会を確保します。

イ　国際理解教育

１年生から外国語活動を取り入れ、９年間を通じて外国語活動および外国語の充実を図ります。また、近隣の大学などに在籍する海外からの留学生などを招いて行う授業を実施するなどし、外国人と直に触れ合うとともに、海外の文化を学ぶ機会を設けます。

ウ　日本の伝統文化・理解教育

国語科を中心に、各学年の発達段階に応じ、かるたや百人一首、俳句、短歌などに触れ、日本語のもつ力と日本の伝統文化の素晴らしさを体験できるようにします。

エ　心の教育

道徳科では、１年生から９年生までの各学年で重点とするテーマを決め、系統的な授業を展開するなどの工夫を通じて指導の充実を図り、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度を育てます。また、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を進めることで、道徳的価値の一層の理解深化を図ります。

オ　体育健康教育

体育科における授業改善をはじめ、児童会・生徒会を中心とした体育的活動の充実をとおして運動の日常化を図ります。また、１年生から９年生までの９年間のカリキュラムを作成し、心身の発達段階に合わせた保健指導を実施します。

カ　少人数指導

算数・数学における少人数指導を実施します。このことにより、理解の十分ではない児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、発展的な学習も取り入れるなど、個々に応じた指導を展開します。

キ　５・６年生の一部教科担任制

中学部の教科担任制へのスムーズな移行や学習指導のより一層の充実を目指して、学年規模および児童の実態に応じながら、５・６年生の一部の教科で教科担任制を取り入れます。担任相互の連携を高めるとともに、専門的かつ効率的な授業準備を実現し、より質の高い授業を行います。

②　特別支援教育

ア　特別支援教育

小学部、中学部ともに特別支援学級を設置していること、小学部においては難聴通級指導学級を設置していること、特別支援教室の拠点校であることなどの利点を生かし、あらゆる教職員が専門性を生かすとともに連携を深め、通常の学級に在籍する児童も含め、特別な支援を要する全ての児童・生徒の支援を多面的に展開します。

イ　児童・生徒の交流

特別活動や学校行事などの機会を中心として、通常の学級に在籍する児童・生徒と特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常の学級に在籍する児童・生徒と通級指導学級に在籍する児童・生徒など、児童・生徒同士が様々な交流を行う場を充実させることをとおして、多様性を尊重する心や共生社会の担い手としての自覚を育みます。

③　外部機関との連携

ア　地域連携

学校支援コーディネーターと連携し、地域人材などを招いた出前授業の実施および地域未来塾や児童・生徒の放課後の居場所づくりなどの充実を図ります。

イ　大学との連携

近隣の大学などから学生や専門家などを招いて行う授業などを実施し、音楽、伝統文化などに触れたり体験したりする機会を充実させ、豊かな創造性や情操を育みます。

④　小学部および中学部の交流活動

ア　学習活動および学校行事等

中学部の生徒が小学部の児童の学習支援に当たるリトルティーチャーなどの取組をとおして、児童・生徒の交流の充実を図ります。

学校行事において、「する・みる・支える・知る」などの視点で、「共に取り組む」「参加する」機会を確保し、小学部および中学部の交流の充実を図ります。

イ　儀式的行事

【入学式】

小学部と中学部が合同で行います。６年生および９年生を参列させることで、小学部および中学部の最高学年としての自覚を育みます。

【卒業式】

小学部と中学部が合同で行います。また、実態に応じて５年生および８年生等を参列させることで、卒業生と在校生が卒業を互いに祝福し合うとともに、伝統を引き継ぎ受け継ぐ心を育む機会とします。

⑤　教員の交流

ア　職員室フリーアドレスの導入

職員室の固定座席配置を廃止し、小学部と中学部のあらゆる教員が日常的に密にコミュニケーションを図ることができるようにします。また、個人作業を行うブースやミーティングスペースなどを設置するなどして、職員室を目的に応じてフレキシブルに活用し、効率的に仕事に取り組めるようにします。

イ　乗り入れ授業の実施

中学部の教員が小学部の一部の単元などにおいて授業を行う乗り入れ授業を実施します。中学部教員の専門性を生かした指導により、児童の知的好奇心を高めたり技能の習熟を図ったりします。

（２）部活動

部活動の地域展開を見据えながら、様々な部活動において部活動指導員などの配置を目指すとともに、指導体制が整った部においては、希望制により５年生から活動に参加できるようにします。

第 4 章

施　設　整　備

1 施設整備の基本的な考え方

施設整備については、保護者および地域説明会や練馬区立小中一貫教育校推進委員会にて、いただいた意見を踏まえながら、以下の考え方で検討してきました。

○施設一体型小中一貫教育校として整備します。
○令和８年度の開校に向けて整備します。
○工事は、できるだけ教育活動に支障がないよう配慮します。

2 施設整備の主な項目

（１）配置計画

南側敷地と北側敷地を合わせた中央部に施設を集約し、南側敷地に第一校庭（主に中学部用）を、北側敷地に第二校庭（主に小学部用）を配置します。

（２）校舎整備

校舎は、南側敷地に南棟、北側敷地に北棟を設け、間を渡り廊下でつなぐ一体構成とします。南棟には舞台のある第一体育館（主に中学部用）を整備し、北棟には第二体育館（主に小学部用）を整備します。

（３）メディアセンター（図書室）

メディアセンターは、北棟３階に配置します。メディアセンターとは、発表形式の授業や情報設備を設置し、調べ学習の授業を行いやすくした図書室のことです。

（４）屋内プール

屋内プールは、南棟に配置します。簡易温水で、小学生から中学生まで使うことから発達段階に合わせて水深を変えられる可動式としています。

第一校庭

北棟と南棟を結ぶ渡り廊下

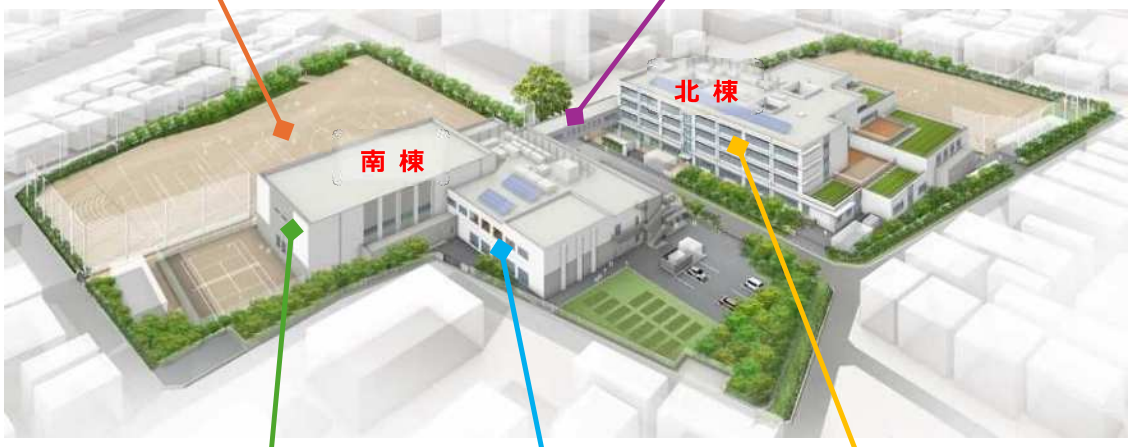

第一体育館（南棟１階）

メディアセンター（北棟３階）

屋内プール（南棟１階）

（５）普通教室

普通教室は全学年を北棟に配置することで、異学年交流の活性化を図ります。

（６）特別支援普通教室

特別支援普通教室はバリアフリーにして北棟１階に配置します。児童・生徒一人ひとりの支援体制の充実を図ります。

（７）管理諸室

北棟２階に校長室・職員室・事務室などを集約して配置するなど、機能的に連携しやすい構成とします。職員室は第二校庭に面した位置に配置し、小学部と中学部の教員がともに使用します。

（８）複合化施設

北棟１階に児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センターを設置します。

施設は、北棟南西角に専用出入り口を設け、学校運営に支障なく単独利用できます。

（９）学童クラブ

校内学童クラブ（または校内ねりっこ学童クラブ）を設置します。

普通教室（北棟２階～４階）

職員室（北棟２階）

資　料　編

校舎案内図

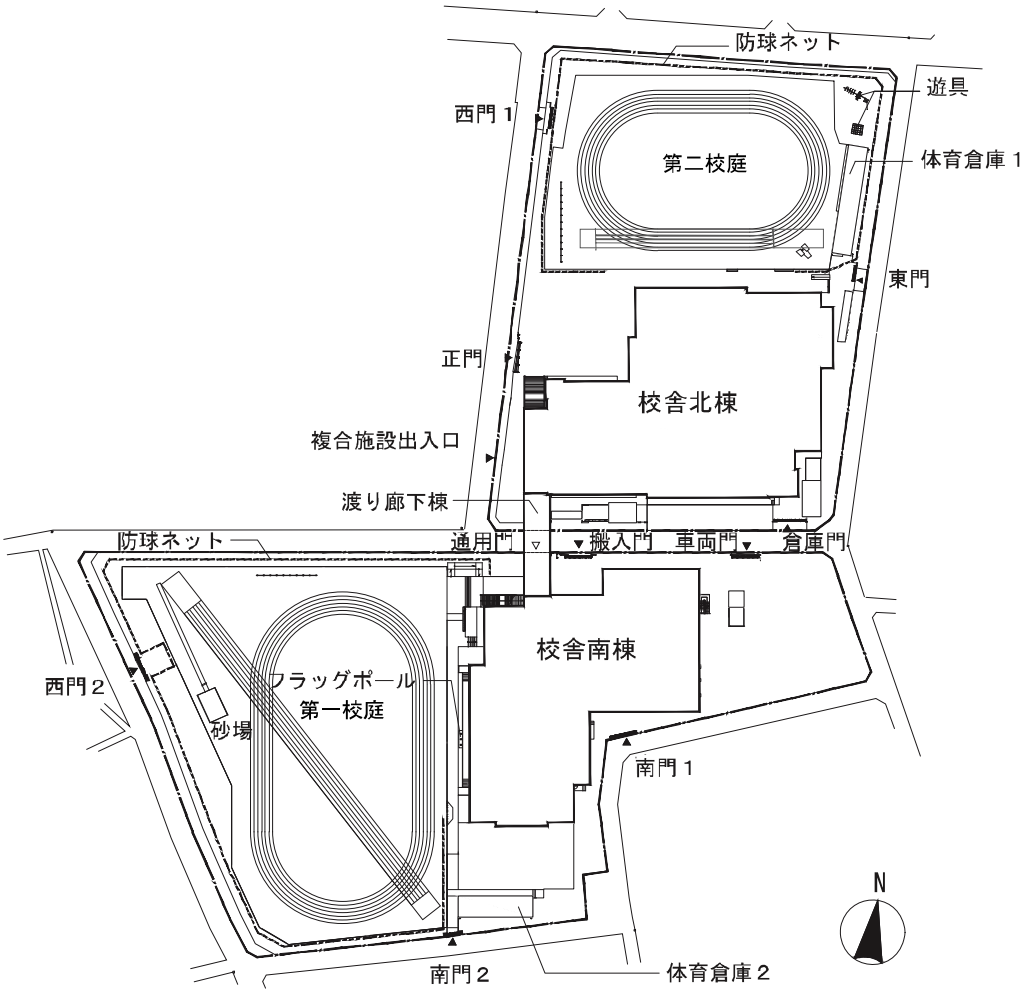
防球ネット
遊具
西門１
第二校庭
体育倉庫１
東門
正門
校舎北棟
複合施設出入口
渡り廊下棟
防球ネット
通用門
搬入門
車両門
倉庫門
校舎南棟
西門２
フラッグポール
第一校庭
砂場
南門１
N
南門２
体育倉庫２

配置図

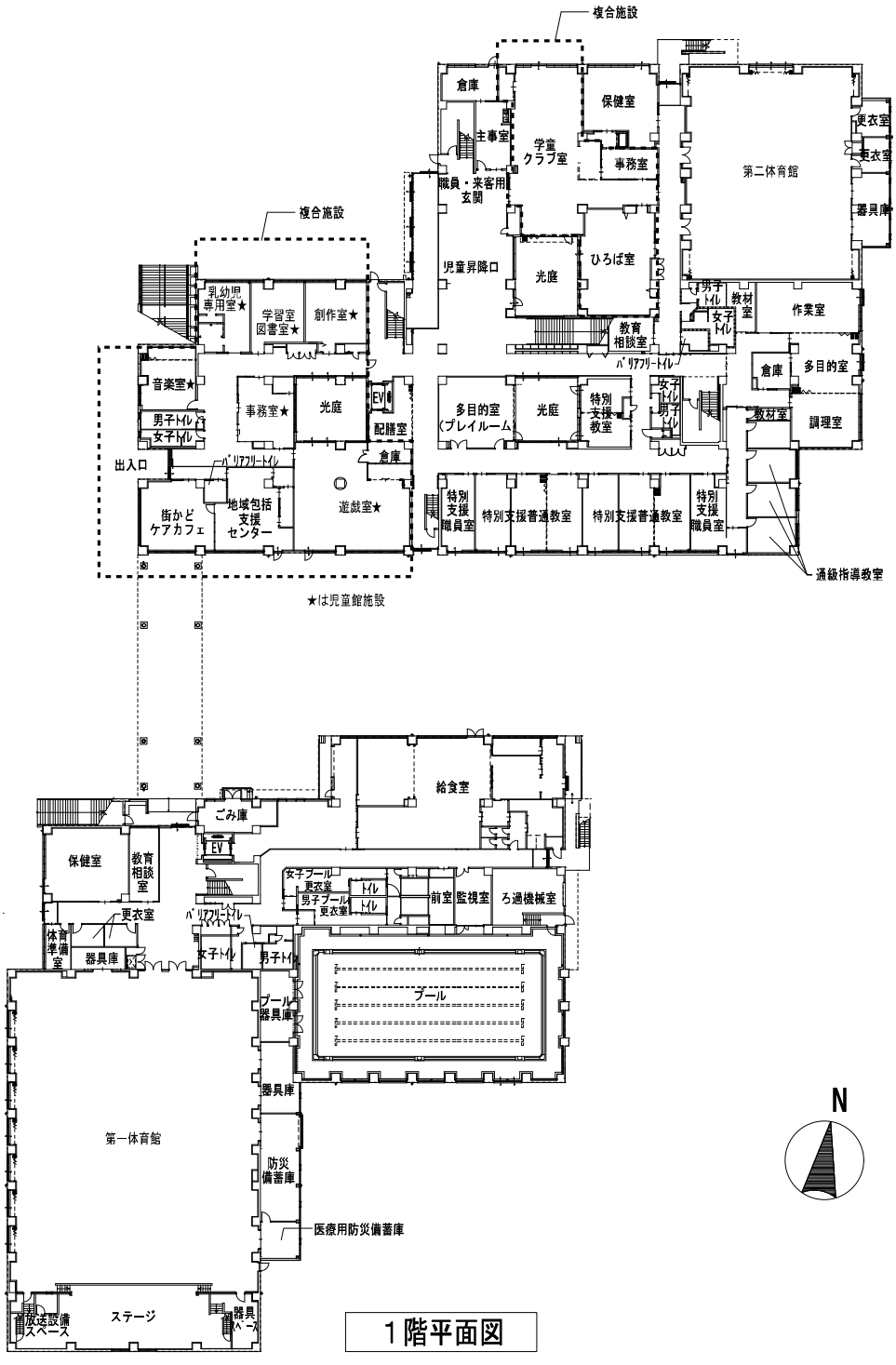
複合施設
倉庫
保健室
主事室
学童クラブ室
事務室
第二体育館
更衣室
更衣室
器具庫
職員・来客用玄関
児童昇降口
光庭
ひろば室
男子トイレ
女子トイレ
教材室
作業室
教育相談室
バリアフリートイレ
倉庫
多目的室
複合施設
乳幼児専用室★
学習室図書室★
創作室★
音楽室★
事務室★
光庭
EV
配膳室
多目的室(プレイルーム)
光庭
特別支援教室
女子トイレ
男子トイレ
教材室
調理室
男子トイレ
女子トイレ
バリアフリートイレ
倉庫
出入口
街かどケアカフェ
地域包括支援センター
遊戯室★
特別支援職員室
特別支援普通教室
特別支援普通教室
特別支援職員室
通級指導教室
★は児童館施設
給食室
ごみ庫
EV
保健室
教育相談室
女子プール
男子プール
更衣室
更衣室
トイレ
トイレ
前室
監視室
ろ過機械室
バリアフリートイレ
更衣室
体育準備室
器具庫
女子トイレ
男子トイレ
プール
プール器具庫
器具庫
第一体育館
防災備蓄庫
医療用防災備蓄庫
放送設備スペース
ステージ
器具ヘース
N

1階平面図

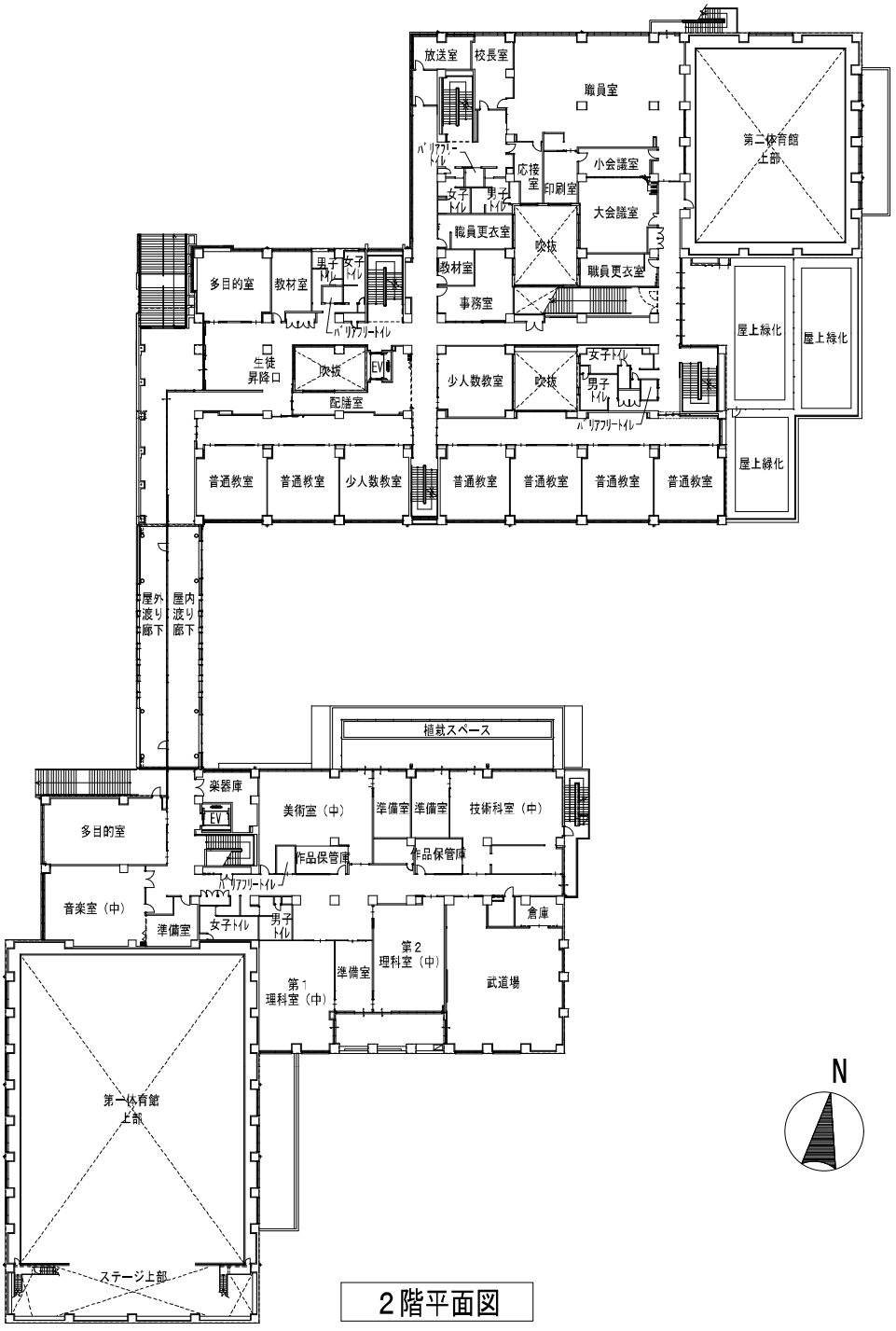
放送室
校長室
職員室
第二体育館
上部
バリアフリートイレ
応接室
小会議室
印刷室
女子トイレ
男子トイレ
大会議室
職員更衣室
吹抜
教材室
職員更衣室
多目的室
教材室
男子トイレ
女子トイレ
事務室
バリアフリートイレ
屋上緑化
屋上緑化
生徒昇降口
吹抜
EV
少人数教室
吹抜
女子トイレ
男子トイレ
配膳室
バリアフリートイレ
屋上緑化
普通教室
普通教室
少人数教室
普通教室
普通教室
普通教室
普通教室
屋外渡り廊下
屋内渡り廊下
植栽スペース
楽器庫
EV
美術室（中）
準備室
準備室
技術科室（中）
多目的室
作品保管庫
作品保管庫
バリアフリートイレ
音楽室（中）
準備室
女子トイレ
男子トイレ
倉庫
第2
理科室（中）
準備室
第1
理科室（中）
武道場
第一体育館
上部
ステージ上部
N

2階平面図

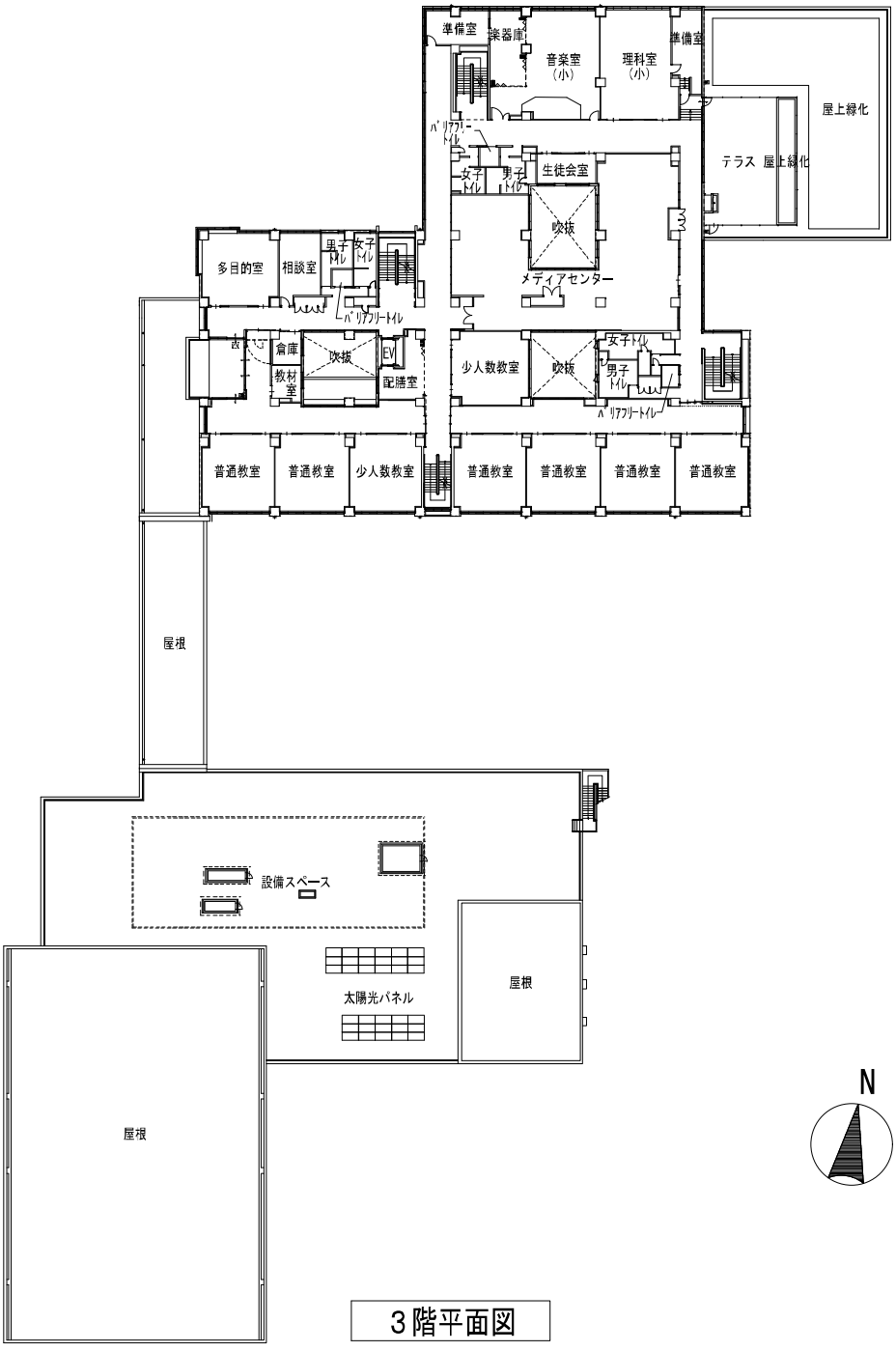
準備室
楽器庫
音楽室
（小）
理科室
（小）
準備室
屋上緑化
テラス 屋上緑化
バリアフリートイレ
女子トイレ
男子トイレ
生徒会室
吹抜
メディアセンター
多目的室
相談室
男子トイレ
女子トイレ
バリアフリートイレ
改ベット
倉庫
教材室
吹抜
EV
配膳室
少人数教室
吹抜
女子トイレ
男子トイレ
バリアフリートイレ
普通教室
普通教室
少人数教室
普通教室
普通教室
普通教室
普通教室
屋根
設備スペース
太陽光パネル
屋根
屋根
N

3階平面図

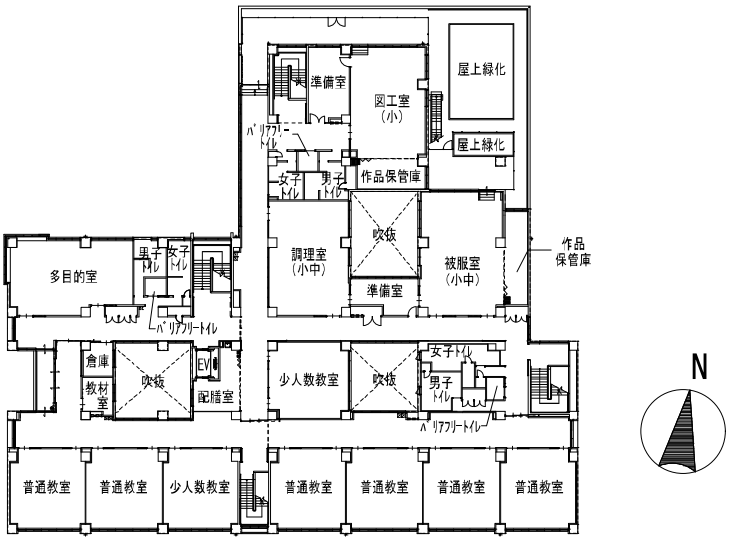

4階平面図

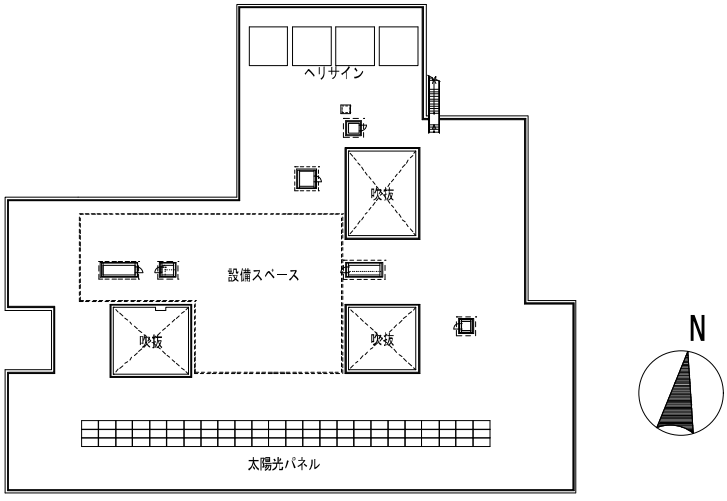

屋上階平面図

練馬区立小中一貫教育校推進委員会および各部会の主な検討内容
（令和６年度末時点）

◎練馬区立小中一貫教育校推進委員会

年度	回数	主な検討内容
元年度	４回	○ 新たな小中一貫教育校の開校に向けた検討と意見等まとめ
２年度	２回	○ 校舎等改築の考え方 ○ 新校舎の平面計画および仮設校舎の配置計画
３年度	２回	○ 新校および複合施設の基本設計
４年度	４回	○ 旭丘小学校・旭丘中学校のメモリアル品の選定 ○ 小中一貫教育校の統一学園名、校章、校歌、標準服等の検討
５年度	５回	○ 統一学園名の検討 ○ 校章・校歌検討部会、標準服等検討部会の検討状況の報告
６年度	４回	○ 学校運営部会の設置について ○ 学校運営部会で検討した教育目標等の報告 ○ 校章・校歌検討部会、標準服等検討部会の検討状況の報告

◎校章・校歌検討部会および標準服等検討部会

年度	回数	主な検討内容
５年度	５回	○ 校章、校歌、学用品を含めた標準服等の決め方の検討 ○ 校章、校歌の制作者の検討
６年度	９回	○ 校章のデザインおよび校歌の検討 ○ 標準服等の検討

◎学校運営部会

年度	回数	主な検討内容
６年度	６回	○ 「学校の教育目標および基本方針」の検討 ○ ４部会（教務部会、生活指導部会、学校行事部会、特別支援教育部会）の進捗状況の報告 ○ 特色ある教育活動の検討

練馬区立小中一貫教育校推進委員会設置要綱

令和元年 10 月 10 日
1練教教教第 10131 号

（設置）
第１条　旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針に基づき、新たな小中一貫教育校の開校に向けた具体的な課題について検討するため、練馬区立小中一貫教育校推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　推進委員会は、つぎに掲げる事項について検討し、必要に応じて検討の経過およびその結果を練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。
（1）小中一貫教育校の施設整備に関すること。
（2）小中一貫教育校の就学に関すること。
（3）小中一貫教育校の教育内容に関すること。
（4）小中一貫教育校の学校経営に関すること。
（5）前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（組織）
第３条　推進委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。
２　委員長は、旭丘中学校長をもって充てる。
３　副委員長は、旭丘小学校長および小竹小学校長をもって充てる。
４　推進委員会は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
５　委員長は、必要と認めたときは、委員を追加することができる。

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員長が選任されるまでは、教育振興部長が招集し、主宰する。
２　委員長に事故があるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
３　委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（意見の聴取等）

第６条　推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の教育委員会事務局職員、学校長、幼稚園長、学識経験者および関係者に対し、意見の聴取、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育施策課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付　則

この要綱は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

別表　（第３条関係）

区分	所属	人数
保護者	旭丘小学校	２名程度
〃	旭丘中学校	２名程度
〃	小竹小学校	２名程度
町会	旭丘東町会	２名程度
〃	旭丘一丁目町会	２名程度
〃	旭丘二丁目町会	２名程度
〃	小竹町会	２名程度
学校評議員等	旭丘小学校関係	２名程度
〃	旭丘中学校関係	２名程度
〃	小竹小学校関係	２名程度
校長	旭丘小学校長	―
〃	旭丘中学校長	―
〃	小竹小学校長	―

練馬区立小中一貫教育校実施計画　～みらい青空学園の開校に向けて～
令和７年（2025 年）３月

担　当　練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課・教育指導課
住　所　〒176-8501　練馬区豊玉北 6-12-1
電　話　（03）3993-1111（代表）
ＦＡＸ　（03）5984-1221
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　3

令和７年３月13日
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部学校施設課

区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る区民意見反映制度および説明会の実施状況について

1　区民意見反映制度について

(1) 意見募集期間

令和６年12月11日（水）～令和７年１月21日（火）まで

(2) 周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ　区ホームページへの掲載

ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、教育施策課での閲覧

エ　区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ　児童館での閲覧

(3) 意見件数

366件（154名）うち子どもからの意見は21件（16名）

2　説明会について

日時	会場	来場者数	動画視聴者	
			当日zoom視聴者数	アーカイブ視聴者数
１月９日（木）18：30～19：30	田柄小	10	5	117
１月10日（金）18：30～19：05	光一中	9	12	58
１月11日（土）10：00～11：35	光八小	21	8	58
１月11日（土）14：30～16：50	豊渓中	89	18	198
１月15日（水）18：30～19：05	春日小	3	3	15
計		132	46	446

３　今後の進め方

３月22日　豊渓中で再度の説明会を開催

４月以降　保護者および地域と協議

寄せられた意見と区の考え方および計画（案）を文教児童青少年委員会へ報告

資　料　4

令和７年３月13日
教育振興部教育施策課

練馬区教育振興基本計画　中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

(1) 意見募集期間
令和６年12月11日（水）～令和７年１月15日（水）まで

(2) 周知方法
ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載
イ　区ホームページへの掲載
ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、教育施策課での閲覧
エ　区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧
オ　児童館での閲覧

(3) 意見件数
107件（58名）うち子どもからの意見は74件（46名）

２　寄せられた意見の内訳　（ ）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
第１章　計画の基本的な考え方	２（０）
第２章　施策の体系	０（０）
第３章　教育施策の具体的な展開	
取組の視点１　教育の質の向上	31(14)
取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進	４（１）
取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実	８（１）
その他	62(58)
合　計	107(74)

3　寄せられた意見に対する対応状況　（ ）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	３（２）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	19（９）
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	22(10)
△ 事業実施等の際に検討するもの	42(38)
※ 趣旨を反映できないもの	１（０）
－ その他、上記以外のもの	20(15)
合　計	107(74)

４　寄せられた意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第１章　計画の基本的な考え方			
1	中間見直しの趣旨は「第３次みどりの風吹くまちビジョン」と整合を図るとともに、2026（令和８）年度に向けた施策の方向性を示すとしているが、見直しの基準は区の基本計画やその年次計画である「アクションプラン」である。本来独自の論理を持って展開されなければならない教育（特に学校教育）が、自治体の意向によってゆがめられてしまうという問題が起きている。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長が教育委員会と協議して、大綱を定めることとされています。区では、「みどりの風吹くまちビジョン」の教育・子育て分野の施策の方向性などを体系的に整理し、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。 「練馬区教育振興基本計画」は、ビジョンと大綱の双方との整合性を図って策定しています。	○
2	2022（令和４）年度から2026（令和８）年度を計画期間として策定された練馬区教育振興基本計画の「中間見直し」を2024年度末に行うのであれば、前半の３年間の到達点や問題点等が掲示されてなければならない。しかし、具体的な取組を説明している箇所では、「現状」として何の資料もなく「令和６年度末」と「令和８年度目標」が示されている。年度が異なるのに、表現が同一のものもある。違いがわかるように、具体的な内容・事実を示すべきだ。 PDCAサイクルについての説明があるが、C（結果の点検・評価）はどのように実施したのか。その内容の説明を欠いたままでは、「中間見直し」に対するコメントは不可能である。 さらに、CからA（改革・改善）にどのように展開したのか。その説明も欠如している。	C【CHECK】「結果の点検・評価」は、アクションプラン（年度別取組計画）の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様に公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行っています。点検・評価の結果も踏まえて、今回、計画の中間見直しを行いました。 年度をまたいで引き続き取組が必要な項目において同一の表現としています。	○

第３章　教育施策の具体的な展開			
取組の視点１　教育の質の向上			
3	区立幼稚園を３年保育にして、存続させて欲しい。金銭面はもちろん、子どもの特性や障害にかかわらず、受け入れてもらえる公立幼稚園の存在は重要である。	令和６年度に区立幼稚園あり方検討委員会を設置し、今後の区立幼稚園のあり方について議論しています。	△
4	「小中一貫教育」は、カリキュラムや指導の問題であって学校の設置様式の問題ではない。義務教育９年間を見通した教育を「小中一貫教育の推進」だけではなく「小中一貫教育校の整備」によって行わなければならない理由を説明してほしい。「小中一貫グループ」において作成された「系統的・継続的な取組プログラム」について実践を踏まえて説明してほしい。	区では、「授業改善による学力・体力の向上」「連携指導による豊かな人間性・社会性の育成」「滑らかな接続による安定した学校生活」の３つを小中一貫教育の目的としています。小中一貫教育校では、小学校と中学校の教員が密に情報共有を行い、学習指導や生活指導を系統的に行うことで小中の滑らかな接続や中１ギャップの解消などにつなげています。また、小中合同行事、異学年交流活動をはじめとした小中一貫教育に関する多様な取組を組織的継続的に実施しやすいことなど、区の小中一貫教育の目的と合致することから学校の施設や規模の状況も考慮しながら小中一貫教育校を整備しています。 また、全ての小中一貫教育グループで、目指す生徒像を設定し、その実現に向けて、「小中一貫教育の取組プログラム」を策定しています。プログラムの中では、各グループの学校や地域の実態などを踏まえ、学力の向上やICT教育の充実、豊かな心の育成など「柱」となるテーマを設定し、児童・生徒の発達段階に応じた９年間の系統的な指導を行っています。	○

5	小中一貫教育の推進を掲げているが、具体的な内容が保護者には伝わっておらず、内容的にも十分であるのかが不明である。異学年交流の授業を行うなどの工夫が必要ではないか。	区では、毎年、小中一貫教育グループから、一年間の取組内容について報告を受けています。各グループでは、小中合同行事の実施や５、６年生の部活動体験、中学校教員による小学生への乗り入れ授業、生徒会・児童会交流などの取組が多く実施されています。 また、リーフレット「ねりまの小中一貫教育」にまとめ、区立学校の全保護者を対象に毎年配付するとともに、区のホームページにも掲載しています。今後も、小中一貫教育の充実を図っていきます。	○
6	小中学校のプールは１年のうち１カ月強しか利用期間がなく、衛生面、水温等の環境を踏まえると、民間施設において集団で水泳授業を実施する方が合理的に思える。学校のプールだと教職員への負担も大きく、民間で対応できるのであればWin-Winかと思うので、検討してほしい。	令和７年度に、民間プールの活用に向けたモデル事業を実施します。その中で学校から施設までの移動方法、移動に要する時間と授業時間の確保、民間事業者の指導員と教員との連携などについて課題を整理し、検証を進めていきます。	□
7	休み時間中の運動の取組とあるが、休み時間はあくまでも休み時間のため、好きに過ごさせてほしい。また、全員参加のような強制はやめてほしい。	休み時間は、子どもの自主性を尊重した過ごし方を推奨しています。一方で、子どもの体力向上を図る上で、運動の機会を確保することも大切です。各校では、子どもが自ら体力向上に取り組むよう場や時間などの設定を工夫しています。	□
8	食育の観点からも、どんなメニューにも、ほぼ牛乳が出るのはおかしいと思う。アレルギー以外にも停止させたいときにできるようにしてほしい。	牛乳は、学校給食摂取基準において、カルシウム摂取に効果的であり、使用に配慮することが規定されています。食物アレルギー以外では、疾病（乳糖不耐症など）の場合、医師の診断に基づき停止できます。	□

9	毎日学校のホームページに給食メニューが掲載されているが、メニュー、量とも十分でなく、とても貧相に感じる。もっと十分に予算を手当てする必要がある。	学校給食は、学校給食摂取基準を満たし、安全で栄養バランスのとれた美味しい食事の提供を目指しています。 また、必要な食材料の調達には、それに見合った給食費を設定する必要があり、昨今の物価上昇による給食食材費上昇分を含む学校給食費の１食あたりの単価を算出し、学校給食費の補助を行っています。	－
10	現行のタブレットは重すぎるし、タッチペンもなくしやすい。更新するタブレットは、軽く持ち運びしやすいものにしてほしい。また、タッチペンも漢字の書き取りがしにくいため、書きやすいものにしてほしい。選定には子どもたちの意見も募り、尊重してほしい。	児童・生徒用タブレットパソコンの更新にあたっては、扱いやすく、壊れにくいものを選定します。 また、選定にあたっては、児童・生徒の使い勝手なども考慮していきます。	△
11	GIGAスクール構想について、「文部科学省から発表された」という記載は、文部科学省が構想を策定したのだと誤解をあたえてしまう。この構想は、経済産業省が中心になってまとめたもので、2019年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の中に盛り込まれたものである。その後、この構想の主管が文部科学省になったが、同省が推進したことは端末の配付と使用環境の整備である。 練馬区の取組も、同様の内容になっている。しかし、教育委員会が推進すべきことは「ICTを活用した教育内容の充実」や指導方法の改善だと思うが、デジタル教科書の導入以外は何も書かれていない。端末の導入が目的になっている。 小学生にとっては自分で書くこと、話すこと、実物にふれることが大切である。また読みについても、紙ベースでの読みが読解力を育てることが知られている。端末の使用に当たっては、現場の先生方の意見、実務経験を尊重し、慎重に対応してほしい。	「重点施策２　教員の資質・能力の向上」において、ICTを効果的に活用した学習を進め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するため、教員のICT機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実を掲げています。 タブレット機器を含めたICTの活用に関しては、必要な場面に応じて効果的に使用することになります。子どもたちの健全育成には、子ども同士、教師と子どもたちの直接的な関わり、また、多様な体験活動は欠かすことはできません。今後、ICT機器の良さを活用しながら、従来の効果的な教育実践を併用した、ハイブリッド型の教育を推進していきます。	○

12	学校選択制度について、生徒・保護者の意思を尊重するのが目的とあるが、現実的には生徒を偏差値で選別する結果になっている。 学区への就学を無条件で可能とすべきである。受け入れ可能な生徒数を絞ることがインクルーシブ教育には必要である。	学校選択制度ではあらかじめ１校あたりの受入可能人数を定め（おおむね１学級分（40名程度））、希望者が受入可能人数以下の場合は希望者全員を、受入可能人数を超えた場合は、基本、公開により抽選会を実施し受入者を決定します。いただいたご意見にあるような偏差値を用いて選別することはありません。 なお、住所により指定された中学校へは学校選択制度に関係なく就学することは可能です。また、学校選択制度は、おおよそ５年ごとに有識者を含めた検証委員会を実施しており、その結果により見直しを図っています。	□
13	「学校保健の充実」の記載について、連携先を学校医だけでなく「その分野の専門家」にも広げてほしい。テーマに沿った専門家（例えば、新型コロナであれば感染症の専門医など、二次性徴なら産婦人科医など）を呼んで、児童や保護者に講演してほしい。	各学校が講師を招くための予算を計上し、各学校の実態やニーズに応じて、外部の専門家に講師依頼ができるようにしています。様々な外部の専門家を講師に招いた授業を引き続き推進していきます。 ご意見を踏まえ、専門家等との連携について追記します。	◎
14	教員の社会経験不足も聞くので、社会経験のある会社員など、活用するのもよいと思う。	東京都は、民間企業などの勤務経験がある方の特例選考を設けており、社会経験のある方の活用を図っています。	□
15	民間の学習塾の講師を招いて、教員と意見交換するのはどうか。学校と学習塾が対立ではなく、協働するような連携が図られると民間のノウハウも吸収でき、よい施策になると思う。	区では、教員の授業力や生活指導力、様々な教育課題への対応力の向上を図るために、大学教授などの外部の専門家を講師として招聘し、研修を実施しています。また、指導方法などのノウハウをもった教育アドバイザーによる、若手教員に対する指導や支援を行っています。	○

16	取組内容４「教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。」の記載は、教員の資質や能力の向上とは関係ないし結びつかない。教員の待遇改善（残業手当含めた給与水準）が必須である。いくら研修や教材を整備したところで優秀な人材は集まらない。	教員の事務処理などの業務負担を軽減することは、教員が担うべき業務に集中することにつながり、教員の能力の向上に資すると考えます。また、区立学校に勤務する教員は、東京都での採用になるため、その処遇についても東京都の裁量となります。現在、国が管理職手当や主任手当の支給額の見直し、新たな手当の創設や教職調整額の見直しなどの検討を進めており、東京都は、国の検討状況を踏まえ、対応を検討することとしています。	□
17	校舎の老朽化への対策が後回しにされていると感じる。近年の温暖化、外国人の急増、インクルーシブ教育の観点から、①クーラーの設置、②トイレの改修、③昇降機の設置の時期を早めてほしい。	空調設備について、普通教室や特別教室および主な管理諸室には既に設置済ですが、普通教室の空調機は老朽化が進んでいるため、令和７年度から順次更新する計画です。体育館については、令和７年度中に全小中学校で設置が完了する予定です。中学校の武道場については、令和７年度から順次設置予定です。 トイレ改修については、学校運営の支障が少なくなるよう縦系統毎に改修しています。１系統目は平成29年度までに全校で改修が完了し、現在２系統目の改修を実施しています。トイレ以外に老朽化の進む屋上・外壁や給水設備などの改修も実施する必要があります。財政面なども考慮し、トイレ改修は年６校程度で進めています。 昇降機の設置について、令和７年１月現在、エレベーターは16校（小：９校、中：７校）、階段昇降機は24校（小：19校、中：５校）に設置しています。 エレベーターについては、設置場所や日影規制などの課題があり、既存校での設置は困難なため、改築時に設置していきます。 階段昇降機については、車いす利用者が在籍する学校に設置しており、今後長寿命化改修を行う学校への設置を進めます。	―
18	南大泉小学校は、玄関廊下に空調がなく、夏の参観日では各学級の扉をあけていたので、教室内も暑く熱中症の心配があった。 また、全体的な建物の老朽化も感じる。建物の老朽化（特に空調）について対策してほしい。		

19	半数以上の学校で築年数が50年を超え、断熱対策が十分ではなく、空調の効きが悪い教室が見受けられる。二重サッシ対策などの断熱対策を早急に進めるべきである。	普通教室の空調機は老朽化が進んでいるため、令和７年度から順次更新する計画です。 断熱対策については、改築時に屋外に面した窓を複層ガラスにし、壁面や天井に断熱材を使用し換気設備を設けるなど、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様としています。 既存校については、長寿命化改修の際に、断熱効果、工期、コストなどを勘案して検討を進めます。	―
取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進			
20	青少年育成委員会がどのように学校・児童に関わっているのかについて、保護者に伝わっていない。保護者にしっかりと説明されない組織が児童に関わるのは問題があるのではないか。	青少年育成地区委員会は旧17出張所の管轄区域ごとに、青少年健全育成事業（スポーツ大会、キャンプ、中学生意見発表会など）や地域パトロールなど、地域の特色を生かした事業を行っています。 活動内容や行事については、学校を通じて各家庭に広報誌を配布したり、保護者向け情報伝達サービスを用いて周知を図っています。育成地区委員会の役割などが、よりわかりやすく区民に伝わるよう、周知に努めていきます。	△

21	青少年育成・学校応援団の違いが分かりにくい。縦割り行政で現場では同じ人間が担当していることもある。制度全体の見直しが必要ではないか。	青少年育成地区委員会は旧17出張所の管轄区域ごとに、青少年健全育成事業（スポーツ大会、キャンプ、中学生意見発表会など）や地域パトロールなど、地域の特色を生かした事業を行っています。 学校応援団は小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、学校開放事業や応援団まつりなどを行う地域住民からなる団体です。 それぞれの役割が、よりわかりやすく区民に伝わるよう、周知に努めていきます。 学校応援団などの地域活動では担い手が重複するなどの課題があります。こうした状況も踏まえ、区における地域連携の在り方について検討していきます。	△
22	学校評議員制度・学校運営協議会制度について、内容が一般の保護者に開示されておらず、クローズな状況で話し合いが進んでいくのは、そもそもの趣旨に反しているのではないか。	学校運営協議会については、規則において原則公開と定めています。学校評議員会や学校運営協議会の中で話し合われた内容について、保護者や地域の方々にも広く知らせるよう、各学校に周知していきます。	□
取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実			
23	不登校児童の中には、勉強についていけない不安やストレスが原因で不登校になり、自分では解決できずに長引いてしまい学校に復帰できない児童が多い。解決しようと気力のある子どもたちのために、小学校のはじめから学習を学び直せるように映像授業を充実してほしい。	各学校では、個に応じた指導の充実を図っています。放課後には地域と連携した学習教室を実施している学校もあり、基礎的な学力の定着を図る取組を推進しています。また、学校以外にも適応指導教室などの学習の場を設け、学習に不安があり登校が困難な児童・生徒への支援を行っています。 今後、１人１台貸与されているタブレットパソコンを活用し、個に応じた学習のさらなる充実について検討していきます。	○

24	日本語の知識が全くない状況で異文化の学校生活に入る子どもたちと、それを迎える学校側の負担の軽減のために、就学前に学校生活に必要な最低限の日本語やルールを学べる場の必要性を強く感じている。 入国から数か月間も学校に入れない子もいると聞く。そのような子どもだけに限らず、2，3か月間集中的に学校生活に必要な最低限の日本語やルールを学べる教室に通ってから、それぞれの学校に通う方が子どもの負担も少なく、学校側もスムーズに受け入れられると思う。 同時に保護者への説明会、例えば言語別（中国語、英語の通訳付き、またはやさしい日本語）での開催ができれば、学校への誤解やトラブルの軽減にもつながるのではないか。	区では、様々な家庭環境で育つ子どもたちへの支援を重点施策として掲げており、日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っています。来日した児童・生徒が速やかに支援を受けられるように、日本語能力のアセスメントや、日本の学校生活の理解、区立学校への入学後の支援の充実について、検討していきます。 また、保護者に対しては、転入などに係る学校との個別面談の際に、小中学校全校に配備している翻訳機を活用したり、区の通訳ボランティアを派遣したりして、学校とのやり取りがスムーズにできるようにしています。	○
25	翻訳機の導入により、先生や児童・生徒は意思疎通がしやすくなったと思うが、日常のちょっとした会話でも翻訳機を使うことで、子どもたちが日本語を話したい、学びたい、習得する必要がある、と感じることが減っているのではないかと危惧している。子どもたちの日本語力を伸ばす環境作りのため、翻訳機の使い方の検討が必要だと思う。	区では、翻訳機を区立小中学校全校に配備しています。翻訳機により、児童・生徒およびその保護者と、学校の教職員がコミュニケーションを取りやすくなったという声を聞いています。日本語指導が必要な児童・生徒が充実した学校生活を送り、学校の授業を理解できるように、翻訳機などの活用を含め、日本語指導の充実について、検討していきます。	○
26	外国人の子どもは義務教育の対象ではないとはいえ、教育を受ける権利がある。 練馬区の子どもの1割については就学の有無が確認できていないと報告しながら、対策は多言語の書状を出して、実態解明するだけとは残念である。訪問調査などをすることを強く求める。	就学先不明の子どもについては、子ども家庭支援センターと共有し、訪問も含めて必要に応じた調査を行っています。外国籍の子どもに対しても令和6年度から状況により訪問を行うことで就学先の把握に努めています。	□

27	各学校の日本語講師は、自身の指導法や子どもへの対応に不安を感じても相談できる場がない。子どもへの指導法を学べる機会や意見交換会の場を作ってほしい。	日本語等指導講師の登録条件として、日本語教育能力検定合格者、日本語教師養成講座420時間修了者などの専門性を求めています。東京都主催する研修会など有益な機会がある場合は、積極的にご案内させていただきます。	□
28	「日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。また、地域振興課が実施している「こども日本語教室」との連携を図っていきます。」とあるが、主体的な責任を持つ部署はどこか。この教室では常に定員オーバーで受講待ちの子どもがいる状況である。子どもの学ぶ権利が行使できない状況を抜本的に解決する施策こそが求められている。	教育指導課が実施する①小・中学校への日本語等指導講師の派遣と、地域振興課が実施する②こども日本語教室は別の事業であり、それぞれの部署が責任をもって実施しています。さらに、令和７年度からは従前の運営を改め、共通のテキストで相互の進捗を確認しあいながら学習指導を進めるなど連携を図ることで、児童・生徒の支援を強化していきます。 こども日本語教室については、コロナ禍以降、感染症対策などのため参加をお待ちいただくこともありましたが、令和６年12月末日時点で申し込みのあった全ての方にご参加いただいています。	○
29	小・中学校で日本語等指導講師から指導を受講できる時間を増やすよう要望する。目標は一人ひとりが学校の学習に必要な日本語を身につけるのに必要な時間数だけ、校内で指導講師に教えてもらえることである。	これまで日本語等指導講師による指導時間は原則80時間で、必要が認められる中学生については追加で40時間、合計120時間の指導が可能でした。令和７年度からは、中学生の追加指導時間を80時間、合計160時間とすることで言語習得の支援を強化します。指導時間の延長については、小学生を含め引き続き検討します。	□
その他			
30	杉並区では、夏休みの宿題ワークなどの備品は、家庭での負担はなかった。練馬区でも同様にしてほしい。	令和６年度に策定するガイドラインに基づき公費で購入する学用品の対象を一部拡大し、保護者負担を軽減しますが、夏休みの宿題ワークについては、児童・生徒個人の所有物になることから、保護者負担としています。	※

31	杉並区の学校では夏場水筒が足りなくなった場合に、冷たい水を飲むために冷水機を利用していたらしい。 練馬区の学校では冷水機が使えず、水筒で足りなかった時は水道のぬるい水をのんでいるようで、水筒を２本もたせるなどしか対策ができない。熱中症対策として清潔な冷水機を設置してほしい。	各校の実情、必要に応じて、冷水機の設置、更新を行っていきます。	□
32	学校によって、各教室に空気清浄機が設置されている学校、そうでない学校があり、環境格差があるのであれば是正すべきである。	空気清浄機の設置については、各校における換気状況やその他設備の設置状況などを総合的に考慮して各校が個別に判断をしています。	△
33	学校安全対策において“ひまわり110番”事業を見直すべきである。個人情報の取り扱い等問題がある点が散見される。	ひまわり110番は、学校やPTA、地域の防犯組織などの実施団体が、緊急避難所の設置などの運営を行っています。区では、「個人情報保護の手引き」を区立の全小中学校のPTAと学校長に送付するとともに、定期的に校長会やPTA連合協議会で注意点などを周知しています。個人情報は、各実施団体において、適切に管理されているものと認識しています。 今後も、機会を捉えて、個人情報の適正な管理について、実施団体へ周知していきます。	□

5　子どもからの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第３章　教育施策の具体的な展開			
取組の視点１　教育の質の向上			
1	英語が中学になると急に難しくなると聞いた。 小学校でしっかり単語や文法を教えてほしい。	小学校では、外国語を聞いたり話したりすることを通して、積極的にコミュニケーションをとることが目標です。中学校では、小学校で学んだ単語や表現を使って、さらに文法を学びます。そのため、小学校での外国語の授業に積極的に参加することで、中学校での英語の勉強がもっと充実します。学習で不安になることがありましたら、学校の先生に相談してください。	□

2	学校の授業内でタブレットを活用する場面が月1回よりも少なく、必要なときに持ってくる生徒が少ないのが現状である。充電保管庫を全く使わないのではなく、使うクラスを決めて使ったり、設置数を増やしたりして改善してほしい。	教育委員会では、タブレットパソコンを使った授業をもっと積極的に行うよう、学校にお願いしています。タブレットパソコンは、家庭での学習のために家に持ち帰ることが基本になっています。授業で必要なときには学校に持ってきます。そのため、充電は家で行うこととしていますが、学校にもバッテリーが切れたときや一時的に保管するための充電保管庫が設置されています。なお、充電保管庫を増やすことを計画しています。利用方法については、学校の先生に相談してみてください。	△
3	スタディサプリのサービスはとても良いと感じている。他校の友達に聞くと導入されていないと言われたので、もし本当に導入されていないのであれば中学3年生だけにでも今すぐに導入してほしい。来年度以降も是非続けてほしいし、学校の自習時間などに活用を呼びかけていくと良いと思う。	区では、小学校に「ミライシード」、中学校に「eライブラリ」という学習を助けるサービスを使っています。これからも、みなさんの学習に役に立つソフトの利用について考えていきます。	□

4	学校のタブレットは壊れやすいので、より頑丈なものにしてほしい。	今使っているタブレットパソコンは、ＬＴＥドングルが壊れやすいという問題があります。そこで、学校のネットワークをWi-Fi化（無線化）して、ドングルがいらないタブレットパソコンに変えるなど、新しいタブレットパソコンは、使いやすくて壊れにくいものを選びます。 ご意見を踏まえて、このことが分かるように、追記します。	◎
5	昨年度、問い合わせたときに「タブレットを活用した授業を工夫する...」のように回答されたと思うが、どのように工夫していくのかを具体的に教えてほしい。	みなさんが興味や関心をもって、目標に向かって楽しく学べるように、動画や音声の教材、一人ひとりの学習の進み具合に合ったデジタルドリルなどを使っていきます。 また、学校や学年によってスライドを一緒に作ったり、デジタルホワイトボードで意見を交換したりして、みんなで学び合うことができるように工夫しています。 これからもみなさんが自分の力を発揮して意欲をもって学ぶことができるように取組を進めていきます。	□
6	教科書を持ち帰るのが大変なので、学習者用デジタル教科書を増やしてほしい。	現在は、小学５年生から中学３年生までの英語と、算数・数学（一部の学校）でデジタル教科書を使っています。他の教科については、国の方針に合わせて考えていきます。	△

7 ～ 8	学校で使用するタブレットパソコンをApple製品にしてほしい。 （他同意見　１件）	タブレットパソコンを選ぶときは、授業での使いやすさや壊れにくさ、キーボードの有無、費用などを考えて選びます。これからも同じような考え方で選んでいきます。	△
9	提出物などのデジタル化・小テストのGoogleForms（ロックモード）化などを区が積極的に呼びかけると良いと思う。教員の働き方改革にも繋がり、生徒のデジタル活用にもつながる。小テストをタブレットでやっていけば、成績にも関わるため、持ってくる人が増えるだろう。	各学校でＩＣＴ（パソコンやタブレットパソコンなど）を使って、効果的に学べる授業ができるように、区では先生たちの研修を充実し、ＩＣＴ支援員が先生たちをサポートしています。 先生たちが、授業などのいろいろな場面で、ＩＣＴをうまく使うことができるように、これからもさらに工夫していきます。 ご意見を踏まえて、このことが分かるように、追記します。	◎
10	ドングルだと動画が見られないので、規制を緩くしてほしい。無理だったら、学校全体のWi-Fi環境を整えてほしい。	学校のWi-Fi化は、中学校は令和６年度に、小学校は令和７年度に整備する予定です。インターネットのつながりを安定させて、授業がうまく進むように工夫をしていきます。	○
11	学校司書を配置することで、より充実した読書ができて読解力がつくので、良いと思う。	学校司書を配置して、学校の読書活動や学校図書館がもっと充実するように取り組んでいきます。 みなさんも調べ学習や読書活動で積極的に使ってください。	○

12	良い先生が増えてほしい。	区では、先生たちの授業が上手になるように、またみなさんの気持ちに寄り添った指導ができるように、たくさんの勉強会を開いています。これからもたくさんの勉強会を開いて、良い先生が増えるよう取り組んでいきます。	○
13	若手教員の教育内容を見直してほしい。	先生たちの経験年数に合わせて必要な能力を育てるために、勉強会を開いています。また、先生への個別の指導や助言を行う教育アドバイザーによる育成も行っています。これからもより良い勉強会を開いて、先生の資質・能力の向上を目指しています。	○
14	教室のエアコンが壊れている。不具合が出たらすぐに修理するか、新しいものにしてほしい。	エアコンが壊れた時は、できるだけ早く修理するようにしていますが、壊れた原因を確認したり、部品を取り寄せたりするのに時間がかかってしまうことがあります。普通教室のエアコンは古くなっているので、令和７年度から３年かけて新しくしていきます。	□

取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進			
15	不審者対策が作られると安心する。	学校に不審者が入らないように、また万が一入ってきても被害が出ないように、教育委員会の学校防犯指導員が、先生や保護者向けに、不審者に対応するための訓練をしています。 また、学校防犯指導員が、過去に不審者が出た場所を中心に定期的に見回りをして、見守りの強化をしています。 もし、不安に思うところがあったら、保護者や学校の先生に相談してください。	○
取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実			
16	学校でもいろいろなことを支援していたことが分かった。ヤングケアラーを学校で探していたことが意外だった。	ヤングケアラーを早く見つけて、お手伝いをしてくれる様々な人がしっかりとサポートするために、学校とスクールソーシャルワーカーがさらに協力します。	○
その他			
17	朝登校班で集団登校する際、危険に感じる横断歩道があるので児童擁護員の増員を希望する。	区では、学校や保護者のみなさんと一緒に、警察や道路の管理者と協力して、毎年、通学路の安全点検をしています。危ない場所があれば、通学の時に指導員を置くことも考えます。 まずは、危ない場所について学校に相談してください。	○

18	生徒用プリンターを使える部屋を用意してほしい。現段階では教員にお願いをして必要なものを印刷しているが、配布物などを作る際にレイアウトを確認したいと思ったとき少し不便なので、すぐに使えるプリンターがあると助かる。	授業の内容にも関係することですので、生徒用プリンターの必要性については、学校とも相談して考えていきます。	△
19	修学旅行の準備段階・運動会練習・合唱コンクール練習などでタブレットをたくさん活用し、とても役に立ったし便利だったのでよかった。その際に変換アダプターを借りるのが手間だったため自分の変換アダプターを買った。次期導入のものにはＨＤＭＩ端子がついているものだとよいと思った。もしくは、教室用の大型提示装置が電子黒板だとtype-cのケーブルで接続できるので良いと思う。	新しいタブレットパソコンは、授業での活用を考えて使いやすくて壊れにくいものを選びます。	△
20	ブラウザの通知機能をオンにすることは危険性もあるかもしれないが、Classroomなどをいちいち開いて確認するのは手間がかかるので、Gmailの Classroom通知のみ開放もしくはデバイスに対してClassroomの通知が来るようになると使いやすいと思う。	みなさんの情報を安全に守るため、メール機能は使用できなくなっています。そのため、メールを使った通知機能も使えなくなっています。	―

21	ブラウザの設定・夜間モードの設定を開放してほしい。ブラウザの設定のフォントを変えて、ＵＤデジタル教科書体にできるようにすると、ディスレクシアの生徒などにも効果的であるし、一般生徒にもとても読みやすい。ドキュメントでもＵＤデジタル教科書体が使えるようになるので教員側にもメリットが有るのではないかと思う。	タブレットパソコンの夜間モードは手動で設定できます。設定画面は、設定を変えると予想していないトラブルが起こり、授業に問題が起きるかもしれないので、開放はしていません。 ＵＤデジタル教科書体についてのご意見は、これから考えていきます。	△
22	タブレットのデータが、６年生になると消えてしまうことなど、タブレットについて相談できれば良いと思う。	タブレットパソコンの使い方などは、学校の先生に相談してみてください。 学校からの意見や要望をもとに教育委員会で対応を考えていきます。	△
23	修学旅行にタブレットを持っていっている学校があり、羨ましかった。学校によって対応を変えないでほしい。	学習方法については、みなさんの学習の状況に合わせて学校が判断して実施しています。そのため、学校ごとに対応が違う場合もあります。学校の先生に相談してみてください。	△

24	漫画のバリエーションを増やしてほしい。	学校・図書館・児童館などの本は、それぞれの施設の状況に応じて選び、購入しています。 これからも子どもたちの意見を聴きながら、充実させていきます。読みたい本を全部揃えることは難しいですが、読みたい本があったら、それぞれの施設の人に相談してみてください。	□
25	図書室の広さ、本の種類から考えて今の時点でかなり充実している。	これからも、学校図書の充実に努めていきますので、ぜひ利用をしていってください。	□
26	卓球台で練習できるようにしてほしい。	学校で必要なものは、区から各学校に配られているお金で買っています。 買ったものの使い方については、学校を運営する適切な範囲で、使うことができます。 卓球台の利用については、学校の先生に提案してみてください。	△
27	校庭に、グランドピアノをおいてほしい。	雨風に触れることで故障してしまうため、校庭にグランドピアノを置いていません。音楽室や体育館など室内で使用するようにしています。	△
28	学校の一輪車に壊れているものがあるので、修理してほしい。	学校で使う道具は、各学校で修理をします。壊れて使えないものがあったら、学校の先生に相談してください。	△

29	学校でうさぎを飼いたい。	学校でうさぎを飼いたい場合は、先生に相談してみてください。学校でうさぎを飼うのに困らないように、区内の獣医さんの協力を得ることができます。	△
30	プールに浮き輪がほしい。	学校では、水泳学習のねらいに合わせて補助具を工夫して授業を行っています。浮き輪は、他の補助具に比べ、泳ぎ方を覚えるのが難しかったり、管理が大変だったりするので授業での使用は難しいです。学校によっては、浮き輪に近いヘルパーという浮き具を使用して水泳指導を行っています。	□
31	プールにジャンプ台を作ってほしい。	学校では、水泳学習のねらいに応じて水泳指導を行っています。事故を防ぐために、水の中からスタートすることにしているので、ジャンプ台を作ることは難しいですが、水泳の授業が充実したものになるように取り組んでいきます。	－
32 ～ 33	学校の水道でお湯を出してほしい。 （他同意見　1件）	特別教室のような必要な教室には、蛇口から温かいお湯が出るようにしています。	□
34 ～ 40	校庭に遊具を増やしてほしい。 （他同意見　6件）	全小学校には遊具がありますが、遊具が壊れたり、古くなって使いづらくなったときや、学校を建て替えるときに、新しい遊具にしています。	△

41	校庭を広くしてほしい。	学校の建て替えに合わせて、教室、体育館、廊下、トイレなどを広くしています。そのため、校舎の面積が大きくなりますが、学校の土地は広げられないので、校庭を今までの広さにするための工夫をしています。 建て替えの時には、小学校は100メートルトラック、50メートル直線走路、中学校は150メートルトラック、100メートル直線走路ができるように考えていきます。	△
42	登校時間前に校庭で遊んでも良い時間がほしい。	みなさんが登校時間前に安全に過ごすための方法について、これから検討をしていきます。	△
43	屋上で遊べる時間を長くしてほしい。	屋上で遊べる時間については、各学校で決めていますので、直接、学校の先生に相談してみてください。	△
44	教室を広くしてほしい。	学校の建て替えに合わせて、教室・体育館・廊下・トイレなどは広くしていきます。	△
45	教室が寒いので、床暖房などの防寒設備を整えてほしい。 また、学校に足湯があると良い。	床暖房・足湯の設置は、維持費の高さや設置場所、衛生面に課題があり難しいですが、今後古くなった教室のエアコンを新しくしていきます。今後もみなさんが快適に過ごせるように、学校の環境を改善していきます。	○

46	学校に飲食ができる場所を作ってほしい。	給食と水分補給以外で食事をする機会はあまりないと思います。そのため、飲食できる場所を作る必要はないと考えますが、みなさんの意見を大切にしながら、今後も学校の環境を考えていきます。	△
47	給食をもっと美味しく食べたい。	各校では栄養教諭・栄養士が、学校給食の基準を満たす、栄養のバランスを整えた献立を作るようにしています。手作りで素材のおいしさを生かしたおいしい給食を心がけています。	△
48 ～ 52	給食で肉やケーキを増やしてほしい。 （他同意見　４件）	各校では、決められた一食単価の中で栄養のバランスを整えた献立を考えています。 極端に肉やケーキの回数を増やすことは難しいですが、みなさんのリクエストを取り入れおいしい給食の提供を心がけていきます。	△
53	中学校の給食の時間が短いので改善を求める。時間がなく、残す人が多い。 また、胃にも負担がかかっている。	給食の時間は、区が全校合わせて決めているものではなく、各学校で決めています。給食時間など学校生活の見直しについては、生徒会などで提案してみてください。	△

54 ～ 59	夏休みや冬休みなどの、休みを長くしてほしい （他同意見　５件）	国は、児童生徒のみなさんが大人になったときに必要な力をつけるための学習の内容を決め、授業の時間数を決めています。それに合わせて、区では春、夏、冬の休みの期間を決めています。	－
60	学校生活について見直してほしい。	学校生活の見直しについては学校生活をもっとよくするために学級会や児童生徒集会などで意見を出すことができます。ぜひ児童生徒のみなさんが中心となってより良い学校を作っていってください。	△
61 ～ 62	校則をなくしてほしい （他同意見　１件）	学校のきまりや校則の内容は、児童生徒のみなさんや保護者の考え方、地域の様子、社会のルールなどを踏まえ、毎年見直す必要があります。学校にある目安箱を活用したり、みなさんで話し合ったりしながら、ぜひみなさんが中心となって先生と相談しながら学校のきまりや校則の内容を考えてください。	△
63	誰かに迷惑をかけるわけではないため、メイク、ピアス、髪染めを許可してほしい。		△
64	学校の制服はなくすべきだ。	区内の多くの中学校では、指定の標準服を着ています。 標準服は、学校で着ることが望ましいとされる服のことで、保護者や地域のみなさんとの話合いを経て、各学校が決めています。そのため、標準服の着用をなくすことは可能ですが、校則を変えるのとは違い、保護者や地域のみなさんと話し合う必要があります。	△

65	男性の先生が女子生徒に身だしなみの指導をしないでほしい。	身だしなみは、社会でのマナーであり将来の社会でのスキルにも影響を与えます。そのため、学びの場である学校において、先生が生徒に対して正しい身だしなみの指導を行うことは大切なことです。 ただし、異性に身だしなみについて指摘されることが嫌だという感情も理解できます。そういった感情にも配慮しながら、今後も指導法について考えていきます。	△
66	すぐに怒る先生はやめたほうがいい。	先生が、子どもたちの気持ちに寄り添った指導ができるように多くの勉強会を開催しています。先生の指導で、嫌な気持ちになったら、信頼できる大人や信頼できる先生に相談してみてください。	―
67	変な教師を増やさないでほしい。	区では、それぞれの学校を定期的に訪問し、課題がある先生がいたら、校長先生や副校長先生に伝え、改善してもらうようにしています。 また、場合によっては直接改善するように話をすることもあります。気になる先生がいたら、信頼できる大人や信頼できる先生に相談してみてください。	―

68	未来の練馬区のためにちゃんとした教育をしてほしい。	区では、今までも学力調査や体力調査などの結果を分析しながら、英語教育やＩＣＴ教育などの充実に取り組んできました。これからも、未来の練馬区のために必要な教育について考え、学校の先生たちと一緒に頑張っていきます。	○
69	土曜授業をなくし、平日に六時間、七時間授業にしてほしい。	区では、保護者や地域のみなさんに学校での学びを見てもらうために、土曜授業を実施しています。そのため、今後も土曜日授業を実施します。	－
70 ～ 72	宿題をなくしてほしい。 （他同意見　２件）	宿題をすることで、授業でわからなかった部分を補ったり、授業で学んだことを定着させたり、家で勉強する習慣を身につけたりすることができます。学校の宿題は、子どもたちの勉強の様子を見ながら学校が決めています。宿題で困ったり、不安になったりしたら、先生に相談してみてください。	－
73	部活の時間を増やしてほしい。	たくさん部活動に取り組みたいという意欲は素晴らしいと思います。区では部活動のガイドラインによって活動時間を平日は２時間、休日は３時間までとしています。これは、中学生の体力面や部活動以外の活動に機会を確保するために考えたものです。決まった時間の中でも活動内容などを工夫することでより充実した活動を目指してください。	－

74	部活の活動時間を守ってほしい。	区では、部活動のガイドラインによって、活動する時間や休む日を設定しています。各中学校にはガイドラインを守った適切な活動をお願いしています。今後も、適切な活動が行われるように学校に呼びかけていきます。	□

資　料　5	1

令和７年３月13日
教育振興部教育施策課

練馬区教育振興基本計画　中間見直し（案）について

１　素案から案への主な変更点

（※）備考欄の凡例

「◎」：　区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第３章　教育施策の具体的な展開				
取組の視点１　教育の質の向上				
1	23	重点施策１ 取組内容７ ⑴　ICTを活用した教育内容の充実	・タブレットパソコンの更新に当たって、LTE内蔵型にするなど、扱いやすく、壊れにくいものにする旨を追記	◎
2	26	重点施策１ その他の取組 ７　学校保健の充実	・各学校の実態やニーズに応じて、外部の専門家等と連携することを追記	◎
3	29	重点施策２ 取組内容３ ⑴　教員全体のICT活用能力の向上	・教員のICT活用能力向上を図り、教員がより積極的にICTを活用できるよう、さらに取組を進める旨を追記	◎

4	35	重点施策３ 取組内容１ ⑴　小中学校の改築等の推進	・田柄中学校の令和６年度末達成見込みに「工事」を追記 ・練馬東小学校の令和７年度に「工事」を追記 ・豊溪小学校の令和６年度末達成見込み「基本設計」を「実施設計」に変更 ・豊溪小学校の令和７年度に「工事」を追記 ・立野小学校の令和６年度末達成見込み「実施設計」を「基本設計」に変更	
5	36	重点施策３ 取組内容１ ⑵　小中学校体育館等の空調設備の整備	・令和７年度「調査」を「実施」に変更	
6	37	重点施策３ 取組内容２ ⑴　区立学校の適正配置	・令和６年度末達成見込み「◆実施計画の策定」を「◆実施計画素案の策定」に変更 ・令和７年度に「実施計画の策定」を追記	
7	37	重点施策３ 取組内容３ ⑴　学校施設と周辺区立施設の複合化	・栄町児童館については事業の充実を図ること、栄町敬老館については街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換する旨を追記	
取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進				
8	44	重点施策２ 取組内容２　家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。	・「学校応援団など既存地域団体との関係性の整理を図り、」を追記 ・「研究していきます。」を「検討していきます。」に変更	

9	48	重点施策２ その他の取組 ７　学校応援団・開放等事業の推進	・「部活動の地域移行の検討等により、学校施設の活用時間等について変化が生じる可能性があるため、それらの変化に対応しながら、開放等事業を推進していきます。」を追記	
取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実				
10	52	重点施策１ 取組内容１ ⑶　不登校対策の充実	・不登校の児童・生徒数について、令和５年度末の人数に変更	
11	56	重点施策２ 取組内容２　外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。	・住民登録のある外国人児童・生徒数について、令和７年２月現在の人数に変更 ・公立学校や外国人学校等に就学している児童・生徒の人数について、令和７年２月現在の人数に変更	
12	57	重点施策２ 取組内容２ ⑴　就学案内や就学先確認の充実 ⑵　日本語等指導講師派遣の実施	・現状の各数値を令和７年２月現在の数値に変更	
13	60	重点施策３ 取組内容３ ⑴　学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定	・「医療的ケア児等支援連携会議（仮称）教育・子育て部会」について「練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会」に変更	

２　練馬区教育振興基本計画　中間見直し（案）について

別添のとおり

資　料　5	2

練馬区教育振興基本計画

中間見直し

（案）

令和７年（2025年）３月

練馬区教育委員会

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1

１　計画の中間見直しの趣旨 2
２　計画の位置付けと中間見直しの基本的な考え方 2
３　計画の目標と取組の視点 4
４　計画の推進体制 5
５　計画の期間 5

第２章　施策の体系 7

第３章　教育施策の具体的な展開 13

取組の視点１　教育の質の向上 14
重点施策１　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実 14
重点施策２　教員の資質・能力の向上 28
重点施策３　学校の教育環境の整備 34

取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進 40
重点施策１　家庭教育への支援 40
重点施策２　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 43

取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実 50
重点施策１　いじめ・不登校などへの対応 50
重点施策２　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 55
重点施策３　障害のある子どもたちなどへの支援 58

第４章　巻末資料 63

第１章

計画の基本的な考え方

1　計画の中間見直しの趣旨

区では、令和４年３月に、令和４年度から令和８年度を計画期間とする教育振興基本計画（以下「計画」といいます。）を策定しました。

計画では、令和６年度以降の新たなビジョン・アクションプランの策定に合わせて、中間年に見直しを行うこととしています。

本計画では、令和６年３月に策定した「第３次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第３次ビジョン」といいます。）と整合を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、令和８年度までの主要な施策の方向性を示します。

2　計画の位置付けと中間見直しの基本的な考え方

区では、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定に伴い、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定しました。さらに、子どもを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたことから、令和３年３月に大綱の改定を行いました。

また、令和６年３月に、区の基本計画として、今後の区政運営の方向性を示す第３次ビジョンを策定しました。第３次ビジョンでは、教育施策について「戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の項で目標と取組の方向性を示しています。また、第３次ビジョンに合わせて、令和６年度から８年度までの３年間の具体的な取組を示す「アクションプラン（年度別取組計画）」を策定しました。

本計画の中間見直しに当たっては、第３次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、アクションプランと整合を図ることを基本的な考え方とします。

練馬区教育振興基本計画の位置付け

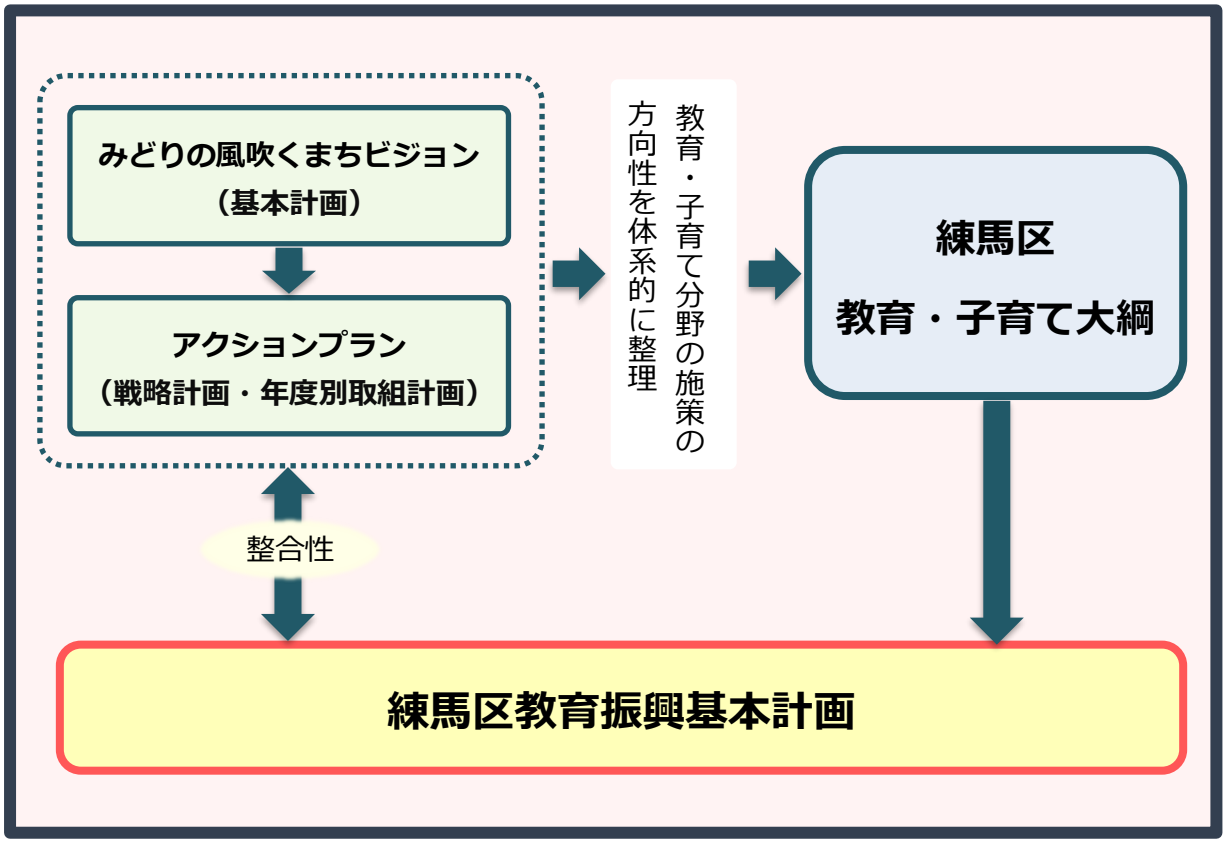

	取組の視点	重点施策
視点１	教育の質の向上	学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実
		教員の資質・能力の向上
		学校の教育環境の整備
視点２	家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援
		学校運営や教育活動における家庭や地域との協働
視点３	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応
		さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援
		障害のある子どもたちなどへの支援

3　計画の目標と取組の視点

目 標

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

● 取組の視点１　教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

● 取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることが必要です。

● 取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

「練馬区教育・子育て大綱（令和３年３月改定）」

4　計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や取組の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、ＰＤＣＡサイクル[1]により、目標の実現に向けた取組を行います。とりわけサイクルＣ【ＣＨＥＣＫ】「結果の点検・評価」は、アクションプラン（年度別取組計画）の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様に公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行います。

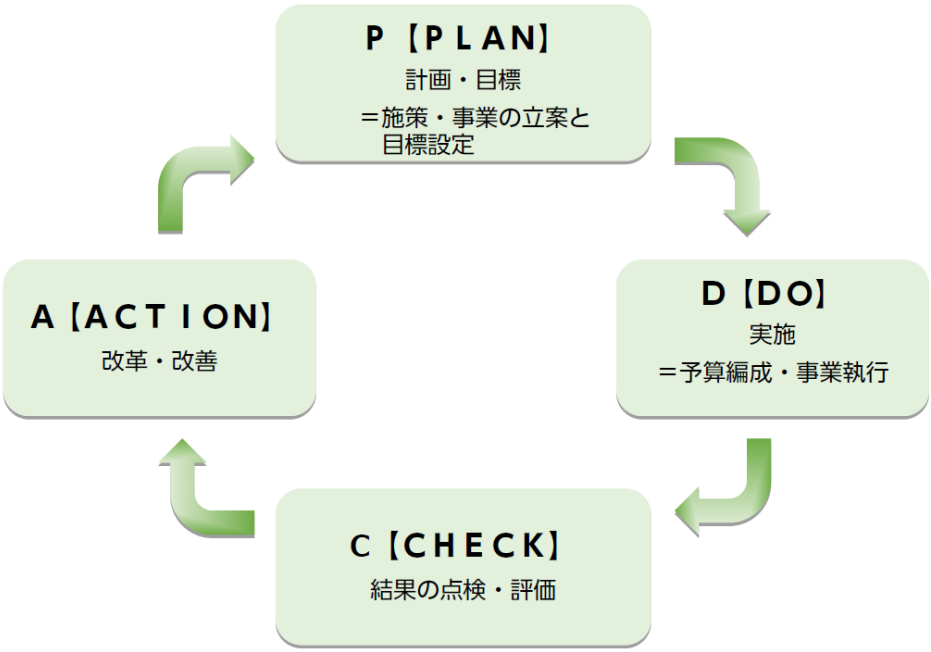

5　計画の期間

計画の期間は、大綱の対象期間に合わせて、令和８年度までとします。
（今回は中間見直しのため、目標年次は踏襲します。）

[1] Plan（計画・目標）→ Do（実施）→ Check（結果の点検・評価）→ Action（改革・改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

第２章

施策の体系

本計画では、大綱に掲げられた３つの「取組の視点」および８つの「重点施策」に基づき、52の主な取組を下記のとおり体系化しています。

※赤字で記載している取組は、アクションプラン（年度別取組計画）掲載事業です。

取組の視点１　教育の質の向上

重点施策１　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

【取組内容】	【主な取組】
1 小学校就学前の幼児教育を充実します。	(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成
	(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減
	(3) 区立幼稚園の今後のあり方の検討
2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。	(1) 幼保小連携の推進
3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育９年間を見通した教育を実践します。	(1) 小中一貫教育の推進
	(2) 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備
4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。	(1) 英語教育の充実
6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。	(1) 学校体育等の充実
	(2) 児童・生徒の食育の推進
7 タブレット端末などを活用したICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。	(1) ICTを活用した教育内容の充実
	(2) 電子図書館の実現に向けた取組の推進
8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。	(1) 学校司書の全校配置

重点施策２　教員の資質・能力の向上

【取組内容】	【主な取組】
1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。	(1) 若手教員の育成の強化
2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。	(1) 教育課題に応じた教員研修の充実
3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。	(1) 教員全体のICT活用能力の向上
4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。	(1) 教員の働き方改革 (2) 部活動の地域移行 (3) ICTを活用した校務改善

重点施策３　学校の教育環境の整備

【取組内容】	【主な取組】
1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。	(1) 小中学校の改築等の推進 (2) 小中学校体育館等の空調設備の整備 (3) 小中学校トイレの改修
2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。	(1) 区立学校の適正配置
3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。	(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化
4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。	(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策１　家庭教育への支援

【取組内容】	【主な取組】
1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。	(1) 家庭教育支援事業の実施
2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。	(1) 関係機関の連携の強化

重点施策２　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

【取組内容】	【主な取組】
1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。	(1) 学校安全対策の充実
2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。	(1) 地域未来塾の拡大 (2) 地域と協働した学校運営
3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。	(1) 地域行事への参加の促進 (2) 伝統・文化への理解の促進 (3) 農業者と連携した体験学習の充実 (4) 校外学習の見直し・充実

取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策１　いじめ・不登校などへの対応

【取組内容】	【主な取組】
1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。	(1)　教育相談体制の充実
	(2)　いじめ撲滅に向けた取組の強化
	(3)　不登校対策の充実
2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。	(1)　スクールロイヤー制度の活用
3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室（トライ・フリーマインド）を充実するとともにICT機器の活用を図ります。	(1)　ICTを活用した相談・学習支援の実施
4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。	(1)　不登校対策の見直し

重点施策２　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

【取組内容】	【主な取組】
1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。	(1)　就学援助の実施
	(2)　学習支援事業「中３勉強会」の実施
	(3)　ヤングケアラーへの支援の充実
2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。	(1)　就学案内や就学先確認の充実
	(2)　日本語等指導講師派遣の実施

重点施策３　障害のある子どもたちなどへの支援

【取組内容】	【主な取組】
1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。	(1) 障害に対する理解の促進
	(2) 教員の専門性の向上
2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。	(1) ICTを活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進
3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。	(1) 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定
	(2) 特別支援教育に係る新たな方針の策定
	(3) 校内外の協働による支援の実施

第３章

教育施策の具体的な展開

取組の視点１　教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

重点施策１　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

取組内容および主な取組

１　小学校就学前の幼児教育を充実します。

幼児期の教育は、教育基本法[2]において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであると示されています。幼稚園および保育所等は、幼稚園教育要領[3]や保育所保育指針[4]において、幼児教育を行う施設として位置付けられており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。

現在、区内の７割を超える幼児（３歳児から５歳児）の幼児教育を私立幼稚園および私立保育所等が担っていることから、私立園（所）における取組を充実させていく必要があります。幼児教育の充実に資するため、それぞれの特性を踏まえた支援を進めます。

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して９時間から 11 時間の預かり保育や３歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

また、区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の経済的な格差是正に配慮しながら、適切な助成を行っていきます。

区立幼稚園については、園児数が減少している一方、障害児保育や３歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえ、区立幼稚園あり方検討委員会を設置し、適正規模だけではなく障害児保育や３年保育などについて議論していきます。

---

[2] 憲法の精神に基づき、日本の教育の基本理念と教育制度の基本原則を定める法律。
[3] 幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準。文部科学省が告示する。
[4] 保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。厚生労働省が告示する。

⑴　私立幼稚園・私立保育所等への助成

○　私立幼稚園の運営に対する助成や教職員研修会に対する補助等、教育環境整備への支援を行います。

○　私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施	◆継続実施 ◆継続実施

⑵　私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

○　私立幼稚園等に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等の一部を助成します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆園児保護者に対する助成の実施 （※令和５年度実績） ・入園児保護者補助金　2,524 人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 75,106 人 ・施設等利用給付費　延 71,017 人 ・副食費に係る補足給付費 延 10,321 人	◆継続実施

(3)　区立幼稚園の今後のあり方の検討【アクションプラン掲載事業】

○　区立幼稚園は園児数の減少、障害児受入数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方を検討し、検討結果に基づいた実施計画を策定します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	◆検討委員会の設置 検討	検討	実施計画の策定

2　幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

幼児期から児童期への変化を乗り越える力を養い、育ちと学びの連続性を保つため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

⑴　幼保小連携の推進

○　幼稚園・保育所・小学校の関係者で「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方について、協議を行っています。

○　幼児期から児童期への接続を一層円滑に進めるため、平成 30 年度に「ねりま接続期プログラム」を策定し、教員研修や授業等でプログラムを活用してきました。令和５年度には、就学前教育と小学校教育の関係者が５歳児から小学１年生の２年間の架け橋期を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定しました。

○　教員・保育士対象の研修や意見交換の場の設定、保護者向けリーフレット「もうすぐ１年生[5]」や外国人児童・保護者のための小学校入学ガイドブックの周知など、様々な取組を実施しています。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」の周知	◆「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を研修や架け橋期のカリキュラムの検討等で活用
◆研修・懇談会等の実施	◆研修・懇談会等の充実
◆保護者向けリーフレットの周知	◆保護者向けリーフレットの周知・活用
◆外国籍児童・保護者向け入学ガイドブックの周知	◆外国籍児童・保護者向け入学ガイドブックの周知・活用

3　小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育９年間を見通した教育を実践します。

小・中学校間を円滑に接続し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、小・中学校の教員の相互理解を深めて義務教育９年間を見通した教育活動を実践するため、全ての区立小・中学校において小中一貫教育を実施しています。

平成 23 年４月に開校した施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、義務教育９年間を見通したカリキュラムのもとで教育活動を行っています。

[5] ５歳児およびその保護者向けリーフレット。学校生活の様子や行政の各種支援制度を周知する。

また、「大泉桜学園」以外の小・中学校をグループ分けし、全グループで小中一貫教育の研究・実践を進めてきました。これらの取組の検証と成果をもとに、各グループで、目標とする中学校卒業時の生徒の姿を共有し、その実現に向けた系統的・連続的な教育活動を行うため、９年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育の更なる推進を図ります。

⑴　小中一貫教育の推進

○　各学校で選出した小中一貫教育クリエーター（推進教員）を中心とし、組織的な連携が可能な体制を構築しています。

小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組の成果を検証し、９年間を見通した系統的・連続的な取組プログラムを作成します。

○　小・中学校間の児童・生徒の交流を継続的に実施します。

小学校から中学校への接続を円滑にするため、小学生が中学校で授業を受けたり、部活動に参加したりする機会を設けます。児童・生徒全員に配付したタブレットパソコン等を積極的に活用し、新たな交流や連携の形を検討して各グループで実践しています。

○　小・中学校の教員が、相互の授業参観や合同研修会などを通して、生活指導および学習指導についての情報交換や協議等を継続的に実施します。

○　大泉桜学園や各小中一貫教育グループにおける研究の成果を他グループと共有する機会として、練馬区教育実践発表会を開催します。

内容をリーフレットにまとめて保護者や地域にも発信します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆全校で小中一貫教育を実施 ◆小中一貫教育の取組プログラムの実践・検証	◆継続 ◆小中一貫教育の取組プログラムの充実

⑵　旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

○　旭丘小学校・旭丘中学校を施設一体型小中一貫教育校「（仮称）みらい青空学園」として改築します。保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆地域との調整 ◆工事 ◆小中一貫教育校推進委員会の開催 ◆保護者および地域説明会の開催	◆開校

４　子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ようにすることを趣旨としています。学校教育においては、児童・生徒が「障害者理解」や「男女平等」などについての理解を深め、人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進していきます。

また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になりました。学校教育においては、児童・生徒の人間として調和のとれた成長を目指して、発達段階に応じた道徳教育を展開していきます。

⑴　人権教育の推進

○　児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校において学校ごとに作成する人権教育全体計画[6]に基づき、個性の尊重や男女平等などに関する教育を具体的に進めます。

○　区立幼稚園および小・中学校の教員を構成員とする練馬区人権教育推進委員会を設置し、研究授業、研究保育、講演会などを実施し、全ての学校（園）における人権教育を推進しています。人権教育推進委員会主催の研修を開催し、幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業を毎年度実施します。

○　東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）[7]等を活用し、様々な人権課題に関する授業実践や校内研修の充実を図ります。

○　「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」の提言を受けて、練馬区独自の児童・生徒向けおよび教職員向けの「人権を基盤にした教育・研修プログラム」を作成します。また、プログラムに基づく児童・生徒を対象とした指導および教職員を対象とした研修を実施するとともに、保護者への意識啓発を図ります。

---

[6] 学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

[7] 人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会による「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の作成	◆継続実施 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の充実 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の充実 ◆全校での「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の実施

⑵　道徳教育の推進

○　小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から、検定教科書を使って、教科となった道徳の授業を行っています。「特別の教科　道徳」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。

○　「特別の教科　道徳」では、いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒が自分自身のこととして向き合い、考え、議論する授業を実践します。

○　道徳教育の全体計画・年間指導計画を見直し、検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科　道徳」の特質を踏まえた「考え議論する道徳」の充実を図ります。

○　区立幼稚園では、各領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）を通して総合的な指導を行い、道徳、心の芽生えを培うことができるよう指導を強化していきます。

○　道徳の授業において、区独自の地域教材を活用します。

○　道徳授業地区公開講座 [8] を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科　道徳」の特質を踏まえた授業の展開	◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科　道徳」の特質を踏まえた授業の充実

[8] 道徳の授業公開や、保護者を対象とした意見交換会・講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組。

5　英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

小学校では、令和２年度、中学校では、令和３年度から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、３・４年生に「外国語活動」、５・６年生では「外国語科」が導入されました。

区内の小学校では、３・４年生で英語を「話すこと」「聞くこと」に慣れ親しみ、５・６年生では「読むこと」「書くこと」を含めた４技能の育成が必要です。中学校では、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う言語活動を重視するとともに、具体的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実させていくことが必要です。

児童・生徒に４技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）のバランスのとれた英語力を育成していくため、英語教育の更なる充実に向けた取組を進めていきます。

⑴　英語教育の充実

○　中学２・３年生を対象として英検（実用英語技能検定）の検定料を全額補助しています。生徒一人ひとりが学力に応じた目標を設定し、チャレンジする機会を与えることで、英語学習に対する意欲の向上を図ります。

○　令和４年度から、中学１年生を対象にイングリッシュキャンプ[9]を新たに実施しています。学習した英語を実際に活用する場面を通じて、異文化を理解しながら英語を学び続ける意欲を育成します。

○　中学校では、令和２年度から２年生を対象に、小学校では、令和４年度から６年生を対象に、英語４技能検定[10]を実施しています。令和５年度から、東京都教育委員会が主体となって中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を全学年対象に開始したことに伴い、中学校の英語４技能検定については、令和６年度をもって実施を取り止めます（小学校は継続して実施します）。

○　デジタル教科書やデジタル教材等の ICT を活用した学びおよび言語活動の充実を図ります。

○　英語担当教員向けの研修会や、指導教諭の授業公開などを行い、教員の指導力向上を図ります。

---

[9] 日本にいながら異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めること目的とした、外国人講師による英語指導プログラムを行う宿泊学習。

[10] 外国語に関する４技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の習得レベルを総合的に判定する国際的なガイドライン（CEFR）に図って行う検定。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆実用英語技能検定の検定料補助の実施 ◆イングリッシュキャンプの実施 ◆教員の指導力向上に向けた取組の実施	◆実用英語技能検定の検定料補助の継続 ◆イングリッシュキャンプの継続 ◆教員の指導力向上に向けた取組の充実

6　子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

文部科学省が平成 20 年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が指摘されており、学校教育上の大きな課題の一つとなっています。

また、幼児期から体を動かす意欲や習慣を育成することも求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による児童・生徒の運動量の減少が体力低下に影響を与えています。学校体育を通じて児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだオリ・パラ教育の成果を活かし、様々なスポーツを経験させることによって、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、運動能力の向上を図っていきます。

共働き家庭の増加や核家族化などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や食に関する知識を習得することが難しくなってきています。そのため、学校・家庭・地域が積極的に児童・生徒の食育を推進する必要があります。教材として学校給食を活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。

⑴　学校体育等の充実

○　児童・生徒の更なる体力の向上および健康の保持増進が必要となっています。そのために、運動に親しみ運動能力が高まるように学校体育の内容を充実していきます。

　また、幼児期から運動やスポーツに親しむ習慣や、運動への意欲を育成するための取組を検討します。

○　遊びを通じた体力づくりや、自己の体力や技能の向上を確認できる活動を授業の中に位置付けることなどにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための素地を培います。

○　休み時間中の運動の取組や、運動部に所属していない生徒への運動の場の創出などを通じて、全ての児童・生徒の運動機会をより多く確保します。

○　校長、副校長、主幹教諭等の教員で構成された体力向上検討委員会を開催し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をはじめ、児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るための取組を検討し、推進していきます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆体力向上検討委員会の開催および教員研修の実施 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施	◆体力向上検討委員会の開催の継続 ◆体力向上に関する教員研修の充実

⑵　児童・生徒の食育の推進

○　区では、食育基本法に基づき、同法が目標とする、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進することを目的に、平成 19 年度に「練馬区立小・中学校における食育推進計画」を策定しました。平成 28 年度には計画期間を５年間とする第３次計画を、令和３年度には第４次計画（令和４年度～令和８年度）を策定し、継続的に取組を推進しています。

○　本計画は、「練馬区立小・中学校における食育の目標」を達成するために、「学校における食育の充実」、「学校給食の充実」、「学校・家庭・地域が連携した食育の推進」の３つの基本方針を定め、具体的な取組内容を掲げています。

○　校長、副校長、主幹教諭等の教員と、食に関する専門性を有する栄養教諭、栄養職員等とで構成された食育推進チームを全校に設置し、本計画および食に関する指導の全体計画 [11] に基づき、着実に食育を推進しています。

○　地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した全校一斉の学校給食を提供するなど目の前の食材を「生きた教材」として活用することで、食文化や食料事情等への理解を深められる取組を積極的に行っています。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆食育推進チームによる指導 ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 （※令和３年度～令和５年度平均） ・小学校 52.3 日 ・中学校 54.5 日	◆食育推進チームによる指導の継続 ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 ・小学校 60 日 ・中学校 60 日

[11] 文部科学省発行の「食に関する指導の手引」などに基づき、子どもたちが食について計画的に学べるよう、各学校で作成する計画。

7　タブレット端末などを活用した ICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

練馬区学校 ICT 環境整備計画に基づき、令和元年度に全普通教室に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。

また、コロナ禍による国の GIGA スクール構想 [12] の加速化により、区では計画を前倒しして、全区立学校の児童・生徒に対し、令和２年度に一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。

学習者用デジタル教科書については、令和４、５年度に英語等一部の教科において、文部科学省の検証事業に参加し、６年度から本格導入しています。

今後は、より効果的な授業が行えるよう、教育内容、通信環境を強化充実していく必要があります。

また、時間や場所の制約がない電子図書館の導入により、子どもたちが学校や自宅等で気軽に様々な書籍と触れ合える機会を提供します。小・中学校の Wi-Fi 化工事完了後から一度に何人も同じ本を読むことができるコンテンツを導入し、朝読書や調べ学習等に活用します。

⑴　ICT を活用した教育内容の充実【アクションプラン掲載事業】

○　令和７年度の教科書改訂にあわせて、指導者用のデジタル教科書を導入し、効果的な学習を行います。

○　学習者用のデジタル教科書の導入等に備えて、学校内のネットワークを Wi-Fi 化（無線化）し、通信環境を強化します。

○　児童生徒用・教員用タブレットパソコンを更新します。更新に当たっては、現在の LTE ドングルが壊れやすいなどの運用課題を踏まえて LTE 内蔵型にするなど、扱いやすく、壊れにくいものにします。

[12]令和元年12 月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGA とはGlobal and Innovation Gateway for All の略。小・中学校の児童・生徒に一人一台端末と全国の学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆指導者用デジタル教科書の導入	◆小学校へ一部導入 (国語、社会、算数、理科、全小中学校英語)	中学校へ一部導入 (国語、社会、数学、理科)	検討
◆教育ネットワーク回線の Wi－Fi 化	◆中学校実施	小学校実施	―
◆児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新	◆検討	実施	―

⑵　電子図書館の実現に向けた取組の推進【アクションプラン掲載事業】

○　全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆電子書籍の導入	◆導入	拡充	拡充

８　学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

平成 26 年７月に学校図書館法が一部改正され、平成 28 年 11 月には文部科学省から学校図書館の整備充実を図るため「学校図書館ガイドライン[13]」が示されました。令和２年度から小学校、令和３年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。そのため練馬区では、適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小・中学校の学校図書館に蔵書管理システムを導入しました。

また、令和７年３月に策定した練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動推進に向けた取組を進めています。学校と区立図書館とが連携を進め、全学校の学校図書館の資料を充実させることで、学校図書館の機能を強化し、探究的学習や読書活動の充実を図ります。

[13] 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示す国の指針。

⑴　学校司書の全校配置【アクションプラン掲載事業】

○　学校図書館が担う「読書センター」「学習センター」「情報センター」の３つの機能の充実を図ります。

○　学校図書館の活用により、情報活用能力を育成し、発達段階や子どもの興味・関心に応じた学びを充実することで、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

○　平成 29 年度に学校図書館管理員[14]または学校図書館支援員[15]を全ての区立小・中学校の学校図書館に配置し、令和４年度からは学校図書館管理員に一本化することで業務内容を統一し、学校図書館の運営支援を強化してきました。

○　令和７年度からは、学校の教職員と協働して、さらなる運営の充実を図れるよう、学校図書館管理員に代えて司書資格等を有する派遣職員を学校司書として全校に配置します。

○　区立図書館と連携し、団体貸出、図書館情報や区立図書館の学校支援サービス等の提供により、学校における探究的な学習や読書活動の充実を図ります。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆学校司書の全校配置	◆検討	全校配置	―

[14] 学校図書館運営業務の受託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ等の業務を行う。

[15] 区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ、区立図書館からの団体貸出等の業務を行う。

その他の取組

1	区立幼稚園の保育事業の実施	○　区立幼稚園において、在園児を対象に教育時間終了から 16 時 50 分までの預かり保育を引き続き実施します。
2	未就園児への支援	○　地域の未就園児やその保護者を対象に、幼稚園・保育所等で行っている子育て相談、園舎・園庭の開放や在園児との交流などの子育て支援の取組を継続して実施します。
3	学校選択制度の活用	○　区立中学校選択制度により、生徒・保護者の意思を尊重するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる個々の生徒に適した教育環境を提供していきます。
4	個に応じた指導の充実	○　児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、習熟度別少人数指導やティームティーチング [16] による個に応じた指導を充実させます。
5	学力調査の実施と活用	○　学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかを把握するため、学力調査を実施し、その分析結果を授業改善に活用します。
6	体力調査の活用と分析	○　小学１年生から中学３年生までを対象とした新体力テストを実施してその結果を分析することにより、体育授業の改善等を進めます。
7	学校保健の充実	○　学校医、学校歯科医、学校薬剤師および各学校の実態やニーズに応じて、外部の専門家等と連携し、児童・生徒の感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病予防、口腔衛生の向上および薬物乱用防止等を推進します。
8	学校給食の充実	○　安全で安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の補修・改善などにより、学校給食の充実を図ります。 ○　食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導など一層きめ細かな対応を行っていきます。

[16] 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する授業方式。

9	学校における読書活動の推進	○　朝読書など、各学校における多様な読書活動を推進するとともに、目的に応じて図書資料から情報を得るなどの児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。 ○　学校では、団体貸出の活用など区立図書館と連携した教育活動や授業を計画的に実施します。
10	読書に親しむための施設や設備の充実	○　幼稚園および保育所等の図書室・図書コーナーならびに学校図書館の施設、設備、図書資料の充実を図ります。 ○　区立図書館の大規模改修時等に合わせて子ども向けコーナーを充実するなど、利用しやすい環境を整備します。
11	環境教育の推進	○　児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる教育を推進するために、体験を通じた環境教育を推進します。
12	キャリア教育の推進	○　望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じたキャリア教育を、義務教育９年間を通して進め、児童・生徒が、自分自身の生き方を考え、将来に向けた夢や希望を持てるようにします。

重点施策２　教員の資質・能力の向上

取組内容および主な取組

1　子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成に大きな影響を与えます。教員が、次代を担う子どもたちを健全に育成していく役割を十分に果たすためには、その資質・能力を継続的に向上させていく必要があります。

そこで、職層や経験年数に応じた研修の実施や、意欲と能力のある若手教員の育成など、教員の資質・能力の向上に取り組みます。

⑴　若手教員の育成の強化【アクションプラン掲載事業】

○　ベテラン教員の大量退職、35 人学級編制の実施等に伴い、新任教員の大量採用が見込まれます。経験の少ない教員に対する校内研修が計画的に実施されるよう、各学校の取組を支援します。

○　経験の少ない教員への個別指導・助言を行う教育アドバイザー（退職校長）の配置を順次拡大します。

○　教員の職層や経験年数に応じた研修を充実させるとともに、自主的研究活動を奨励します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆若手教員研修の充実 ◆教育アドバイザーの配置拡大	◆実施・充実 ◆拡大	充実 拡大	充実 拡大

2　授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

教員が身に付けるべき力は、授業力だけでなく、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力など多岐にわたります。

また、いじめ・不登校や急速に普及した ICT の活用など多種多様な課題への対応力が求められています。そこで、教育委員会が実施する各種研修の内容の改善・充実を図り、教員の対応力向上を図ります。

⑴　教育課題に応じた教員研修の充実

○　新たな教育課題への対応力を身に付ける教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や東京都が実施する研修の受講を勧奨します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆新たな教育課題や学習指導要領に対応した研修の実施	◆新たな教育課題や次期学習指導要領を見据えた研修の充実

3　ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

ICT を効果的に活用した学習を進め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するためには、教員の ICT 機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実が必要です。特に、教員間の活用能力の差が生じないように、教員全員が ICT 機器を活用した効果的な授業ができるよう取組を進めます。

⑴　教員全体の ICT 活用能力の向上【アクションプラン掲載事業】

○　「教育 ICT 実践事例集」等の活用により、効果的な実践事例を全校で共有します。各校で選任した全校の ICT 活用推進リーダーに対し、校内への還元研修を目的とした活用事例の研究や活用研修を実施しています。各校ではリーダーを中心とした校内・各地域の研修体制を構築していきます。

また、リーダー相互の連携を図り、情報を共有し合い、各校での取組の進展を図ります。

○　ICT 支援員[17]によるサポート体制等を整え、教員の ICT 活用能力向上を図り、教員がより積極的に ICT を活用できるよう、さらに取組を進めます。

○　各校において ICT 活用推進計画を年度ごとに策定し、ICT を活用した授業や校務の効率化を実施します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆教員全体の ICT 活用能力の向上	◆実施	実施	実施

[17] 学校における教員の ICT 活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆ICT 活用推進リーダーの選任・育成	◆ICT 活用推進リーダーによる各校・各地域での研修の充実
◆教育 ICT 実践事例集の活用	◆教育 ICT 実践事例集の継続的な活用
◆ICT 支援員の配置	◆ICT 支援員の継続配置
◆各校での ICT 活用推進計画の策定	◆各校での ICT 活用推進計画策定、実施

４　教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

教員の指導力向上を図る必要がある一方、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の業務量の多さが課題となっています。区においては、教員サポート人材や部活動指導員の配置、学校徴収金管理システムの導入などの取組を進めてきましたが、国や都において、外部人材の活用や ICT の推進等による教員の負担軽減のための更なる改善策の検討が進められています。

こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

⑴　教員の働き方改革【アクションプラン掲載事業】

○　小・中学校の教員の負担軽減を図るため、教員をサポートする人材の配置を拡大します。

○　中学校の部活動において専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の配置を継続します。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外の活動もできる「部活動指導員」の配置を順次拡大していきます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆サポート人材等の配置拡大	◆拡大 （副校長補佐92名、SSS（スクール・サポート・スタッフ）[18] 123名、学校生活支援員 [19] 262名）	拡大	拡大
◆部活動指導員の配置拡大	◆拡大（23名）	拡大	拡大

⑵　部活動の地域移行【アクションプラン掲載事業】

○　国は令和５年度から７年度までの３年間を休日部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けました。休日部活動の地域移行を検討するため、関係部署を交えた検討会議を設置します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆部活動の地域移行	◆検討	検討	休日の地域移行 実施 平日のあり方検討

⑶　ICT を活用した校務改善【アクションプラン掲載事業】

○　学校内ネットワークを Wi-Fi 化し、校務用パソコンの一斉更新に合わせて、利用環境を見直します。また、これまで所定の用紙で保存していた指導要録・保健帳票の諸表簿を電子化するなど、成績管理や教材準備等における学校業務の効率化を進めます。

[18] 学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助などの一般教員が行う業務を、教員の指示を受けてサポートを行う。

[19] 授業中の児童・生徒に対する学習支援、児童・生徒の移動および日常生活上の介助、特別支援教育の推進や学級経営の安定に関することを行う。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆校務用パソコンの利用環境整備	◆準備	実施	―
◆諸表簿の電子化	◆準備	実施	―
◆クラウド型校務支援システム[20]への移行検討	◆検討	検討	検討

[20]校務支援システムをインターネット回線を活用したクラウド型に移行することで、校内に限らず、テレワークや校外において接続が可能になる。また、他のクラウドツールとの連携により、作業が効率化する。

その他の取組

1	校内研修・研究の充実と成果の活用	○　指導主事等が訪問し、学校ごとに行う教員の指導力向上を図るための校内研修・校内研究を支援します。
2	実践的な教員研修の実施	○　区が独自に実施する教員研修をより実践的なものにします。
3	学校教育関係団体への助成	○　区立小・中学校の児童・生徒が参加する音楽鑑賞教室などの連合行事や、教職員の研修を実施する小学校教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への助成を行います。
4	授業改善推進プランに基づくＰＤＣＡサイクルの確立	○　基礎学力の定着を図るため、各学校において、児童・生徒の実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、年間を通したＰＤＣＡサイクルの確立による授業の見直しや指導方法の改善を進めます。
5	教育活動における外部人材の活用	○　多様な知識・経験等を有する外部の人材を積極的に活用し、教育活動の充実を図ります。
6	教育課程の工夫	○　教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校への指導・助言体制の充実を図ります。 ○　教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的として、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。
7	学校徴収金管理システムの運用	○　学校徴収金の保護者からの集金および事業者への支払を管理するシステムの運用により、事務の効率化を図り、教職員の負担を軽減します。

重点施策３　学校の教育環境の整備

取組内容および主な取組

１　学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

練馬区には区立小学校が 65 校、中学校が 33 校の合計 98 校があります。これらの多くは昭和 30 年代から 50 年代の人口急増期に建設したもので、その半数以上が築 50 年以上経過し老朽化が進んでいます。児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を保持するため、計画的に改築・改修を進めていく必要があります。

⑴　小中学校の改築等の推進【アクションプラン掲載事業】

○　区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月）」に基づき、その個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画（平成 29 年３月）」とその具体的な取組を定める「練馬区学校施設管理実施計画（平成 31 年３月）」を策定しました。その後、小学校における 35 人学級編制の拡大、築 50 年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある２階以上に設置した体育館を１階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、練馬区学校施設管理実施計画の中間見直しを令和６年３月に行い、改築、長寿命化改修等に取り組んでいます。

○　築 50 年を超えた学校施設については順次、長寿命化の適否を判断しています。長寿命化に適する施設は、原則として、築 60 年を目途に改修を行い、目標使用年数を 80 年としています。

○　学校施設の改築については、「80 年（長寿命化に適さない学校は 60 年）を迎える学校」を基本とし、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から概ね年２校ずつ改築実施校を選定していきます。改築にあたっては新たな教育需要への対応とともに、学校施設の標準化を行い、シンプルかつコンパクトな施設を目指します。

長寿命化改修を実施する学校施設についても、概ね年１～２校程度、順次、着手していきます。

○　令和６年３月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６～８年度）」では、令和６～10 年度に改築・長寿命化改修に着手する学校を年１～２校ずつ選定しました。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆改築	◆改築		
・旭丘小学校/旭丘中学校 工事（完了）	工事	工事	工事
・向山小学校　工事（一部）	実施設計	工事	工事
・田柄中学校　工事（一部）	実施設計 工事	工事	工事
・練馬東小学校　工事（一部）	実施設計	実施設計 工事	工事
・豊溪小学校　工事（一部）	実施設計	実施設計 工事	工事
・立野小学校　工事（一部）	基本設計	実施設計	実施設計 工事
・上石神井小学校/上石神井中学校 実施設計	基本設計	実施設計	実施設計
・大泉学園中学校　実施設計	基本設計	基本設計	実施設計
・中村西小学校　実施設計	基本設計	基本設計	実施設計
・練馬小学校　基本設計		基本設計	基本設計
・大泉第二小学校　基本設計		基本設計	基本設計
◆長寿命化改修	◆長寿命化改修		
・石神井南中学校　工事（完了）	実施設計	工事	工事
・開進第一小学校　工事（一部）	基本設計	実施設計	工事
・開進第二小学校　工事（一部）	基本設計	実施設計	工事
・豊玉中学校　実施設計	基本設計	基本設計	実施設計
・大泉第三小学校　基本設計		基本設計	基本設計
・石神井西中学校　基本設計		基本設計	基本設計

⑵　小中学校体育館等の空調設備の整備【アクションプラン掲載事業】

○　児童・生徒の熱中症対策とともに、学校は災害時における地域の避難拠点としての役割を担うことを踏まえ、既存の小・中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。今後は、老朽化の進む普通教室の空調設備の更新や中学校武道場への空調設備の整備に取り組みます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆設置完了　計 98 校 ◆普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置	◆設置完了　計 92 校 （体育館） ◆検討	６校 （完了） 実施	― 実施

⑶　小中学校トイレの改修【アクションプラン掲載事業】

○　児童・生徒にとってより快適な環境を整備するため、小・中学校のトイレ改修（便器洋式化、床ドライ化[21]、配管取替、バリアフリー化等）を進めます。平成 29 年度までに全小・中学校の１系統[22]目の改修を終了しました。今後は、未改修の２系統目以降のトイレについて整備を進めていきます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆工事完了 計 47 校	◆２系統目　工事完了　計 34 校	７校	６校

２　区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校[23]では、集団生活の良さが生かされにくく、交友関係が固定化しやすくなります。

また、教員は学級数に応じて配置されるため、教員が少ないことにより授業改善の取組や部活動が制限される場合があります。

一方、過大規模校[24]では、教室・体育館・運動場などの施設面に余裕がなく、少人数指導などの学習面や運動会などの行事面で支障が生じることがないよう、配慮する必要があります。

---

[21] 雑菌の発生を抑える効果があり、掃除も容易となるため、トイレの床をタイルなどから水を流さない乾いた床に改修すること。

[22] 建物の１階から最上階までの縦系列上下のトイレの並び。

[23] 学級数 11 学級以下の小・中学校、17 学級以下の小中一貫教育校。（第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針）

[24] 学級数 19 学級以上の小・中学校、28 学級以上の小中一貫教育校。（ただし、小学校は教室の確保を条件に 19 ～ 24 学級までは許容範囲）

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていきます。

⑴ 区立学校の適正配置【アクションプラン掲載事業】

○ 「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」で示す区立小・中学校の適正配置の考え方に基づき、実施計画を策定のうえ進めていきます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆適正配置の実施に向けた調整	◆実施計画素案の策定	実施計画の策定 調整	調整

3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

学校施設は教育施設であるとともに、地域において最も身近な公共施設です。学校施設と周辺の区立施設を複合化することにより、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制を図ります。

一方で、今後の児童・生徒数の動向や児童・生徒一人当たりの校地面積、校地の形状など学校ごとに違いがあることから、改築の際に学校運営や教育活動に配慮して周辺区立施設との複合化を検討します。

⑴ 学校施設と周辺区立施設の複合化

○ 学校運営や教育活動に配慮して、学校と周辺区立施設の複合化を検討します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館・敬老館を移転・複合化し、児童館は事業の充実を図るとともに、敬老館は街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換（工事中）	◆学校の改築時に、施設の複合化を実施（周辺区立施設を可能な限り複合化を検討）

4　一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を 40 人から 35 人に引き下げる改正法[25]が令和３年４月に施行されました。令和３年度に２年生を 35 人以下とし、５年間かけて段階的に６年生まで引き下げ、令和７年度には全ての学年で 35 人学級となる予定です。増加する学級数に応じて、必要となる普通教室数を確保していきます。

⑴　児童数の推計に基づく普通教室の確保

○　法改正を踏まえて、今後の児童数について複数年にわたり推計を行い、その結果を踏まえ、普通教室を計画的に確保していきます。

○　推計の精度を高めるため、推計方法を必要に応じて見直します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆法改正を踏まえた児童数の推計により次年度の普通教室を確保	◆継続実施

[25] 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律。

その他の取組

1	学校環境衛生の充実	○　換気、採光、照明および水質等の学校環境を適正に保つため、学校環境衛生基準に沿った検査を実施します。検査の結果により学校薬剤師による指導や助言を受け、改善を図ることにより学校環境衛生を一層充実させます。
2	みどり豊かで環境に配慮した学校づくりの推進	○　学校の緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備していきます。 ○　屋上緑化、壁面緑化など、児童・生徒がみどりに親しみながら緑化意識を育むことのできる学習環境を目指していきます。
3	校具等の更新	○　よりよい教育環境を整備するため、机や椅子等の学校運営上必要な校具等について、老朽度の高いものから順次新しいものにしていきます。

取組の視点２　家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることが必要です。

重点施策１　家庭教育への支援

取組内容および主な取組

１　学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

家庭教育は、子どもの基本的生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されています。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されています。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施していきます。

⑴　家庭教育支援事業の実施

○　家庭教育支援事業に係る関係部署で構成する家庭教育支援事業推進会議を設置し、家庭教育を支援していくための事業を実施しています。

○　児童生徒用タブレットパソコンなど、オンラインを活用した家庭教育支援の情報発信を行い、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供します。

○　保護者対象の講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の解決や解消を図ります。

○　５歳児の保護者が就学に向けて抱えている不安や心配を解消できるよう、オンライン配信による講演会を行います。

○　「教育だより」では、家庭に向けての提案や家庭内での話題となるような内容を掲載しています。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の実施 ◆家庭教育支援事業推進会議の開催 ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 ◆保護者対象講演会の開催 （令和６年度　16 講座開催） ◆オンライン講演会の実施 ◆「教育だより」の発行	◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の継続実施 ◆家庭教育支援事業推進会議の継続開催 ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信の継続実施 ◆保護者対象講演会等による家庭教育支援の充実 ◆オンライン講演会の内容の充実 ◆「教育だより」の内容の充実

２　家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

近年、育児不安など児童相談件数は増加傾向にあります。その背景には、少子化や核家族化などによる育児の孤立化や、経済的な問題などの社会環境が年々厳しくなっていることがあります。ネグレクト（育児放棄）などの児童虐待、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応のように、学校の対応だけでは解決困難な問題を抱えている家庭もあり、そうした家庭を支援するためには、学校・教育委員会をはじめ関係機関が連携して対応していく必要があります。

引き続き、子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援を効果的かつ効率的に展開するため、教育・保育・福祉・保健等を所管する関係機関相互の連携を強化していきます。

⑴　関係機関の連携の強化

○　要保護児童対策地域協議会[26]を通じ、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、学校、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

○　児童虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、学校や保育園などへの巡回支援体制を強化し、不登校や身体状況などの虐待の兆候を早期発見し、情報の共有、適切な対応へつなげるため、関係機関相互の連携体制を強化します。

[26] 児童福祉法に基づき、市区町村が設置する機関。幼稚園、保育園、小・中学校など教育機関や児童相談所・警察・医師会・保健相談所などの関係機関で構成され、子ども家庭支援センターが調整機関となっている。代表者会議、実務者会議、個別ネットワーク会議等を開催し、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議などを行う。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ネットワーク会議、地域子どもネットワーク会議、合同ケース会議等の実施	◆継続実施
◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止	◆継続実施

その他の取組

1	家庭教育の奨励	○　地域で活動している団体等に企画・運営を委託し、「子育て学習講座」、「ねりまイクメン講座」等を開催しています。家庭や地域における子どもの教育等について学習する機会を提供することで、家庭教育を奨励していきます。

重点施策２　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

取組内容および主な取組

１　子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

近年、全国で登下校中に児童が連れ去られたり、スクールバスを待っていた児童と保護者が切り付けられ、命を落とす痛ましい事件が発生しています。

また、練馬区においても児童・生徒に対する不審者情報が年間 100 件以上寄せられています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境をつくるには、行政による取組だけでは限界があり、学校、保護者、地域との連携が不可欠です。このため、引き続き、授業時間中や登下校時における安全対策に取り組むとともに、より地域等と連携した児童・生徒の安全対策を実施していきます。

⑴　学校安全対策の充実【アクションプラン掲載事業】

○　保護者を中心とした地域の方々と教職員を対象に、教育委員会配置の学校防犯指導員による不審者対応訓練を行っています。また、万が一不審者が学校に侵入した場合でも被害を出さないよう、警察と連携した 110 番通報訓練、非常通報装置（学校 110 番）を使用した訓練や刺股等の防犯器具を使用した訓練を行っていきます。この取組を充実することで、児童・生徒の安全対策に関する地域の方々と教職員の知識・関心を高め、学校、保護者、地域と連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりを推進します。

○　不審者の発生により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校時の見守りおよび周辺の巡回を行い、児童・生徒の安全を確保します。

○　全小学校 65 校の通学区域に 325 台、全中学校 33 校の通学区域に 66 台の計 391 台設置した防犯カメラを活用するとともに、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、登下校時の安全対策の充実を図ります。

○　学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、各校の主たる門扉に電気錠を設置します。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆門扉への電気錠 設置　計 95 校	◆77 校	17 校	１校
◆学校、保護者、地域との連携を強化した対策の充実	◆充実	充実	充実

２　家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。

児童・生徒への対応が多様化・複雑化する中で、学校だけでは解決することが困難な課題が増加しています。家庭や地域との連携を一層進めることで、教育活動の充実および発展を図ります。

また、多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開することで、特色ある学校づくりを進めます。

家庭・地域と連携した教育活動を更に充実させるために、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方の検証や、学校応援団など既存地域団体との関係性の整理を図り、練馬区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について検討していきます。

⑴　地域未来塾の拡大

○　平成 28 年度から、地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」を実施しています。実施校には、学校のニーズを把握し、人材の発掘・調整等を行う学校支援コーディネーターの配置を開始しました。平成 30 年度には、全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校にコーディネーターの配置を完了しました。令和２年度には、区内のコーディネーターの育成や連絡調整を行う統括コーディネーターを配置し、更なる推進を図っています。

○　国際理解、環境、福祉などの分野における教育指導や地域交流において、人材を積極的に活用し、各学校や児童・生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある取組を進めます。

○　「学校・地域連携事業」の一環として、教員や大学生などの協力を得て、放課後等に学習指導を行う「地域未来塾」を実施しています。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆地域未来塾の実施（85 校）	◆拡大

⑵　地域と協働した学校運営【アクションプラン掲載事業】

○　学校と地域が学校の目標や課題を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、区立小学校２校、中学校１校で学校運営協議会制度を導入しました。また、新たに学校運営協議会制度の実証校を指定し、効果検証をしながら導入校を拡大していきます。

○　地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する地域人材を登録する「学校サポーター登録制度」（人材バンク）を拡大させていきます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆学校運営協議会制度の導入・拡大	◆３校導入	実施 新たな導入校の準備	拡大 新たな導入校の準備

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆学校サポーター登録制度の実施 登録者数　381 人	◆学校サポーター登録者の拡大 登録者数　400 人以上

３　子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

練馬区では、全ての小・中学校で、各教科や総合的な学習の時間等の中で身近な地域社会と連携した体験学習に取り組んでいます。体験学習は、学ぶことの楽しさや達成感を通じて主体的に学習に取り組む能力を身に付ける上で有効です。

また、家庭や地域の人々と共に子どもたちを育てていくという視点に立ち、身近な地域と連携して教育活動を行うことは、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化につながります。

引き続き、子どもたちが人との関わりを大切にしながら、自立して社会を生きていく力を育むことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など、体験活動の機会を増やしていきます。また、子どもたちが地域の特色・伝統文化への理解を深め、地域に対する愛着や誇りを持つことができるよう取組を推進します。

⑴　地域行事への参加の促進

○　各小・中学校の全ての教育活動において、実践的・体験的に学ぶ企画を適切に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう工夫していきます。

○　青少年育成地区委員会の活動の活性化と地区の活動に応じた事業運営を支援するため、委員等への研修会や青少年委員会による地域懇談会の充実を進めます。

○　青少年育成地区委員会および青少年委員会と学校の連携を強化し、地域の特色を活かした事業を進めていきます。

また、児童・生徒が、様々な事業の企画運営に参加できるよう支援していきます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆青少年育成地区委員会 ・青少年育成地区委員会委員全体研修会開催（年２回・都事業「地区委員会アドバイザー派遣」「青少年応援プロジェクト@地域」の活用） ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・ＰＴＡ代表・青少年育成地区委員会代表等）の開催（６ブロック）	◆青少年育成地区委員会 ・地区委員会が抱える諸課題の解決を目的に全体研修会を実施 ・児童・生徒が企画や運営に携わる事業を、好事例として全地区に紹介 ◆地域懇談会の充実 ・参加者相互の意見交換の時間を増やし、地域連携を強化

⑵　伝統・文化への理解の促進

○　児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを持つことができるよう、区独自の地域教材を活用するなど、各小・中学校の創意工夫により、特色ある教育活動を推進します。

○　国語・社会・道徳等の複数の教科において、それぞれの教科の学習内容に則して地域や日本の伝統・文化に触れる学習機会を設けるとともに、相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習を実施しています。また、専門家派遣事業[27]等も活用し、子どもたちが伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設け、地域や日本の伝統・文化への理解の促進を図ります。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施 ◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習の実施	◆日本の伝統・文化に加え、練馬の文化財や伝統工芸について、ＩＣＴを活用して調べる学習を全小学校で実施 ◆学校の特色に応じて、専門家を講師に依頼し、映像文化、地場野菜、伝統文化等に関する体験学習の充実

[27] 小学校・中学校等に芸術家・実演家等を派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化・芸術の創造に資することを目的とした国等による事業。

⑶　農業者と連携した体験学習の充実

○　練馬区の特色である、都市農業を活かした体験学習を小学校で拡充します。

○　都市農業の教育活動への活用を推進するために、小学校における学習モデルを作成します。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行い、令和５年度末に全区立小学校において農業者と連携した体験学習を実施しました。今後も、各小学校において農業者と連携した体験学習を実施します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆農業者と連携した体験学習の実施	◆全ての小学校において農業者と連携した体験学習の実施

⑷　校外学習の見直し・充実

○　校外学習の安全な実施とともに少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定しました。令和４年度から新方針に基づき、中学１年生を対象とした臨海学校を廃止し、イングリッシュキャンプを実施しています。

○　小学５・６年生移動教室は、体験活動がより充実した内容になるよう検討を行い、令和４年度から新たな体験活動を実施しています。

○　下田少年自然の家は、臨海学校の廃止とともに、改築を含めた今後の維持管理に必要な費用等について総合的に検討した結果、令和４年度末をもって廃止しました。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆イングリッシュキャンプの実施【再掲】 ◆小学校移動教室の実施	◆イングリッシュキャンプの継続【再掲】 ◆小学校移動教室の継続

その他の取組

1	大学との連携の強化	○　教員を目指す学生に対し、インターンシップ（就業体験）を今後も積極的に実施し、大学との連携を推進します。 ○　区立小・中学校において放課後学習の補助や部活動の指導等を行う学生ボランティアの募集を推進します。
2	交通安全教育の推進	○　自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導のほか、保護者の協力を得て開催する交通安全教室などを通して徹底を図ります。
3	情報モラル教育の推進	○　全区立小･中学校において、児童・生徒および保護者を対象としたインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラル講習会を実施します。
4	学校安全安心ボランティア事業の推進	○　小学校において、保護者や地域住民に、ボランティアとして来校者への声かけなどの活動をしてもらうことにより、児童の安全性を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。
5	緊急時連絡体制の整備	○　緊急時における多様な連絡手段を確保するため、区立の小・中学校、幼稚園、学童クラブおよび保育所等の保護者を対象とする保護者向け情報伝達サービス等の登録者数をさらに増やし、各施設と保護者との連絡体制の充実を図ります。
6	防災教育の推進	○　各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて危機管理意識を向上させ、実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画を定期的に見直していきます。
7	学校応援団・開放等事業の推進	○　学校応援団と協働し、学校開放事業などの地域の人材を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域活用を図ります。 ○　部活動の地域移行の検討等により、学校施設の活用時間等について変化が生じる可能性があるため、それらの変化に対応しながら、開放等事業を推進していきます。

8	練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の推進	○　小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施しています。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童であれば誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。全ての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。
9	青少年の育成と活動の機会の提供	○　青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、活動の機会と場を提供します。また、将来的に地域活動を担うことができる取組を、地域の団体と連携して行っていきます。 ○　さらに、若者が企画・運営に携わる事業も充実します。
10	学校経営計画に基づく学校経営の充実	○　各学校において、家庭および地域の意見や要望を踏まえて策定した学校経営計画に基づき、組織的、計画的、継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実させていきます。
11	学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用した学校経営の改善	○　保護者や地域の方々から意見を広く聞く学校評議員制度や地域の様々な人材との連携による教育活動および地域活動を展開する学校運営協議会制度により、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進していきます。

取組の視点３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

重点施策１　いじめ・不登校などへの対応

取組内容および主な取組

１　いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

いじめ問題への対応にあたっては、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを基本姿勢とし、未然防止・早期発見・早期対応が重要であるという認識のもと、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を策定しています。この方針に基づき、学校（園）、保護者、地域、教育委員会が連携して、いじめの防止に向けた対策を一層推進していきます。

区では、不登校児童・生徒への支援に対する国の考え方や児童・生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、令和３年度から令和４年度にかけて実施した「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和５年８月に「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。

本方針では、「児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生が送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うこと」を不登校児童・生徒への支援の目標に掲げ、その目標に対して「安心できる学校づくり」「早期支援の実施」「多様な支援の実施」の３つの方向性から取り組みます。

⑴　教育相談体制の充実

○　心のふれあい相談員[28]の全校配置を継続するとともに、研修を通じて教職員の専門性を高め、引き続き校内相談体制の充実に努めます。

[28] スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティア。

○　学校教育支援センターを教育相談の拠点とし、学校教育支援センター（教育相談室、トライ・フリーマインド[29]）、学校、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所などの関係機関の連携を推進します。

○　区内４か所の教育相談室（光が丘、練馬、関、大泉）において、今後も、教育相談体制の充実に努めます。

○　令和５年度から児童・生徒用タブレットパソコン等からチャット形式で悩みをカウンセラーに相談することができる「ねりまホッとアプリ＋(プラス)」の運用を開始し、児童・生徒の相談環境を整えています。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆心のふれあい相談員　全校配置	◆継続実施
◆教育相談室４所で実施 （光が丘・練馬・関・大泉）	◆継続実施
◆ICT を活用した相談支援（オンライン教育相談）の実施	◆継続実施
◆ねりまホッとアプリ＋（プラス）の運用	◆継続実施

⑵　いじめ撲滅に向けた取組の強化

○　あらゆる学校関係者がいじめについて考え、「いじめをしない」「いじめを許さない」気運を高めていくための各学校における取組を推進するとともに、いじめ防止の実践事例を発表する「練馬区教育実践発表会」等の内容を充実させます。

○　いじめはどの児童・生徒にも、どの学校（園）にも起こり得るとの認識のもと、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行います。

○　「学校いじめ対策推進教員」を校内に配置し、学校のいじめ対応に関する組織力の向上を図ります。

○　「いじめ防止対応研修会」を開催し、学校いじめ対策推進教員やいじめについての課題を抱える学校の教員を対象に、対応力を高める研修を行います。

○　平成 28 年に策定した「ＳＮＳ練馬区ルール」に基づき、携帯電話やインターネットによるいじめの未然防止を徹底するとともに、「ＳＮＳ学校ルール」や「ＳＮＳ家庭ルール」づくりについて啓発していきます。

○　「いじめ防止研修資料」および「いじめ対応フローチャート」等を周知し、いじめの未然防止、早期発見および適切な対応に向けた校内研修会の充実を図ります。

[29] 不登校の児童・生徒のために学習支援や相談支援等を行う事業。中学生を対象とした事業をトライ、小学生を対象とした事業をフリーマインドという。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆「いじめ防止研修資料」（令和３年４月）を活用し、校内研修会を実施	◆「いじめ対応フローチャート」（令和６年４月）および「いじめ防止研修資料」（令和７年４月改訂）等を活用し、校内研修会の充実

⑶　不登校対策の充実【アクションプラン掲載事業】

○　令和５年度末における不登校の児童・生徒数は 1,648 名でした。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものという認識のもと、こうした子どもたちを支援するため、保護者・教員への助言、家庭訪問、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを担うスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。また、学校内に学級以外の居場所をつくることで、個別支援の充実を図ります。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆スクールソーシャルワーカーの支援体制の充実	◆充実	実施	実施
◆校内別室指導支援員の配置	◆試行・検証	実施	拡大

２　早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

いじめ問題は初期対応が極めて重要であり、対応を誤ると問題解決が長期化・困難化する懸念があります。そこで、令和３年度から導入したスクールロイヤー制度[30]を活用し、教員に初期対応への的確な助言を行うなど、弁護士の専門的知識や経験により、学校を支援していきます。

また、教員向けの研修を実施し、いじめ問題について教員の対応力の向上と意識啓発を図ることで、事態の重大化、長期化を防止します。

⑴　スクールロイヤー制度の活用

○　令和３年６月に４地区に分け（練馬、光が丘、石神井、大泉）、それぞれに１名の担当弁護士を配置しました。学校からの相談に適切かつ迅速に対応できる体制を構築しています。

[30] 学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する制度。

○　区立小・中学校長・園長等を対象とした、学校（園）における法律問題への対応に関する研修を実施します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆スクールロイヤー４名配置 ◆学校（園）における法律問題への対応等に関する研修（４回）	◆スクールロイヤーへの早期相談によるいじめ問題の早期解決の推進 ◆スクールロイヤーによる児童・生徒へのいじめの防止対策に関する出前授業および教員研修の実施（４回）

３　不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室（トライ・フリーマインド）を充実するとともに ICT 機器の活用を図ります。

トライ・フリーマインドでは、不登校児童・生徒の心の安定を図るための相談活動や体験活動、小集団学習などの学習支援を通じ、社会的な自立ができるよう、一人ひとりにきめ細やかに対応しています。令和６年度には学校教育支援センター石神井台を開設しました。引き続き、不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、トライ・フリーマインドを充実していきます。

また、今後は、トライ・フリーマインドの通室や自宅から外出することが困難な児童・生徒等への学習機会を保障するため、タブレットパソコン等を利用して、令和３年度から開始しているオンライン相談・学習など、ICT 機器を活用した学習支援を充実します。

⑴　ICT を活用した相談・学習支援の実施【アクションプラン掲載事業】

○　トライ・フリーマインドへの通室や自宅から外出することが困難な児童・生徒等への学びの機会を充実させるため、タブレットパソコン等を利用して、令和３年度から開始しているオンライン相談・学習を充実させます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆ ICT を活用した相談・学習支援の充実	◆支援環境の構築・試行	試行・検証	充実

４　不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

令和３年度から令和４年度にかけて実施した「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和５年８月に「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。方針で掲げた「児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生が送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うこと」という目標に向け、これまでの取組について分析と検証を行い、より効果的な不登校対策に取り組みます。

⑴　不登校対策の見直し

○　「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、不登校対策を見直します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆不登校対策の進捗状況の確認 ◆事業見直しの実施	◆調査結果を踏まえた施策の実施

重点施策２　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

取組内容および主な取組

１　家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

経済面や健康面などの様々な課題を抱えている家庭の子どもへの支援を充実します。生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などを援助する就学援助制度により支援するとともに、中学３年生を対象として、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

近年、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応が課題となっています。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

⑴　就学援助の実施

○　就学援助制度は、国立および公立の小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒のうち、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費などを援助することによって、教育の機会均等を図ることを目的としています。援助の支給対象者は、生活保護法第 13 条に定める教育扶助費を受けている保護者および教育委員会がこれに準ずると認定した保護者です。

区民の利便性の向上のため、令和５年度からオンライン申請を導入しました。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆就学援助の実施	◆継続実施

⑵　学習支援事業「中３勉強会」の実施

○　経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆中３勉強会の実施（７か所・年間 80 回）	◆継続実施（７か所・年間 80 回）

⑶　ヤングケアラーへの支援の充実【アクションプラン掲載事業】

○　ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

○　子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを４地域ごとに１名配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

○　子どもが担っているケアの負担を軽減するため、支援が必要となる家庭へのヘルパー派遣事業を拡充するほか、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなどを活用し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	◆充実	実施	実施
◆ヤングケアラーコーディネーターの配置	◆配置	継続	継続
◆一人ひとりに応じた支援の実施	◆充実	実施	実施

２　外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

外国人の子どもの保護者には、就学義務は課されていませんが、子どもたちの就学の機会を確保する観点から就学状況を把握しておくことが重要です。令和７年２月現在、住民登録のある外国人児童・生徒 1,304 名のうち、およそ９割の 1,220 名は公立学校や外国人学校等に就学していることを把握しています。今後も、日本人児童・生徒と同様に、外国人児童・生徒に対して就学案内を行い、就学の機会を確保します。

また、区立小・中学校に通学する児童・生徒には、区立小中学校全 98 校へ配備した携帯翻訳機を活用することや日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っていますが、文化や教育に関する価値観の違いにより、保護者も含め、学校生活に対する理解が不足している場合もあります。関係機関と連携し、支援の充実について検討を進めます。

⑴　就学案内や就学先確認の充実

○　新小学１年生と新中学１年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付します。

○　在学年の児童・生徒に対し、住民票の異動手続きを行う際に、区立学校への入学意思を確認します。

○　在学年の就学先不明者に対し、就学先を確認する通知の回数を増やします。また、通知文書の多言語化を進めます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
(※令和７年２月現在) ◆区立学校への入学意思を確認する通知を送付（延べ 338 件） ◆転入手続き時に区立学校への入学意思を確認した件数（84 件） ◆就学先を確認する通知を送付 （延べ 180 件）	◆継続実施

⑵　日本語等指導講師派遣の実施

○　日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。また、地域振興課が実施している「こども日本語教室」との連携を図っていきます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
（※令和７年２月現在） ◆個別指導の実施 講師を派遣した対象児童・生徒数 小学校：160 人 中学校：55 人 ◆個別指導と「こども日本語教室」の連携検討	◆継続実施 ◆個別指導と「こども日本語教室」の連携実施

重点施策３　障害のある子どもたちなどへの支援

取組内容および主な取組

１　子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、多様なあり方を認め合う社会を実現するために、学校教育においても障害理解を深める取組を進めます。

子どもたちに対しては、相互理解を深めることで一人ひとりの「心のバリアフリー」の実現を目指します。教員に対しては、特別支援教育に関する研修を実施するなど専門性の向上を図っていきます。

⑴　障害に対する理解の促進

○　交流および共同学習を充実することで、障害がある子どももない子どもも、互いを理解し、他者への共感や思いやりの心の育成を図ります。

○　副籍制度[31]の実施にあたっては、ICT を活用したオンラインでの交流など、多様な手法により、交流活動を推進します。

○　障害のあるスポーツ選手を招いた特別授業や、障害疑似体験などを実施します。

○　東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）等を活用し、人権課題「障害者」に関する教科横断的な授業実践や教員研修の充実を図ります。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆副籍制度実績　小学校　149 名 中学校　34 名	◆副籍制度を活用した交流活動の充実

⑵　教員の専門性の向上

○　特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修の充実を図ります。

○　教員が特別な支援の必要な児童・生徒の対応について一人で抱え込むことのないよう、校内委員会で課題および支援方法を共有し、学校全体で支える校内体制を構築します。

[31] 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事や学習活動への参加等を通じて区立小・中学校の児童・生徒との交流を図る制度。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆児童・生徒の学習上または生活上の困難に応じた支援等の研修の実施 ◆校内委員会の運営に係る研修の実施	◆研修の充実

2　ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

障害の状態や特性等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、個別最適な学びが必要です。ICT 機器を活用することで、障害の特性に応じた個別指導が可能となります。

また、障害のある子どもとない子どもが、学校教育の一環として活動を共にする、交流および共同学習の機会を設けることは、相互理解を深め、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。交流をする際に、対面による交流だけでなく、ICT 機器等を活用した交流を進めていきます。

⑴　ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

○　全区立小・中学校の児童・生徒に一人一台のタブレットパソコンを配備し、特別支援学級には大型提示装置（電子黒板等）・実物投影機・教室用パソコンを設置しています。

○　大型提示装置を使用し、視覚的なサポートをした効果的な授業を実施します。

○　タブレットパソコンでデジタル教材の拡大や読み上げ機能を活用する等、障害の特性に応じた活用を進めていきます。

○　特別支援学校に通う子どもたちと、ICT 機器等を活用した交流活動を進めていきます。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の実践	◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の充実

3　医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための体制づくりとともに、障害のある子どもとない子どもが互いに助けあえる環境の整備が必要です。

校内外の支援体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行っていきます。

令和３年６月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。医療的ケア児が増加する中で、その実態が多様化しており、医療的ケア児の一人ひとりの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要です。

区では、医療的ケア児に対し、令和６年３月に「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定しました。

⑴ 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定【アクションプラン掲載事業】

○　平成 29 年に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが、区立学校や保育園、幼稚園等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児への支援の充実を図ってきました。

○　令和６年３月に「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定し、相談窓口案内パンフレットを作成し、保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化しました。また、練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会を設置し、新たな医療行為の検討や支援内容の検証を行います。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づく支援の実施	◆実施	実施	実施

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会を設置	◆実施

⑵ 特別支援教育に係る新たな方針の策定【アクションプラン掲載事業】

○　これまで、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、特別支援学級の増設や特別支援教室の全校設置、就学相談の拡充などに取り組んできました。支援が必要な児童・生徒は増加が続いており、多様化・複雑化しています。障害児等を支援するため、新たな方針を策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

○　新たな方針を踏まえて、知的固定学級増設に向けた調整・準備、自閉症・情緒障害固定学級の新設に向けた検討・調整、就学前からの教育相談の実施、就学相談の充実などに取り組みます。

令和８年度目標	令和６年度末 達成見込み	令和７年度	令和８年度
◆特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	◆方針の策定	実施	実施

⑶　校内外の協働による支援の実施

○　特別な支援を要する子どもたちの状況に合わせた指導を行うため、特別支援教室の入室手続き等において校内委員会の PDCA サイクルを活用し、支援内容を検討します。

○　児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内の多様な人材（スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員、特別支援教室専門員[32]など）を的確に活用するとともに、校外の専門機関（特別支援学校など）との連携を図ります。

○　都立特別支援学校の教員や巡回相談心理士[33]が行う区立小・中学校の巡回相談等により、校内環境の整備や支援方法に関する助言を受けるなど、校外の専門機関と連携した取組を引き続き実施します。

現状（令和６年度末）	令和８年度目標
◆必要に応じて学校生活支援員を配置	◆継続配置

[32] 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う職員。児童・生徒の行動観察を行い、障害による学習や生活上の課題を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等と在籍学級での様子について情報共有を図る。

[33] 特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う。

第４章

巻末資料

1　区立学校数

⑴　幼稚園　３園

⑵　小学校　65校

⑶　中学校　33校

2　児童・生徒数、学級数の推移

⑴　児童・生徒数の推移（各年５月１日時点）

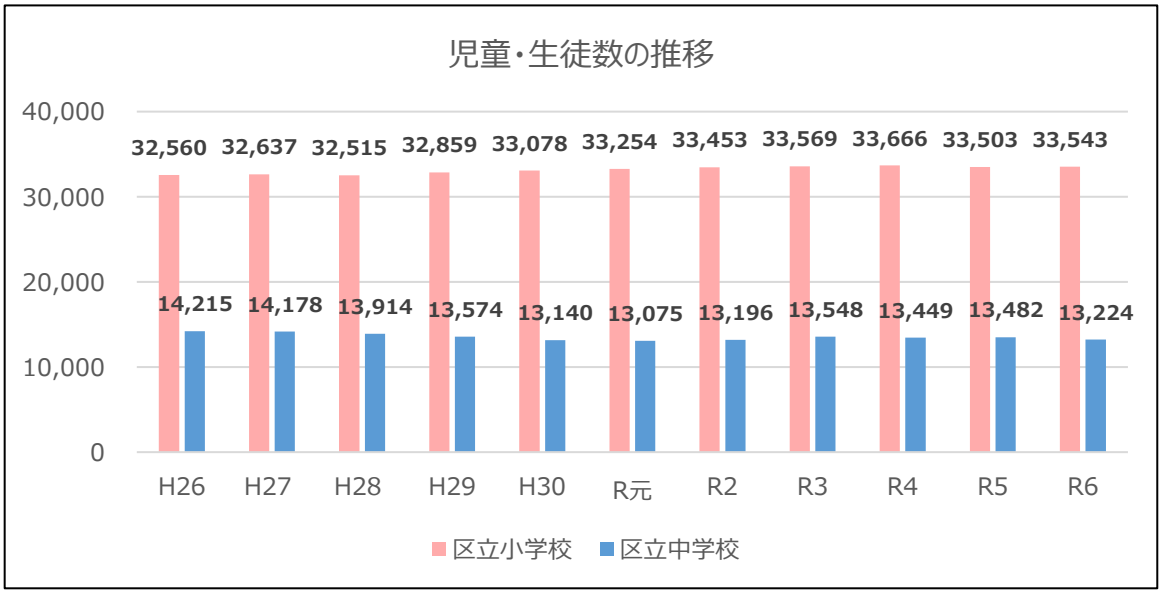

⑵　学級数の推移（各年５月１日時点）

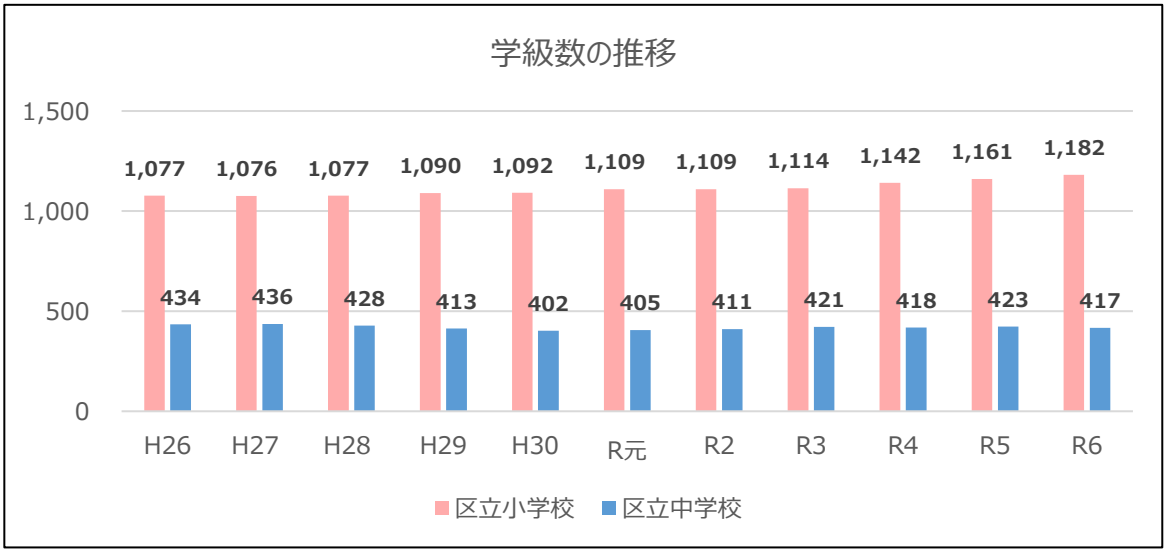

3　特別支援学級　児童・生徒一覧

（令和６年５月１日現在）

小学校	学級名	学級数	児童数
旭丘	知的障害	2	17
〃	難聴	1	6
豊玉第二	知的障害	5	37
開進第二	知的障害	3	22
中村西	弱視	1	10
南町	言語障害	4	73
北町	知的障害	4	30
北町西	言語障害	3	57
練馬第三	知的障害	7	54
練馬東	知的障害	4	27
光が丘春の風	知的障害	4	25
光が丘第八	知的障害	6	41
石神井	難聴	2	24
〃	言語障害	3	56
石神井西	知的障害	3	19
上石神井北	知的障害	5	35
〃	自閉・情緒	2	4
谷原	知的障害	5	34
関町北	言語障害	2	38
大泉	知的障害	2	14
〃	言語障害	3	54
大泉第三	知的障害	5	35
大泉東	知的障害	4	29
大泉学園	知的障害	3	23
南田中	知的障害	4	31
計　21校	５障害	87	795

中学校	学級名	学級数	生徒数
旭丘	知的障害	3	17
中村	知的障害	2	15
開進第二	難聴	1	11
開進第三	弱視	0	0
練馬	知的障害	4	32
光が丘第三	知的障害	6	43
石神井	知的障害	6	48
南が丘	知的障害	3	17
谷原	知的障害	4	27
大泉	知的障害	7	50
計　10校	３障害	36	260

４　特別支援教室　児童・生徒一覧

〔小学校〕　　（令和６年５月１日現在）

拠点校	巡回校	児童数	拠点校	巡回校	児童数
旭丘		5	石神井東		17
	小竹	7		下石神井	16
	豊玉第二	3		南田中	6
	豊玉東	11		南が丘	9
豊玉南		23	谷原		25
	豊玉	13		光和	14
	中村	22		北原	13
	中村西	17		富士見台	14
開進第一		9	関町		24
	早宮	6		石神井西	11
	仲町	8		上石神井	30
	練馬東	10		立野	20
南町		16	大泉		28
	開進第二	15		大泉東	20
	開進第三	15		大泉南	23
	開進第四	11	大泉第三		19
練馬第三		17		大泉西	22
	練馬第二	11		大泉学園緑	11
	向山	14		大泉学園桜	18
	春日	9	大泉第六		12
田柄		13		大泉第二	9
	北町	23		大泉第四	15
	北町西	11	大泉学園		12
	田柄第二	13		大泉第一	6
光が丘四季の香		15		大泉北	14
	旭町	11	八坂		14
	光が丘秋の陽	10		豊溪	16
	光が丘第八	13		泉新	10
光が丘春の風		15		橋戸	6
	練馬	11			
	高松	8			
	光が丘夏の雲	8			
石神井		21	拠点校	巡回校	918
	石神井台	18	17校	48校	
	上石神井北	12			
	関町北	20			

〔中学校〕　　（令和６年５月１日現在）

拠点校	巡回校	生徒数	中学校	巡回校	生徒数
豊玉第二		5	上石神井		9
	旭丘	9		石神井	8
	豊玉	10		石神井東	4
	中村	10		石神井西	7
	開進第一	7		石神井南	8
	開進第二	15		南が丘	8
	開進第三	4		大泉第二	5
	開進第四	8		関	9
練馬東		9	八坂		15
	北町	7		谷原	6
	練馬	9		三原台	4
	貫井	10		大泉	13
	田柄	4		大泉西	16
	豊渓	10		大泉北	0
	光が丘第一	6		大泉学園	3
	光が丘第二	7		大泉学園桜	7
	光が丘第三	10	拠点校 ４校	巡回校 29校	262

5　令和４年度～令和６年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）

〔小学６年生　国語〕

令和４年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			69	69	65.6
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	71.3	71.4	69.0
		(2) 情報の扱い方に関する事項			
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	73.9	75.5	77.9
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	69.2	69.1	66.2
		B　書くこと	50.7	51.3	48.5
		C　読むこと	73.1	72.1	66.6

令和５年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			70	69	67.2
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	74.5	73.6	71.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	67.0	66.5	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項			
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	73.1	73.5	72.6
		B　書くこと	28.8	28.9	26.7
		C　読むこと	73.6	73.2	71.2

令和６年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			71	70	67.7
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	69.2	67.9	64.4
		(2) 情報の扱い方に関する事項	90.6	88.8	86.9
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	74.7	75.3	74.6
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	65.5	63.9	59.8
		B　書くこと	70.8	69.9	68.4
		C　読むこと	73.1	71.9	70.7

〔小学６年生　算数〕

令和４年度

【算数】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		68	67	63.2
学習指導要領の領域	A　数と計算	72.9	72.1	69.8
	B　図形	70.7	68.6	64.0
	C　測定			
	C　変化と関係	58.9	57.6	51.3
	D　データの活用	73.2	72.4	68.7

令和５年度

【算数】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		69	67	62.5
学習指導要領の領域	A　数と計算	72.9	71.0	67.3
	B　図形	56.4	54.8	48.2
	C　測定			
	C　変化と関係	77.3	75.8	70.9
	D　データの活用	68.8	67.3	65.5

令和６年度

【算数】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		70	68	63.4
学習指導要領の領域	A　数と計算	72.3	70.6	66.0
	B　図形	72.4	70.8	66.3
	C　測定			
	C　変化と関係	60.5	59.3	51.7
	D　データの活用	67.2	65.2	61.8

6　令和４年度～令和６年度全国学力・学習状況調査結果（中学校）

〔中学３年生　国語〕

令和４年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			72	70	69.0
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	75.6	73.6	72.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	44.9	43.8	46.5
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	72.4	70.9	70.2
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	68.4	65.7	63.9
		B　書くこと	44.9	43.8	46.5
		C　読むこと	73.3	70.8	67.9

令和５年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			74	72	69.8
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	76.1	69.6	67.5
		(2) 情報の扱い方に関する事項	68.6	66.2	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	74.5	73.1	74.7
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	85.1	84.4	82.2
		B　書くこと	69.4	66.8	63.2
		C　読むこと	69.8	67.2	63.7

令和６年度

【国語】／平均正答率（%）			練馬区	東京都	全国
全体			62	61	58.1
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	62.8	61.6	59.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	64.2	62.9	59.6
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	79.3	75.7	75.6
	思考力、判断力、表現力等	A　話すこと・聞くこと	64.0	62.9	58.8
		B　書くこと	68.6	67.9	65.3
		C　読むこと	52.0	50.8	47.9

〔中学３年生　数学〕

令和４年度

【数学】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		57	54	51.4
学習指導要領の領域	A　数と式	63.0	59.5	57.4
	B　図形	50.4	47.6	43.6
	C　関数	48.9	47.1	43.6
	D　データの活用	61.3	59.5	57.1

令和５年度

【数学】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		57	54	51.0
学習指導要領の領域	A　数と式	68.5	66.0	63.0
	B　図形	42.8	39.2	33.2
	C　関数	56.6	54.3	51.2
	D　データの活用	52.3	50.4	48.5

令和６年度

【数学】／平均正答率（%）		練馬区	東京都	全国
全体		60	57	52.5
学習指導要領の領域	A　数と式	59.0	56.2	51.1
	B　図形	49.2	46.5	40.3
	C　関数	64.9	63.5	60.7
	D　データの活用	62.8	59.1	55.5

7　令和６年度　東京都統一体力テスト調査結果

⑴　男 子

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
①握力(kg) 【筋力】	▽ 8.5	▽10.4	▽12.2	▽14.0	▽16.2	▽19.0	▽23.4	▽29.0	○33.8
②上体起こし(回) 【筋持久力】	▽11.1	▽13.9	▽15.9	▽17.8	▽19.4	21.3	○23.6	○26.6	○28.5
③長座体前屈(cm) 【柔軟性】	▽25.9	▽27.6	▽30.0	▽31.8	▽33.6	▽36.1	▽39.9	○43.6	▽46.8
④反復横とび(点) 【敏捷性】	▽25.9	▽29.5	▽32.8	▽36.3	▽39.7	▽43.3	▽48.3	▽50.7	▽53.2
⑤20mシャトルラン(回) 【全身持久力】	▽16.8	○26.2	▽32.6	▽39.3	▽45.6	▽52.9	○65.2	○77.2	○83.4
⑥50m走(秒) 【スピード】	11.9	10.9	▽10.4	○ 9.8	○ 9.5	9.1	○ 8.7	▽ 8.2	○ 7.6
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	▽110.8	▽122.5	▽131.5	▽ 139.4	▽ 148.9	▽ 159.8	▽ 178.1	▽ 195.8	▽ 209.1
⑧ボール投げ(m) 【投能力】	▽ 7.3	▽10.7	▽13.8	▽16.7	▽19.8	▽23.5	▽17.1	▽20.0	▽22.4

⑵　女 子

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
①握力(kg) 【筋力】	▽ 8.0	▽9.7	▽11.5	▽13.3	▽16.0	▽18.7	○21.4	▽23.0	○24.4
②上体起こし(回) 【筋持久力】	10.7	▽12.9	▽15.2	▽16.7	▽18.1	19.9	○20.8	○22.0	○23.2
③長座体前屈(cm) 【柔軟性】	▽28.0	▽30.5	▽33.3	▽35.6	▽37.8	○41.8	○44.2	○46.5	○47.6
④反復横とび(点) 【敏捷性】	▽24.6	▽27.8	▽31.2	▽34.2	▽37.6	▽40.6	▽44.0	▽45.0	▽44.9
⑤20mシャトルラン(回) 【全身持久力】	▽13.5	▽18.7	▽23.5	▽28.2	▽33.2	▽38.5	○44.8	▽48.8	○50.1
⑥50m走(秒) 【スピード】	12.2	11.3	10.7	○10.2	9.8	9.4	9.3	9.1	8.9
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	▽103.5	▽111.6	▽122.4	▽132.0	▽141.9	▽149.9	▽160.6	▽161.9	▽166.0
⑧ボール投げ(m) 【投能力】	▽ 5.0	▽6.6	▽8.7	▽10.4	▽12.4	▽14.2	▽10.8	▽11.7	▽12.9

※　○は東京都比で上回った調査項目。▽は東京都比で下回った調査項目。無印は同値。

※　ボール投げは、小学生はソフトボール、中学生はハンドボールで測定。

練馬区教育振興基本計画　中間見直し（案）

令和７年（２０２５年）３月
発行　　練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課
住所　　〒１７６－８５０１　練馬区豊玉北６－１２－１
TEL　　０３－３９９３－１１１１（代表）
FAX　　０３－５９８４－１２２１
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　6

令和７年３月13日
教育振興部学務課

特別支援教育実施方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和６年12月11日（水）から令和７年１月15日（水）まで

(2) 周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ　区ホームページへの掲載

ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、学務課での閲覧

エ　区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ　児童館での閲覧

(3) 意見件数

55件（23名）うち子どもからの意見は２件（２名）

２　寄せられた意見の内訳　（）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
方針全体に関すること	５（１）
第１章　はじめに	０（０）
第２章　練馬区を取り巻く特別支援教育の動向	０（０）
第３章　練馬区の現状と課題	６（０）
第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策	39（１）
その他	５（０）
合　計	55（２）

3　寄せられた意見に対する対応状況　（）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	10（0）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	17（1）
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	11（0）
△ 事業実施等の際に検討するもの	10（0）
※ 趣旨を反映できないもの	2（0）
－ その他、上記以外のもの	5（1）
合　計	55（2）

4　寄せられた意見（要旨）と区の考え

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
方針全体に関すること			
1	慢性的な教員不足であるにも関わらず、負荷は非常に大きい状態が続いている。まずは、教員不足の解消が優先ではないか。また、支援級の教員も不足している。	教員の任用や配置は、東京都が所掌しているものであり、都には確実な教員確保を要望しています。区では、支援員を確実に配置できるよう努めています。	□
2	特別支援学級もしくは支援教室在籍生徒の中学卒業後の進路はどのような想定か。	通常学級と同じ全ての選択肢を想定しています。 生徒個々の希望に応えられるよう教育を実施していきます。	―
3	特別支援級の充実ももちろんのこと、普通級においても多様な児に対応できる環境を設定していくべき。	障害のある児童生徒に適切な指導や支援ができるよう、特別支援教育の研修を、毎年、計画的に取り組んでいるところです。また、通常学級においても個々の特性に応じた指導や支援ができるよう、今後も学校生活支援員の人員確保と教員の連携強化に取り組んでいきます。	○

4	通常学級でも体制を整えて支援していく方向性が出され、インクルーシブな視点は大切だと思った。この方針を土台としながら、通常学級のインクルーシブ化も進めていく方針が必要ではないか。	通常学級、特別支援学級、特別支援教室といった多様な学びの場において、本人・保護者の意向や個々の特性に応じた教育を進めています。通常学級においても、日ごろの学習活動において障害のある児童生徒と交流したり、障害を理解する学習活動を行ったりすることで共生社会の実現にむけた取組を進めていきます。	△
第３章　練馬区の現状と課題			
5	同じ区立の特別支援学級でも学校によって授業内容や方針に違いがある。ある程度一定の内容になるよう基準があると良い。	現在も、学習指導要領等に基づいて各校が指導を進めていますが、各校が共通の認識のもと特別支援教育のさらなる充実が図れるよう新たな方針を策定しました。方針に掲げる基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。	○
6	知的障害学級が軽度知的障害児のみの受け入れを原則とする設定は国・都の方針に反する。進学先については保護者の意向が優先される以上、適切ではない。	国と都の計画も、ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めることとしています。知的障害学級は、学校教育法や国の通知により、意思疎通に軽度の困難があるなどの児童生徒を想定し設置していますが、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向、その他の様々な事情を勘案しています。	□
7	知的障害学級のクラス分けは、学年だけでなく障害の程度によるものが必要。	知的障害学級は学年だけでなく習熟度別でも授業を行っています。	△

8	学級等の設置状況の中に、学習障害を抱える児童への現状と課題が見当たらない。学習障害の現状と課題が知りたい。	学習の一部にだけ不得意があるなどの学習障害は特別支援教室の対象として記載していますが、対象となる障害種別や児童生徒の課題、指導内容を一部追記・修正します。	◎
9	教員のアンケート結果では、人、物の不足が上位を占めている。特別支援教育の予算を増やすべき。	学校と意見を交わしながら必要な予算の確保に努めます。	○
10	アンケートについて、特別支援学級と特別支援教室では通う子どもの障害の種類や課題、ニーズが異なるので、合算して実数を上位順に出すと、本当の結果がわからないのではないか。	アンケート結果分析をする際には特別支援学級と特別支援教室を分けた数値も参考にしました。一人ひとり状況も様々であるため、少数の意見も参考にしながら方針を検討しました。素案においては、全体の結果をお示しするため、合算の数値を示しています。	○
第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策			
11	通常学級での支援について、「保護者と連携しながら支援」とは「支援に関連した所管課の連携強化【新規】」にあたるか。 「施設や人員は限られている」学校で、どのように支援するのか。	通常学級での支援については、これまでも施設改修や学校生活支援員の配置など、可能な限りの支援を行っています。障害のある児童生徒が安全に学校生活を送るには保護者の協力が必要となる場面もあります。 こうした取り組みを継続しつつ児童生徒の生活面の課題や身体介助の方法など、福祉的なニーズに対応できるよう「関連した所管課の連携強化」に取り組んでいきます。	○
12	ハード面だけでなく、教員の研修時間や体験の場を確保してほしい。	教員研修について、毎年、職層ごとに年間を通じて計画的に取り組んでいるところです。ご意見を踏まえ、個々の障害特性や支援方法、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修の実施について追記します。	○
13	日々状況の変わっている特別支援教育について、保護者ももちろんだが教員にも最新の状況を学ぶ機会が必要。		◎
14	学習障害を抱える児童に専門的指導が可能な教員の育成を要望する。		○

15	教員の負担軽減、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン教育・授業づくりの研修の機会も必要。	練馬区働き方改革推進プランに基づき、教員の負担軽減に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、個々の障害特性や支援方法、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修の実施について追記します。	◎
16	通常級に多くの支援を必要とする児童生徒が在籍している。人員の確保と充実をお願いしたい。	区では引き続き、研修を通じた教員の専門性向上に取り組みます。学校生活支援員については、引き続き人員の確保に取り組みます。	○
17	現場の先生は今現在でも余裕がなく支援への対応は難しい。専門家を配置し一緒に取り組むことが必要。	全小中学校で、東京都に臨床発達心理士等の派遣を要請し助言を受けています。また、特別支援学級・支援教室では作業療法士や言語聴覚士などの専門家を招いて指導を受けています。通常学級とも連携し支援を必要とする児童生徒の環境調整に関わっています。	□
18	教育現場にスクールカウンセラーだけでなく心理士、作業療法士、言語聴覚士などを入れて環境調整に関わって欲しい。		□
19	発達性読み書き障害について、ガイドの配付だけでなく講習会に組み込むなど先生方への啓蒙活動、専門的指導が可能な教員の育成を要望する。	発達性読み書き障害について、今年度、教員研修の内容に取り入れ、実施しました。今後も研修内容や方法を工夫して取り組んでいきます。	□
20	発達性読み書き障害の児童への適切な指導が可能な専門的知識を持った教員の養成を要望する。		□
21	児童生徒が使っているChromebookは、重く稼働も遅く有用なアプリも少なく不適切ではないか。	Chromebookは全国でも多くの教育委員会で導入されており、一定程度の学習アプリも整っています。なお、一部のアプリでは、Chromebookで対応しないものもありますが、代替となるアプリを導入するなど対応しています。	□

22	卒業後の社会参加や自己実現を見据え、当事者がつかえる身体部分を理学療法士や言語聴覚士などの専門家と相談しながらICT機器を活用した個別学習を導入すべき。	音声読み上げや文字起こしなどのアプリを導入し、障害特性に応じた学習支援を実施しています。必要に応じて専門家に相談します。	□
23	障碍児と健常児の交流の機会を多くとって欲しい。	通常学級と特別支援学級、通常学級と特別支援学校など、交流活動の充実に取り組みます。	○
24	知的障害学級の増設については、方針に示された令和10年だと間に合わない。早急に設置してほしい。	知的障害学級の設置には一定の規模が必要となることから、小中学校の改築計画を踏まえて検討するため、すぐの設置は困難です。	※
25	知的障害学級は９年度と10年度に何校増設されるのか。	９年度に小学校１校、10年度に中学校１校を目指しています。増設する学校数を追記します。	◎
26	知的障害学級が少なく単独通学が難しい。スクールバスがほしい。	知的障害学級の不足に対応するため設置校を増設していきます。なお、通学は公共交通機関のご利用をお願いします。	※
27	自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討が決定しうれしく思う。早期の設置をお願いしたい。	自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。 設置には教室等の確保が必要なため、今後の学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する必要がありますが、できる限り早期に設置できるよう、改築中の仮設校舎での開設を含めて検討することを記載します。また、速やかに運営がスタートできるよう、入級の対象者や入級までの手順等、具体的な検討を開始することを記載します。	◎
28	手帳のないグレーゾーンの子に対応した自閉症・情緒障害特別支援学級を設置してほしい。		◎
29	知的な遅れがない子が通える少人数の教室を一刻も早く設立してほしい。		◎
30	知的障害がほぼない児童が知的学級に在籍しており知的障害児に十分な支援が行われないことにも繋がっている。固定情緒級の設置を早急に行うべき。		◎
31	情緒学級の固定級は必要。		○

32	自閉症・情緒障害学級の1日も早い設置を希望する。特に低年齢のうちはインクルーシブ教育を進めるのではなく、特性ごとの適切な教育体制を望む。	方針において「個々の特性に応じた多様な学びの場」を基本理念に掲げています。理念に基き自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。	○
33	情緒障害学級の設置については一番に質の高い人材の確保を考えて欲しい。情緒学級がある自治体はたくさんあるので、参考にしてほしい。	情緒障害学級設置にあたっては専門的知識を持った教員の配置について、教員の配置を担当している東京都に要望していきます。他の自治体の事例を参考にすることや専門家と連携することについて検討します。	△
34	自閉症・情緒障害学級が設置できるまでの措置は何か検討されているのか。	自閉症・情緒障害の児童生徒は、現在の特別支援教室の利用を継続します。支援教室での指導のほか、通常学級での適切な配慮や指導上の工夫ができるよう、支援教室の巡回教員と学級担任が連携し、学校生活や学習上の困難さが改善するよう努めます。 自閉症・情緒固定学級の設置に向け、入級の対象者や入級までの手順等、具体的な検討を行うことを記載します。	◎
35	就学前からの教育相談の実施（新規）に期待する。早い時期から相談や見学に行ける機会を増やしてほしい。	区立幼稚園を活用し、就学相談が始まる前の年中児以下を対象に集団生活や就学に向けた心配などに関する教育相談を実施していきます。	○
36	就学前からの教育相談の実施 について、区立幼稚園は区内に3箇所しかないため、のびのび広場でも教育相談を行って欲しい。	今後のニーズを確認しながら相談場所の拡大について検討します。	△

37	就学時健診における、発達性読み書き障害の早期発見スクリーニングの実施を要望する。（他同意見１件）	発達性読み書き障害については、読み書きを習っていない就学時健診の時期では正確な判断をすることが困難なため、就学時の健診では親しみやすいイラストなどを用いた知能検査を実施しています。読み書き障害は、小学校入学後に、授業や学校生活における様子を教員が丁寧に観察し、保護者の希望も伺いながら、適切かつ迅速な支援につなげています。	□
38	支援員の増員が早急に取りかかる課題だと感じる。	現在、区では、学校生活支援員の確保に努めています。専門性のある人の活用という視点でも情報を集めながら支援体制の充実を検討していきます。	○
39	支援員の増員や研修、先生との連携について学べる機会の充実はぜひ実行してほしい。また、特性や支援方法などを学んだ人が、学校現場で活躍できるシステムがほしい。		△
40	都の制度「東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業」について明記がない。活用していないのか。	「東京都公立小・中学校インクルーシブ教育学校生活支援員配置補助事業」については、区の学校生活支援員事業と連動させて運用しています。	□
41	特別支援教育に対する知識、理解のある支援員の増員、教員の特別支援教育に関する研修の機会を増やすほか、将来教員や心理士を目指す大学生が教育の現場を学ぶ為にボランティアとして、学校に来てくれるTA（ティーチングアシスタント）という制度が一部の学校で活用されている。さらに活用されることを望む。	教員研修については、毎年、計画的に取り組んでいるところです。 TAについてはご意見として承り、今後の人員確保のあり方として参考にさせていただきます。	△

42	特別支援学校との連携について、支援学級に限らず、通級・普通級の先生、支援員の先生も研修ができたらプラスになる。	区では特別支援学校と連携し、教員や学校生活支援員を対象とした研修の機会を設けています。引き続き、教員や学校生活支援員の研修機会を確保し、特別支援教育への理解促進を図ります。	○
43	医療的ケア児支援法ができてから、練馬区においても支援が充実しており、嬉しく思う。 希望する進路(特別支援学校・特別支援学級・普通級等)を選べる様、普通級においては、インクルーシブに努めてほしい。	就学先については、本人、保護者の意向を踏まえて決定していきます。 各学校において個々の状況に応じた支援が実施できるよう引き続き取り組んでいきます。 区立の小中学校は施設や人員に限りがありますが、保護者と連携しながら学校生活を送れるよう支援します。	○
44	合理的配慮を希望した場合、保護者と学校の話し合いの際に、中立の立場で調整する人やシステムが必要。	合理的配慮の検討にあたっては、それぞれの児童生徒の状況や学校ごとの事情が異なることから、各小中学校において、直接、要望を伺い、検討する体制となっています。ご意見を踏まえ、保護者の心理的物理的負担や合理的配慮の受け方について、調整する方法を検討します。	△
45	障害理解の促進に向けた取組の方針は素晴らしい。学校、地域で障害者権利条約、子どもの権利条約について学べる機会があるとよい。	教員や児童生徒、保護者の障害理解の促進に向けた取組を検討します。	△
46	発達性読み書き障害について、保護者向けにも、土曜参観、道徳の授業などでの取り上げるなどで、この障害についての啓蒙活動を要望する。		△
47	現在区のHPでは支援教室の特徴などを知ることが難しい。保護者に対する情報発信について、パンフレットの配信や啓発に向けた取り組みに期待する。	特別支援学級・教室での指導内容の紹介や障害特性に関するパンフレットの配信などの取組を充実します。	○

その他			
48	参考資料として区のHPに掲載されている「児童数・学校数一覧」と「特別支援学級設置学校配置図」が付いているとよい。	参考資料に「特別支援学級設置校・児童生徒一覧」と「設置校配置図」を追加します。	◎
49	就学相談の申し込みはオンラインで良いが、特別支援学校・学級、支援教室の役割を説明する就学相談の説明会を再開してほしい。	特別支援学校・学級、支援教室の役割や就学相談の手順を説明する動画配信など、周知の充実方法について検討します。	△
50	石神井小学校の増築計画は方針に反しているのではないか。特別支援教育の視点からの検討がされておらず、校庭が狭くなることや工事などによる悪影響が懸念される。（他同意見２件）	石神井小学校は、地域の状況などから学級数が増加する見込みとなっており、増築棟の建設は不可避です。特別支援教育の環境も考慮しながら、既存校舎内で最大限に教室を確保した上で、グラウンドを極力確保した増築案を検討しました。工事にあたっては石神井小の児童の教育環境に配慮します。	―

5　子どもからの意見（要旨）と区の考え

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
方針全体に関すること			
1	特別支援教育実施方針とは何かわからない。	学校でいろいろな助けが必要な子どもたちが過ごしやすくなるよう練馬区がやることをまとめたものです。	―
第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策			
2	世の中では安心して過ごすことが出来ない人が何人もいると思う。小学生や幼児などに支援学級を作るのはとても大切だと思う。	必要な支援学級を設置できるように検討していきます。	○

資　料　7	1

令和７年３月13日
教育振興部学務課

特別支援教育実施方針（案）について

１　素案から案への主な変更点

（※）備考欄の凡例
「◎」：　区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第３章　練馬区の現状と課題				
１	８	特別支援教室	対象となる障害種別や、児童生徒の課題、指導内容を追記・修正	◎
第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策				
２	22	１）教員の専門性向上のための取組の充実	個々の障害特性や支援方法、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修の実施について追記	◎
３	23	１）知的障害学級の増設	増設する学校について、学校数を追記（小中学校各１校）	◎
４	23	２）自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討	設置に向けて、改築中の仮設校舎での開設を含めて検討すること、入級の対象者や入級までの手順等の具体的な検討を行うことを追記	◎
参考資料				
５	26～28	１　特別支援学級設置校一覧ほか資料	設置校・児童生徒数一覧、配置図を追加	◎

２　特別支援教育実施方針（案）について

別添のとおり

資　料　7	2

練馬区特別支援教育実施方針

（案）

令和７年（2025 年）３月

練馬区教育委員会

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを付けています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。

目次

第１章　はじめに……1

第２章　練馬区を取り巻く特別支援教育の動向……2

１　国の動向……2

２　東京都の動向……4

第３章　練馬区の現状と課題……6

１　これまでの取組……6

２　現状と課題……7

３　アンケートからの評価・課題……13

４　特別支援教育推進委員会における検討内容・意見……15

５　これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題……17

第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策……20

１　状況に応じた支援の方向性……20

２　区における特別支援教育の基本的な理念……20

３　取組の柱……22

（１）児童生徒への指導の充実……22

（２）教育環境の整備……23

（３）相談体制・支援体制の強化……24

（４）障害理解の促進……25

４　方針の実施体制……25

参考資料……27

第１章　はじめに

全国的に特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中で、練馬区においても障害の重複化・支援の多様化や、発達障害のある児童生徒の増加により、小中学校における一層の支援充実が求められるようになっています。

特別支援学級だけではなく通常の学級においても、支援を必要とする児童生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきました。

国の「第４期教育振興基本計画」では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」という基本的な方針が示され、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的実現の重要性が示されました。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの推進が重要としています。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」において、社会状況の変化等に対応するため「インクルーシブな教育の推進」「医療的ケア児への支援の充実」「デジタルを活用した教育の推進」の３点に重点が置かれ、区市町村と一体的に特別支援教育を推進し、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍する、との認識のもとで特別支援教育を充実する方向性となっています。

区においても、これまでの取組の成果や国・都の動向を踏まえ、特別支援教育の充実に向け、特別支援教室の全校設置や医療的ケア児への対応、教員の専門性の向上やICT活用の促進などの取組を進めてきました。しかし近年は、特別支援学級や支援教室の在籍数の増加、様々な障害により通常学級での支援が必要な児童生徒の増加など、多様なニーズに対応し一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要となっています。

そこで区では、特別支援教育に関わる区立小中学校の児童生徒や保護者、および教員へアンケート調査を実施し、それぞれの立場からのニーズや現行の特別支援教育についての意見等を確認するとともに、学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員とした「特別支援教育推進委員会」において、今後の特別支援教育推進にあたっての理念や基本的な考え方および具体的な取組について検討を行いました。

本冊子は、これらの検討結果を「練馬区特別支援教育実施方針」としてまとめたものです。

この実施方針に基づき、今後の区立小中学校における特別支援教育や支援を必要とする児童生徒への取組を充実させていきます。

練馬区特別支援教育実施方針の位置付け

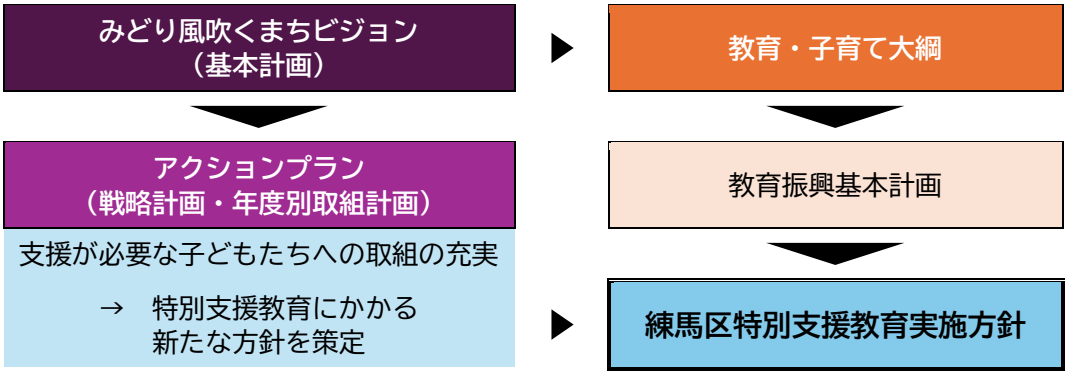

第２章　練馬区を取り巻く特別支援教育の動向

１　国の動向

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととしています。

障害のある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場の整備を行うこととしています。

特別支援教育をめぐる主な国の動き

年月	内容
平成19年４月	**特別支援教育の本格的実施（平成18年３月学校教育法等改正）** ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学校における特別支援教育　等
平成23年８月	**改正障害者基本法施行** ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進等
平成24年７月	**「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）** ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上　等
平成25年９月	**就学制度改正（平成25年８月学校教育法施行令改正）** ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度　等
平成26年１月	**障害者権利条約批准** ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供　等
平成28年４月	**障害者差別解消法施行（平成25年６月制定）** ・差別の禁止、合理的配慮の提供　等 →障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（平成27年11月）

年月	内容
平成28年６月	**改正児童福祉法施行（公布日施行）** ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進
平成28年８月	**改正発達障害者支援法施行（平成28年６月改正）** ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進　等
平成30年８月	**個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学校教育法施行規則改正。公布日施行）**
令和元年９月	**「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置**
令和５年６月	**教育振興基本計画第４期（令和５年６月６日閣議決定）** 自立と社会参加に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。

資料：「1. 特別支援教育をめぐる制度改正：文部科学省｜https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm」を参考に作成。

参考：公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移　各年５月１日現在

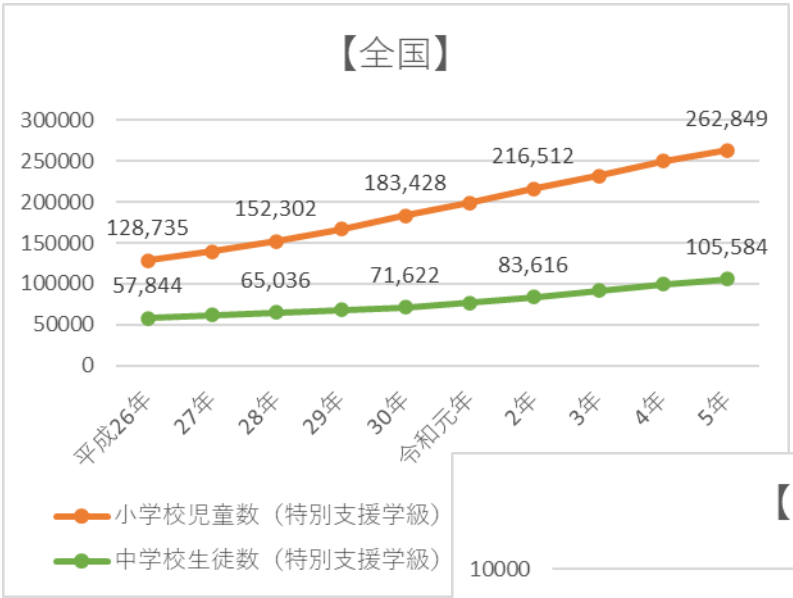

資料：学校基本調査

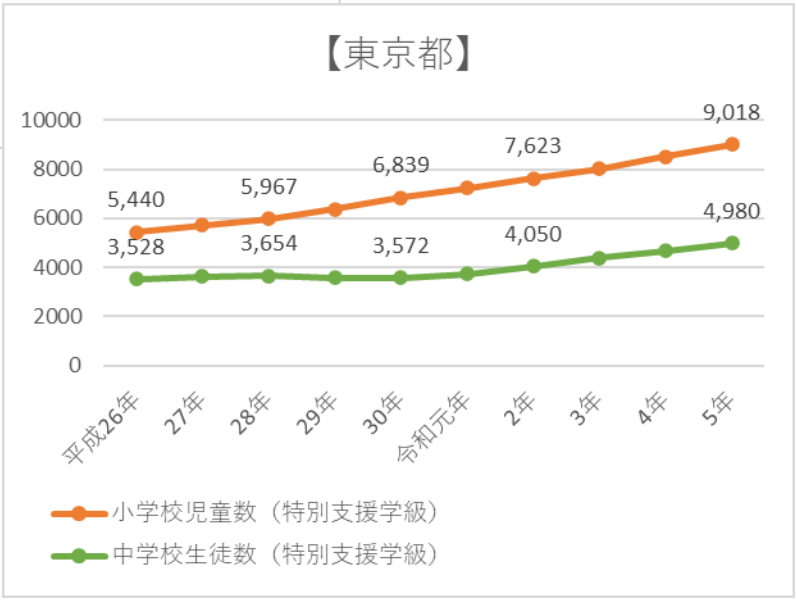

2　東京都の動向

（1）東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

東京都教育委員会は、平成 29 年 2 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期)」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

令和 3 年 11 月には、社会状況の変化やこれまでの取組等を踏まえ、第二次実施計画の素案を取りまとめ、令和 4 年 3 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定しました。

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」における基本的な考え方

【東京都を取り巻く状況の変化】

国の動向

学習指導要領の改訂

・インクルーシブ教育システムの推進による学びの連続性の重視

ＧＩＧＡスクール構想

・一人１台端末と通信ネットワークの一体的な整備

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

・連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

都の動向

「未来の東京」戦略

・共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現

・多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

東京都教育施策大綱

・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出

東京2020大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

・開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとしての教育活動の推進

【第二次実施計画の策定の考え方】　ー以下、抜粋ー

①第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、更なる充実に向けた取組を一層推進

②特別支援学校の在籍者数の将来推計の結果を踏まえて、都立特別支援学校の規模と配置の適正化などの取組を着実に推進

③社会状況の変化等に対応するため、次の３点の施策に重点的に対応

インクルーシブな教育の推進	医療的ケア児への支援の充実	デジタルを活用した教育の推進

【国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進】　ー以下、抜粋ー

①都教育委員会

②区市町村教育委員会

◆第二次実施計画の趣旨や施策の方向性を踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍するとの認識の下、特別支援教育を充実

◆発達障害のある子どもへの指導内容・方法の充実や、医療的ケア児を支援する実施体制の整備などが必要

③都立特別支援学校

④小・中学校及び都立高校等

◆小・中学校及び都立高校等に発達障害を含む障害のある子どもが多数在籍する状況を踏まえ、指導・支援等を一層充実

◆通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行う体制を整備

【新たな将来推計に基づく教育環境の整備】令和３年度は実績値、令和６・９・13年度は推計値（単位：人）

学校・障害種別		令和３年度	令和６年度	令和９年度	令和 13 年度
特別支援学校※1		13,045	14,529	15,460	15,832
	視覚障害	230	243	241	233
	聴覚障害	654	662	652	629
	肢体不自由	2,055	2,128	2,093	2,008
	知的障害	9,901	11,263	12,247	12,747
	病弱	205	233	227	215
小・中学校※2		45,183	57,306	62,519	62,225
	知的障害（特別支援学級）	11.247	12,443	12,684	12,056
	情緒障害等（特別支援教室）	29.048	39,103	43,471	43,831
	その他	4,888	5,760	6,364	6,338

※１　区立特別支援学校を含む。　　※２　義務教育学校及び中等教育学校を含む。

小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和３年度の在籍者・利用者数（実数）は 45,183 人となっているが、令和 13 年度には、約 62,200 人となる見込みである。

資料：東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

（２）東京都教育ビジョン（第５次）

東京都教育ビジョン（第５次）は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第 17 条第２項）として策定されました。都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有しており、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱のひとつとして、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実と、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備をしていくこととしています。

第３章　練馬区の現状と課題

１　これまでの取組

平成 18 年 6 月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成 19 年 4 月から特別支援教育が実施されることとなりました。東京都においては、平成 16 年 11 月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、計画に基づく取組が進められています。

このような国や都の動向を受け、練馬区でも平成 16 年 7 月に教育委員会事務局および心身障害学級設置校の代表からなる「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」を設置して以降、特別支援教育への円滑な移行に向けた検討を行い、特別支援教育を推進しています。

特別支援教育に関する練馬区の主な取組

年月	内容
平成19年３月 **【当時の知的障害学級設置校】** **小学校10校** **中学校６校**	**練馬区特別支援教育あり方検討委員会** ・練馬区における特別支援教育を推進するにあたっての基本的考え方の検討 →障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の推進 →乳幼児期から学校卒業後までの継続的な支援・相談体制づくりの推進 →練馬区の特別支援教育について、理解・啓発に向けた取組の推進
平成29年７月	**練馬区立小・中学校における特別支援教育の取組** ・特別支援教育充実のため、平成29年度からの5年間の取組として、就学相談の改善、校内体制の充実、特別支援学級・教室の設置、環境整備の充実などを推進
令和３年３月	**練馬区教育・子育て大綱（改定）** ・教育分野の目標を「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」とし、障害理解の促進やICT機器の活用、関係機関の連携などにより、障害のある子どもたちへの支援を充実
令和４年３月	**練馬区教育振興基本計画（改定）** ・「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」として障害理解の促進、教員の専門性の向上、ICTを活用した学習支援、子ども同士の交流の促進、切れ目のない支援の実施などにより支援を充実

2　現状と課題

（1）特別支援教育に関わる学級等の設置状況

障害のある子どもの学びの場については、障害者の権利に関する条約の理念の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるような条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。

学びの場の種類とその概要

種類	概要
特別支援学級 **（知的障害学級）** **【設置状況】** **小学校16校** **中学校8校**	知的発達の遅れの状態が軽度の児童生徒を教育するために設置された学級です。軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に、身辺のことがらを処理できるが、抽象的な思考などは難しい、家庭生活や学校生活におけるその年齢の段階で求められる食事や衣服の着脱、排せつや簡単な片づけ、身の回りの道具の活用などにはほとんど支障がない状態などを指します。 【指導内容】 健全な身体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語・数量などの基礎的な知識・技能・態度を身につけることなどを重視しています。また、宿泊学習をとおして、身近な自然現象や社会事象に対する関心を高め、学校における学習を実際の生活場面に生かせるよう配慮しています。
通級指導学級 **（難聴）** **【設置状況】** **小学校２校** **中学校１校**	聴覚障害の程度が比較的軽度の児童を教育するために設置している学級です。軽度とは、概ね両耳の聴力損失が100ﾃﾞｼﾍﾞﾙ未満60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以上で補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない程度です。または60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ未満の音は聞こえるが、補聴器を使用しても通常の話声を聞きとることが困難な場合も対象となります。 【指導内容】 難聴学級では、残存聴力の活用を図る指導、正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、言語の理解力や表現力を伸ばす言語指導、補聴器の適切な扱い方の指導を行っています。 一人ひとりの障害の状態を把握するために聴力測定、発音・発語の状態、言語の習得状況などについて、諸検査を実施し、専門的な判断に基づき、個別指導をしています。
通級指導学級 **（言語障害）** **【設置状況】** **小学校５校**	構音障害、吃音、ことばの遅れなどの言語障害のある児童を教育するため、小学校に設置しています。 【指導内容】 教師と児童との1対１の指導を中心に、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行っています。ことばの発達が遅れている場合は、できるだけ遊びや日常の生活体験と結びつけた言語の基礎的な指導を重視しています。構音障害の場合は、発音、発語指導が主な内容となっていますが、できるだけ楽しい雰囲気の中で話すことへの意欲を高め、正しい言語表現の定着を図っています。

種類	概要
通級指導学級 **（弱視）** **【設置状況】** **小中学校各１校**	矯正視力がおおよそ0.1以上0.3未満の児童生徒のために設置している学級です。 【指導内容】 一人ひとりが自分の視力を十分活用し、効果的な学習が行えるよう照明や書見台などに工夫を加えて、見やすい条件を整えています。また上手な見方を育てるために、各種の拡大レンズや教材拡大映像装置などの活用を図っています。
特別支援教室 **（知的障害のない発達障害など** **※自閉症、学習障害、ADHDほか）** **【設置状況】** **小中学校全校** **（校内通級）** **【拠点校】** **小学校17校** **中学校４校**	通常の学級での集団学習だけでは学校生活に適応が難しい児童生徒を対象としています。例えば、一つのことにこだわるとなかなか気持ちの切替えができない、悪気はないのに友だちとトラブルになりやすい（自閉症）、知的には遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった学習の一部にだけ不得意がある(学習障害)、注意力や集中力が散漫、座席からすぐ離れて自分の興味のあるところに行ってしまう(ADHD)、情緒的な不安による選択性かん黙がある、などの状況により学校生活に課題がある場合です。 【指導内容】 一人ひとりの状況に応じた指導を、個別指導の形で行います。また、集団適応や社会性を身につけるためにグループによる指導もしています。具体的には、失敗経験による苦手意識の克服、生活・学習全般にわたる意欲を育てながら自信を回復できるような学習内容を組んでいます。対人関係や社会性を広げるための学習や、集中力や手先の器用さ等を育てるための作業学習も取り入れています。また、部分的な学習の不得意に対応できるよう、その特性に合った学習方法を習得するための指導も行っています。
通常の学級	通常学級にも障害支援を必要とする児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っています。 なお、全国の小学校、中学校の通常学級における、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は8.8％（R4年調査）となっています。 また、就学相談において知的障害学級を提案した児童も在籍しています。(R5年度39人、R4年度26人、R3年度18人　※就学当時の人数)

特別支援学校 **（国立・都立・私立）**	障害のある幼児・児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。 【対象障害種】 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。） ※練馬区内には知的障害、肢体不自由の特別支援学校が所在しています。

各学校に校内委員会（※１）を設置し、指導効果の検証などを行い、教育内容の充実に努めています。

特別支援学級だけでなく通常学級においても、在籍する支援を要する児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進することを目的とした施策を実施しています。

【支援のための施策】

・特別支援教育コーディネーター（※２）の全校配置

・校内委員会の充実に向けた指導・助言

・特別支援教室の全校設置

・児童生徒の状況に応じて、学校生活支援員の配置

・学校生活支援シート（※３）および個別指導計画（※４）の活用

（※１）校内委員会：

校長、副校長、担任教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、巡回指導教員(特別支援教室教員)などで構成し、障害のある児童生徒に対して、全校的な支援体制を整えるために設置している組織です。

（※２）特別支援教育コーディネーター：

管理職から指名される職員で校内における特別支援教育推進の中核的な役割を果たし、校内の関係者および関係機関・専門家等との連携の円滑化を図る役割を担っています。年に 2 回の連絡会を実施しており、全ての区立幼稚園・小中学校のコーディネーターが参加しています。校内委員会の運用方法や活用方法の講習、児童生徒への指導内容などの情報共有を行っています。

（※３）学校生活支援シート：

学校生活を充実したものにするため、家族を含めた関係する様々な立場の人が、どのように支えていくかを話し合い、記録していくものです。

（※４）個別指導計画：

障害のある児童生徒一人ひとりに作成する各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に明記する計画。作成することで教員間の共通理解に基づいた指導や支援の客観的な評価と改善につなげています。

（２）児童生徒の状況

令和 6 年度、区立小中学校に在籍し特別な支援を受けている児童生徒数の合計は 5 月 1 日現在 2,235 人で、うち小学生は 1,713 人（知的障害学級 473 人、特別支援教室 918 人、通級指導学級 318 人）、中学生は 522 人（知的障害学級 249 人、特別支援教室 262 人、通級指導学級 11 人）です。

今後、特別支援学級の設置について、児童生徒の教育的ニーズを見据えつつ、適切に進めていくことが求められています。特に知的障害学級については、近年の在籍数が急増していることから、増設について検討する必要があります。

特別支援教室では、小学 2 年生の申請が最も多く、低学年のニーズが高くなっています。入学後に学校生活での課題が判明し入級に至っており、早期の発見と適切な支援の開始が重要となっています。また、支援教室への入級後、週 1 回の指導では改善が困難な場合の支援についても検討が求められています。

児童生徒数の推移（実績値：令和２～6 年度、推計値：令和７～16 年度）　各年 5 月 1 日現在

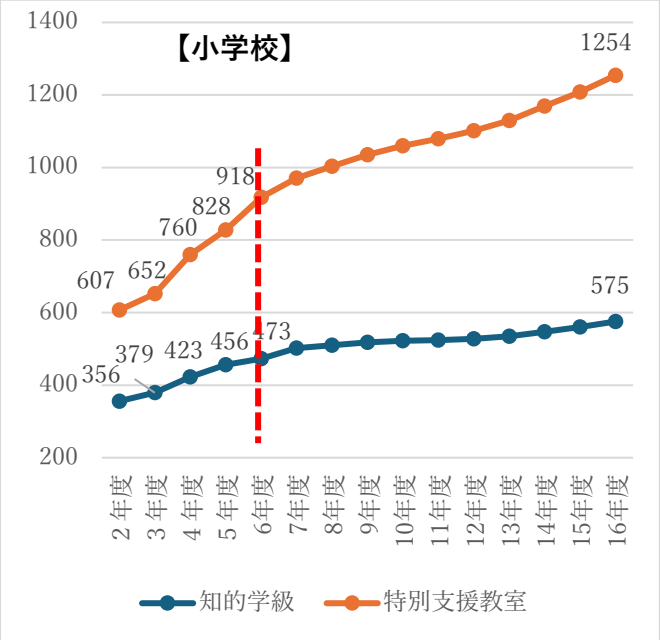

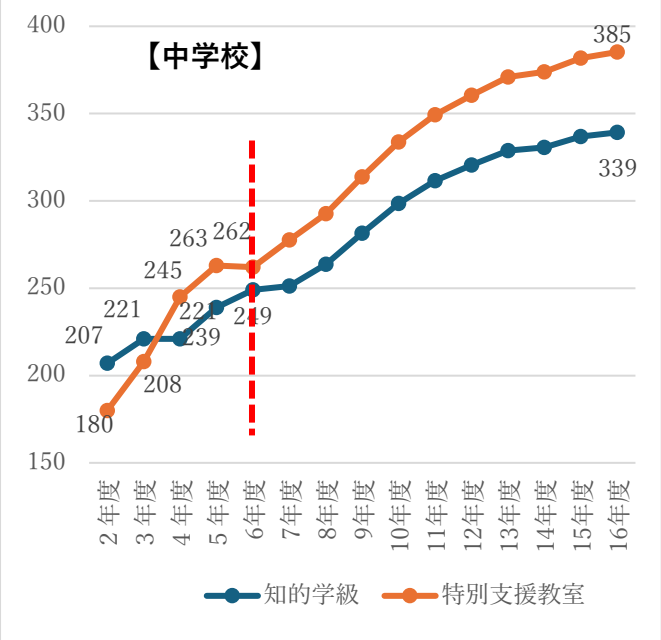

※3 次ビジョン推計値（6～11 歳人口：各年 1 月 1 日現在）の増加率を参考に児童数推計値を算出。知的学級及び支援教室在籍数については、過去の増加率から将来仮定値を算出した。

（3）教員の状況

区では、障害のある児童生徒に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別な教育課程等による適切な指導および支援を実施しています。

教員の配置は東京都の基準として、区立小中学校の知的障害学級は児童生徒 8 人につき 1 人です。また、通級指導学級の場合は 20 人につき 1 人、特別支援教室は 12 人につき 1 人となっています。

令和 6 年度現在、区立小・中学校の教員配置については、小学校の知的障害学級に 82 人、通級指導学級に 27 人、特別支援教室には 77 人、中学校では知的障害学級に 47 人、通級指導学級に 2 人、特別支援教室に 23 人、合計で 261 人の配置がされています。

また、特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修等を以下のとおり実施し、特別支援教育にかかわる基礎的内容の理解および特別支援教育に関する資質能力の育成を図っています。

【特別支援に関する教員研修の内容】

・特別支援教育コーディネーター研修

・特別支援学級や特別支援教室等の障害種別に応じた専門性向上研修

・特別支援学級・教室　専門家指導

・１年次(初任者)・新規採用者等研修

（4）就学相談の状況

障害のある子どもたちの就学先については障害の状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から教育委員会が決定する仕組みとなっています。就学相談は増加が続いており、10 年で約 2 倍になっています。

平成 25 年度　就学相談結果　　※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級（特別支援教室を含む）	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	201	37	19	6	2	96	41
中学校	132	4	12	0	0	108	8

令和 5 年度　就学相談結果　　※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級（特別支援教室を含む）	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	440	12	47	12	6	290	73
中学校	238	0	10	2	0	204	22

（5）特別支援学校等との連携状況

特別支援学校の小中学部に在籍している児童生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を行う「副籍制度」を実施しています。

令和 5 年度副籍制度の登録人数

（単位：人）

種別	特別支援学校名	小学校	中学校	合　計
知的障害	都立石神井特別支援学校	20	4	24
知的障害	都立高島特別支援学校	38	6	44
肢体不自由	都立大泉特別支援学校	21	7	28
肢体不自由	都立志村学園　肢体不自由教育部門	14	3	17

肢体不自由	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	4	3	7
聴覚障害	都立大塚ろう学校	10	0	10
聴覚障害	都立中央ろう学校	0	1	1
聴覚障害	都立立川学園	1	0	1
視覚障害	都立久我山青光学園	4	2	6
視覚障害	筑波大学附属視覚特別支援学校	3	0	3
合　　計		115	26	141

令和５年度副籍制度による交流内容別実施人数

（単位：人）

交　流　内　容	小学校	中学校	合　計
直接的な交流	61	13	74
間接的な交流	39	7	46
合　　計	100	20	120

（６）医療的ケア児への支援

「練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、医療生活支援員の配置、または訪問看護ステーションから看護師を派遣することにより、医療的ケア児への支援を行っています。方針において、喀痰吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インスリン投与の４行為を対象とし、令和６年度現在、小学校８人、中学校１人に医療的支援を実施しています。

（７）今後充実していく必要がある点

支援を必要とする児童生徒の増加や、ニーズの多様化に対し、一人ひとりの状況に応じた対応が必要となっています。

① 知的障害学級の在籍人数の増加に対する対応

② 特別支援教室への通級では課題の改善が困難な児童生徒への対応

③ 通常学級に入学してから障害特性等が顕著となる児童生徒への対応

④ 通常学級に在籍する障害児への対応

3　アンケートからの評価・課題

本方針策定にあたり、令和６年７月に練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童生徒、その保護者、教員に対しアンケートを実施し、そこから見える課題を以下にまとめました。

※アンケート結果については巻末の参考資料に掲載

（１）児童生徒アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q　学校は楽しいですか】

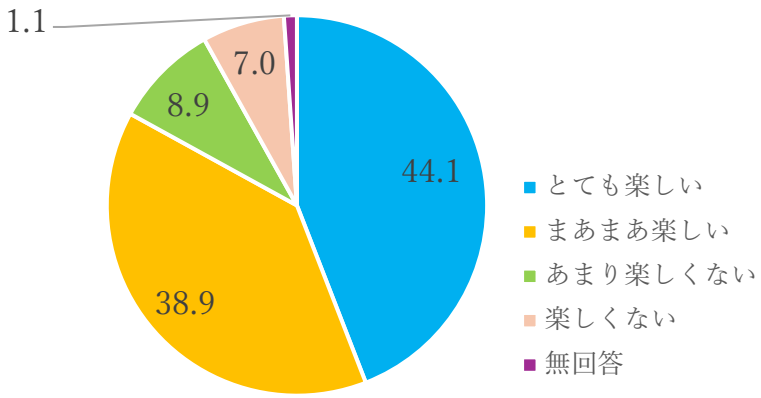

【Q　学校でしたいことは何ですか】

友達と遊びたい	48.0%
タブレットを使った授業	43.9%
好きなことをたくさん勉強したい	43.9%

【Q　将来どのような人になりたいか（中学生対象）】

自分らしさを持っている人	153 件
友達や仲間がたくさんいる人	99件
家族を大切にする人	90件

① 在籍学級の満足度は高い。

② タブレットの活用や好きな事を学ぶなど多様な学びを求めている。

③ 「自分らしさ」「友達や仲間」など個々の特性を認め、他人と良好な関係をつくることを望んでいる。

（２）保護者アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q　支援学級･教室の満足度】

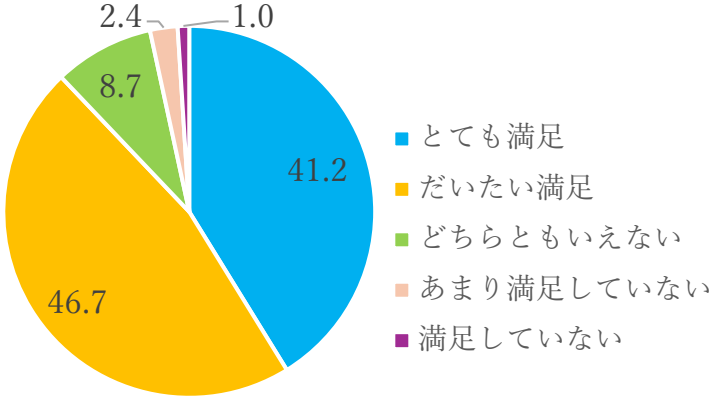

【Q　子どもに学んで欲しいこと】

対人スキル、社会性	351件
自己感情コントロール	109件

【Q　区の特別支援教育に期待すること】

学校生活支援員の増員	50.1%
教員の質の向上	41.5%
情緒障害の固定学級の新設	25.7%
就学前からの教育相談の充実	22.0%
特別支援教育の周知	19.0%

① 在籍学級の満足度は高い。

② 子どもの発達が気になった際に相談ができる場の充実が求められている。

③ 子どもに身に付けてほしいスキルを指導できる教員の育成が求められている。

④ 自閉症・情緒障害の固定学級の新設を求める声が多い。

⑤ 通常学級においても、教員や保護者、児童生徒の障害理解が必要。

（3）教員アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q 今後必要な取組】

就学相談の充実	64.8%
就学前からの教育相談	60.1%
知的固定学級の増設	48.1%
校内委員会の充実	45.5%
研修の充実や障害理解の促進	44.6%

【Q 実現できていないと感じること】

組織的な学級運営・指導	24件
一人一人の個性、社会性の育成	18件
通常学級との交流等	13件
若手教員の育成	11件

【Q 指導において苦慮していること】

指導に関する教室や場の不足	32件
広範で多様な障害に対する学級運営	32件
担当教員の不足	30件
教員の指導力不足	23件

① 教員のスキルの向上、育成、確保を求める声が多い。

② 知的障害学級の在籍人数増に伴う教室不足や学級の増設を求める声が多い。

③ 就学相談の充実による状況に応じた就学先の決定を求める声が多い。

④ 教員だけでなく、児童生徒等に対する障害理解の促進が必要。

4　特別支援教育推進委員会における検討内容・意見

※開催概要等は巻末の参考資料に掲載

■ＩＣＴの有効活用

→・一人１台タブレットがあるのでもっと有効活用してほしい。
・学校現場では、教員によって格差ができないよう、全体の底上げに取り組んでいるが、他の自治体ではもっと活用している現場があるので参考にし、教員の研修などもあると良い。
・特性に合ったソフトを入れることで、有効活用できるのではないか。
・障害に合わせた個別対応が必要な時こそ ICT が有効と考える。
・無料ソフト、無料アプリもあるので活用してほしい。

■新たな学級の設置

→・年々在籍者数が増えていること、学校により人数差が出ていることについて、これからの練馬区はどうするか、方針の重要な部分になる。
・児童生徒の自宅近くの小中学校に特別支援学級があることが望ましいが、少ない地域もあるので検討が必要ではないか。
・学校統廃合などでの空き施設の活用ができるとよいのではないか。
・学級の設置とあわせて、子どもがストレスや過剰な刺激を感じたときに一時的に逃げ込める場所としてクールダウンスペースがあるとよい。
・自閉症・情緒障害の固定学級の設置に関しては、発達障害・知的障害・情緒障害との割り切りが難しいこと、自閉症等の児童生徒だけでは、かえってストレスとなりうまくいかなくなる懸念もあることなども勘案し検討する必要があるのではないか。

■教員の資質向上

→・知的障害学級の通学先を保護者が検討する際は、地理的な通学可能範囲も見ているが、教員の指導の様子もよく見ている。どこの学級を見ても行かせたいと思える指導であることが必要ではないか。
・通常学級（通級の児童生徒への対応含め）の教員も含め、全ての教員の資質向上が必要である。

■教員への支援

→・様々な障害への対応には、教員への支援が重要となる。
・指導力の向上は、教員任せではなく、研修・学習会などの充実が必要となる。
・教員へのサポート体制の充実には、福祉分野との連携や民間の発達支援事業等との連携を検討することが必要ではないか。
・家庭の問題を含めた各分野を横断する重層的支援会議の活用を周知する必要がある。

■相談・支援体制の強化

→・医療的ケア児のスムーズな就学や就学後の発達の度合いにあった対応が課題。就学前の幼稚園などとの連携も相談体制の強化として大事にしてほしい。

・支援学校から支援学級・通常学級、またはその逆の就学相談は、小学校就学だけではなく、途中転学や中学校就学での相談もしばしばあり、継続的支援が重要。

・就学相談に関する書類が多すぎるので一括一元化してほしい。保護者も同じ説明を各所でしなければいけないので、共有できるシステムがあるとよい。

■その他

→・保育所等訪問支援事業においては、保育園や幼稚園、小学校の教員に直接的な支援や情報共有をしているが、学校での支援のニーズはもっと高いように感じる。今後認知が進めば活用する保護者も増加すると予想している。学校でも制度の認知を深める必要がある。

・福祉サービスとの連携、地域との連携に関し、この方針で触れたほうが良いのではないか。

5　これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題

練馬区における現状やこれまでの取組、在籍児童生徒およびその保護者と教員を対象とした特別支援教育に関するアンケート調査結果、練馬区特別支援教育推進委員会での意見等を踏まえ、今後の練馬区における特別支援教育推進にあたっての課題を整理しました。今後の課題は、「児童生徒への指導に関すること」「教育環境に関すること」「相談・支援に関すること」「障害理解促進に関すること」の 4 分類で整理を行い、それぞれの課題についての具体的な取組の検討を行いました。

■児童生徒への指導に関する課題

区立小中学校において、障害等により支援の必要な児童生徒の増加が続いています。障害の幅が拡がり障害種が多様化する中で、一人ひとりの状況に合わせた指導をするとともに、他者との関わりを通じ、社会性を身に付けることが求められています。在籍学級の満足度は高いですが、教員の指導力の向上や ICT の活用など更なる教育・指導内容の充実が必要となっています。

〇教職員の専門性

→特別支援学級教員：障害理解を基にした指導や支援について、指導力の向上が必要となっています。

→通常学級の教員　：多様な児童生徒に応じた対応が求められることから、障害特性等の理解を深めることが必要となっています。

〇ＩＣＴの効果的な活用

→全ての児童生徒がタブレットを使用する中で様々なアプリが登場し、授業での活用が望まれています。将来的にスキルを身に付けることの重要性からも更なる活用が必要です。

〇個別指導計画の組織的な活用

→作成した個別指導計画を活用するためには、効果の検証や実態に応じた修正を行うことが重要となります。校内委員会において、複数の教職員で協議するほか、心理士などの専門的な知見を取り入れる方法などを検討し、実効性を高めることが必要です。

■教育環境に関する課題

知的障害学級・特別支援教室の在籍者が増え、これ以上学級数を増やすことができない学校や支援教室の指導場所が固定していない学校があります。知的障害学級の増設、バリアフリーの推進等ハード面の整備が必要となっています。また、保護者・教員から自閉症・情緒障害の固定学級の設置が求められています。

〇知的障害学級の不足

→知的障害学級の在籍者数の増加、在籍者数の地域的偏在により、教室数が不足する可能性があります。

知的障害学級設置校の増設	在籍児童・生徒数の地域差（令和 6 年度）
小学校 10 校 ⇒ 16 校（平成 22～27 年度） 中学校 6 校 ⇒ 8 校（平成 20 年度）	練馬第三小学校 54 人⇔旭丘小学校 16 人 大泉中学校 50 人⇔中村中学校 15 人

〇特別支援教室での支援の多様化

→情緒障害等を対象とする特別支援教室は、平成 31 年度 4 月までに全小中学校に設置済みですが、通級のみの指導では課題の改善が困難な児童生徒もおり、自閉症・情緒障害の固定学級の新設を希望する声があります。

〇特別支援教育にかかる環境整備

→改築・改修によるバリアフリー化を進めていますが、児童生徒の状態に対応できる場所の確保など新たなニーズに対応する必要があります。

■相談・支援に関する課題

就学前からの相談により子どもの障害等を把握し支援につなげる体制や、増加する就学相談においては、様々な選択肢の情報提供・就学先の早期決定が求められています。また、就学後にも個々の状況に応じた支援が必要となっています。

〇就学相談増加への対応

→就学相談については、開始時期の前倒しや書類審査の導入など、件数増加への対策をしているところですが、就学先の決定が 2～3 月にずれ込むこともあります。就学相談の迅速化や、より早い時期からの教育相談が必要となっています。

※就学相談件数　令和 5 年度実績：678 件受付（10 年前の約 2 倍増）

〇早期教育相談のニーズへの対応

→保健相談所などの就学以前の定期健診では明確な特性が見えず、適切な支援につながらない場合があるとの声があります。就学にあたっての保護者の心配事を受けとめる体制が必要となっています。

〇学校生活支援員の確保とスキルの向上

→支援の必要な児童生徒の増加に伴い、学校生活支援員も増員する必要があります。

→支援の多様化に対応できるよう学校生活支援員のスキルの向上が必要です。

〇複雑化する課題への対応

→入学後の障害児への対応について、情報共有の不足などにより、充分な支援に結びついていない可能性もあります。

→障害の程度や重複の有無など、複合的な課題に対する福祉との更なる連携が必要です。

→学校現場における支援方針や、福祉分野との連携にかかる調整役が必要となっています。

○学校から区内諸機関への相談連携

→児童生徒の障害特性に起因する悩みをもつ保護者に対して、保護者が相談先を見つけられなかったり、教員が話を聞くだけにとどまってしまったりすることがあります。学校から適切な相談先を紹介し、保護者を支援することが必要となっています 。

■障害理解に関する課題

通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒も増加しています。通常学級でも安心して生活するためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が不可欠となっています。

○障害のある児童生徒を学校全体で支える意識

→障害のある児童生徒を学校全体で支えていくためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が必要です。

→特別支援教育の意義や支援のあり方など、障害について学ぶ機会が不足しています。

第４章　区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策

１　状況に応じた支援の方向性

特別支援が必要となる状況は様々です。ここで改めて状況に応じた支援実施の考え方を整理しました。

〇入学前から障害に適した個別の支援を望む児童生徒への対応	引き続き支援を充実します
〇入学後に障害特性等が顕著となる児童生徒への対応	早期に発見し、実態に応じた支援につなげる相談体制を強化します
〇障害を認知したうえで通常学級への就学を望む児童生徒への対応	施設や人員は限られているが、その中で体制を整え、保護者と連携しながら学校生活を送れるよう支援します

２　区における特別支援教育の基本的な理念

区立小中学校に在籍する障害児の多様なニーズに対応し、状況に応じた支援の考え方を踏まえ、どのような場合においても以下の基本的な理念に基づき支援を実施していきます。

理念に基づき、４つの分野に分類した課題に対する支援方策を４つの柱とし、支援学級の教室不足の解消や、教育相談の充実、障害理解の促進など、様々な課題に対応するための方策を検討しました。

理念に基づいた特別支援教育の実現に向けて、教育委員会のみならず、健康・福祉などの関係所管との連携を強化し一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

【基本的な理念】

■障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場

■個々の特性に応じた多様な学びの場

４つの柱と推進体制

【基本的な理念】

■障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場

■個々の特性に応じた多様な学びの場

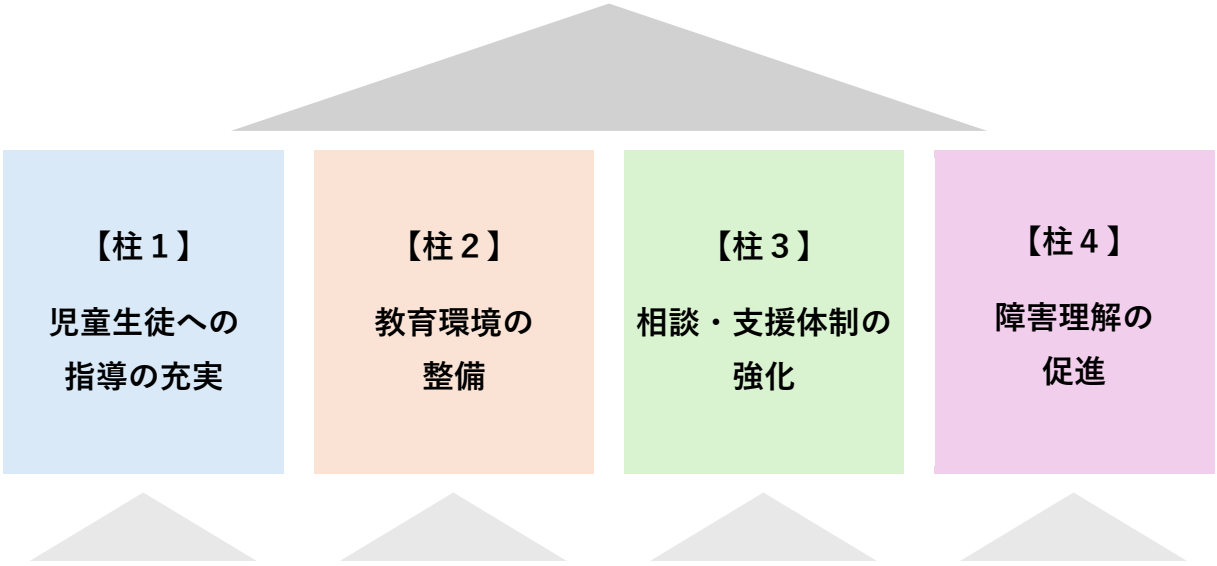

【推進体制】

学識経験者や医師、学校関係者、保護者等で構成する特別支援教育推進委員会において、方針に掲げる施策の進捗等について確認し、今後必要な取組についても議論

3　取組の柱

（1） 児童生徒への指導の充実

校内支援体制を強化し、一人ひとりの状況に応じた学習活動の充実を図ります。

1）教員の専門性向上のための取組の充実

通常学級を含む全教員を対象に、個々の障害特性や支援方法など、障害理解促進のための悉皆研修や、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修を実施します。特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室教員に対しては、専門家等による継続的な研修を実施し、障害別に応じた指導力向上を図ります。

特別支援学級・特別支援教室では、専門家を学校に招聘し、学校が講習や指導の助言を受けることができる専門家指導を実施しています。障害種や教育的ニーズに応じた専門性の高い指導につなげていきます。

2）ICT を活用した授業の実施

デジタル教科書やタブレットを使用した授業の実施を推進するとともに、特別支援教育に関する教育ソフトや障害特性を補助するアプリの活用に関し、導入などの支援を実施します。また、ICT 環境の更なる充実について検討します。

3）交流活動等の推進

特別支援学級設置校内での通常学級在籍児童生徒との交流、特別支援学級間の交流、特別支援学校との副籍交流におけるオンラインの活用など、交流活動の充実に取り組みます。また、副籍交流の更なる充実に向けて、実施方法を検討します。

4）個別指導計画の活用

特別支援学級や通級指導を受けている児童生徒および通常学級で支援を要する児童生徒に対して作成している個別指導計画の充実を図ります。個別指導計画は、支援開始時に作成されますが、児童生徒の障害の状況や変容に応じた修正や、進級時に指導の効果検証をすることにより見直す必要があるものです。個別指導計画に特化した教員研修を通じて、児童生徒理解を基にした個別指導計画の作成および活用が図られるよう取り組みます。

5）校内委員会等を活用した機能強化

区立小中学校で指名している特別支援教育コーディネーターについて、複数名の配置を推進し、各学校における特別支援教育の推進の強化を図ります。

校内委員会の参加者について、特別支援教室の巡回指導教員や東京都から派遣されている心理士等の参加など、その専門性の向上を図ります。また、区主催の特別支援教育コーディネーター連絡会において、校内委員会の活用事例を共有するなど機能を強化します。

（２）教育環境の整備

多様化する支援に適切に対応できるよう、環境を整えていきます

１）知的障害学級の増設【新規】

地域の支援学級在籍者数やニーズ、小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定し、小学校は令和９年度に１校、中学校は令和 10 年度に１校の増設を目指します。

２）自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討【新規】

自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。

小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定し、改築中の仮設校舎での開設を含めて検討します。開設に向けて、入級の対象者や入級までの手順等の具体的な検討を開始します。

３）特別支援教室の拠点校のあり方の見直し

現在、小学校の特別支援教室拠点校は、１拠点３～４校を担当し、中学校では、８校程度を担当しています。１拠点校が巡回する学校数や範囲については特別支援教室設置当初のままとなっているため、拠点校のあり方について検証し、効果的な運営ができるよう見直します。

４）障害特性に合わせた環境整備と特別支援教育の場の確保

改築・改修に合わせた、バリアフリー化や個々の状況に対応できる場所の確保に努めます。またデジタル補聴援助システムなどの、多様な障害特性に合わせた機器の導入を推進します。

改築計画を進めるなかでは、常に特別支援学級のニーズを確認しながら新たな学級の設置を検討します。

（３）相談体制・支援体制の強化

適切な支援につなげるため、就学前・就学後における相談体制・支援体制の充実を図ります

１）区立幼稚園を活用した就学前からの教育相談の実施【新規】

保護者ニーズの高い、障害の早期発見、早期支援を目的として、区立幼稚園の空き教室を活用し、集団生活や就学に向けた心配などに関する教育相談を実施し、関係部署と情報共有します。

２）就学相談の迅速化・電子化

増加する就学相談に対応する策を検討します。

〈例〉・相談員増（特別支援教育相談員、就学心理相談員の増員を検討）
・相談会場の確保（就学相談や面談を機動的に実施できる場所を検討）
・オンライン相談の検討（保護者のみの相談など）

３）学校生活支援員の人員確保と連携体制の強化

学校生活支援員の人員を確保するため、短時間勤務の採用や募集回数を増やすなどの対策を継続的に実施します。障害特性に関する研修や実践的な研修などにより障害理解の促進を図ります。支援員と担任教諭との連携体制の強化を図り、個々の状況に応じた支援ができる体制を整えていきます。

４）特別支援学校との連携

都立特別支援学校のセンター的機能の活用をします。中学校への進路研修の実施や、小学校への巡回指導を推進します。特別支援学校のノウハウを取り入れて特別支援学級の教育内容の充実につなげます。

５）医療的ケア児への支援の充実

令和５年度に策定した医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児への支援を実施します。

６）支援に関連した所管課の連携強化【新規】

特別支援学級の在籍人数の増加や、通常学級を含めた支援の複雑化に対応していくためには、健康・福祉分野と支援方法について意見交換するなど、密に連携をとりながら検討する必要があります。子どもたちが抱える様々な課題に総合的かつ一元的に対応するため、教育分野と健康・福祉分野との連携について調整役を担う部署の新設を検討します。

（４）障害理解の促進

同じ学びの場で成長していくため障害理解促進に向けた取組の強化を図ります

１）教員の理解促進（再掲）

通常学級を含む全教員を対象にした障害理解促進のための悉皆研修を実施します。また通常学級の教員に対して、特別支援学校や特別支援学級の現場見学などを促進します。

２）児童生徒の障害理解促進

児童生徒が特別支援教育についての理解を深められるよう、障害理解や共生社会に対する学習活動を実施します。

３）保護者に対する情報発信

保護者が特別支援学級や特別支援教室についての理解を深められるよう、指導内容をホームページで紹介するなど、特別支援教育に関する情報発信を充実します。また、多様な障害や特性について保護者の理解を促進するため、障害特性に関するパンフレットの配信など、啓発に向けた取組を実施します。

４　方針の実施体制

方針に掲げる施策の進捗状況は、外部有識者や保護者等で構成する特別支援教育推進委員会での検証を行い、今後必要な取組について議論していきます。

【参考資料】

1　特別支援学級設置校・児童生徒数一覧、配置図等

（R６.４月現在）

学　校　名	学　級　名	障　害　種　別	在籍数
旭丘小学校　旭丘2-21-1	あさひ学級	知的障害学級	16
	えご花ルーム	特別支援教室拠点校	—
	きこえの教室	難聴学級	6
豊玉第二小学校　豊玉上2-16-1	コスモス学級	知的障害学級	37
開進第二小学校　桜台5-10-5	あおぎり学級	知的障害学級	22
北町小学校　北町1-14-11	すまいる学級	知的障害学級	30
練馬第三小学校　貫井1-36-15	かしわ学級	知的障害学級	54
	ポプラルーム	特別支援教室拠点校	—
練馬東小学校　春日町1-30-11	すずしろ学級	知的障害学級	27
光が丘春の風小学校　光が丘7-2-1	のぞみ学級	知的障害学級	25
	ひかりルーム	特別支援教室拠点校	—
光が丘第八小学校　光が丘1-4-１	わかば学級	知的障害学級	41
石神井西小学校　関町北1-1-5	わくわく学級	知的障害学級	19
上石神井北小学校　石神井台5-1-32	みつば学級	知的障害学級	35
	くりのみ学級	自閉症・情緒障害学級	3
谷原小学校　谷原2-9-26	くすのき学級	知的障害学級	34
	やわらぎルーム	特別支援教室拠点校	—
大泉小学校　東大泉4-25-1	5組	知的障害学級	14
	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
	ことばの教室	言語障害学級	52
大泉第三小学校　大泉学園町3-22-1	いちょう学級	知的障害学級	35
	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
大泉東小学校　東大泉1-22-1	さくら学級	知的障害学級	29
大泉学園小学校　大泉学園町4-7-1	ひまわり学級	知的障害学級	23
	あおぞらルーム	特別支援教室拠点校	—
南田中小学校　南田中5-15-37	みなみん学級	知的障害学級	32
豊玉南小学校　豊玉南2-14-1	みなみルーム	特別支援教室拠点校	—
開進第一小学校　早宮2-1-31	あおば教室	特別支援教室拠点校	—
南町小学校　練馬2-7-5	つつじルーム	特別支援教室拠点校	—
	ことばの教室	言語障害学級	67
田柄小学校　田柄2-19-19	けやきルーム	特別支援教室拠点校	—
光が丘四季の香小学校　高松5-24-1	こぶしルーム	特別支援教室拠点校	—
石神井小学校　石神井台1-1-25	さわやかルーム	特別支援教室拠点校	—
	きこえとことばの教室	難聴学級	24
		言語障害学級	55
石神井東小学校　南田中3-9-1	ふたばルーム	特別支援教室拠点校	—
関町小学校　関町北3-23-34	かたくりルーム	特別支援教室拠点校	—
関町北小学校　関町北5-13-40	ことばの教室	言語障害学級	35
大泉第六小学校　南大泉5-25-29	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
八坂小学校　土支田4-48-1	わかたけルーム	特別支援教室拠点校	—
北町西小学校　北町7-3-8	ことばの教室	言語障害学級	50
中村西小学校　中村北4-17-1	目の教室	弱視学級	10

学　校　名	学　級　名	障　害　種　別	在籍数
旭丘中学校　旭丘2-40-1	D　組	知　的　障　害　学　級	17
中村中学校　中村南1-32-21	F　組	知　的　障　害　学　級	15
練馬中学校　高松1-24-1	6　組	知　的　障　害　学　級	32
光が丘第三中学校　光が丘3-2-1	F　組	知　的　障　害　学　級	43
石神井中学校　石神井台1-32-1	I　組	知　的　障　害　学　級	48
南が丘中学校　南田中4-8-23	E　組	知　的　障　害　学　級	17
谷原中学校　谷原4-10-5	F　組	知　的　障　害　学　級	27
大泉中学校　東大泉4-27-35	10　組	知　的　障　害　学　級	50
豊玉第二中学校　豊玉北2-24-5	若　草　ル　ー　ム	特別支援教室拠点校	—
練馬東中学校　春日町2-14-22	よ　つ　ば	特別支援教室拠点校	—
上石神井中学校　上石神井4-15-27	MY　STEP　UP　ROOM	特別支援教室拠点校	—
八坂中学校　土支田4-47-21	MY　STEP　UP　ROOM	特別支援教室拠点校	—
開進第二中学校　練馬2-27-28	難　聴　学　級	難　聴　学　級	11
開進第三中学校　桜台3-28-1	弱　視　学　級	弱　視　学　級	0

特別支援教室拠点別巡回校・児童生徒数一覧

拠　点　校	ルーム名	在籍数 (R6.4月)	巡　回　校
旭丘小学校	えご花	26	小竹小学校　豊玉第二小学校　豊玉東小学校
豊玉南小学校	みなみ	75	豊玉小学校　中村小学校　中村西小学校
開進第一小学校	あおば教室	33	早宮小学校　仲町小学校　練馬東小学校
南町小学校	つつじ	57	開進第二小学校　開進第三小学校　開進第四小学校
練馬第三小学校	ポプラ	51	練馬第二小学校　向山小学校　春日小学校
田柄小学校	けやき	60	北町小学校　北町西小学校　田柄第二小学校
光が丘四季の香小学校	こぶし	49	旭町小学校 光が丘秋の陽小学校 光が丘第八小学校
光が丘春の風小学校	ひかり	43	練馬小学校　高松小学校　光が丘夏の雲小学校
石神井小学校	さわやか	72	石神井台小学校　上石神井北小学校　関町北小学校
石神井東小学校	ふたば	48	下石神井小学校　南田中小学校　南が丘小学校
谷原小学校	やわらぎ	66	光和小学校　北原小学校　富士見台小学校
関町小学校	かたくり	85	石神井西小学校　上石神井小学校　立野小学校
大泉小学校	いずみ	71	大泉東小学校　大泉南小学校
大泉第三小学校	いずみ	70	大泉西小学校 大泉学園緑小学校 大泉学園桜小学校
大泉第六小学校	いずみ	36	大泉第二小学校　大泉第四小学校
大泉学園小学校	あおぞら	32	大泉第一小学校　大泉北小学校
八坂小学校	わかたけ	46	豊溪小学校　泉新小学校　橋戸小学校

拠　点　校	在籍数 (R6.4月)	巡　回　校
豊玉第二中学校	68	旭丘中　豊玉中　中村中　開進第一中　開進第二中　開進第三中　開進第四中
練馬東中学校	72	北町中　練馬中　田柄中　豊溪中　貫井中　光が丘第一中　光が丘第二中　光が丘第三中
上石神井中学校	58	石神井中　石神井東中　石神井西中　石神井南中　南が丘中　大泉第二中　関中
八坂中学校	67	谷原中　三原台中　大泉中　大泉西中　大泉北中　大泉学園中　大泉桜学園

特別支援学級設置学校配置図

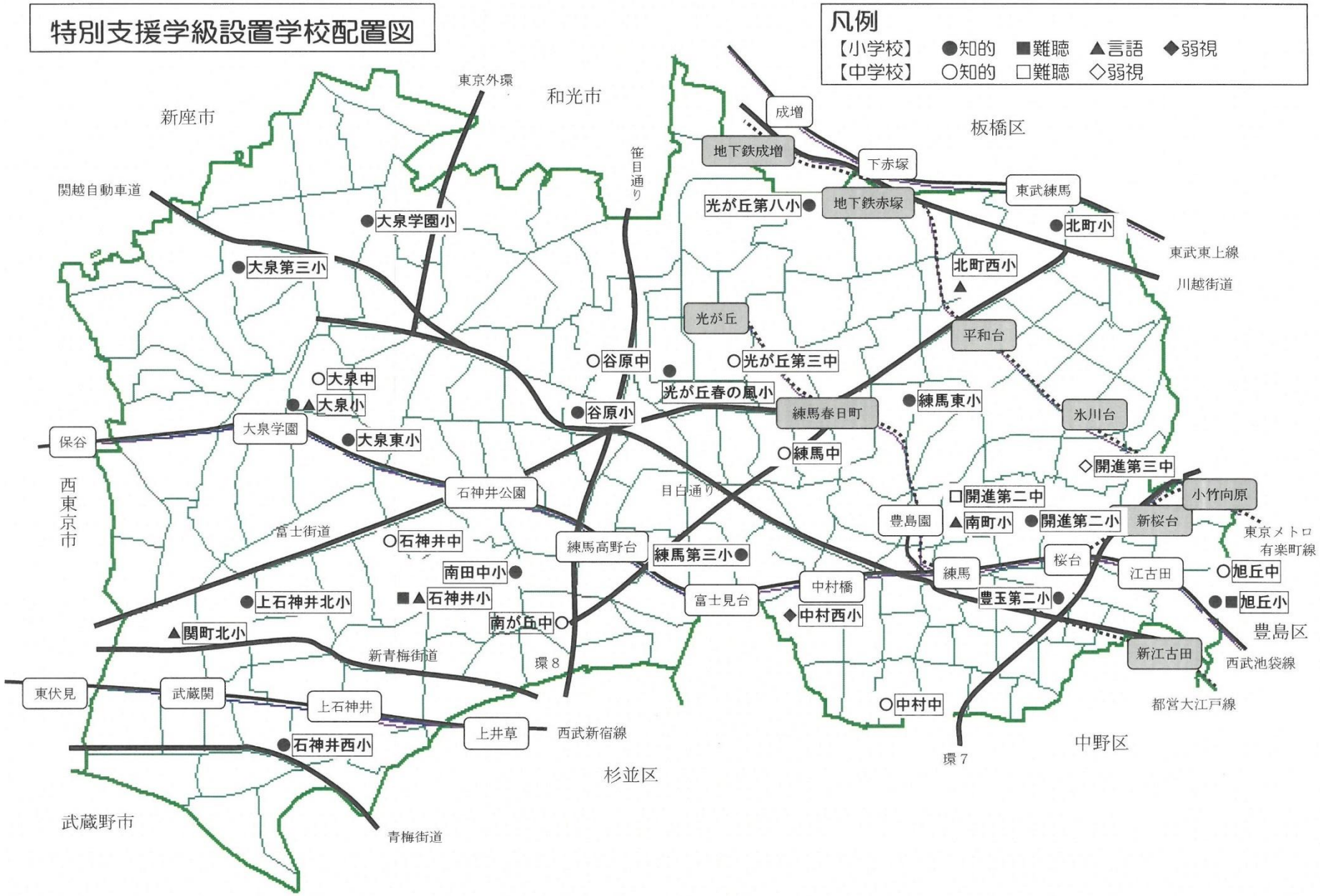

2　方針策定の経緯

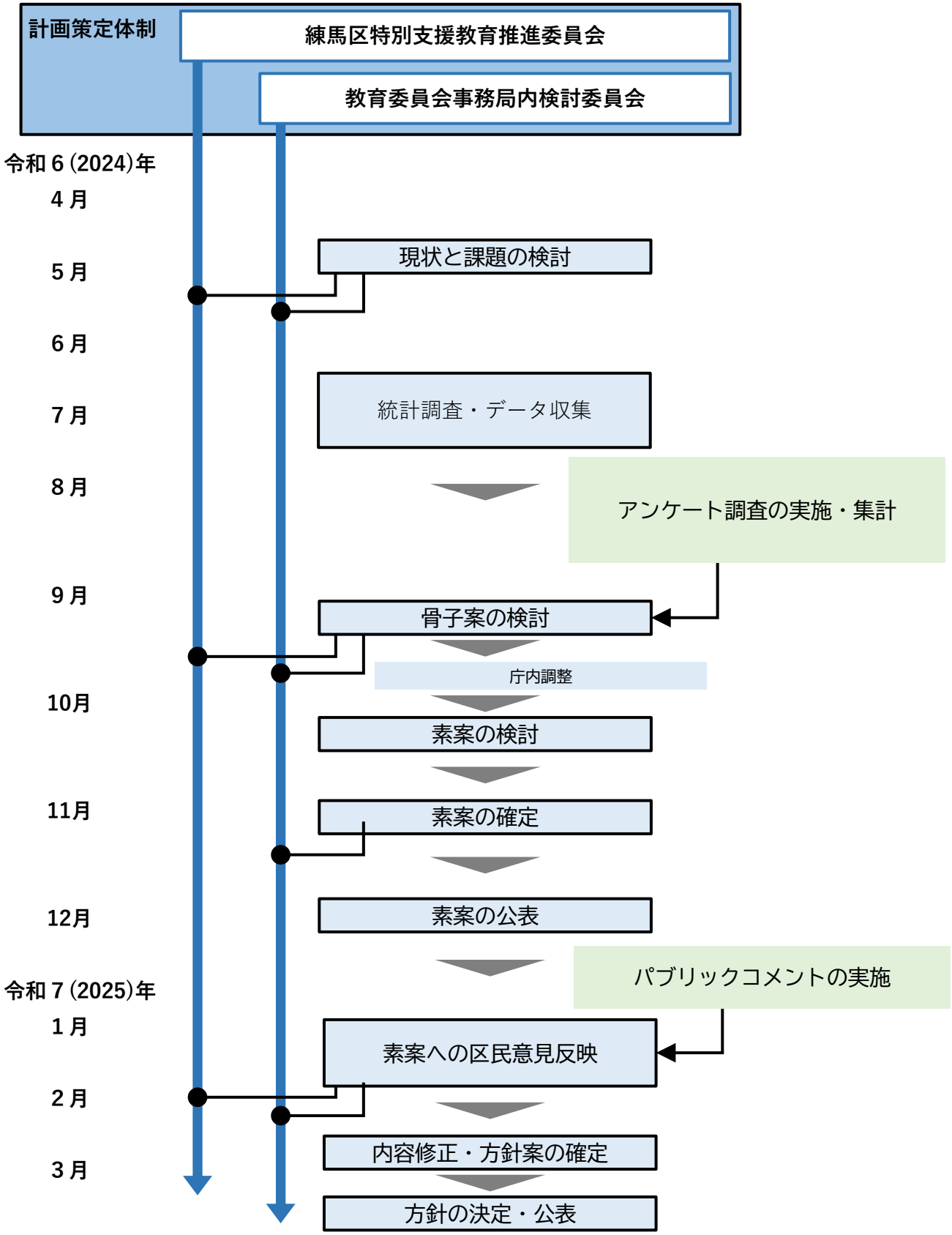
計画策定体制
練馬区特別支援教育推進委員会
教育委員会事務局内検討委員会
令和６(2024)年
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
令和７(2025)年
１月
２月
３月
現状と課題の検討
統計調査・データ収集
アンケート調査の実施・集計
骨子案の検討
庁内調整
素案の検討
素案の確定
素案の公表
パブリックコメントの実施
素案への区民意見反映
内容修正・方針案の確定
方針の決定・公表
練馬区立小中学校における特別支援教育実施方針

3　練馬区特別支援教育推進委員会

「練馬区特別支援教育推進委員会」では、学識経験者・医師・障害者支援団体・保護者等を委員として、練馬区における特別支援教育推進を図るため、取組事項の検証や課題解決に向けた検討を行っています。

（1）開催概要

1）令和６年度　第１回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】令和 6 年 5 月 22 日（水）午前 10 時 00 分から

【開催場所】練馬区役所本庁舎 19 階　1901 会議室

【参 加 者】委員 11 名　／　事務局 5 名

【会議次第】１　委員紹介

２　報告　医療的ケア児支援方針の策定、令和 5 年度就学相談結果

３　議事（１）就学相談における書類審査の実施について

（２）特別支援教育にかかる新たな支援方針の策定について

４　その他

2）令和６年度　第２回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】令和 6 年 9 月 27 日（金）午前 10 時 00 分から

【開催場所】練馬区役所本庁舎 19 階　1902 会議室

【参 加 者】委員 12 名　／　事務局 5 名

【会議次第】１　特別支援教育にかかる新たな支援方針策定の支援事業者紹介

２　議事（１）新方針策定にかかるアンケート結果概要報告

（２）新方針の骨子案について

３　その他

3）令和６年度　第３回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】令和 7 年 1 月 30 日（木）午前 10 時 00 分から

【開催場所】練馬区役所本庁舎 19 階　1902 会議室

【参 加 者】委員 12 名　／　事務局 5 名

【会議次第】１　議事（１）練馬区特別支援教育実施方針（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方について

（２）素案から案への変更点について

２　その他

（2）委員名簿

令和６年度　練馬区特別支援教育推進委員会　委員名簿

	氏　名	所　属	類　型
1	今井　伸	十文字学園女子大学副学長	学識経験者
2	能登　信孝	医療法人社団のと小児科クリニック　院長	医師
3	山岸　由香里	練馬区重症心身障害児（者）を守る会　会長	障害者支援団体
4	林田　道子	ＮＰＯ法人Ｉam OK の会　理事長	障害者支援団体
5	井上　愛	都立学校在籍児童生徒保護者	保護者
6	中島　由美子	都立石神井特別支援学校長	都内特別支援学校長
7	花田　妙子	都立大泉特別支援学校長	都内特別支援学校長
8	小松田　早苗	練馬区立北町西小学校長	区立小学校長
9	蓮池　和彦	練馬区立光が丘第三中学校長	区立中学校長
10	檀原　雅恵	練馬区立光が丘さくら幼稚園長	区立幼稚園長
11	田中　愛由美	練馬区立光が丘第三保育園長	区立保育園長
12	三好　美緒	練馬区立土支田児童館長	区立学童クラブ所長

（3）設置要綱

練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成１９年　6月１５日
１９練教学学第４３６号

(設置)

第 1 条　練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うため、練馬区特別支援教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条　推進委員会は、つぎの事項について検討する。

(1)　特別支援教育の取組事項に関すること。

(2)　特別支援教育の推進に関すること。

(構成)

第 3 条　推進委員会の構成委員は、つぎのとおりとし、練馬区教育長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　医師

(3)　障害者支援団体

(4)　保護者

(5)　学校長、幼稚園長および保育園長

(6)　学童クラブ所長

(委員長および副委員長)

第 4 条　推進委員会は、委員長および副委員長を置く。

2　委員長は、委員の中から互選により選任する。

3　副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

4　推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第 5 条　委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第 6 条　委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会を置くことができる。

2　専門部会は、委員長が指名した者をもって構成する。

3　専門部会長は、専門部会に属する者の中から互選により選任する。

4　専門部会は、部会長が招集し、主宰する。

5　専門部会長は、専門部会の経過または結果を委員会に報告する。

(謝礼)

第 7 条　公立学校長・園長および行政関係者を除く推進委員会委員については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条　推進委員会の庶務は、教育委員会教育振興部学務課および教育指導課において処理する。

(その他)

第 9 条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付　則

1　この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

2　第 5 条の規定に係わらず平成 19 年度に委員となる者の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

付　則

この要綱は、平成 20 年 6 月 9 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 24 年 9 月 28 日 24 練教教学第 1140 号)

この要綱は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 29 年 3 月 17 日 28 練教教学第 1753 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3　アンケート結果

- 比率は小数点以下第２位を四捨五入しており、合計が 100%とならないことがあります。
- 複数回答(複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式)の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数としたため､比率計が 100%を超えることがある。
- グラフの(n ＝ ○○)という表記は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

（1） 児童・生徒アンケート

■調査対象者と実施概要

調査期間	令和 6 (2024)年 7 月 1 日(月)～令和 6 (2024)年 7 月 31 日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童・生徒　2,217 人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、各学級でのアンケート票の配布。 各学級に回収 BOX を配布し、郵送により回収。

■回収結果

回収数	配布数	回収率
1,811 件	2,217 件	81.7%

■回答結果

問１　あなたは何年生ですか。(あてはまる番号１つに○)

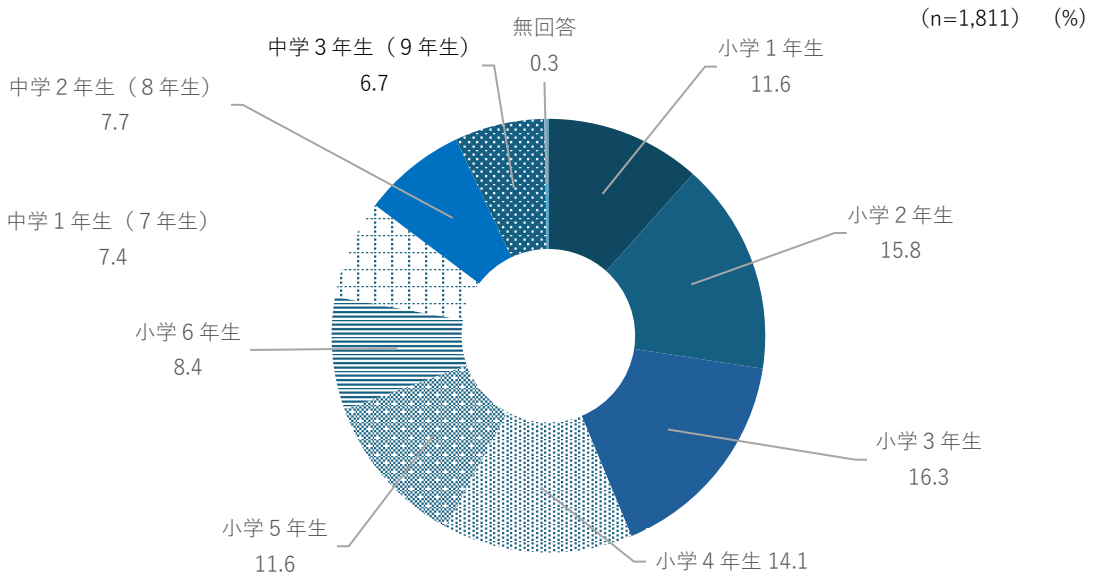

問２　学校は楽しいですか。（あてはまる番号１つに○）

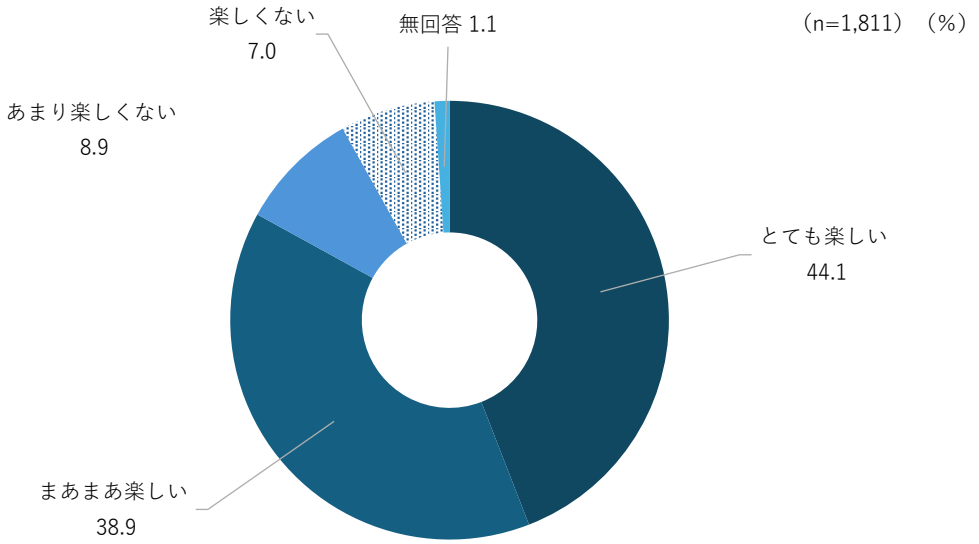

問３　学校で、どんなことをしている時間が楽しいですか。（あてはまる番号にいくつでも○）

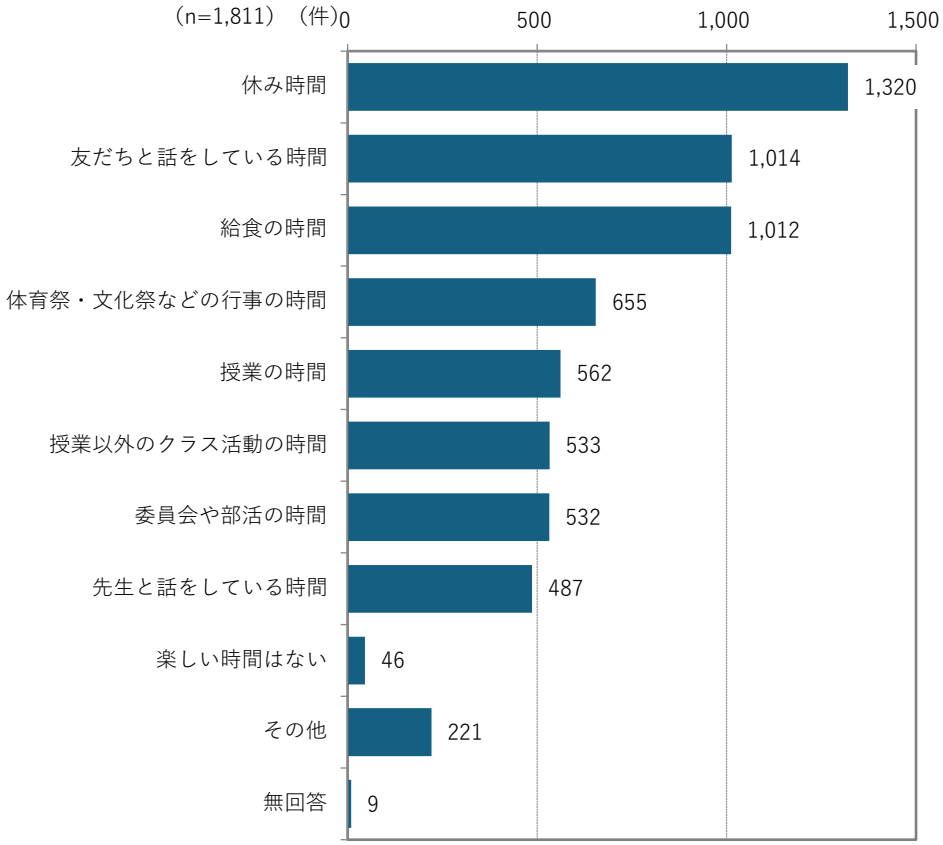

問４　学校でどんなことをしている時間が楽しくないですか。(あてはまる番号にいくつでも○)

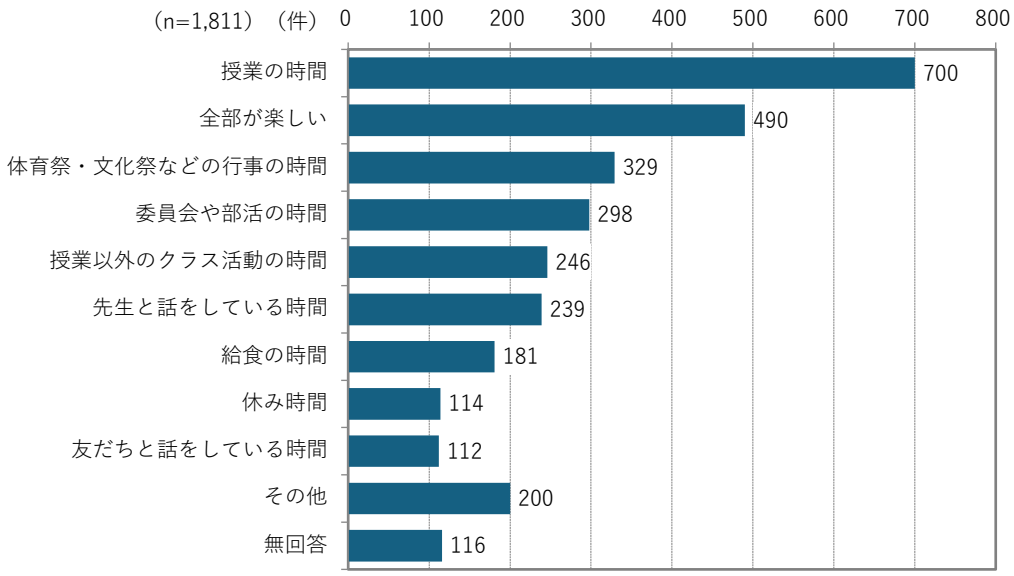

問５　学校で、困っていることは何ですか。(あてはまる番号にいくつでも○)

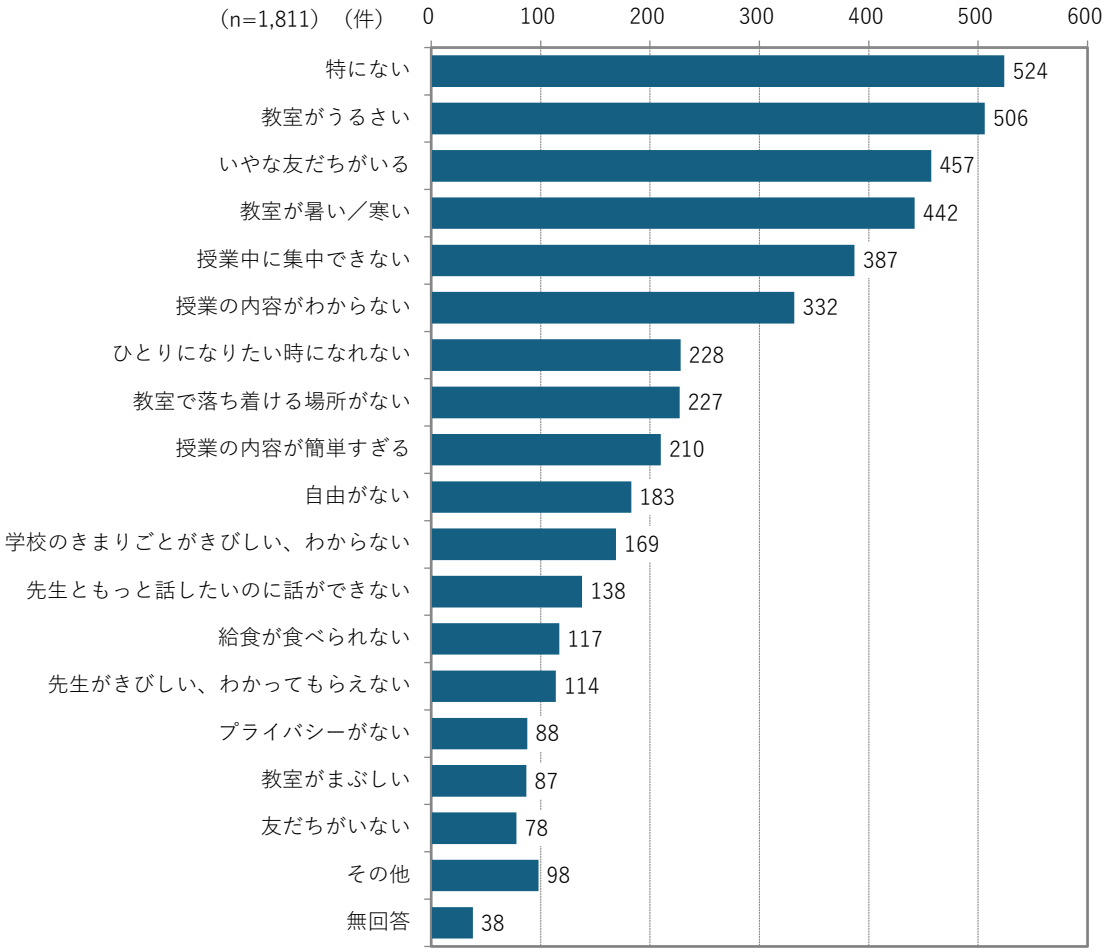

問６　学校で特にしたいことは何ですか(あてはまる番号にいくつでも○)

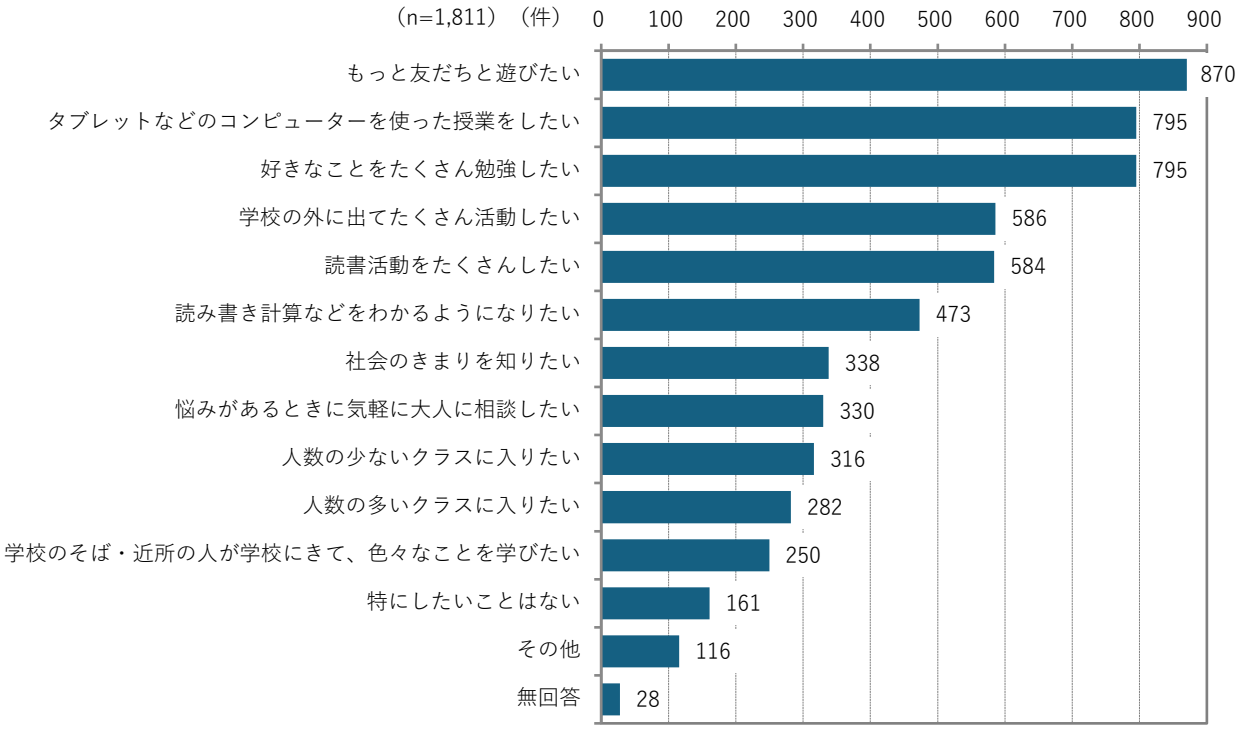

問７　中学校を卒業したら、どのような学校へ進学したいですか(あてはまる番号) 1 つに○)

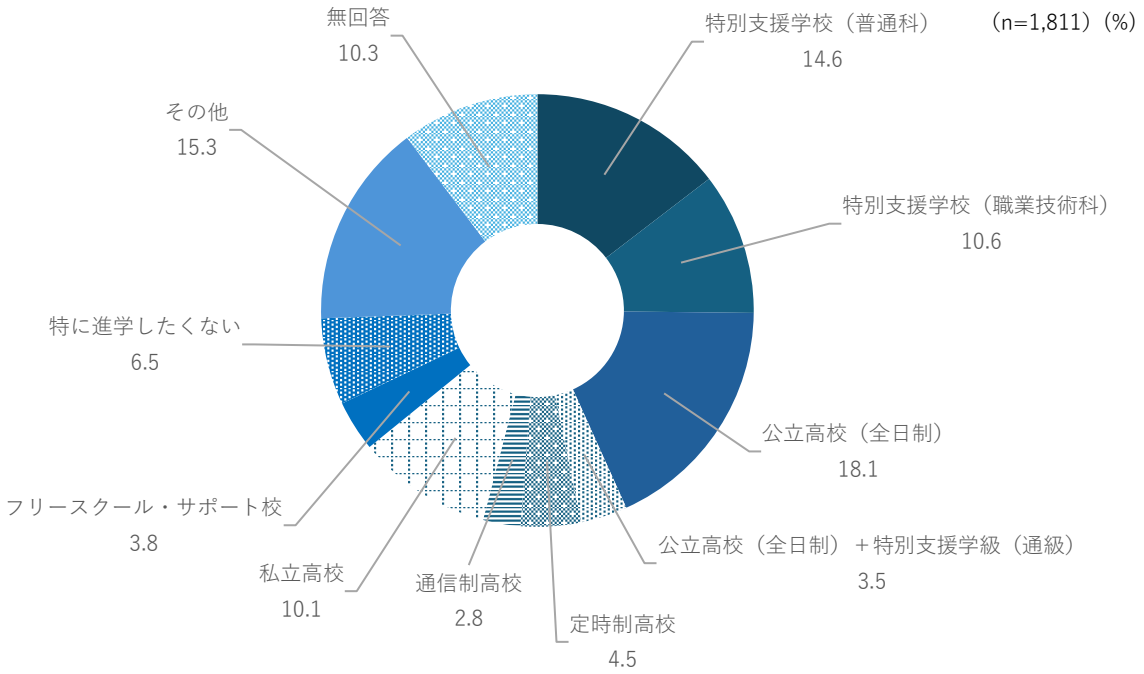

問８　将来、どのような人になりたいですか(あてはまる番号３つまでに◯)

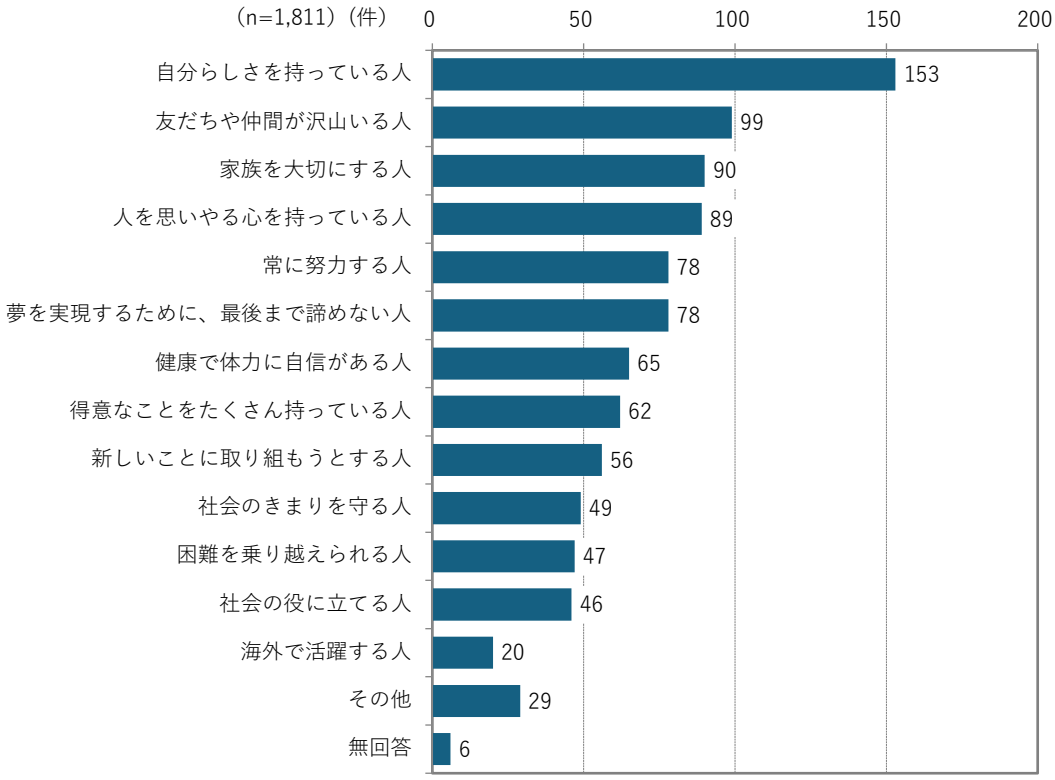

問９　大人に言いたいこと(自由記述)

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数(件)
家族や教員とちゃんとコミュニケーションをとりたい(怒鳴らないでほしいなど)	51
もっと遊びたい(友達と。お気に入りのものや、ゲームを学校に持ち込みたい。)	50
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がつまらない	30
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がたのしい	29
読書や勉強をもっとやりたい	24
教室環境について(うるさいクラスにならないでほしい、教室があつい)	18
移動教室の授業をもっと増やしてほしい	17
タブレットを使用した授業をもっと増やしてほしい	16
一人になれるところがほしい	10
教員ともっと話がしたい	10
学外での学習(社会見学など)をしたい	7
進路の不安について(どんな選択肢が適当なのかなど)	4
通常級との交流や通級のための勉強をしたい	3
その他	180

（2）保護者アンケート

■調査対象者と実施概要

調査期間	令和 6 (2024)年 7 月 1 日(月)～令和 6 (2024)年 7 月 31 日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる保護者　2,217 人※
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、児童生徒を通じ依頼文の配布。 インターネットによる回収。

■回収結果

回収数	配布数（参考）	回収率（参考）
1,012 件	2,217 件※	45.6%

※調査対象となる児童生徒数 2,217 人を概算の配布数としています。

■回答結果

問 1　現在、在籍する学年についてお答えください。(一つに☑)

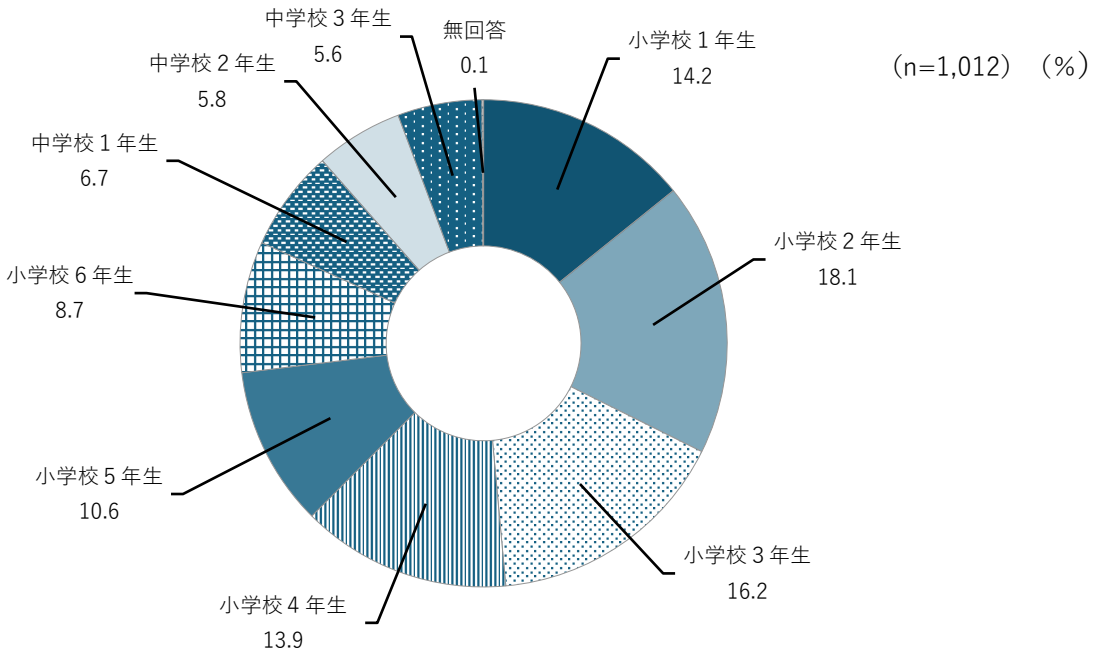

問２　現在、お子様が在籍している特別支援学級や支援教室についてお答えください。

(一つに☑)

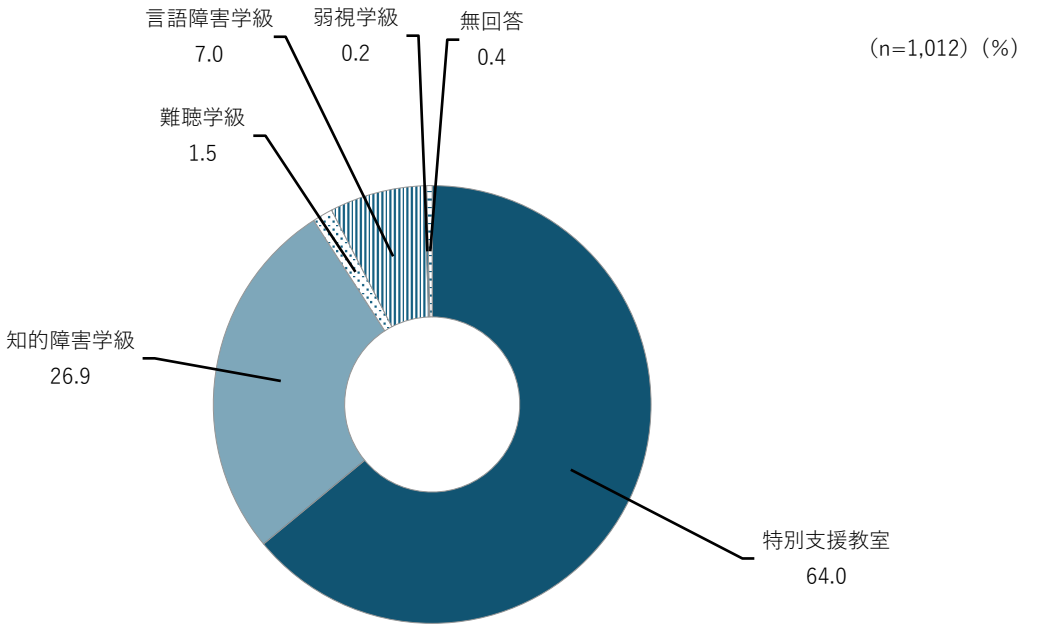

問３　現在、お子様が在籍している特別支援学級や支特別援教室の満足度についてお答えください。(一つに☑)

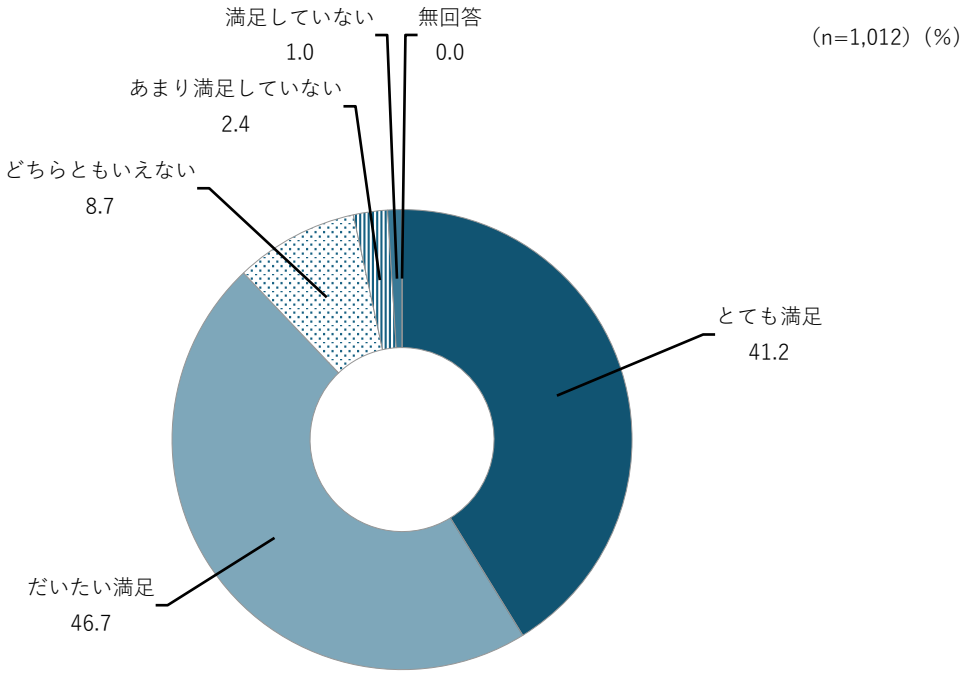

問４　お子様の発達や障害が気になったのはいつ頃ですか。（あてはまるものすべてに☑）

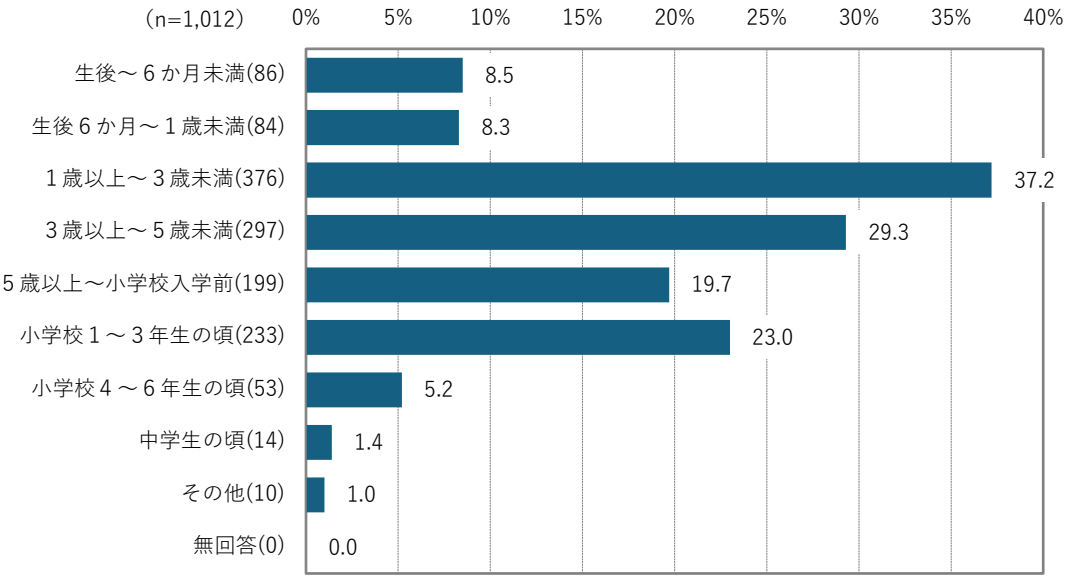

問５－１　お子様の発達や障害について、相談したことがある人や機関等はどこですか。

（あてはまる番号すべてに☑）

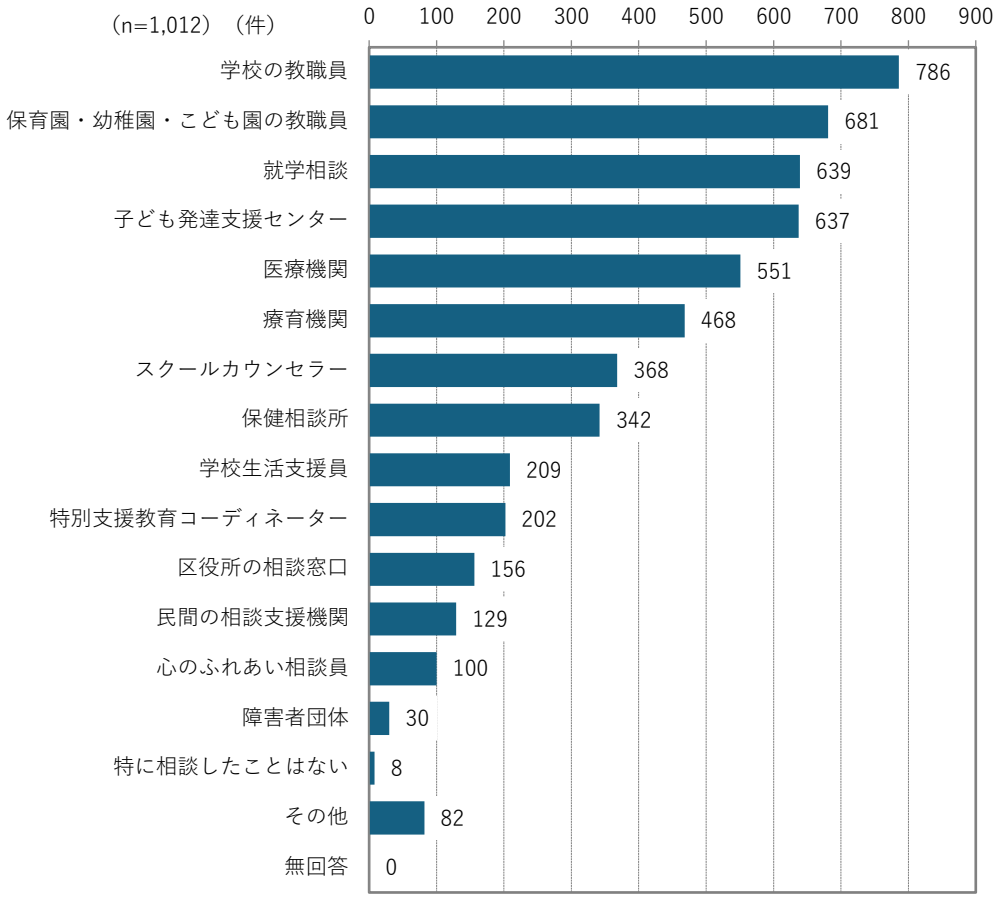

問５－２　また、相談の満足度について、それぞれ１～５の中から一つ選んで☑してください。

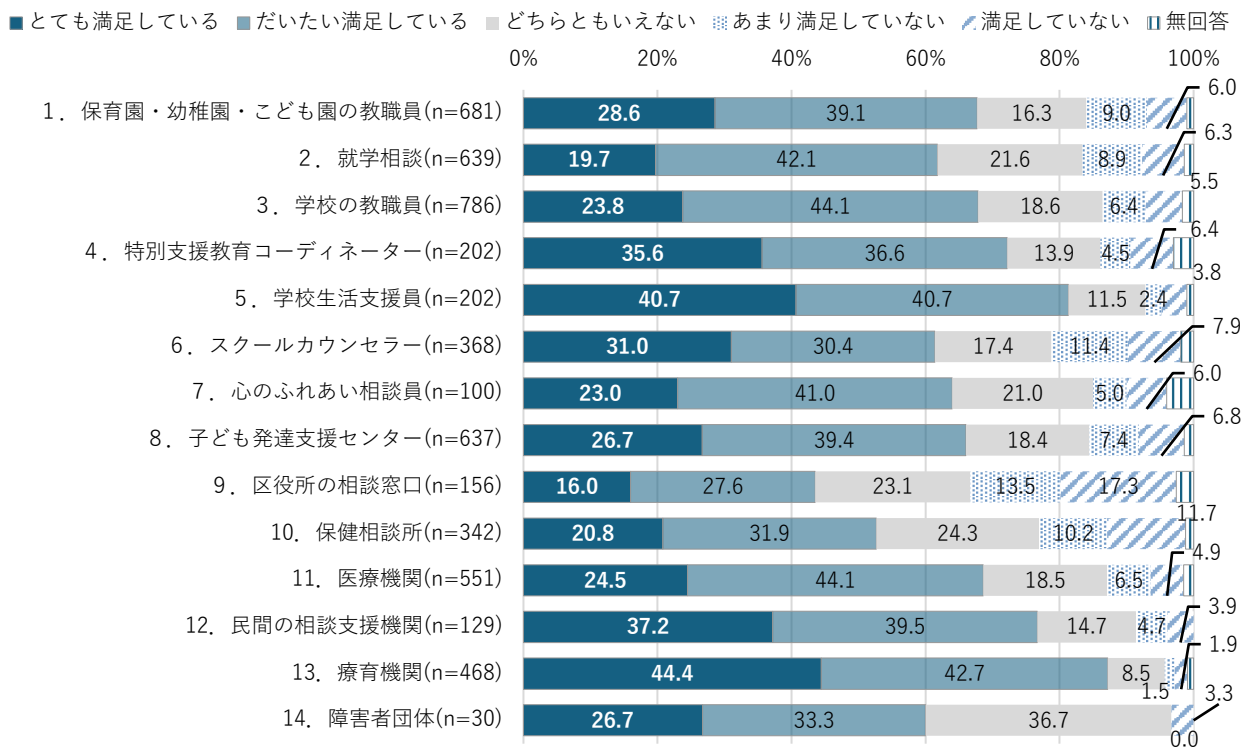

問７　現在の学級・教室を選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに☑)

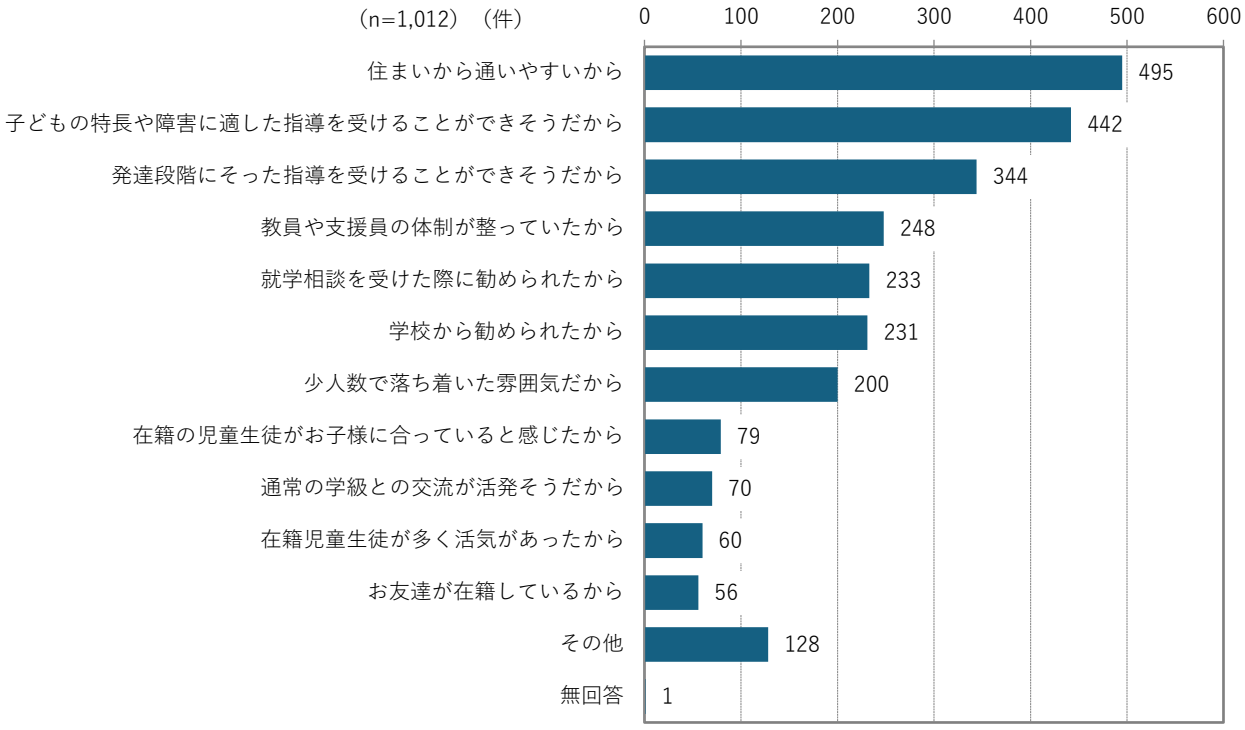

問８　お子様が在籍している学級や教室において、特に学んでほしいこと、できるようになってほしいことは何ですか。（自由記入）

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数(件)
社会や集団生活を送る上での対人・生活・コミュニケーションスキル、社会性など	351
癇癪等を起こした際の自己対応、アンガーマネジメント、感情コントロールなど	109
あきらめない気持ちやチャレンジ精神、自己肯定感を高めること	69
自分の特性を理解すること	42
発話・発音の訓練、語彙力を伸ばすこと	39
基本的な文字の読み書き	37
人の話や指示を聞いて、自分で物事を順序立てて考え、行動できるようになること	34
片付けや身の回りの整理整頓を一人で行うこと	33
ルールや決まりを守ること	26
自由な発想で個性や長所を伸ばすこと	13
自分の将来について考えたり決めたりすること	7
ＩＴ機器を用いた学習(タブレットやＰＣなど)	4
その他	73

問９　その他、練馬区の特別支援教育について、今後、特に期待することは何ですか。（あてはまる番号３つまでに☑）

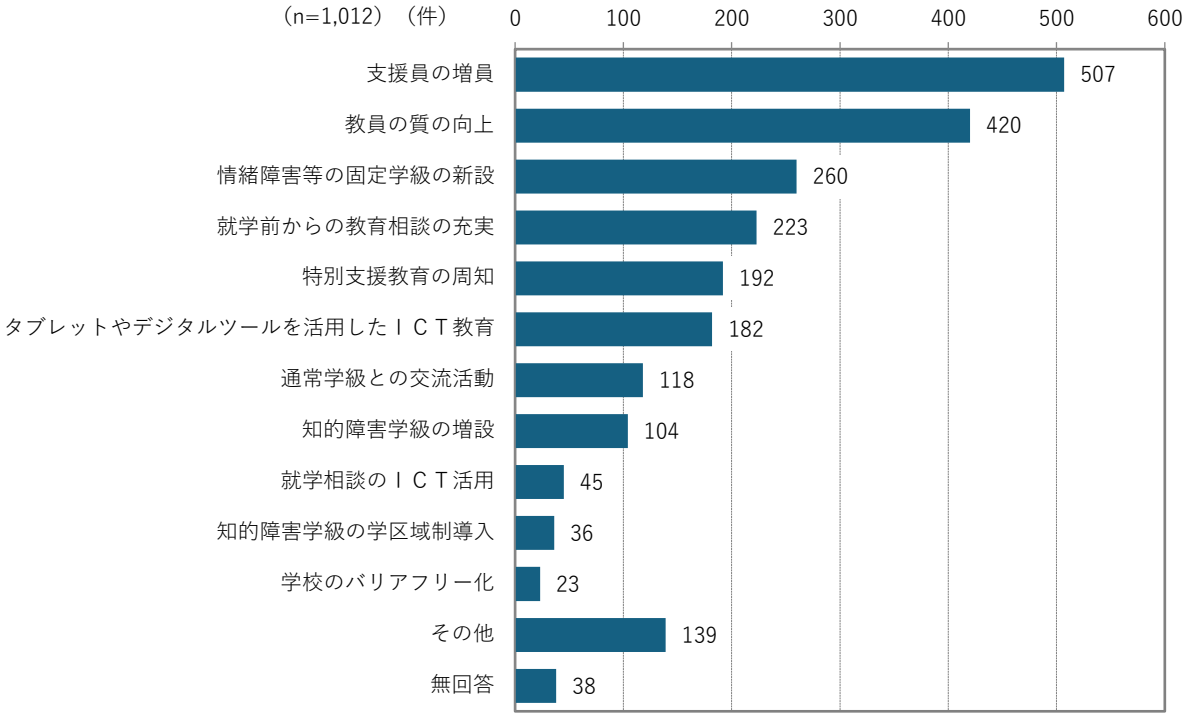

（3）教員アンケート結果

■調査対象者と実施概要

調査期間	令和 6 (2024)年 7 月 1 日(月)～令和 6 (2024)年 7 月 31 日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる学校教員 および全小中学校副校長　360 人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校を通じ依頼文の送付、インターネットによる回収。

■回収結果

回収数	配布数	回収率
233 件	360 件	64.5%

■回答結果

問 1　教員としての経験年数をお答えください。(一つに☑)

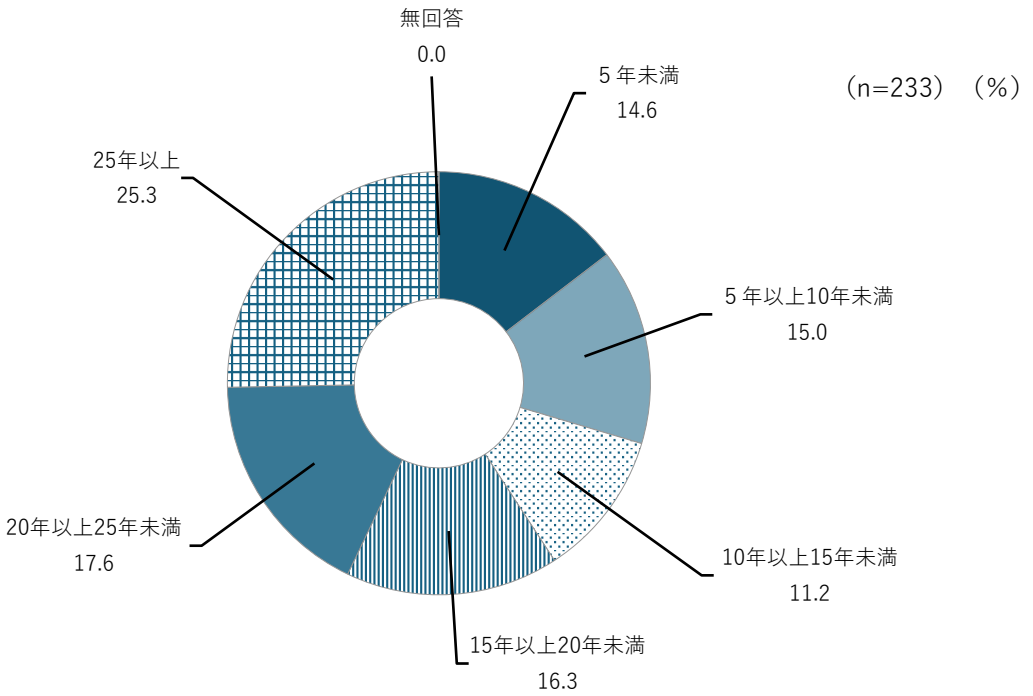

問２　現在担当している特別支援学級等の種別をお答えくだい。(一つに☑)

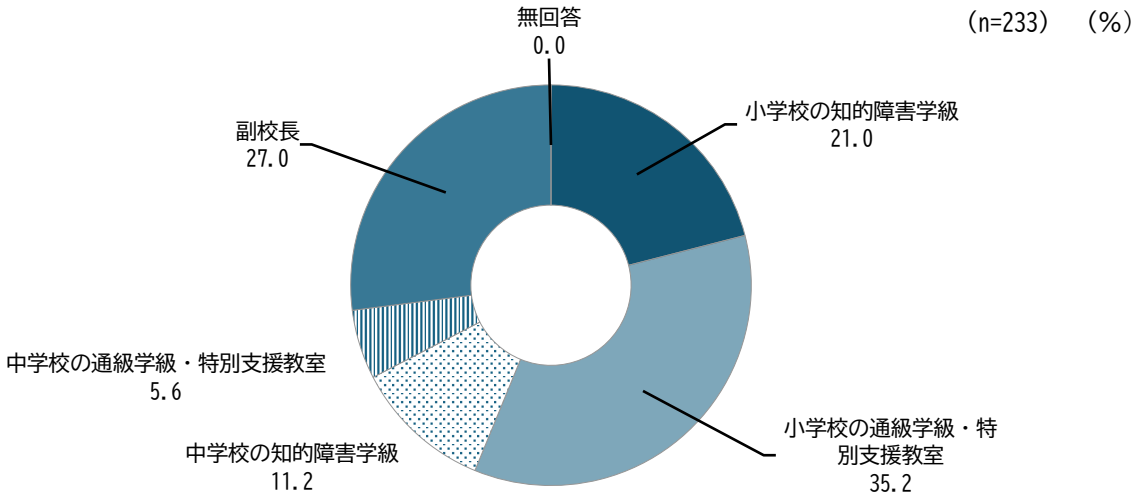

問３　各学級で指導の重点としている基本方針の中で、実現できていないと感じる部分は何ですか。

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数（件）
全教員で計画的・組織的・協働的に学級運営・指導をすすめること	24
一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに社会性を養うこと	18
通常の学級との交流および共同学習を重視し、一人一人の人権を尊重し、児童生徒の理解を深めること	13
若手教員の育成や少人数指導に適した教員等の確保	11
全教育活動を通じて、自ら考え判断する力や意欲的に学ぶ姿勢を育てること	10
一人一人に応じた学習内容や教材教具を工夫し、基礎学力の定着および向上を図ること	10
面談等を通して保護者と本人の変容に応じた見直しや修正をおこなうことにより、学校と家庭の一貫した教育を目指すこと	9
関係諸機関との連携を図り、「学校生活支援シート」を作成・活用すること	6
小学校、中学校の各段階で身に付けるべき基本的生活習慣を、全教育活動を通じて重点的に指導すること	5
知的障害や情緒に関する専門的支援・指導の充実	5
児童生徒の障害の状況や発達段階を把握し、その特性に応じた個別指導計画を作成すること	3
その他	11

問４　練馬区の特別支援教育の充実にあたり、今後特に必要な取組は何だと思いますか。

（各項目について、あてはまる番号、それぞれ一つだけ☑）

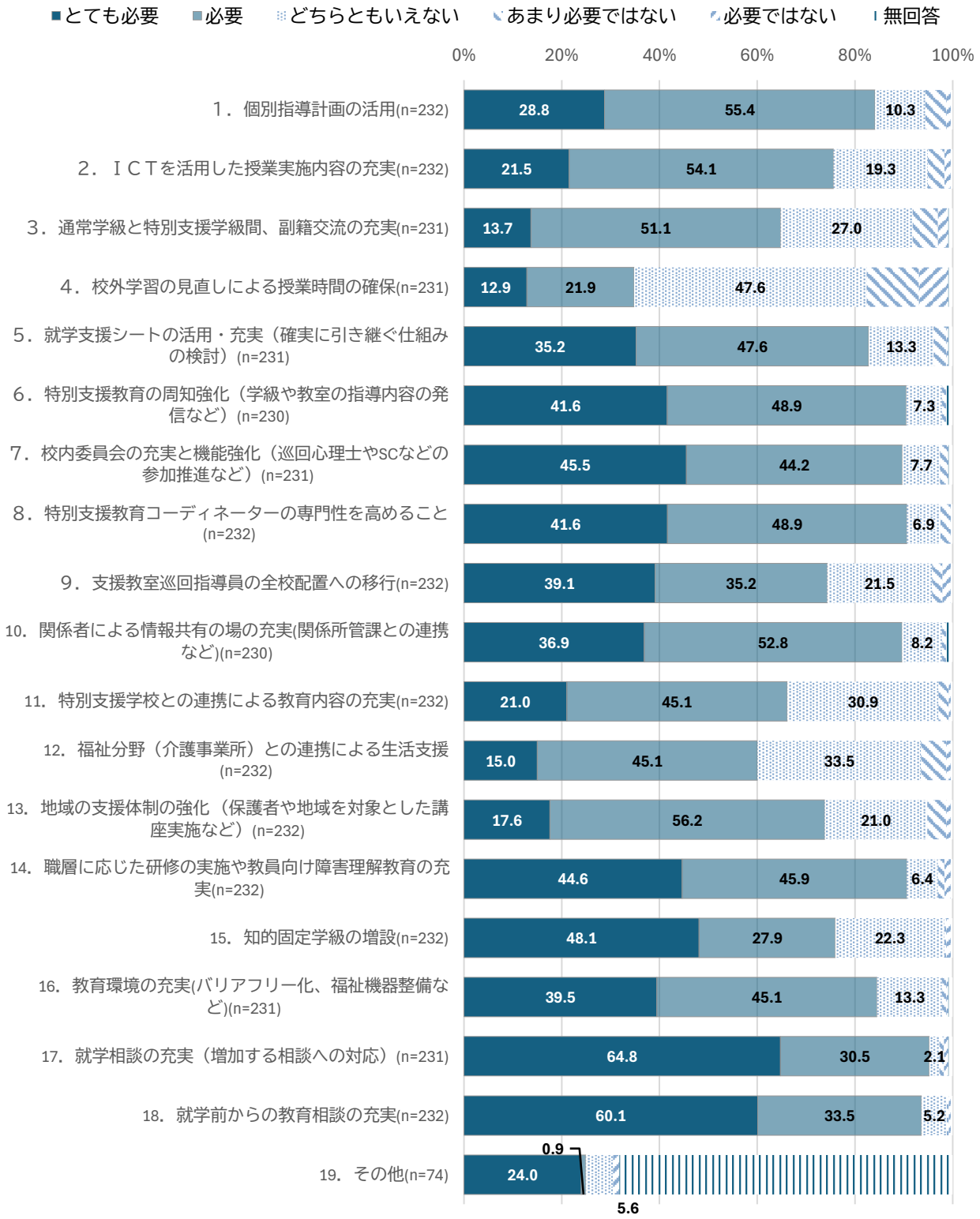

問５　特別支援学級や教室の指導において、苦慮していることや、実施したいができないこと等がありましたらご記入ください。

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数（件）
指導する教室や場の不足(人数に対して場が狭いなどを含む)	32
知的障害学級における情緒障害や重度の知的障害の児童生徒の指導など	32
担当教員の数が不足	30
ＰＣなどの設備不足	23
担当教員の指導力の不足	23
教職員間の情報共有	17
保護者の理解が進まないこと(障害について・特別支援教育の内容について)	17
個別支援の教材準備(時間)が充分ではないこと	17
児童生徒一人当たりの指導回数が少ない(不十分な)こと	16
情緒障害の児童生徒の増加	11
学校間の連絡(情報共有・申し送り)不足	9
教員の特別支援教育内容についての理解不足	7
コーディネーターの経験や専門性の不足	5
教員の準備室や職員室がない・環境が整っていないこと	4
申請手続きや転学・入室に時間がかかること	4
指導に必要な教材教具の不足	3
利用判定が保留中(グレーゾーン)の児童生徒の支援・指導	3
その他	25

問６　情緒固定学級についてのご意見がありましたらご記入ください。

項目	実数(人)
１．必要だと思うなどの積極的な意見	94
２．否定的な意見	35
３．無回答	104
合計	233

練馬区特別支援教育実施方針（案）

令和７年（2025 年）３月発行
編集・発行　練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課
住　所　　〒176-8501　練馬区豊玉北６－１２－１
電　話　　03－5984－1276
ファクス　　03－3991－1147
メールアドレス　GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp

資　料　8	1

令和７年３月11日
土木部特定道路課
教育振興部学校施設課

大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（案）について

1　素案に寄せられた意見について

(1) 保護者説明会およびオープンハウス等の開催結果(別紙のとおり)

①意見の受付結果

募集内容	来場者数	意見人数	意見件数
保護者説明会（大泉第二中学校 体育館） 令和７年１月16日(木)	42名	20名	35件
オープンハウス（勤労福祉会館） 令和７年１月17日(金)・18日(土)	104名	47名	61件
子ども用資料配布（タブレット配信） 令和７年１月17日(金)～31日(金)	-	108名	129件
その他メール等で寄せられた意見	-	-	９件
合計	146名	175名	234件

②主な意見

・地域のまちづくりを早く進めてほしい／計画を見直してほしい
・既存道路（ロードふじみ、学芸大通り、主要区道42号線）が危険な状況なので都市計画道路の整備を早く進めてほしい
・新しい学校の教育環境が不安（渡り廊下の移動など生徒の負担が増える）
・定期的な事業進捗などについて説明を聞ける場を設けてほしい
・地域住民の声を尊重してほしい
・まちの防災性の向上に期待している
・70（50）年前の計画を施工することに疑問を感じる
・道路整備による環境の悪化（騒音・振動・排ガスなど）が不安
・オープンハウスの説明が分かりやすかった
・学芸大通りを拡幅すれば都市計画道路の整備は不要
・用途地域の変更について示した方がよい
・大二中の桜の木は守るべき伝統ではないのか

・学校は災害時避難場所になるので、防災面にも力を入れてほしい
・補助 232 号線の都市計画決定と学校の設立時期の順番が疑問
・災害時に校舎から運動場へ避難する際、渡り廊下が混雑する可能性があり心配
・工事中の騒音により、授業などの学校生活において影響を受けることが心配

（2）有識者委員会からの主な意見（令和 7 年 3 月 10 日開催）
・道路整備による消防活動困難区域の解消はどの程度になるのか
・大二中と小学校の改築が連続してしまう生徒が出るのでは
・校庭面積など数字がないと、イメージ図のみでは分かりづらい

2　素案から案への変更・追加等について

	ページ	変更箇所	変更・追加等の内容
1 目的と位置付け等			
1	5 ページ	注記	都市計画道路補助 232 号線について、注記を追記
3 取組方針の構成			
（1）大泉第二中学校の教育環境の保全等			
2	8 ページ	中段	工事中の学校生活への影響について追記
3	9 ページ	中段	新しい大泉第二中学校の校庭面積を追記
4	9 ページ	下段	防災に関する内容について追記
5	9 ページ	下段	渡り廊下について追記
6	9 ページ	下段	桜の木の取り扱いについて追記
7	12 ページ	中段	小・中学校の改築時期について追記
（2）都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進			
8	14 ページ	枠内	消防活動困難区域について追記
9	16 ページ	下段	用途地域の変更について追記
4 今後の進め方			
10	18 ページ	下段	説明会について追記

3　大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（案）
別添のとおり

4　今後の予定
今年度末を目途に取組方針の策定を目指す

大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（素案）に関する保護者説明会およびオープンハウス等の開催結果

資料 8-2

●意見の受付状況

（1）内訳

募集内容	来場者数	意見人数	意見件数
保護者説明会（大泉第二中学校 体育館） 令和７年１月 16 日(木)	42 名	20 名	35 件
オープンハウス（勤労福祉会館） 令和７年１月 17 日(金)・18 日(土)	104 名	47 名	61 件
子ども用資料配布（タブレット配信） 令和７年１月 17 日(金)～31 日(金)	-	108 名	129 件
その他メール等で寄せられた意見	-	-	9 件
合計	146 名	175 名	234 件

（2）寄せられた意見の内訳　（ ）内の数値は子どもから寄せられた意見

項目	件数
1　目的	37（14）
2　学校に関すること	23（108）
3　道路に関すること	17（5）
4　まちづくりに関すること	11（2）
5　今後の進め方	17（0）
合計	105（129）

●子どもアンケート結果

通っている学校の名前を教えてください(計108件)

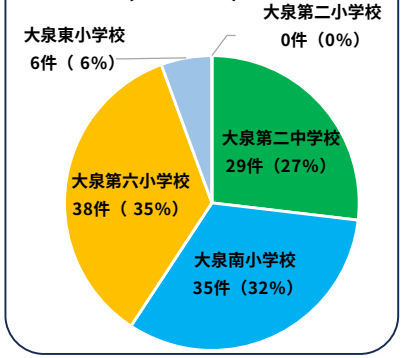

新しくなる大泉第二中学校についてどう思いますか(計108件)

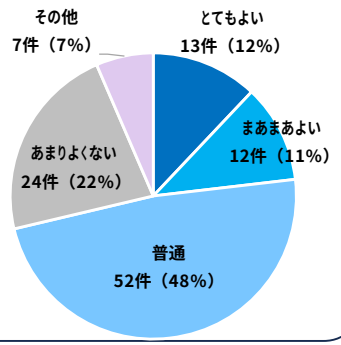

自由意見欄

《主な意見》
- 新しい道路ができることで、より安全に生活できるようになる。学校の敷地も十分確保していて設備の整った新しい学校ができることはいいと思う。
- 工事中の騒音により、授業などの学校生活において影響を受けることが心配。
- 新しい大泉第二中学校を早く見てみたい。
- 災害時に校舎から運動場へ避難する際、渡り廊下が混雑する可能性があり心配。

●オープンハウスのアンケート結果

年齢

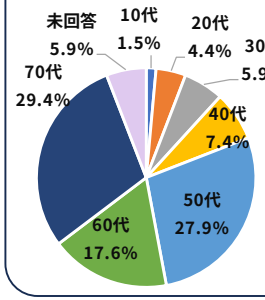

お住まい

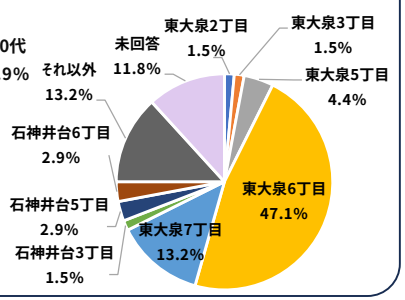

問１　オープンハウスのパネル展示の資料や説明

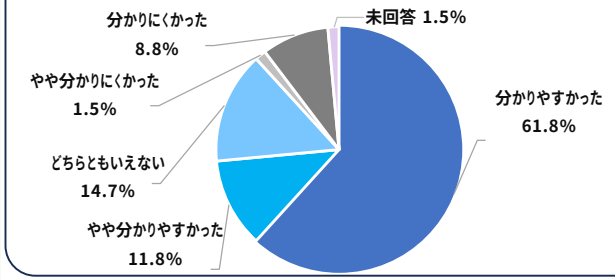

問２　主に関心がある内容

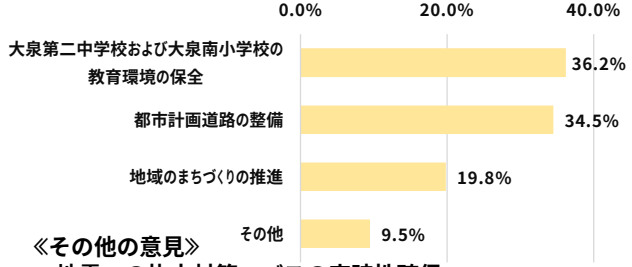

《その他の意見》
- 地震への抜本対策、バスの定時性確保
- 遊び場の消失について

問３　学校の教育環境の保全の取組について、特に力を入れてほしいところ

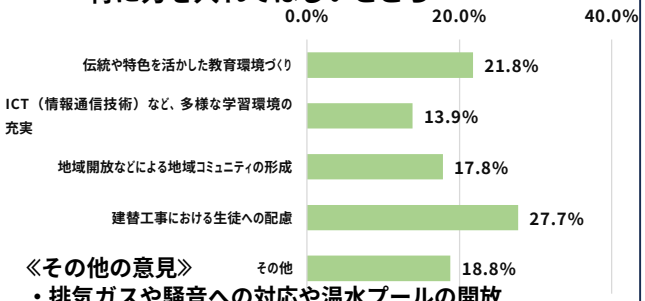

《その他の意見》
- 排気ガスや騒音への対応や温水プールの開放
- 生徒の心身の成長にとって望ましい環境の確保

問４　都市計画道路の整備により期待される効果

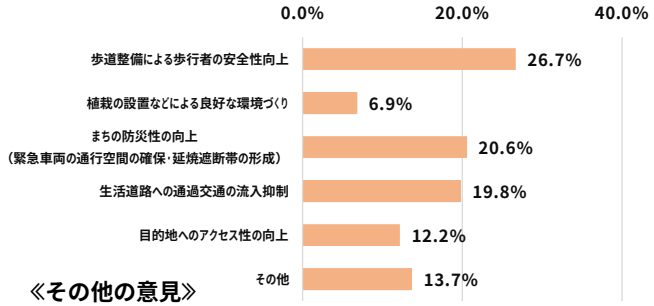

《その他の意見》
- バス交通の安全性確保、交通渋滞の緩和
- 災害発生時の防災拠点へのアクセス

問５　地域の街づくりの推進について、特に取り組むべき項目

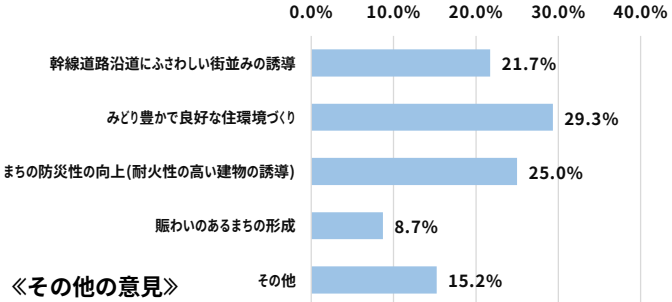

《その他の意見》
- 公園、狭隘道路の整備による防災性向上
- 歩行者優先のまちづくり

自由意見欄（保護者説明会の意見を含む）

《主な意見》
- 地域のまちづくりを早く進めてほしい／計画を見直してほしい
- 既存道路（ロードふじみ、学芸大通り、主要区道42号線）が危険な状況なので、都市計画道路の整備を早く進めてほしい
- 新しい学校の教育環境が不安（渡り廊下の移動など生徒の負担が増える）
- 定期的な事業進捗などについて説明を聞ける場を設けてほしい
- 地域住民の声を尊重してほしい
- まちの防災性の向上に期待している
- 70（50）年前の計画を施工することに疑問を感じる
- 道路整備による環境の悪化（騒音・振動・排ガスなど）が不安
- オープンハウスの説明が分かりやすかった
- 学芸大通りを拡幅すれば都市計画道路の整備は不要
- 用途地域の変更について示した方がよい
- 大二中の桜の木は守るべき伝統ではないのか
- 学校は災害時避難場所になるので、防災面にも力を入れてほしい
- 補助232号線の都市計画決定と学校の設立時期の順番が疑問

資　料	8	3

大泉第二中学校の教育環境保全と
大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針
(案)

令和７年（２０２５年）　３月

練馬区

図　道路整備後イメージ

目　次

１　目的と位置付け等　・・・・・・・・・・・１

（１）目的　・・・・・・・・・・・１

（２）対象区域　・・・・・・・・・・・１

（３）位置付け　・・・・・・・・・・・２

（４）当地区における主な経緯　・・・・・・・・・・５

２　当地区の現状と課題　・・・・・・・・・・６

３　取組方針の構成　・・・・・・・・・・７

（１）大泉第二中学校の教育環境の保全等・・・・・・・・８

（２）都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進・・１３

４　今後の進め方　・・・・・・・・・１８

1　目的と位置付け等

⑴ 目的

練馬区では、地域の交通課題の改善やまちの防災性の向上などのため、遅れている都市計画道路の整備に積極的に取り組んでいます。大泉学園駅南側地区に計画されている補助135・232 号線についても、学芸大通りなどの交通混雑の緩和や安全性確保などのため整備に向けた検討を進めています。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、平成28 年に専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会」（有識者委員会）を設置しました。有識者委員会では、約３か年にわたり議論を重ね、令和元年5月に教育環境の保全と都市計画道路の整備方策について提言を取りまとめました。

区では、この提言を踏まえて更なる検討を行い、このたび、大泉第二中学校の教育環境を保全しつつ地域の課題解決に資するまちづくりを着実に実施するため、取組方針を策定します。

⑵ 対象区域【大泉第二中学校と大泉学園駅南側地区】

取組方針の対象区域（当地区）は以下の通りです。東大泉５丁目の一部、６丁目の全域、石神井台６丁目の全域を含む、約70haの区域です。

図　取組方針対象区域

(3) 位置付け

本取組方針は、グランドデザイン構想の実現を目指した区の総合計画である「第３次みどりの風吹くまちビジョン」などに基づき、今後の区の方針を定めるものです。

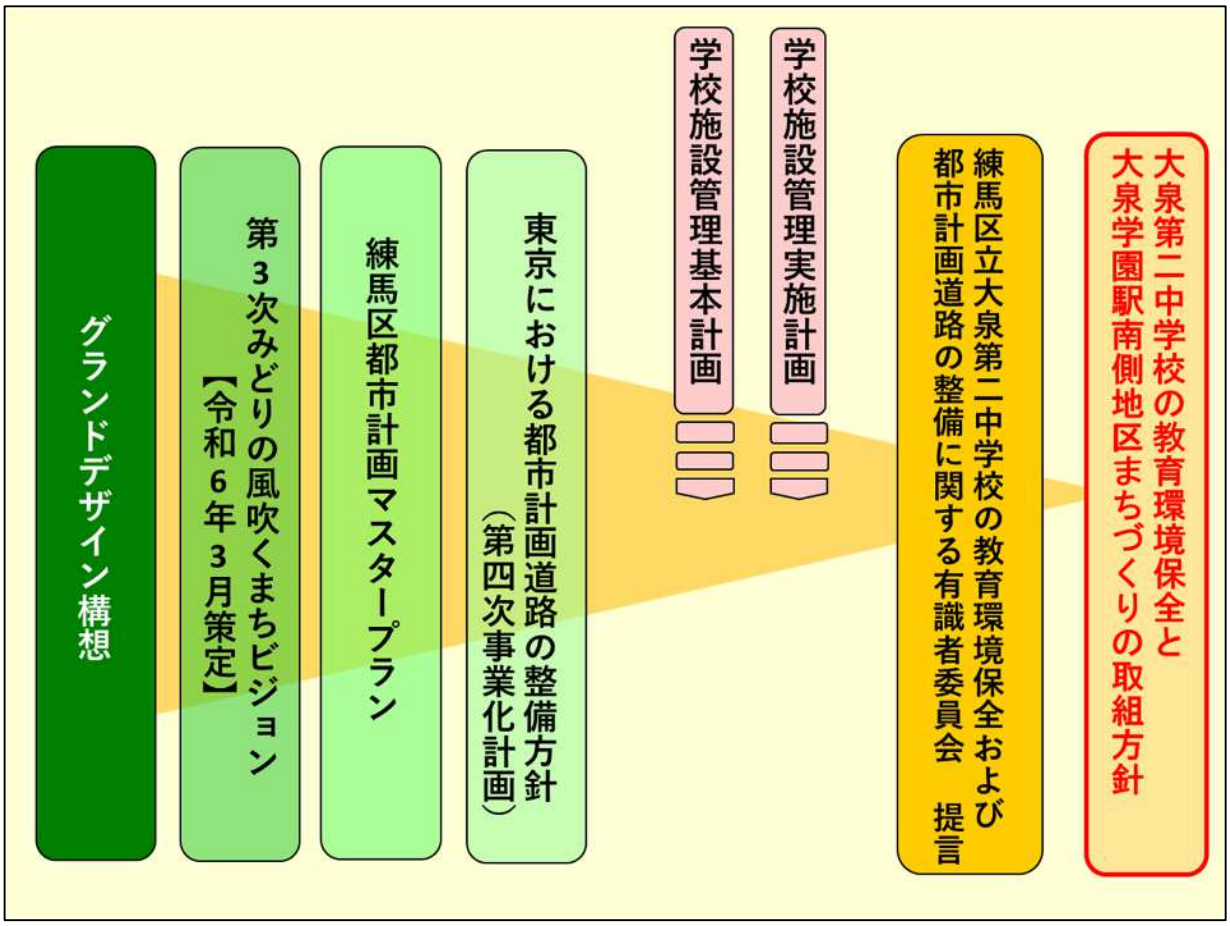

図　取組方針の位置付け

■ グランドデザイン構想（平成３０年6月　策定）

　グランドデザイン構想は、練馬区が目指すまちの将来像を区民と共有し、区民とともにまちづくりを進めるために策定しました。
　遅れている都市インフラの整備を進め、区民と協働して、練馬区の特色を活かしたまちづくりに取り組むことにより、潜在力を花開かせ、さらに豊かで美しく、活力のあるまちへ発展させていくものです。
　この中では、みどり豊かで快適な空間を演出する道路の実現を目指すこととしています。

図　グランドデザイン構想より抜粋

■ 練馬区都市計画マスタープラン（平成２７年１２月　策定）

　練馬区都市計画マスタープランにおいて、当地区は「第6地域」に位置し、補助135号線は「都市軸」※1、補助232号線は「主要な交通軸」※2としてそれぞれ位置付けられています。両路線は交通ネットワークの形成を図り、補助135号線の延伸に際しては、「沿道利用地区」※3 として沿道環境に配慮し、中層の集合住宅や沿道型の商業・業務施設の立地を誘導、補助232号線の沿道では、周囲と調和しつつ建物の中層化などを図ることとされています。

※1　都市軸　　：広域的な交通需要を支える幹線道路（都市計画道路）
※2　主要な交通軸：地域間交流を図り、生活圏を構成する幹線道路（都市計画道路）および補助的な幹線道路
※3　沿道利用地区：幹線道路の沿道等で、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を進める地区であり、幹線道路沿道およびその後背地の環境に配慮し、中層の集合住宅や沿道型の商業・業務施設の利用や沿道の防災性にも配慮した土地利用を進めるとしています。

図　第6地域　地域構造図　練馬区都市計画マスタープランより抜粋

（4）当地区における主な経緯

年	主な検討内容
昭和２２年	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第135号線　都市計画決定
昭和３２年	大泉第二中学校の設置告示
昭和４１年	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第232号線　都市計画決定※１
平成　３年	「第二次事業化計画」※２において、補助135号線（放射６号線～埼玉県境）補助232号線（学芸大通り～補助135号線）が前期事業化予定路線に選定
平成１６年	「第三次事業化計画」※２において、補助135号線（放射６号線～練馬区画街路６号線）、補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）が優先整備路線に選定
平成２５年	補助135号線整備計画（素案）に関する大泉第二中学校保護者説明会、オープンハウスを開催
平成２８年	「大泉第二中学校の教育環境保全と都市計画道路の整備に関する今後の進め方についての説明会」を開催
	有識者委員会を設置
	「第四次事業化計画」※２において補助135号線（放射６号線～練馬区画街路第６号線）、補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）が優先整備路線に選定
平成２９年	生活再建支援制度※３の施行
令和　元年	有識者委員会による提言のとりまとめ
令和　３年	大泉学園駅南地区を再開発促進地区（２号地区）に指定

※１　補助232号線は昭和初期決定の計画「板橋区道3号線」を踏襲して都市計画決定

※２　事業化計画：都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画

※３　生活再建支援制度：当地区内の補助135、232号線の計画により、将来の生活設計等に困窮している地権者等に対し道路整備の事業化前に用地取得等を行う制度

2　当地区の現状と課題

当地区では、学芸大通りやロードふじみなどの生活道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全確保など交通環境の改善が課題となっています。これらの課題を解決し、災害時の緊急車両の円滑な通行を確保するなど、安全・安心なまちづくりを実現するためには、補助135・232号線の整備を進めていく必要があります。

補助135号線は昭和22年に、補助232号線は昭和41年に都市計画決定しました。当地区内の両路線は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、自動車交通の円滑化や高度な防災都市の実現のため、平成28～37年度（令和7年度）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）に位置付けられています。

一方、大泉第二中学校は現在の位置に昭和32年に開校しました。学校施設は築50年程度経過し、老朽化が進んでいることから、新しい教育に対応するとともに、大泉第二中学校の特徴を活かした環境づくりを目指す必要があります。

また、大泉南小学校は昭和34年に開校しました。敷地内を都市計画道路が通ることから校地の再形成や施設の再設置等が不可欠です。

こうした現状を踏まえ、当地区の課題を抜本的に解決するためには都市計画道路の整備が不可欠であり、教育環境を保全しつつ、都市計画道路と当該地区のまちづくりを進めていく必要があります。

通過交通が流入し混雑する
ロードふじみ

歩行者・自転車・自動車・バスが
錯綜する学芸大通り

細街路が多い住宅地

歴史的な庭園
（練馬区立牧野記念庭園）

図　当地区の現況

3　取組方針の構成

本取組方針は、下記２つの要素から構成します。

（1）大泉第二中学校の教育環境の保全等

これまでの教育環境や学校の伝統を守りつつ、子どもたちの学校生活に支障がないよう、望ましい教育施設機能の実現に取り組みます。

（2）都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

①都市計画道路の整備

交通や防災といった地域の課題について抜本的に解決するために、地域の骨格となる都市計画道路の整備に取り組むとともに、整備に合わせたみどりのネットワークを形成します。

②地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備にあわせて、都市計画道路沿道の適正な土地利用の誘導や住環境の保全向上と良好な街並みづくりなどのために、地域のまちづくりの推進に取り組みます。

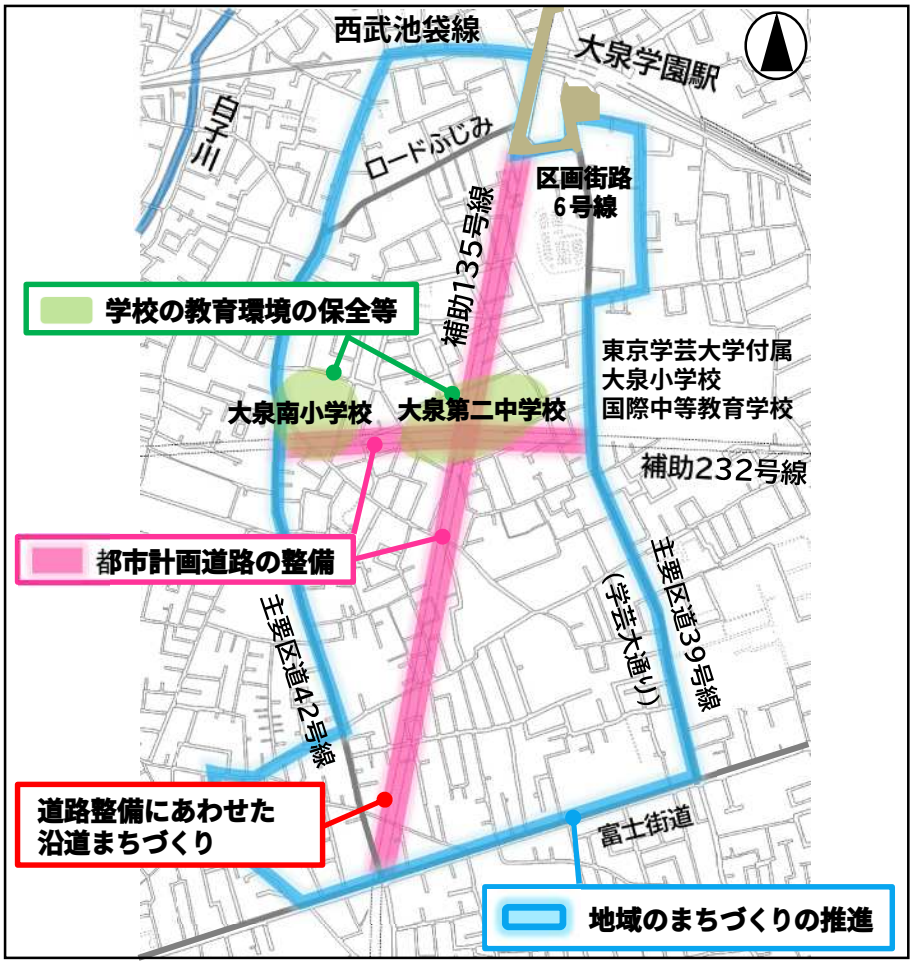

図　取組方針図

⑴ 大泉第二中学校の教育環境の保全等

① 大泉第二中学校の取組

≪取組の方向性≫

- **大泉第二中学校の特色を活かした環境づくり**
  文武両道の優れた学校の特色や伝統を活かした教育環境づくりを目指します。
- **地域コミュニティの形成**
  地域コミュニティの拠点として、地域に開かれた学校を目指し、地域に愛される学校となるよう、皆様のご意見を伺いながら施設整備に向けた検討を進めていきます。

図　都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース

■ 再建の方策

周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して大泉第二中学校を再建します。再建にあたっては、今後の学校施設に求められる機能を整備するとともに、工事中も学校生活への影響（騒音等）を最小限に抑えられるよう配慮します。

また、災害時には避難所となることも踏まえた体育館を整備します。

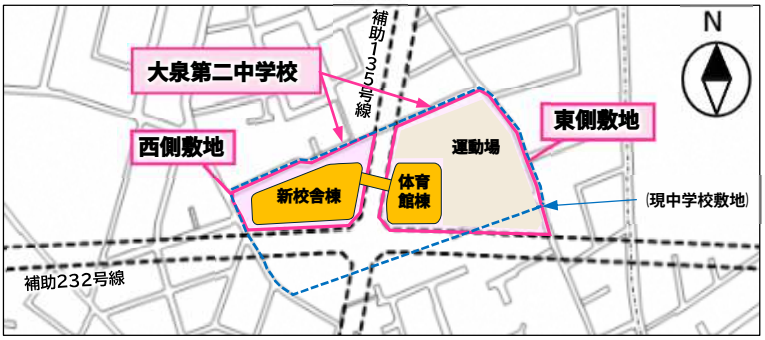

図　都市計画道路整備後の中学校配置イメージ

■ 校舎の配置に関する概要案

- 西側敷地　新校舎棟【普通教室、特別教室、管理室 等】　　地上4階建て
- 東側敷地　体育館棟【体育館、武道館、プール 等】、運動場　地下1階 地上2階建て
- 道路上空　2階部分に新校舎棟と体育館棟を行き来できる渡り廊下を設置

図　都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース

図　都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース

- 校舎は、多目的なスペースの確保や、ICT（情報通信技術）を日常的に活用できる学習環境を確保するなど、多様な教育活動に対応した施設の整備を検討します。
- 体育館は従前の２倍程度の広さを確保することにより教育環境の向上を図ります。今後、体育館棟は一般への地域開放等を含めて検討を進めます。
- 運動場は、学校施設管理実施計画で確保を目指すとされている１５０ｍトラック以上の２００ｍトラックが配置できる面積※を確保します。
- 大泉第二中学校の南に位置する用地は、第二運動場として整備し、部活動などでの活用および地域開放を検討します。

※　運動場面積は、現計画では約11,900㎡（第二運動場約4,600㎡含む）となっています。（現運動場面積約9,500㎡）

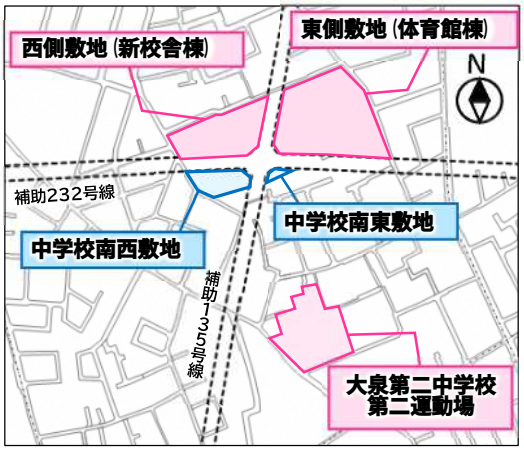

図　敷地構成イメージ図

図　大泉第二中学校第二運動場イメージパース

- 新校舎棟は、現在の運動場（西側敷地）に配置することで、仮設校舎を建てない建替計画を検討します。引っ越しの回数を減らすことで、生徒の負担軽減と工期の短縮を図ります。
- 運動場や体育館、武道場などの体育施設を東側敷地に集約することで、効率的に各体育施設が利用できるようになります。また、災害時に避難拠点として活用できるよう防災用品が確保できるスペースを設けます。
- 渡り廊下は災害時においても安全性を確保するとともに、生徒等が円滑に移動できる幅員を確保します。
- 既存の桜の木の保全に努め、樹木医による診断結果などにより、必要に応じて代替の植樹などを行います。
- 中学校南西敷地は子どもたちの健全育成や、社会状況の変化に伴う区民ニーズ等を考慮した施設などの整備を検討します。
- 中学校南東敷地の活用について、今後、ニーズ等を踏まえながら検討します。

■ これからの時代に対応した施設整備

- 生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気、遮音性等に十分配慮した施設整備
- 安全安心な学校生活を送るため、十分な防犯性を備えた施設整備
- 施設のバリアフリー化や、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの採用
- 敷地や建物の緑化を推進し、みどり豊かで潤いのある学校空間を目指し、環境教育の一環として、屋上緑化や太陽光発電の発熱量表示パネルの設置を行うなど、環境に配慮したエコスクールの整備
- 甚大な災害から生徒や教職員の人命を守るため、建物は十分な耐震性能を確保し、災害時の避難拠点を目的とした防災機能の強化

■ 練馬区内の事例紹介

▲都市計画道路に面した学校
【石神井小学校】

▲スクールラウンジ【豊玉第二中学校】

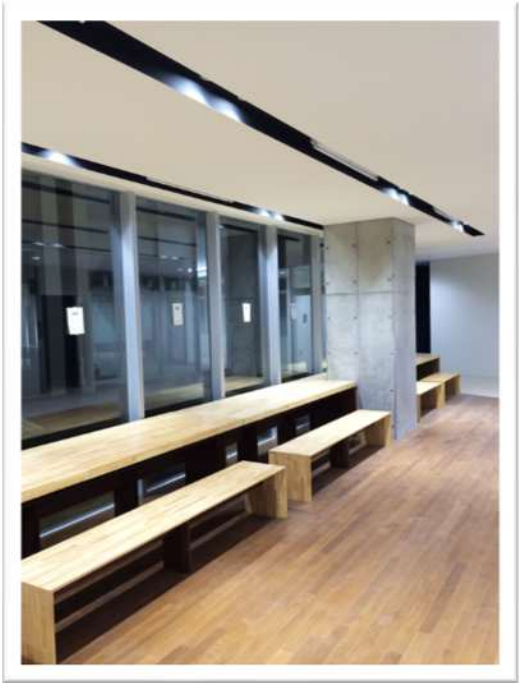

▲学年ラウンジスペース
【豊玉第二中学校】

▲ラーニングセンター【豊玉第二中学校】

▲校舎屋上　【豊玉第二中学校】

▲屋内プール【石神井東中学校】

▲体育館【石神井東中学校】

▲多目的室【下石神井小学校】

▲バリアフリートイレ【上石神井北小学校】

■ 学校の整備までの手順

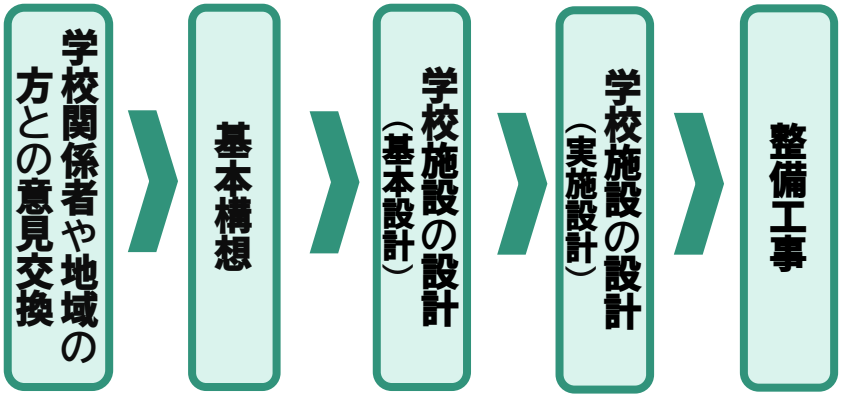

通学区域が重なる小中学校の改築において、生徒の学校生活すべてが改築工事期間とならないよう双方の工事期間を調整し、生徒の教育環境に配慮していきます。

② 大泉南小学校の取組

≪取組の方向性≫

- **校地の整形化**
  都市計画道路の整備にあわせて、既に取得している用地等を活用し、校地の整形化を図ります。

- **施設の再建築**
  都市計画道路の整備に伴い、移転が必要となるプールや植栽などについては、移設･整備を検討します。

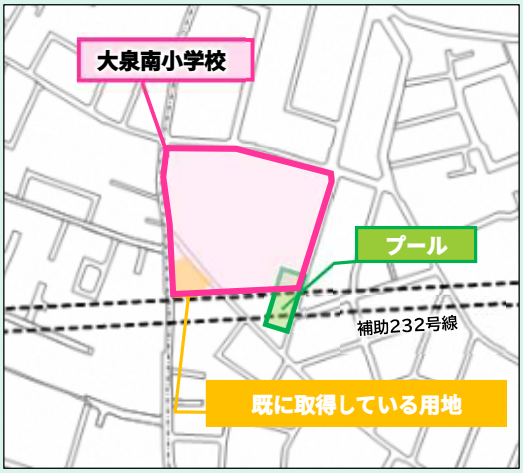

図　都市計画道路整備後の小学校敷地

(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

①　都市計画道路の整備

≪取組の方向性≫

- **交通･救護･救援活動の円滑化**
  幹線道路の整備を進め、交通混雑の緩和や緊急時における緊急車両等の通行空間の確保によって、防火、救援活動を円滑にします。
- **防災や景観に配慮した道路づくり**
  無電柱化を推進し、地区の特性にあった街路樹を植え、沿道の緑化を推進し、みどりのネットワークを形成します。
- **歩行空間の整備**
  ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全に通行できる空間を整備します。

図　グランドデザイン構想より抜粋

◆都市計画道路の概要

- 計画幅員
  補助135号線　15m
  補助232号線　16m
- 電線類の地中化による無電柱化の実施
- 街路樹、横断抑止柵の設置　等

図　補助232号線イメージパース

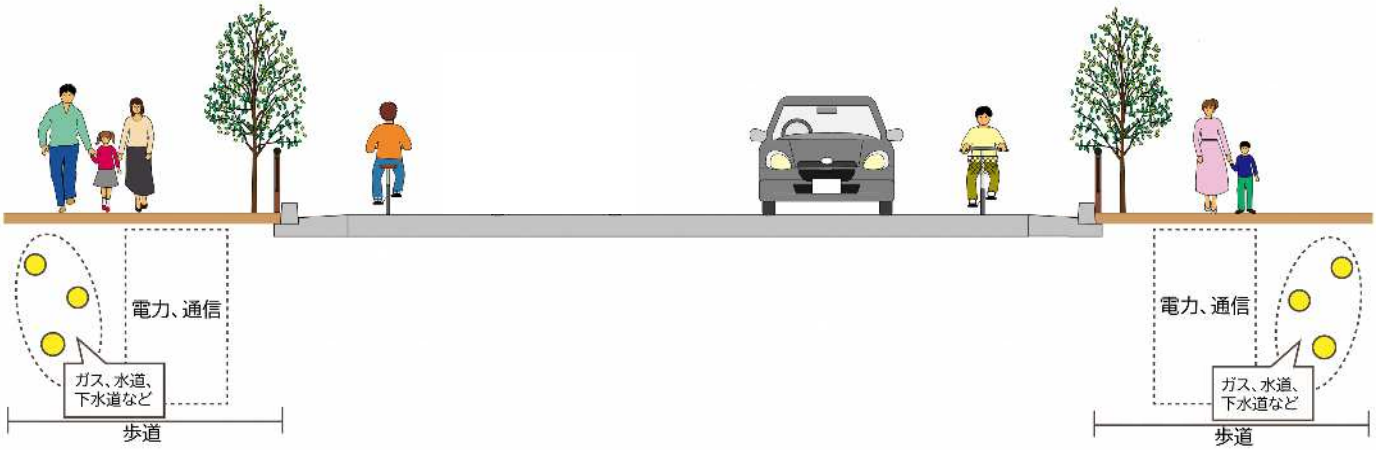

図　都市計画道路整備案（横断図）

◆都市計画道路の整備効果

当地区においては、次のような整備効果が期待できます。

あわせて、新たに大泉学園駅まで安全に歩行できる動線が生まれます。

【交通】

- **生活道路への通過交通の流入の減少**

  都市計画道路へ通過交通の転換を図り、生活道路への流入を減少させることで渋滞や交通事故の抑制を図ります。

- **歩行者などの安全確保**

  歩道と車道を分離することで、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保し地域の安全性の向上に寄与する整備を行います。

- **歩道のバリアフリー化による歩行空間の移動円滑化**

  誰もが安心して歩くことができるように、歩道のバリアフリー化を進めます。

【環境】

- **良好な都市空間の創出**

  植栽の設置などにより、道路の緑化を図り良好な環境を確保するとともに騒音などの発生抑制に取り組みます。

【防災】

- **延焼遮断帯の形成**

  補助135・232号線は延焼遮断帯に位置付けられており、沿道の建築物の不燃化とともに火災の延焼を阻止する機能を担います。

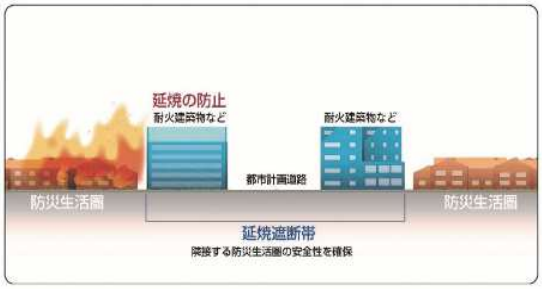

図　防災生活圏と延焼遮断帯のイメージ
防災都市づくり推進計画〈基本方針〉より抜粋

- **消防活動困難区域の改善**

  補助135・232号線を整備することにより、円滑な消防活動ができる空間を確保することで、消防活動困難区域が約43%から約15%に改善されます。

- **無電柱化による都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保**

  安全で快適な通行空間を確保するとともに、震災時の電柱の倒壊による災害時の避難や救援活動に重要な道路が塞がれることがないように、都市計画道路の整備にあわせた無電柱化を進めます。

◆整備の進め方

早期に事業効果を発揮させるために、段階的に整備を進めます。

整備区間	路線延長
補助１３５号線　北側	約４７０m
補助１３５号線　南側	約７３０m
補助２３２号線　東側	約２１０m
補助２３２号線　西側	約３００m

学芸大通りやロードふじみなどの交通状況等を踏まえ、区間毎の段階的な整備を検討します。

図　補助135・232号線の延長

◆整備の手順

現況測量 → 用地測量・基本設計 → 事業着手・用地取得 → 暫定整備 → 都市計画道路の設計（実施設計） → 都市計画道路の整備

② 地域のまちづくりの推進

≪取組の方向性≫

- 都市計画道路の沿道にふさわしいまち並みの誘導や延焼遮断帯の形成による防災性の向上を図ります。
- 住宅地では、みどり豊かで良好な住環境を保全･創出していきます。

図　グランドデザイン構想より抜粋

◆地域のまちづくりに向けて

区では、右図のエリアにおいて『**重点地区まちづくり計画※を検討する区域**』への指定を検討していきます。

また、都市計画道路沿道については延焼遮断帯の形成や建物の中層化などを誘導するため、用途地域の変更を検討します。

※ 重点地区まちづくり計画：区が、住民等および事業者と協力しながら、重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを推進するために定める計画。

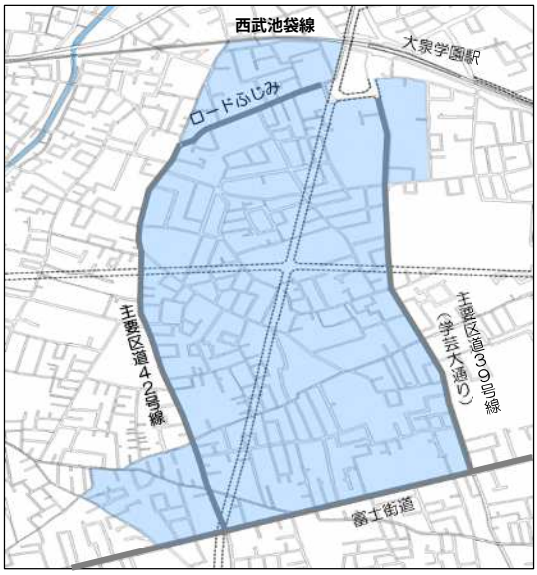

図　重点地区まちづくり計画を検討する区域（案）

今後、具体のまちづくりの検討にあたっては（仮称）まちづくり協議会を立上げ、当地区におけるまちの将来像などについて、地域の皆様とともに話し合いながら進めていきます。

（仮称）まちづくり協議会について

【構成】

地区内の町会や商店会などの代表者や公募により選ばれた方（想定）

【主な検討内容】

- まちの将来像（目指すまちのイメージ）
- 地域の特色
- 都市計画道路沿道の土地利用
- 地域住民の把握している課題

（仮称）まちづくり協議会において当地区におけるまちの将来像が取りまとまりましたら、区は重点地区まちづくり計画の策定に取り組みます。

重点地区まちづくり計画の策定後は、計画の実現に向けて地区計画等のまちづくり手法の検討を進めていきます。

◆地域ならではの魅力を活かしたまちづくりの可能性

牧野記念庭園や23区内では貴重となっている農地が存在しており、このような地域資源を活かした「**みどり豊かなまち**」や、都市計画道路の整備効果により、生活道路の通過交通が減少することで安心して歩ける空間となることが想定できることから、この空間を活かした「**安全・安心に買い物ができる商店街**」など、地域ならではの様々な魅力を生かせる可能性がある地域です。

地域のまちづくりを進めていくなかで、地域の方が集まり話合いをしていただく機会を設けていくことで、多角的な視点から地域ならではのまちの魅力を見出し、それを活かしたまちづくりのきっかけとなることが期待できます。

◆地域のまちづくりの主な手順

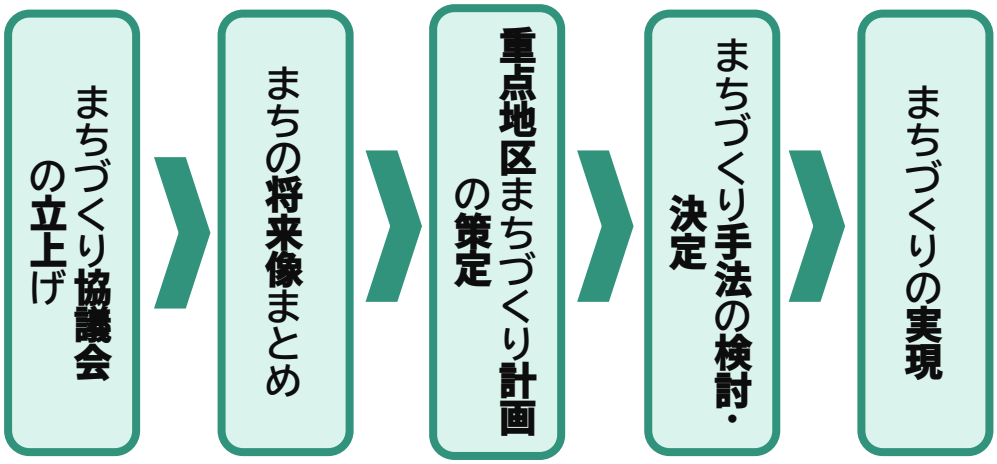

4　今後の進め方

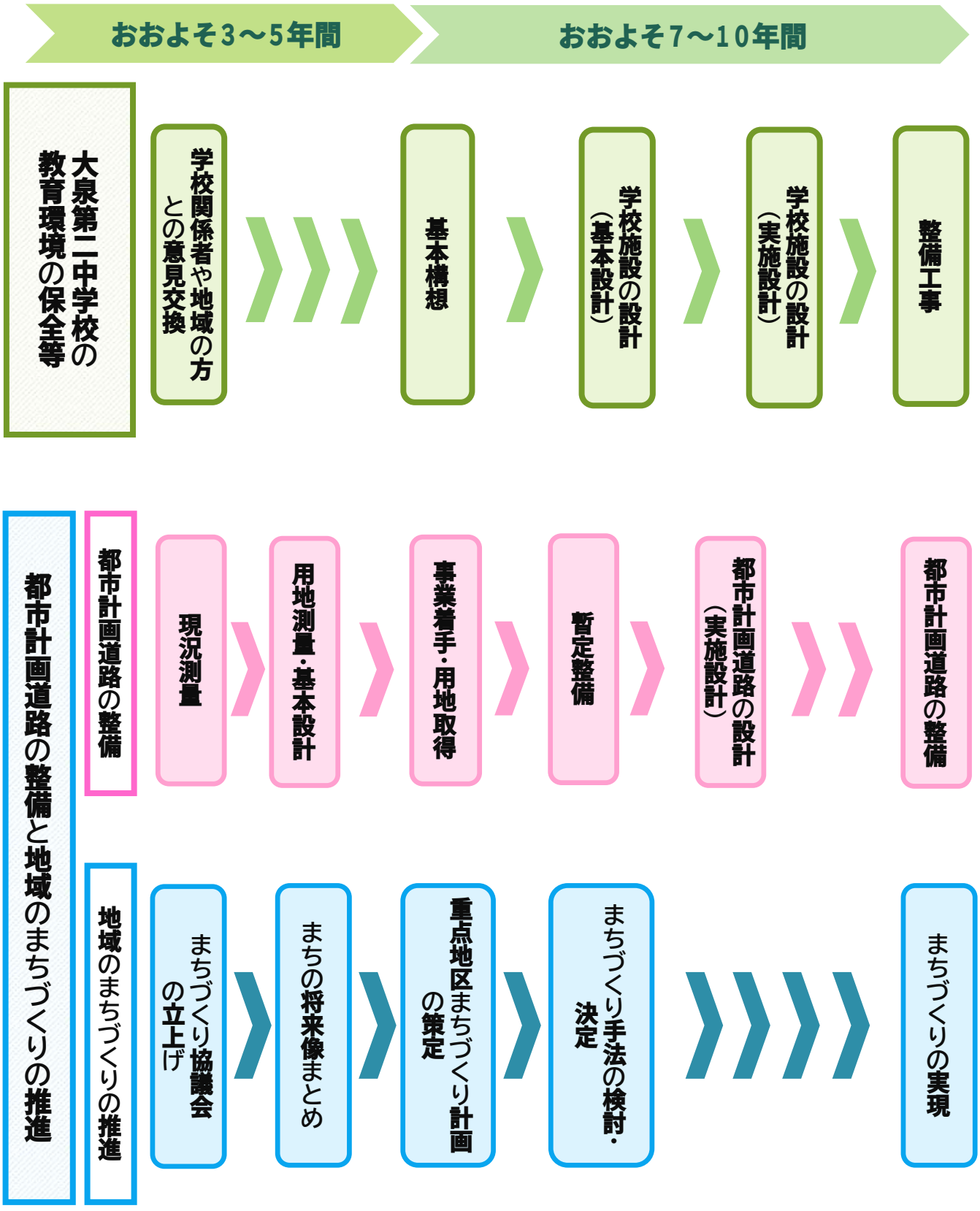

測量や事業着手前など今後も適切な時期に必要な説明会等を実施していきます。

この取組方針に関するお問い合わせは、下記までお寄せください。

【都市計画道路・まちづくりについて】

練馬区 土木部 特定道路課 まちづくり担当係
〒176－8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
TEL：03-5984-4765（直通） FAX：03-5984-1237
E-Mail：D-KEIKAKU27@city.nerima.tokyo.jp

【学校について】

練馬区 教育委員会 事務局 教育振興部 学校施設課管理係
〒176－8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
TEL：03-5984-5723（直通） FAX：03-5984-1221
E-Mail：SISETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp

資　料　9

令和７年３月13日
教育振興部光が丘図書館

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和６年12月11日（水）から令和７年１月15日（水）まで

(2) 周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ　区ホームページへの掲載

ウ　区立図書館ホームページへの掲載

エ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、区立図書館（南大泉図書館分室を除く）での閲覧

オ　区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

(3) 意見件数

127件（87名・１団体）うち子どもからの意見は89件（80名）

２　寄せられた意見の内訳　（）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
計画全体に関すること	13(11)
第１章　計画の基本的な考え方	０（０）
第２章　子ども読書活動における現状と課題	０（０）
第３章　計画の基本目標と取組の体系	０（０）
第４章　第五次計画目標指標	３（０）
第５章　子ども読書活動推進のための取組	111(78)
Ⅰ　家庭	内15(11)
Ⅱ　学校	内15(11)
Ⅲ　図書館	内75(54)
Ⅳ　地域	内６（２）

その他	0（0）
合　計	127(89)

3　寄せられた意見に対する対応状況　（）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	7（3）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	87(74)
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	13(3)
△ 事業実施等の際に検討するもの	7（1）
※ 趣旨を反映できないもの	2（0）
－ その他、上記以外のもの	11(8)
合　計	127(89)

4　寄せられた意見と区の考え

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	新規事業が多いことを評価する。ぜひ実施してほしい。 （他同意見１件）	これまでの取組を着実に継続・発展させながら、「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」の実現に向けて、新規事業に取り組みます。	○
2	「障害」の表記を「障がい」に変更してほしい。	国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく制度、施設名、法人・団体等の固有名詞については、「障害」の表記を行っていることから、練馬区では「障害」という文字を使用しています。	※
第４章　第五次計画目標指標			
3	学校図書館の貸出冊数が目標に設定されているが、児童生徒数が考慮されていないため妥当性が分からない。児童生徒一人当たりの冊数等にしないと	より分かりやすくするため、学校図書館の貸出冊数に、生徒一人当たりの貸出冊数を追記します。	◎

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
	比較できない。		
4	乳幼児への電子書籍貸出件数の目標を600件としているが、乳幼児に電子書籍を与えることについて、議論が必要だと思う。	乳幼児に電子書籍を見せる際は、保護者と一緒に利用することを想定しています。電子書籍は外出の際等の利便性が高いこと、画面の拡大等もできることから障害児の利用に際しても利点があります。保護者と一緒に使いながら、デジタル機器との上手な付き合い方を模索していくことで、電子書籍は有用なものとなりえると考えます。今後、子ども読書活動推進会議等で検討します。	△
5	中学生、高校生についての電子書籍貸出件数の目標がそれぞれ、650件、400件であるが、この年代には少なすぎるのではないか。	近隣区の図書館の紙書籍と電子書籍の貸出件数の割合から、練馬区の中高生の貸出件数の目標値を設定しました。将来的には、この目標を超えてさらに電子書籍の利用が増加するよう、コンテンツの充実に取り組みます。	－
第５章　子ども読書活動推進のための取組			
Ⅰ　家庭			
6	ブックスタートのスタッフをしている。ブックスタート配布率達成のために０歳児保育園との連携を提案する。保護者会の機会などにスタッフが出かけていくのはどうか。	ブックスタートの引換券は４か月児健診受診時に保健相談所から配布しています。保育園では配布対象となる月齢の低い乳幼児の数が少ないため、ブックスタートの周知方法としての有効性を検証する必要があります。今後の配布率向上のための参考とします。	△
7	ブックスタート事業について、入学記念、卒業記念などのタイミングでも本を配布してほしい。	子どもの年齢が上がると、関心や好みが多様化していきます。ブックスタート事業を拡充する予定はありませ	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
		んが、子どもたちがさまざまな本との触れ合いを続けられるよう、引き続き推薦図書リストの配付や、お話し会など多様な読書事業を展開していきます。	
8	ブックスタート事業について、読書活動の推進のために活動するボランティアにはボランティア保険加入費用を区で負担すべきではないか。	ボランティア保険については、ブックスタート委託料の中に保険料分を含めています。	□
9	ブックスタートについて、参加率が記載されていますが、配布率を伸ばす方法を考えた方がよい。	参加率ではなく、配布率を目標指標に変更します。ご家庭の事情により会への参加が困難な方もいます。参加ができない場合も、本の配布をしていますので、時間外対応についても周知します。	◎
Ⅱ　学校			
10	学校図書館にある端末から区立図書館の蔵書の検索ができればいいと思う。学校の図書館の端末から予約はできなくても、探したい本の所在が分かれば、子どもたちが最寄りの区立図書館に行くきっかけにもなると思う。	学校図書館の端末から区立図書館の蔵書を検索することはできませんが、インターネット環境があれば、タブレットパソコン等から区立図書館ホームページで在架状況を調べることができます。	○
11	学校で朝読書に取り組んでいることは知っているが、その結果、どんな本を読んでいるか、何冊くらい読めているのか、フィードバックもないため「やりっぱなし」に感じる。	朝読書の実施状況については、２年に１回実施している東京都子供読書状況調査で把握に努めているところです。実施の有無や、１か月の読書冊数は図書館ホームページで公開している練馬区子ども読書活動推進会議資料でご覧になれます。	□
12	子どもへの普及啓発ばかりに注目しているように思うが、そもそも親や先生は読書しているのか。いくら周囲で	読書活動の啓発に関しては子どもだけでなく保護者等への働きかけも重要だと捉えています。保護者に対し	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
	「読書は大切」等と訴えたところで「自分の親だって読んでないし」「先生から本を紹介されたこともないし本の話を聞いたこともない」では空回りでは。親や先生への啓発も同じように着目すべきではないか。	ては、家庭向けのよみきかせ講習会の実施や、学校図書館だより等による啓発などを行います。	
13	令和７年度からの「学校司書の配置」について、この「配置」は区の直接雇用の配置と考えてよいか。	学校司書については、現在の「委託」から「派遣」に雇用形態が変わりますが、区の直接雇用ではありません。	－
Ⅲ　図書館			
14	古い本の買替えがされていると思うが、まだ出版年が古く図書が傷んでいる本が見受けられるので、更なる確認と買替えをお願いしたい。もっとも、出版年が古いからといっても、今なお読むに堪える名作もあることを付記しておく。	傷みのある資料については、除籍を検討し、買替え等適切に蔵書の更新を行います。	□
15	子どもだけが落ち着いて座って本を読めるスペースや気兼ねなく読み聞かせができる親子のスペースを各図書館に増やして欲しい。静かにさせなくてはいけないと思って図書館に子どもを連れて行くのを躊躇ってしまう。 大人が机椅子を占領していることが多いため、子ども専用の机と椅子を増やしてほしい。	児童コーナーでは読み聞かせをしていただくことが可能です。今後、改修工事の際に順次児童コーナーの充実を図っていきます。また、会話可能な時間・場所を設定して子ども連れの保護者が気兼ねなく図書館を利用できる環境をつくります。	○
16	他区と比べてキャラクターものの絵本が少ない（ディズニーやあんぱんまんなど）。興味のない子どもでも少し砕けた内容の絵本であれば読んでくれるかもしれない。種類を増やしてほしい。	人気のある絵本は所蔵していても、貸出し中で在架していないこともあります。読書の導入に適したやさしい内容の資料も含め、蔵書の充実を図ります。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
17	きちんとチェックしてくれて本を綺麗に保てるのはとてもありがたいが、他区に比べて破損のチェックがとても厳しい。返す時にチェックのためかなりの時間を取られてしまう。また乳幼児はどんなに気をつけていても破損してしまうこともある。本当に少しの折れでも細かく指摘され、とても心苦しかった。ボードブックを増やす等工夫してもらえるとありがたい。また、子ども向けの本は少しチェックを緩くしてもらえると嬉しい。	返却された資料がつぎの利用者へ提供可能かどうかや、本のページに挟まれた忘れ物がないか等を確認するため、お時間をいただいています。 児童書については、破れやすいページを事前に補強しておくほか、汚破損時の対応についても今後検討します。	△
18	布の絵本は他区にはなく、とてもありがたい。優しいデザインで、遊べるものもあり、子どももとても気に入っている。今後も継続してもらえると嬉しい。	練馬区では布の絵本の収集を始めて令和６年に40周年を迎え、1,302点を所蔵しています。引き続き布の絵本の収集と、制作ボランティアの育成を行います。	○
19	貧困世帯向けに資格試験用の本や参考書もあるとありがたい。	図書館では、各種資格試験の参考書を所蔵しています。所蔵に関しては図書館ホームページで確認するか、直接図書館までご相談ください。 また、低所得世帯等向けの学習支援の場では、利用者の需要に沿った資料を団体貸出するなど、支援を行います。	○
20	子ども向けのイベントを今後もたくさんやって欲しい。工作や講座、手遊びや読み聞かせはとても嬉しい。乳幼児、幼児、小学生低学年、小学生高学年と年齢別にイベントがあると参加しやすい。	図書館では、子どもの発達段階に合わせて、おはなし会や読み聞かせをはじめとした読書事業を実施しています。今後も開催時刻や内容の見直しを適宜行いながら、事業のさらなる充実を図ります。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
21	老朽化した図書館も多いので、トイレ等設備を新しくして過ごしやすい環境を整えてもらいたい。	設備の更新は、施設の改修工事の際に順次進めていきます。引き続き、利用者が気持ちよく過ごせるよう環境を整えます。	□
22	不審者が出ることもあるので、児童コーナーだけでも見守りや防犯カメラがあると安心できる。	館内には必要最少限の防犯カメラを設置しています。再整備を予定している貫井図書館では、児童コーナーの職員が館内を見回りながら、利用者の本探しの手伝いなどを行うことを検討しています。他館においても、相談を待つのではなく、お困りの方には声がけをするなどしてカウンター業務等の充実に努めます。	□
23	子どもが本を探したりする時に児童コーナーの職員に声をかけにくい。エプロンに「声をかけてね」と名札を付ける等工夫が必要だ。		○
24	子どもが乳幼児の間は重い本を持ち運ぶことが大変なので、郵送で返却等ができるようになると嬉しい。	貸出資料の郵送での返却は可能ですが、送料は利用者のご負担となります。配送中に汚破損が生じる恐れもあることから、お近くの図書館や受取窓口のご利用をお勧めします。	－
25	ホームページを新しくして、もっと子どもの年齢別の本の紹介やイベントの告知など分かりやすく見やすく使いやすくしてほしい。子ども向けサイトが充実するとよい。	令和７年１月に図書館ホームページをリニューアルしました。必要な情報にアクセスできるよう、見やすいホームページの作成に努めます。	○
26	子ども向けの映画上映やＤＶＤが視聴できるブースがあると嬉しい。	子ども向け映画の上映会は一部の館で実施しています。視聴ブースの新設については、館内の閲覧席に限りがあることから、現状は予定していません。	△
27	「今図書館にこの本があるか」を調べられる機械を光が丘図書館だけでなく他の図書館にも増やしてほしい。	本の在架状況を確認できる図書館情報システムは図書館・受取窓口（高野台を除く）に配備しています。また、インターネット環境があれば、図書館	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
		ホームページから在架状況を調べられます。	
28	図書館が、いじめや貧困等で行き場のない子どもにとっての居場所や見守り（虐待の早期発見）になれるような場所であってほしい。	居場所を必要とする多様な子どもが安心して過ごせる図書館となるよう、関係施設や利用者の意見を聞き取りながらよりよい環境を整えます。	○
29	スクールカウンセラーの仕事をしている立場から意見する。 読み書きに困難があって自分の力では読書活動に取り組めない児童に読書の楽しみを届ける活動を強化してほしい。電子化にも取り組まれるとのことだが肉声で届けることに心理的支援にもつながると思う。	読み書きが困難な方には、リーディングトラッカーの貸出しや対面朗読のサービスを行っています。また、令和６年度には石神井図書館他３館でディスレクシア講演会を実施しているほか、パネル展示を行うなど理解醸成に関するイベントも実施しています。配慮の必要な方への読書活動支援に今後も努めます。	□
30	電子図書館サービスが始まることで、読みたい本、人気の本を予約待ちせずに見られるようになれば、読書への満足度は高くなると思う。 紙の本も利用しつつ、読書が充実するのではないかと思います。	一部のコンテンツを除き、電子書籍も紙資料と同様に１人の方が借りている場合は貸出しは出来ず、予約してお待ちいただくことになります。多様なニーズに対応するため電子書籍コンテンツの充実化を図りながら、従来の図書館資料の収集を進めます。	○
31	子どもの読書という時、親子読書とか、読み聞かせなどの発展に力を注いできた成果がある反面、自らのアイデンティティを探し求める10代の子どもたち（青年層）に対する①図書資料、②音声資料や③居場所がいずれも不足している。	10代の子どもたちに対する各種資料の充実と、居場所機能の強化については、今回の計画でも重点的に取り組むべき内容と捉えています。 リーディングプロジェクトとして、電子図書館サービスの充実、放課後の中高生に向けた図書館での会話可能な時間場所の設定、地域施設における居場所支援事業との連携などを進めます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
32	外国人の子どもたちで日本語取得に関心のある人や日本語学習が必要な人には、図書館が学習する場と資料を提供するよう望みます。同化政策でないので、あくまで望んでいる人を対象にしてもらいたい。	図書館では、日本語学習用の絵本や参考書を収集して、日本語習得の支援を検討します。また、こども日本語教室の希望を聞き取りながら、必要に応じて、学習場所や資料の提供を行います。	△
33	区内施設で、日本語教室をする人にも資料の団体貸出制度が利用できるとよい。	日本語教室への団体貸出は可能ですので、希望を聞き取りながら連携します。	□
34	18歳までの子どもの数は人口の15%弱、外国の子どもはまだ１%程度であるが、今後増えていくだろうから、お互いの文化の交流を目指して、外国語でのおはなし会を定期的に行うべきだ。	外国語を用いた事業については、今回の計画から新たに目標指標に設定しており、いっそうの充実を図ります。	○
Ⅳ　地域			
35	男女共同参画センターの図書・資料室を、練馬区立図書館のシステムに組み入れてくれると、もっと利用しやすくなる。区立図書館分室扱いにすることを提案する。	男女共同参画センターの図書・資料室の取扱いについては、次期図書館システム導入時に検討します。	△
36	外国語の蔵書を増やす取組を盛り込んでほしい。	外国語の蔵書の収集についても取り組むことを追記します。	◎
37	図書館以外で研修を受けた読み聞かせボランティアにも、定期的なフォローアップ研修の実施と、ボランティア同士の交流の場を設けてほしい。	図書館の養成講習会を受講していない読み聞かせボランティアについては、希望者にボランティアフォロー講習会への参加を案内し、講習会後に交流会の実施を検討する旨を追記します。	◎

5　子どもからの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	読書をしている人が減っているなかで、様々な取組をしていてよいと思う。私は読書が苦手だけど、少しでもたくさんの本を読んで協力したい。 （ほか同じ意見９件）	読書により知識や表現力を身につけることは、すべての学びの土台となります。みなさんに本を読む楽しさを知ってもらうために、図書館や学校、地域の施設で様々な取組をしています。小中学校や図書館では本を読んでクイズに答えるイベント「本の探検ラリー」や、図書館内を探検しながらクイズを解く「図書館たんけんたい」等を行っています。色々なイベントを通して図書館のことや読書の楽しさについて知ってもらえるよう、ポスターやチラシも活用します。	○
2	読書を好きになることは、子どもの学力などにも直結するのでとてもよいと思う。		○
3	もっとみんなが読書を好きになるために、ポスターやチラシ、クイズを作るとよい。		○
第５章　子ども読書活動推進のための取組			
Ⅰ　家庭			
4	学校だけでなく、家でも読書ができるような取組は大切だ。	家庭での読書に取り組んでもらうため、家読ノートや推薦図書リストを配布します。また、図書館に行かなくても読書ができるように、令和７年１月から電子図書館サービスを始めました。「ねりま電子図書館」では、書名や作家で探せるほか、読みたい本を見つけやすくするため、各年代へのおすすめ本を紹介しています。	○
5	家読は、家族みんなで楽しく読書できるからやってみたい。		○
6	電子図書館なら読みたいときにすぐ読めてよいと思う。読みたい本を探しやすくなるといい。		○
Ⅱ　学校			
7	タブレットなどの電子機器を使うことによって手軽に読書することができるのでよいと思った。 そして毎日読むことによって国語の	令和７年度までに、学校内のネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化します。これに合わせて、区立小中学生に「ねりま電子図書館」	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
	読み取る力などがつくのでよい取組だと思う。 （ほか同じ意見15件）	を利用できるアカウントをお渡しします。これからコンテンツを増やしていくのでたくさん読んでください。	
8	電子図書館をわざわざ調べなくてもすぐに開けるようにしてほしい。	みなさんのタブレットパソコンではブックマークから入ることができますので、学校でも電子書籍をたくさんご利用ください。この取組を伝わりやすくするため、計画の文章に追記します。	◎
9	朝読書の時間に本当にタブレットを使うことが許可してもらえるのかが不安だ。教育委員会として通知してほしい。	タブレットパソコンの利用方法については学校ごとに決まりがあります。朝読書でタブレットパソコンを利用したいときは、先生に相談してみてください。	○
10	図書の授業を増やしてほしい。	学校では、国語の時間を中心に学校図書館を活用した読書の時間を設けていますが、国語の時間では、書いたり、話し合ったりするなど様々な学習をすることが大切です。 これから、学校図書館だけでなく、電子書籍も利用できるようになるので、授業の時間だけでなく、家庭をはじめ休み時間などでも、時間を見つけて読書を進めてください。	□
11	学校の図書室を大きくしたりして、学校で読める本の数を増やしてほしい。 （ほか同じ意見２件）	学校図書館（図書室）を大きくすることは簡単にはできませんが、図書室の本は買替えを進めて、読みたくなる本を増やしていきます。図書室に置いてほしい本がありましたら、学校司書の先生や図書委員に相談してみてください。	○
12	図書室に人気のシリーズものの本をもっと置いてほしい。 （ほか同じ意見４件）		○
Ⅲ 図書館			
13	図書館でしゃべれる場所を作るのは	静かに本を読んだり、友達と楽し	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
	とても賛成だが、迷惑に感じてしまう方もいると思うのでスペースをしっかりと分けるとよい。	区では、図書館で勉強したり、本の感想を伝えあったりするなど、図書館ではいろいろな過ごし方があります。会話のできる時間や場所のルールを決めて、みなさんが居心地よく過ごせる図書館にします。	
14	図書館で友達と一緒に勉強したり、しゃべったりすることはとても楽しそうだ。ぜひ、取り組んでほしい。		○
15	友達と本の感想を共有することができたり、赤ちゃんが泣いてしまっても気にしないでよいからしゃべれる図書館という取組に賛成する。 （ほか同じ意見22件）		○
16	図書館の広さ、本の種類から考えて今の時点でもかなり充実している。	「東京都公立図書館調査（６年度）」によると、練馬区立図書館の図書館資料の貸出点数および、個人予約点数は23区内第１位です。また、所蔵する図書総数は23区内で第３位と充実しています。 みなさんにとって図書館がさらに使いやすくなり、身近に感じてもらえるよう、引き続き取り組みます。	―
17	南田中図書館は、本がきれいに並んでいて読みたい本が探しやすい。 （ほか同じ意見６件）		―
18	図書館に、車椅子に乗っている人のためにスロープや、車椅子利用者専用の棚などをつけてはどうか。	改修工事の際に、館内のバリアフリー化を進めていきます。希望の本で手が届かないものは職員がお手伝いしますので、お気軽に声をかけてください。 図書館のバリアフリー化をはじめ、表示をいろんな国の言葉で書いたり、やさしい日本語を用いるなど、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。	○
19	障害がある子や日本語が話せない子などもみんなが楽しめる図書館があったらいいと思う。		○
20	もっと外国との交流を増やして外国の文化や出来事を知れるものを	外国語のおはなし会など、いろいろな国との交流とお互いの理解を深	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
	作ったらいいと思う。	めるイベントや展示を充実させます。	
21	借りたい本が重なってもいいように、２冊ずつあるといい。	予約件数の多い本は２冊以上購入するなど対応しています。より多くの方に満足してもらえるよう蔵書を充実させていきます。	□
22	図書館にたくさんの本をおいてほしい。（ほか同じ意見２件）		○
23	学習できるスペースを設けたり、調べものができるパソコンやタブレットを用意するなど図書館にもっといろいろな機能を取り入れてほしい。	区立図書館には、インターネットを使って調べ物ができるパソコンを置いています。 また、光が丘図書館・練馬図書館・関町図書館には、８種類のオンラインデータベースを見られる専用パソコンを設置しています。 関町図書館にはグループ学習室があります。平和台図書館や春日町図書館などでもグループ学習用に会議室を開放しています。 館内貸出用タブレットの配備については、これから考えていきます。	□
24	来館者を増やすために、図書館に本に関係あるおもちゃを設置してはどうか。	図書館に本に関係するおもちゃが置いてあると楽しそうです。安全に管理できて、紛失・破損のしにくいものであれば置くことができるかもしれません。図書館に興味を持ってもらえるよう、色々な工夫をしていきます。	△
25	図書館で図書カードがないと本が借りられないのではなくて携帯で本が借りられるようにしてほしい。（ほか同じ意見１件）	令和７年１月から、スマートフォンなどでデジタル利用カードを表示できるようになりました。その画面で貸出しができます。みなさんに取組がより伝わるように計画の文章に	◎

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
		追記します。	
26	電子書籍で読めるようになると図書館に行かなくても本が読めたり、図書館と違って誰かが本を借りていて好きな本を借りられなくなることがなかったりしてよいと思う。	令和７年１月から電子書籍貸出サービスを開始しました。みんなで同時に見られる一部のコンテンツを除き、電子書籍も１人の方が借りていたら貸出しは出来ず、予約してお待ちいただくことになります。	○
Ⅳ　地域			
27	図書館が学校よりも遠くて、イベントをしている時に行きたくても気軽に行くことができない。もっと近くにあるといい。図書館が移動してきてくれるといい。 （ほか同じ意見１件）	新しく図書館をつくることはできませんが、学校や家などでもタブレットパソコンを使って本が読めるように電子書籍の購入を進めます。 また、みなさんが通いなれた場所で本に親しむことができるよう、図書館から保育園や児童館、子育ての広場等の子どもの施設や福祉施設、公園などに出向いておはなし会や紙芝居などをしています。今後、地域でのイベントをさらに増やしていきますので、ぜひご参加ください。	○

資　料 10	1

令 和 7 年 3 月 13 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（案）について

1　素案から案への主な変更点

（※）備考欄の凡例
「◎」：　区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第４章　第五次計画目標指標				
1	32	ブックスタート事業の参加率	配布率に変更しました。	◎
2	32	学校図書館の貸出冊数（小学校）	児童一人当たりの貸出冊数を併記しました。	◎
3	32	学校図書館の貸出冊数（中学校）	生徒一人当たりの貸出冊数を併記しました。	◎
4	33	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数	目標値を変更しました。	－
第５章　子ども読書活動推進のための取組				
Ⅱ　学校				
5	45	2　小中学校における読書指導の充実 (1) 電子書籍の授業での利活用	「ねりま電子図書館」と区立図書館の「こどものページ・青少年のページ」をタブレットパソコンのブックマークに登録し、アクセスしやすくしたことを追記しました。	◎
Ⅲ　図書館				
6	51	1　子どもに身近な読書環境の整備 (3) 図書館ホームページの充実	利用カードが手元になくても、スマートフォン等で「デジタル利用カード」を提示すれば貸出しができるようになったことを追記しました。	◎
Ⅳ　地域				
7	63	2　多様な子どもへの支援 (3)日本語を母語としない子どもの	外国語資料の収集について追記しました。	◎

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考(※)
		読書活動の支援		
8	65	3　関係機関との連携・取組の推進 (4)読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業	図書館以外で研修を受けた読み聞かせボランティアについても、ボランティアフォロー講習会を案内し、ボランティア同士の交流の場を持つことを検討する旨を追記しました。	◎

2　練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（案）について

別添のとおり

資　料 10	2

読書で築く
ねりまの子どもたちの未来

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）〈案〉

令和７年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

令和７年（2025 年）３月

練馬区教育委員会

目次

第１章　計画の基本的な考え方 3
1　子どもの読書活動の意義 4
2　計画の位置づけ 5
3　計画の期間 5
4　計画の対象となる子どもの年齢 5
5　計画の推進体制 6

第２章　子ども読書活動における現状と課題 7
1　区を取り巻く状況 8
2　これまでの区の取組状況 12
3　子どもの読書に関するアンケート 20

第３章　計画の基本目標と取組の体系 27

第４章　第五次計画目標指標 31

第５章　子どもの読書活動推進のための取組 35

Ⅰ　家庭 38
1　ブックスタート事業の充実 38
2　家読（うちどく）の推進 39
3　家庭読書に適した資料の充実 41

Ⅱ　学校 43
1　学校図書館の充実 44
2　小中学校における読書指導の充実 45
3　高校生年代への読書活動の啓発 47

Ⅲ　図書館.....50
1　子どもに身近な読書環境の整備.....50
2　読書活動への関心を高める事業の充実.....52
3　中高生年代の読書活動の推進.....54
4　読書活動に関わる人材の技能向上.....56
5　多様な子どもの読書活動の推進.....56
6　子どもに寄り添った図書館づくりの推進.....59

Ⅳ　地域.....61
1　地域施設での読書活動の推進.....61
2　多様な子どもへの支援.....63
3　関係機関との連携・取組の推進.....64
4　読書活動推進の基盤づくり.....66

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目　担当課一覧表.....67
＜用語説明＞.....71
資　料　編.....76
資料１　提言
資料２　練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の策定経過
資料３　子どもの読書活動の推進に関する法律
資料４　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
資料５　こども基本法
資料６　練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱
資料７　第 11・12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿
資料８　練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱
資料９　練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿
資料 10　子どもの読書に関するアンケートの集計結果について
資料 11　読書に関するアンケート（小学５年生版）

第１章

計画の基本的な考え方

１　子どもの読書活動の意義

２　計画の位置づけ

３　計画の期間

４　計画の対象となる子どもの年齢

５　計画の推進体制

1　子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第２条より）

子どもたちは読書を通じて多くの知識を得て、彩りにあふれる豊沃たる世界に触れ、自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢を獲得することができます。読書により養われる豊かな語彙や自分らしい表現力は、学びの基礎を築きます。また、読書そのものの楽しさを感じ、満足感、達成感を味わうことは、生涯にわたる学びの喜びや、夢や目標のある、充実した人生の礎となります。

子どもは、乳幼児期に保護者からの読み聞かせを通じて、同一のものにまなざしを向け、認識や感情を共有することで言語を学び、保護者との深い信頼関係を築きます。この経験が、快い本との出会いとなり、読書の楽しみを知る重要な第一歩となります。

小学生になると、文字を覚え、次第に一人でも本を読めるようになります。中学年、高学年になるにつれ、想像力や集中力も鍛えられ、好みや目的に応じた本を選んで長い文章にも取り組めるようになってきます。この時期に豊かな読書体験を得ることで、読書が生活の楽しみとなり、その後の人格形成にも影響を与えます。

中学生・高校生などの青少年期になると、思考や態度は抽象的、論理的になり、自我同一性が確立されるといわれます。興味・関心は多様な広がりを持ち、読書においても幅広い需要に応えられるような多様なサービスを提供したり、関心ある分野への理解の深化を支えられるよう、読書環境を整備していく必要があります。

また、支援を要する子どもに対しては、誰ひとり取り残すことなく、読書の楽しみに触れて、情操を育み、多様な特性に応じて子どもの可能性を引き出すことが重要です。

それぞれの年代の子どもに応じた支援を行い、子どもたちが読書に喜びを覚え、魅力あるさまざまな本との出会いや心躍る読書体験のきっかけを提供できるよう、家庭・学校・図書館・地域が緊密に連携をとり、子どもの読書活動を推進することが必要です。

2　計画の位置づけ

本計画は、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものであり、「練馬区教育・子育て大綱」、「練馬区教育振興基本計画」、「これからの図書館構想」その他関連する計画との整合を図り、策定しています。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第２項の規定に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」および東京都の策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、区における子どもの読書活動の状況等を考慮して策定しています。

本計画による各取組を実現するための事業については、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。

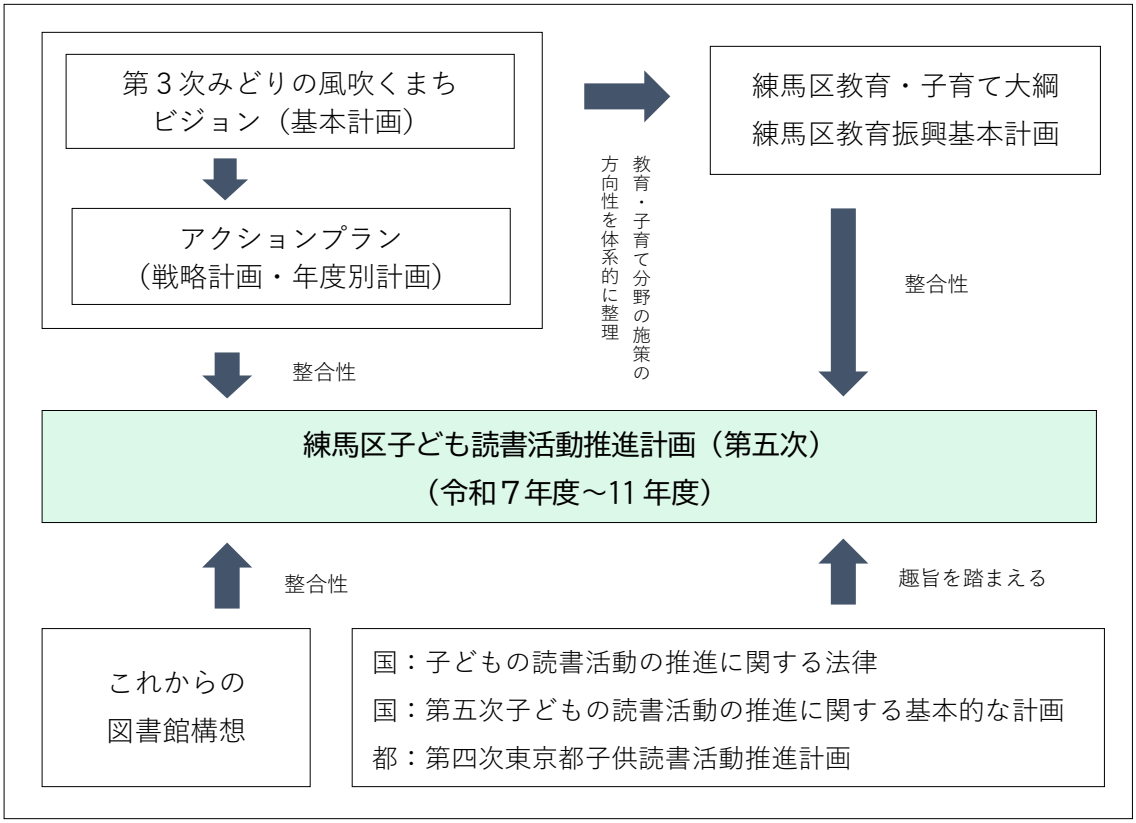

3　計画の期間

令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

4　計画の対象となる子どもの年齢

０歳から概ね 18 歳までを対象とします。

5　計画の推進体制

計画を着実に推進していくため、学識経験者、図書館関係団体、公募区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」を常設し、個別事業の取組状況や実態について意見交換を行い、問題点や課題を検証します。

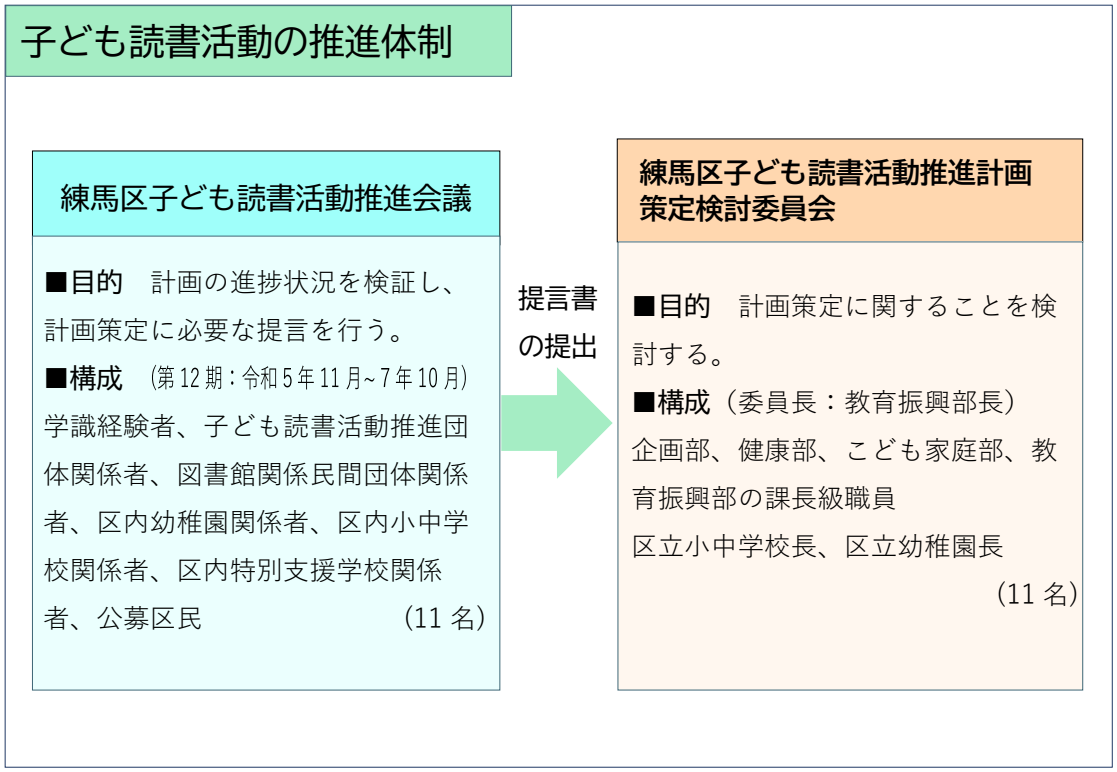

第２章

子ども読書活動における現状と課題

１　区を取り巻く状況

２　これまでの区の取組状況

３　子どもの読書に関するアンケート

1　区を取り巻く状況

⑴　国の動き

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が公布・施行されました。子どもの読書活動に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

国は、推進法を受け、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定しました。その後、おおむね 5 年ごとに計画を策定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

読書バリアフリー法の交付・施行

令和元年 6 月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」が定められ、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備について総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

学習指導要領の改訂

学習指導要領等が改訂・告示され、小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から全面実施され、高等学校においては令和 4 年度から年次進行で実施されています。言語活動の充実および学校図書館を利用した児童生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実について規定され、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）の策定

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの読書活動を推進する様々な取り組みにも影響がありました。

こうした諸情勢を踏まえて、国は令和 5 年 3 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）を策定しました。計画では、これまでも課題であった不読率※1 の低減に加え、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進

※は、p.71〈用語説明〉参照

といった、新たな方針が取り入れられました。

⑵　東京都の動き

東京都は、推進法に基づき平成 15 年 3 月、「東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。その後、第二次、第三次計画を経て、令和 3 年 3 月、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。第四次計画では、新学習指導要領を踏まえて「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指しているほか、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」「読書の質の向上」などが掲げられています。また、区市町村での計画策定について規定し、「子供の読書活動を推進していく上で、さらに実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取り組みを示すことが大切です」としています。

⑶　練馬区の動き

練馬区子ども読書活動推進計画の策定

区では、平成 16 年 3 月に「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」を策定以来、関係団体等と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

平成 16 年 3 月　「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」
平成 21 年 3 月　「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（平成 21 年度～25 年度）」
平成 26 年 3 月　「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（改訂版）」
※計画期間を一年間延長
平成 27 年 9 月　「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）（平成 27 年度～31 年度）」
令和 2 年 3 月　「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）（令和 2 年度～6 年度）」

「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次計画」という。）では、子どもが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備の推進を目標とし、総合的・計画的に事業を展開しました。

教育現場を取り巻く動き

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、大綱を策定することと定められました。区では、平成 28 年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、さらに令和 3 年 3 月大綱を改定しました。大綱では、教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

令和元年 11 月に策定された、「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改訂版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。

令和 4 年 3 月、「練馬区教育振興基本計画　令和 4 年度（2022 年度）～ 8 年度（2026 年度）」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ること」を目標としました。

これからの図書館構想の策定

令和 4 年 11 月、「これからの図書館構想」を策定しました。構想では、これからの図書館の理念やおおむね 10 年後の将来像、その実現に向けたコンセプトを示しました。

「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」を理念に掲げ、「世界の情報、知を届ける」「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」「交流が生まれ、新たな知が創造される」「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の 4 つを目指す将来像として描きました。知識を集積し、発信することで、地域の知の基盤となり、グランドデザイン構想が描く成熟都市ねりまの実現の一翼を担います。

その中では、図書館と人をつなげるアウトリーチの強化や、地域とのつながりの創出、デジタルを活用したサービスの提供等の取り組みが盛り込まれています。

第３次みどりの風吹くまちビジョンの策定

区は、平成 30 年６月に、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の３つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、区が目指す将来像を区民の皆様と共有しました。グランドデザイン構想の実現に向けて、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、令和６年３月に「第３次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。リーディングプロジェクトとして「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」を掲げ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設とすることを定めました。また、区立図書館の利便性を高めるため、電子図書館サービスの導入、利用カードのデジタル化、全児童生徒へ配備されたタブレットパソコンを使った読書活動の推進等について取り組んでいくことを示しました。

2　これまでの区の取組状況

⑴　第四次計画期間における取組および目標指標の達成状況

第四次計画では、第三次計画の取組体系を継承し、発達段階に応じた「乳幼児の読書活動の推進」「小中学生の読書活動の推進」「高校年代の読書活動の推進」「支援を必要とする子どもの読書活動の推進」および「読書活動推進の基盤づくり」の５つの目標を定め、各種取組に対する目標指標を定めて推進してきました。

第四次計画目標指標の達成状況

目標名	指　標	実　績					目　標
		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
目標一 乳幼児の読書活動の推進	ブックスタート事業の参加率（%）	56.3	40.1	43.1	52.7	55.3	80
	区立図書館による乳幼児への貸出冊数（冊）	521,106	472,536	594,730	540,142	494,809	550,000
	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,012	652	672	1,029	1,071	1,500
	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	18,464	6,731	6,403	9,799	11,815	33,500
目標二 小中学生の読書活動の推進	小学生の読書率（%） ※２年に１度調査	97.6	—	—	96.3	—	100
	中学生の読書率（%） ※２年に１度調査	90.5	—	—	85.4	—	100
目標二 小中学生の読書活動の推進	読書活動推進のための指導計画作成割合（小学校）（%）※２年に１度調査	78.5	—	—	100	—	100
	読書活動推進のための指導計画作成割合（中学校）（%）※２年に１度調査	66.7	—	—	100	—	100
	学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊）	—	—	1,188,796	1,261,196	1,212,150	３年度より増加
	学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊）	—	—	52,113	35,028	42,060	３年度より増加

目標名	指　標	実　績					目　標
		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標二 小中学生の読書活動の推進	区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	152,078	118,228	114,715	113,190	104,756	160,000
	本の探検ラリーの実施校数（校）	54	17	28	32	41	65
	区立図書館による小学生への貸出冊数（冊）	834,063	654,645	831,602	810,279	767,874	850,000
	区立図書館による中学生への貸出冊数（冊）	147,305	116,578	134,040	124,875	116,137	160,000
目標三 高校年代の読書活動の推進	区立図書館による高校年代への貸出冊数（冊）	79,554	67,057	72,637	62,953	53,760	100,000
	区内都立高校生徒の読書率（%）※2年に1度調査	56.8	―	ー	54.5	―	74
目標四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	障害等に配慮した資料の点数（点）	22,295	22,198	23,411	20,550	20,776	22,900
	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	1,792	1,215	1,211	1,377	2,831	2,100
目標五 読書活動推進の基盤づくり	区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,515	1,038	884	1,622	1,683	1,800
	区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,982	4,497	2,682	7,241	7,650	9,000

計画期間に新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等の影響を受け、取組の推進が滞ったほか、一部の目標数値が大幅に低下していますが、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行した令和5年度には回復傾向にあります。

第四次計画における取組（主な課題と成果）

目標一　乳幼児の読書活動の推進

家庭や地域等における乳幼児の読書活動を推進するため、区立図書館、保育所や幼稚園、児童館、保健相談所および地域文庫※2等が、事業の充実・発展に取り組んできました。

平成14年度に「ブックスタート※3事業」を開始して20余年が経過しました。練馬区の乳幼児読書を支える事業として定着し、本を通じた親子のふれあいの大切さを広めています。事業の参加率は、新型コロナ感染症拡大期に落ち込んだ後、令和５年度に新型コロナ以前の水準まで回復し、５割半ばを推移しています。参加率の向上をめざし、対象者がより参加しやすくなるよう周知方法等の改善を図っていくことが必要です。

また、ボランティアや地域団体と協働し、発達段階に応じた読み聞かせやおはなし会、手話つきおはなし会、地域施設への出張おはなし会等の他、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の本の探検ラリー※4等各種事業を実施してきました。

保育所や幼稚園では、園だよりや絵本コーナーを活用して、保護者におすすめの絵本を紹介する等、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

児童館や学童クラブ等の施設や、区内の民間カフェで開催する「練馬こどもカフェ※5」等では、推薦図書リストの配布や絵本の読み聞かせなどを行い、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

主な成果　（p.12~13 を参照）

〇新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等により、令和２年度に各取組の数値が大きく低下しましたが、ブックスタートにおける参加率は令和5年度は回復し、令和2年度以降で最大となりました。ただし、目標値までには至っておらず、さらなる周知が必要です。

主な課題　（p.12~13 を参照）

〇対前年度比の乳幼児への貸出冊数が令和4年度から2年連続で減少しています。
〇令和5年度のおはなし会の実施回数は回復し、令和元年度の回数を上回っているのに対し、参加人数は 64%に留まり、参加者数の回復が鈍化しています。

※は、p.71 の〈用語説明〉参照

コラム：練馬区のブックスタート

練馬区のブックスタート事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願い、地域、保健相談所、図書館が協働し、子育てのお手伝いをしていこうという考えのもと、平成 14 年から始まりました。絵本をプレゼントし、わらべうたや読み聞かせを通して、赤ちゃんと保護者が心触れ合うひとときを持つきっかけをつくり、あわせて、地域の子育て情報を提供する事業です。

目標二　小中学生の読書活動の推進

区立小中学校では、全校で学校図書館運営計画※6と読書活動推進のための指導計画※7を作成し、朝読書や読書週間、読書旬間等の取組を計画的に行うとともに、区立図書館で実施している図書の団体貸出※8や、本の探検ラリーを積極的に活用する等、読書活動の充実に取り組んできました。

また、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動の充実を図りました。学校図書館では、学校図書館管理員※9および学校図書館支援員※10により、読み聞かせやブックトーク※11等の事業を行うとともに、調べ学習の支援、図書選定の助言、適切な蔵書管理等を行い、学校図書館を利活用した学習支援の取組を進めています。

また、学校図書館蔵書管理システム※12を区立小中学校全校に導入完了し、学校図書館の利活用促進につなげています。今後は、授業での電子書籍の活用を含め、読書活動の充実に向け、教職員、学校司書※13および区立図書館がいっそう緊密に連携を図っていきます。

※は、p.71～72 の〈用語説明〉参照

主な成果　（p.12~13 を参照）

○小中学校における読書活動推進のための指導計画作成割合は、令和4年度に目標値の 100%を達成しました。
○学校図書館の貸出冊数は、令和 2 年度中に全区立小中学校への学校図書館蔵書管理システムの導入により、集計できるようになりました。令和5年度の中学校の貸出冊数は、前年度に比べ増加しました。
○本の探検ラリーの実施校数は令和 2 年度に減少しましたが、以降順調に回復基調にあります。

主な課題　（p.12~13 を参照）

○小中学生の読書率※14 は平成 29 年度以降減少が続いています。
○団体貸出冊数、区立図書館による小中学生への貸出冊数は、令和2年度に減少した後、回復していません。
○今後、電子図書館サービスの充実を図り、授業での電子書籍活用を広げていくことが課題です。

コラム：本の探検ラリー

本の探検ラリーは、区民団体と図書館が協働し、小中学校等で実施されています。
多様な分野の本を読み、その本に関するクイズに答えることで、子どもたちの本への関心を広げ、読書週間を身に付けるきっかけをつくります。

※は、p.72 の〈用語説明〉参照

目標三　高校年代の読書活動の推進

区では、平和台図書館および関町図書館の改修工事の際に、青少年コーナーの拡充や、主に中高生がグループで調べものや学習に利用できるグループ学習室を設ける等、利用しやすい環境を整備してきました。

区立図書館では、高校生が読書に興味や関心を持てるよう、企画展示や「ビブリオバトル（知的書評合戦）」※15の開催、参加者が好きな本を持ち寄って紹介し、参加者全員で一冊の本を読んで感想を語り合う「読書会」等の事業を実施しています。

主な課題　（p.12~13 を参照）

○高校生年代への貸出冊数は、令和2年度に減少し、令和3年度に回復したものの、その後減少を続けています。高校年代の図書館利用を促進していくことが課題です。

○全国の読書率と比較すると、練馬区の数値はいずれの年代も高い数値となっています。ただし、小学校、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて不読率が上昇することから、とりわけ高校生年代への読書活動の啓発が必要です。

【参考】

単位（%）

【全国】 児童生徒の読書率	平成 25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度	3 年度	4 年度	練馬区 4 年度
小学生	94.7	95.2	94.4	93.2	94.5	93.6	96.3
中学生	83.1	86.6	85.0	87.5	89.9	81.4	85.4
高校生	55.0	48.1	49.6	44.7	50.2	48.9	54.5

（全国学校図書館協議会「学校読書調査」より）

コラム：ビブリオバトル

ビブリオバトルは、参加者が一人ずつ本を紹介し、最も読みたいと思う本を投票で決めるゲームです。中高生をはじめ、多様な年代の参加者同士が、本を通してコミュニケーションを図ることができます。

※は、p.72 の〈用語説明〉参照

目標四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本※16 の制作や収集を行い、絵本の世界に親しめる場の提供を進めています。布の絵本の所蔵点数は、全国の自治体の中でも上位に位置しています。また、定期的に布の絵本制作講習会を開催し、ボランティアの育成にも努めています。

手話つきおはなし会や出張おはなし会の実施、特別支援学級への団体貸出を行う等、支援を必要とする子どもが様々な本と触れ合う機会の充実を図りました。今後は、障害に配慮した事業や日本語を母語としない子どもに配慮した事業等をさらに充実させていき、誰もが読書活動を楽しむことのできる環境を整備していく必要があります。

主な成果　（p.12~13 を参照）

〇令和5年度の特別支援学校等への貸出冊数は、前年度より大幅に増加し、目標値を達成しました。

コラム：布の絵本

練馬区では、多くの図書館で布の絵本のボランティアサークルが活動しており、心を込めて布の絵本を手作りしています。障害の有無に関わらず、フェルトの手触りと、ボタンやマジックテープを用いた仕掛けで遊びながら絵本を楽しむことができます。

目標五　読書活動推進の基盤づくり

区立図書館ボランティアが読み聞かせを行い、地域文庫が無償で子どもたちに本の貸出しを行うなど、家庭・学校・図書館・地域が連携し、相互に協力しながら各種事業に取り組んできました。令和 5 年度には、練馬区が布の絵本の収集を始めて 40 周年を迎え、布の絵本講演会・大展示会を開催し、布の絵本制作に長年関わってこられたボランティアによる布の絵本の読み聞

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

かせなども実施しました。練馬区の読書活動はこれら地域の方々により支えられ、発展を遂げてきました。区立図書館は、関係団体をつなぐ中心的な役割を担い、情報交換および相互協力を進めています。

本計画の事業については、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議（平成 16 年度に設置）において、意見交換や検討を行い、進捗状況等を検証しています。

主な成果　（p.12~13 を参照）

〇令和5年度のボランティアの活動回数は直近の5年間で最多となり、活動人数もおおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。

３　子どもの読書に関するアンケート

子どもの視点に立った読書活動を推進するため、令和６年度に区立小学校２年生、５年生、中学校２年生（８年生）、区内の都立高等学校に通う生徒を対象に「子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。その概要を 22～23 ページにまとめています。

①「１か月に本を何冊くらい読みますか」の質問に対して、１か月に全く本を読まない割合は、小中学生が５～10％なのに対して、高校生は 40％弱という結果でした。学年が上がるにつれて不読率が上昇していることが読み取れます。**家庭や学校を通じて読書習慣を定着させる**ための取組が必要です。

②「まちの図書館を利用していますか」の質問では、１週間に１～２回以上利用している割合は、小学２年生で 30％、中学２年生で６％、高校生で４％となり、学年が上がるにつれて図書館利用が減少していることが分かります。特に、高校生の半数以上は図書館をまったく利用していないという結果となりました。

③「まちの図書館を利用しないのはなぜですか」の質問に対し、利用しない理由の１位は、「本は自分で買うから」、３位は「読みたい本が図書館にはないから」という結果でした。図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間に乖離が生じている可能性があります。また、読みたい本を所蔵していてもそれを知らない場合や、人気が高いため貸し出されていることなども考えられます。**中高生のニーズを適宜組み取りながら読書の質を高めていく**ような蔵書を構成していくと同時に、新刊図書などを知らせる推薦図書リストの充実なども必要となります。

④図書館でやってほしいイベントについての質問については、小学生からはおはなし会や科学教室などの人気が高く、中高生からは、ボードゲームやマンガ・ライトノベル※17 講座などの人気が高い結果でした。人気の高い中高生向け事業を一部の館では実施しているものの、回数は限られているのが現状です。**中高生にも興味を持ってもらえるような事業をより充実させていく**課題があります。

⑤「学校図書館を休み時間や放課後どのくらい利用していますか」の質問に対して、１週間に１～２回以上利用している割合は、小学 2 年生で 50%。中学 2 年生で 20%、高校生になると 10％と減少しています。学校での読書指導体制を充実していく課題があります。

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

⑥本を読むのが嫌いと答えた子どもに対して、その理由を訊ねた質問に対して、本を読むのが嫌いな理由の１位は「面倒だから」、２位は「文字を読むのが苦手だから」という結果でした。両者は深く結びついており、読むことの苦手意識から読書が面倒ととらえられている可能性も想定されます。**読むのが苦手な子どもでも気軽に読書機会に触れられるような読書のあり方**が望まれているととらえることができると思います。

⑦「図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか」という質問に対し、あってほしい電子書籍は、マンガ・小説に次いで３位が「趣味の本」、４位が「調べ学習の本」という結果でした。年齢が上がると「ライトノベル」の人気も高く、中学 2 年生では４位、高校では３位となりました。子どものより深く知りたいと思う意欲に応えられるよう、学校支援の充実や地域資料のデジタルアーカイブ化も進めていく必要があります。

⑧図書館での会話についての質問では、中高生の７割は会話に対して許容的で、「少しの会話ならいい」、「会話できるスペースや時間があれば、そこでならいい」に回答しました。**中高生年代の居場所・交流の場として、会話を楽しめるスペースが求められており、既存の静かに読書をするためのスペースとの共存方法を検討する必要があります。**

⑨理想の図書館について自由記述で記載してもらう質問です。理想の図書館は**「誰かの居場所になれる」、「本について図書館の人に聞きやすい」**といった意見が見られました。

この他のアンケートの詳細は、巻末資料を参照してください。

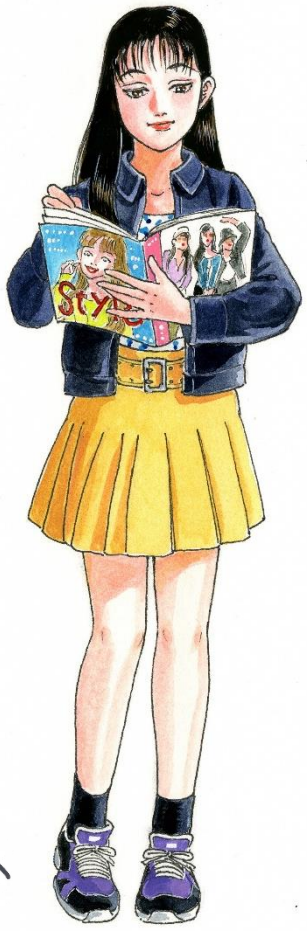

子どもの読書に関するアンケート結果【概要版】

目的　子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的として実施した。

対象　区内全小中学校に通う、小２、小５、中２、区内の都立高等学校に通う生徒（石神井 １・２年、練馬 １・２・３年、光丘 ２年、田柄 ２年）

回答件数　小中学生、高校生の対象者数17,144人　うち回答者数9,974人（回答率58.2 %）

①学年が上がるにつれ不読率が上昇

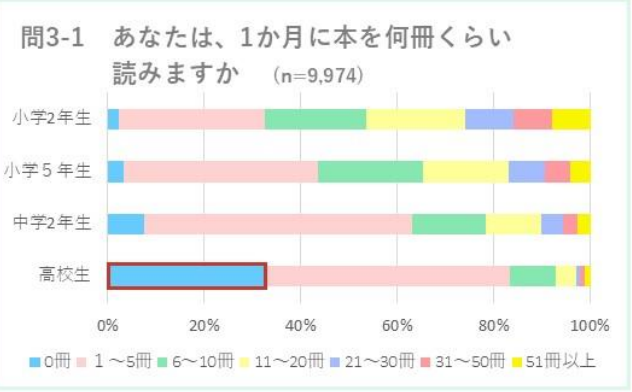

②学年が上がるにつれ図書館利用が減少

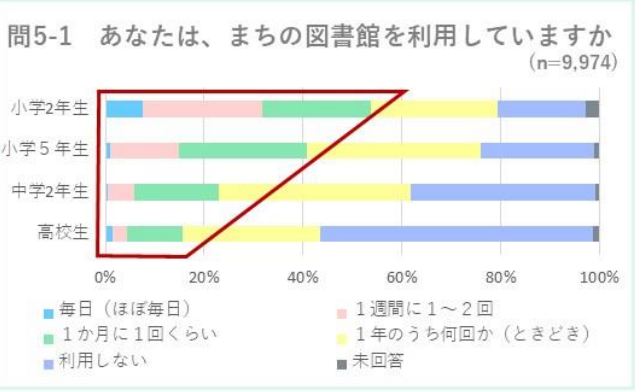

③図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離

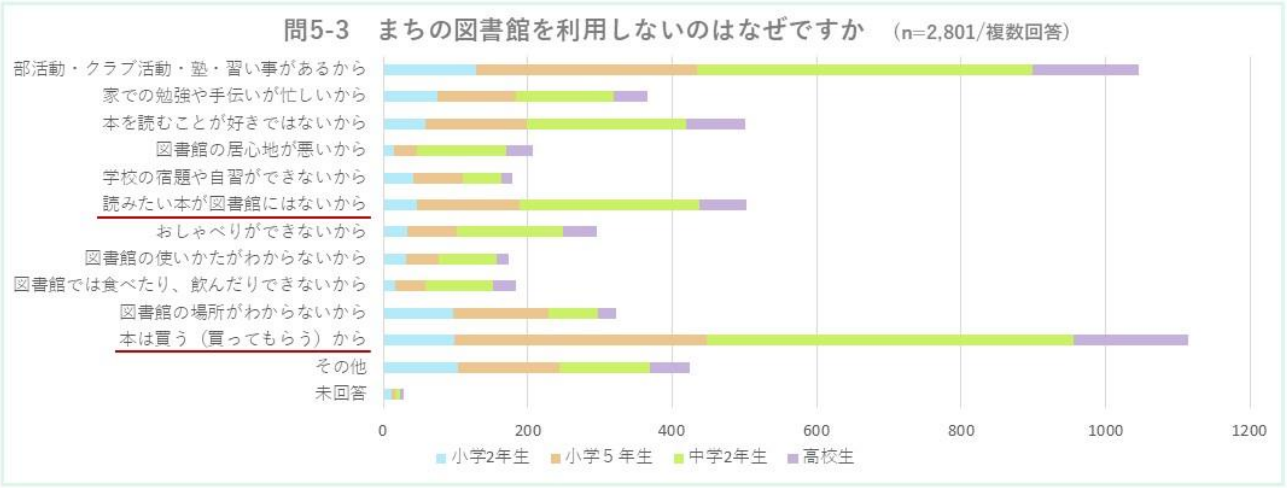

④中高生に人気の事業の充実が課題

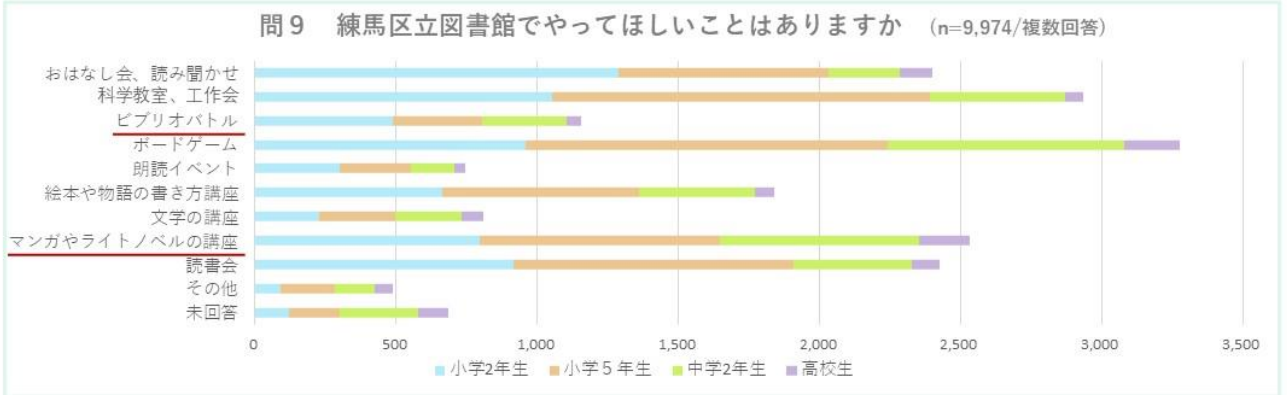

⑤学校図書館も年齢が上がるにつれ利用減少

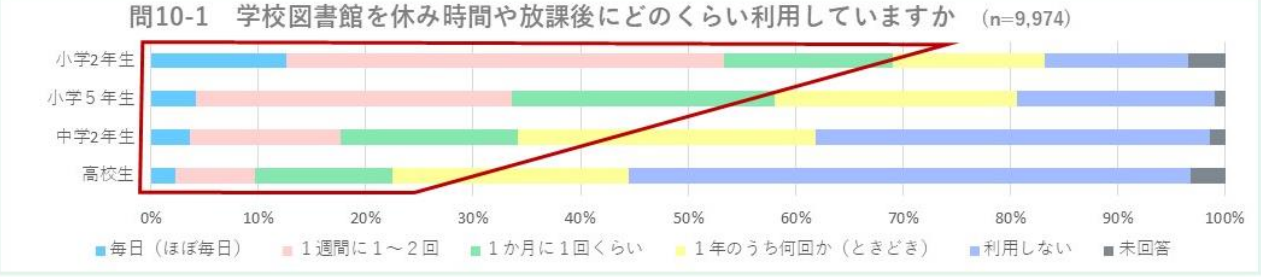

⑥本が嫌いな理由は「面倒・文字が苦手」

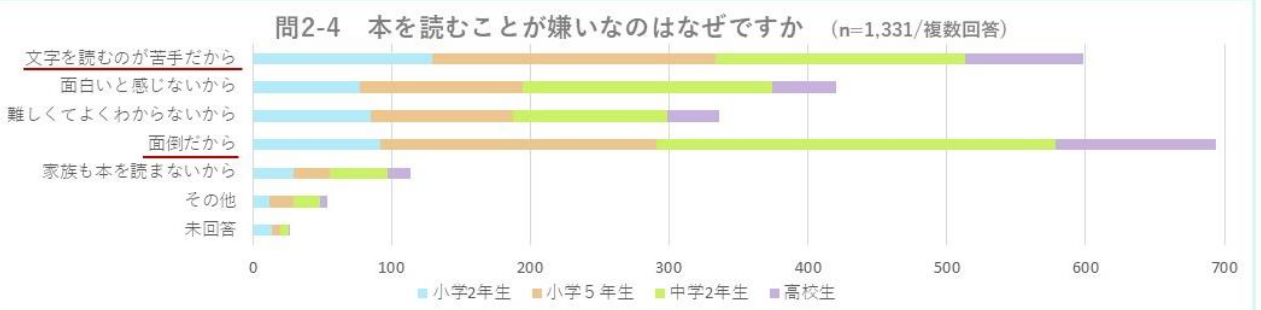

⑦電子書籍はマンガ・小説に次いで趣味の本に需要。中高生にはラノベも人気

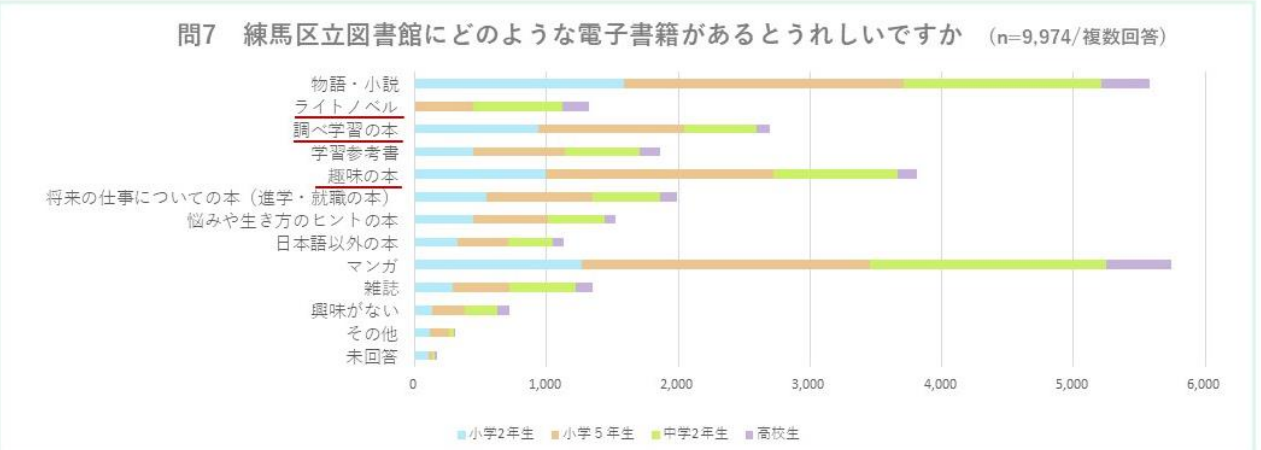

⑧中高生の図書館での会話許容派は７割強

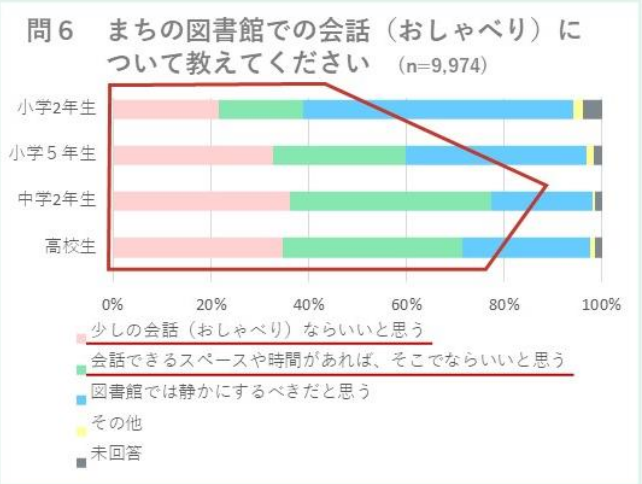

⑨理想の図書館は（自由記述）

問12　あなたが考える理想の図書館を教えてください

- 誰かの居場所になれる図書館
  - ▶居場所を必要とする子ども
- 英語の本をふやしてほしい
  - ▶英語多読コーナー
- 友達と話しながら楽しく読める
  - ▶会話スペース
- 自習スペースやカフェがある
- 読みたい本を探すときに手伝ってくれる
- 図書館の人に本を聞きやすくする
  - ▶コンシェルジュ

アンケートから見た

	課題
自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得の支援	**(1)学年が上がるにつれて不読率が上昇 ①** ☛１か月に全く本を読まない割合は、小・中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱。 **(2)学年が上がるにつれて図書館利用が減少 ②** ☛１週間に１～２回以上利用は小2で30%、中2で６%、高校は４%。 **(3)図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離 ③** ☛図書館を利用しない理由の１位は、「本は自分で買う」３位は「読みたい本がないから」。 **(4)中高生に人気の事業の充実が課題 ④** ☛中高生に人気が高い事業は、ボードゲーム、マンガ・ラノベ講座。 **(5)学校図書館も年代が上がるにつれて利用減少 ⑤** ☛１週間に１～２回以上利用は小２で50%、中２で20%、高校で10%。
誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備	**(1)図書館の居場所機能への期待の高まり ⑨** ☛理想の図書館は「誰かの居場所になれる図書館」。 **(2)読書に支援を必要とする子どもの増加** ・18歳未満の障害児が増加している。（身体／知的） ☛H30年からR5年で481人→502人/1,105人→1,258人 ・障害児向けサービスの需要が高まっている傾向にある。 ☛R6年からR8年の児童発達支援の利用見込が1,141人/月→1,257人/月 ・フリーマインド・トライの登録者数の増加（小／中） ☛R1年からR5年で59人→101人／128人→169人 ・区内に居住する18歳未満の外国籍の子どもが増加傾向にある。 ☛H25年からR5年の10年で1,266人→2,189人（約1.7倍）。 **(3)読むのが苦手な子どもでも読みやすい読書のあり方の要望 ⑥** ☛本を読むのが嫌いな理由の1位は「面倒だから」、２位は「文字を読むのが苦手だから」。
デジタル社会に対応した読書環境の整備	**(1)電子図書館サービス導入・ホームページ充実への期待 ⑦** ☛電子書籍はマンガ・小説に次いで3位が「趣味の本」、４位が「調べ学習の本」に需要がある。校種が上がると「ラノベ」の人気も高まり、中２では4位、高校では3位に。 ・図書館利用者アンケートでは、誰もが図書館の情報を利用できるようにするために必要なのは、１位が「電子書籍」、２位が「ホームページの充実」。 ・「よみきかせボランティアの希望者と読書事業を実施したい地域施設を結びつけることが必要」（第二回推進会議）
子どもの視点に立った読書活動の推進	**(1)意見の発信・共有の場としての図書館の役割への期待 ⑨** ☛理想の図書館は「みんなの感想を分かち合える」「友達と話しながら楽しく読める」。学校図書館では「友達と面白そうな本を探している」といった意見が挙がった。 **(2)友達との交流の場としての機能充実の要望 ⑧** ☛中高生の７割が図書館での会話に許容している。 **(3)レファレンスの充実の要望 ⑨** ☛理想の図書館は「読みたい本を探すときに手伝ってくれる」「図書館の人に本を聞きやすくする環境づくり」といった意見

※末尾の数字は子供の読書に関するアンケート結果【概要版】のアンケートの番号

課題と取組の方向性

取組の方向性	具体的取組
・幼少期からの読書習慣の定着	ブックスタートの充実
・家庭での読書活動の推進	家読の推進
・より身近な場所で読書できる環境の整備	地域施設の読書活動の整備
・中高生年代が図書館に望むニーズと実態とのミスマッチの解消 ・図書館に来館したくなる魅力ある事業の充実	ボードゲーム、科学教室等多様な事業の推進
	中高生年代の読書環境の整備（英語多読等）
	ブック・アート・キッズスペースの設置
・学校生活の中で読書活動を支える体制の充実	学校司書の充実
・学校になじめない子どもや家庭生活に問題を抱える子どもの居場所の確保	居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援（ﾌﾘｰﾏｲﾝﾄﾞ・ﾄﾗｲ、中3勉強会、ｱﾝｻﾝﾌﾞﾙ）
・普段、図書館への来館の難しい児童への読書機会の確保	特別支援学校等児童生徒の図書館見学等の受入
	放デイへの出張おはなし会等アウトリーチの充実
・日本語で文字を読むことに困難を抱える児童の読書機会の確保	やさしい日本語を用いた図書等を展示するりんごの棚の充実
	アクセシブルな電子書籍・オーディオブックの取扱
・図書館のDX化 ・見やすく必要な情報にアクセスしやすいホームページの作成	電子図書館サービスの充実
	図書館ホームページの充実
・電子書籍を用いた学校支援の充実 ・調べ学習に適した電子書籍の充実	全児童生徒への図書館アカウント付与
	地域資料のデジタルアーカイブ化
・ホームページを活用したよみきかせボランティアのニーズの合致	読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業
・子どもの好きな本の情報を発信できる場の提供 ・子どもの意見を取り入れた図書館づくりの推進	児童生徒による主体的な図書館づくりの支援
	青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進
・子連れの保護者や放課後の中高生の利用しやすい図書館づくり	会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供
・子どもが利用しやすいレファレンスサービスの充実	図書館コンシェルジュサービスの検討

※赤字は新規事業

第３章

計画の基本目標と取組の体系

基本目標　自ら読書に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く子

基本方針	Ⅰ 家庭	Ⅱ 学校
自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得の支援	・未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備 継続 ・家読（うちどく）の推進 新規 ・ブックスタートの充実 継続	・学校司書の充実 ・放課後における読書充実 ・学校図書館の地域活
誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備	・図書館資料の郵送サービス 継続	・特別支援学校等児童の図書館見学等の受入
デジタル社会に対応した読書環境の整備	・アクセシブルな電子書籍の取扱い 新規 ・オーディオブックの取扱い 新規	・全児童生徒への電子書館アカウント付与 ・地域資料のデジタルイブ化
子どもの視点に立った読書活動の推進		・児童生徒の意見を取た外国語資料の充実 ・児童生徒による主体書館づくりの支援

子どもたちの育成

基本目標の実現に向けて、
四つの基本方針に基づく事業を展開

第４章

第五次計画目標指標

第五次計画目標指標

第四次計画での成果と課題を踏まえて目標指標を見直しました。

読書活動の場		指　標	実　績 令和 5 年度	目　標 11 年度
家庭	1	ブックスタート事業の配布率（%）	67.1	75
	2	区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数（冊）	494,809	600,000
	3	区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数（件）	—	600
学校	4	小学生の読書率（%）	96.3 ※令和 4 年	100
	5	中学生の読書率（%）	85.4 ※令和 4 年	95
	6	学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊） ／児童一人当たりの貸出冊数	1,212,150 ／36.2	1,300,000 ／38.8
	7	学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊） ／生徒一人当たりの貸出冊数	42,060 ／3.12	46,000 ／3.5
	8	区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
	9	本の探検ラリーの実施校数（校）	41	50
	10	区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
	11	区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）	—	1,700
	12	区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
	13	区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）	—	650
	14	区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数（冊）	53,760	100,000
	15	区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数（件）	—	400
	16	区内都立高校の生徒の読書率（%）	54.5 ※令和 4 年	65

読書活動の場		指　標	実　績	目　標
			令和 5 年度	11 年度
図書館	17	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	2,831	3,500
	18	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,071	1,500
	19	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	11,815	20,000
	20	区立図書館による青少年向け事業の実施回数（回）※通常の展示を除く	―	50
	21	障害等に配慮した資料の点数（点）	20,776	22,900
	22	障害等に配慮した事業の実施回数（回）	―	15
	23	日本語を母語としない子どもに配慮した事業の実施回数（回）	―	20
地域	24	区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,683	1,800
	25	区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,650	8,500
	26	障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数（回）	―	30

注１　ブックスタート事業の配布率は、健診対象者に対する配布率です。

注２　学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数の令和 11 年度目標値は、令和 6 年 5 月 1 日現在の児童生徒数をもとに算出しています。

第５章

子どもの読書活動推進のための取組

Ⅰ　家庭

Ⅱ　学校

Ⅲ　図書館

Ⅳ　地域

区内では多くのひとが、読書を通じて子どもたちの成長に関
家庭での幼い子どもに向けた読み聞かせ、**学校**で友達ととり
刺激し深い感動を与える**地域**の方々によるおはなし会。
そして、**図書館**はこれらの方々により育まれてきた地域文化
きた文化資産をまた地域に還元していくことで、相互に支え、
きます。

第五次計画では、４つのリーディングプロ

家読（うちどく）をはじめませんか？

家庭　**家読ってなあに？**

家読は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆が深まります。
図書館では家読ノートや推薦図書リストを配布します

４つのリーディングとして展開

居心地のよい図書館になります

図書館　**おしゃべりOK**

館内で声を出しても大丈夫な時間や場所を設定します。
小さな子ども連れの保護者向けには午前中、放課後の中高生向けには決まった曜日の夕方など、
実施の方法を検討していきます。

わっています。
交わす物語の感想、聞き手の想像力を

の成果といえます。この地域で培って
学びあい、さらなる文化的成熟を遂げてい

ジェクトを設定し、計画を推進します。

授業で電子書籍を使えるようにします

学校 **朝読書も電子書籍で！**

令和7年１月から
電子図書館サービスを開始しました。
区立全小中学生に電子図書館のアカウントをお配りします。
中高生向けの電子書籍も充実させていきます。

施策をプロジェクトしていきます

地域の様々な居場所で読書を楽しめるようにします

地域 **学校になじめない子も居場所の必要な子も**

不登校児童生徒のための教室や
中高生の居場所事業で団体貸出など読書活動を支援します。
また、日本語を母語としない子どもにも支援をします。

Ⅰ　家庭

5 年後の目標

1　乳幼児期から継続的に読書習慣を定着させるため、家庭読書の第一歩としてのブックスタート事業を充実

2　家読（うちどく）※18 の推進

現状と課題

乳幼児期から本に触れあうことは、成長を通じて生活の中に読書習慣が定着していくためにも大切です。家庭読書の推進の一環として、「ブックスタート事業」により、乳幼児の本との出会いの機会を提供していますが、ここ数年配布率は 5 割半ばを推移しています。目標値の 75%達成のため、周知方法等に更なる工夫が必要です。

令和 7 年 1 月に電子図書館サービスを導入し、図書館に来館しなくても読書に親しむことのできる環境整備を進めています。今後、サービスが定着し、電子書籍の貸出しが増加していくよう、取扱いする資料を充実させていく必要があります。

取組内容

1　ブックスタート事業の充実

絵本を通じて乳児と保護者のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、平成 14 年度から区立図書館やブックスタートの会、保健相談所が連携してブックスタート事業を実施しています。絵本を手渡すほか、ブックスタートについての説明と、絵本の読み聞かせやわらべうたの紹介などを行っています。日本語を母語としない方も含め、対象の方がブックスタート事業により参加しやすくなる周知の工夫や、講習会の実施によるブックスタートスタッフのスキルアップを図ります。

あわせて、ブックスタート参加者へ、子どもの図書館利用登録を行うよう働きかけ、幼少期からの図書館利用を促進します。

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
ブックスタート事業の配布率（%）	67.1%	75%

「ブックスタート事業」参加の様子

2　家読（うちどく）の推進

（1）乳幼児と保護者に向けた事業

図書館と地域文庫のおすすめ本を掲載する「よんでみようこんなほん」および新刊のおすすめ本と図書館の行事案内を行う「ほんだな」の発行、配布を行います。

家庭で読み聞かせを行う方向けに区立図書館では、「よみきかせ講習会」を実施しています。読み聞かせを行うことで、子どもは、保護者の声を聴き、見ているものを見ようとし、感情の動きを感じ取り、テーマを共有します。こうした声やまなざしを介した対話関係が、保護者と子どもの信頼関係を育み、子どもの情緒を養います。生活のなかに本があり、大人が子どもに本を読んであげることの大切さを積極的に啓発していきます。

また、子育てのひろば「ぴよぴよ」をはじめとした子育て支援施設で、区立図書館や地域のボランティアの方などと連携した絵本の読み聞かせ事業を実施します。

身近な民間カフェの店内で、在宅の子育て世帯に対して支援を行う「練馬子どもカフェ」にて、幼稚園教諭や保育士による絵本の読み聞かせを実施します。

子育て中の保護者や子どもの教育に関心のある方などを対象とした「子育て学習講座※19」では、地域文庫や学校図書館開放指導員の会※20など子どもの読書に関わる団体等が受託して、子どもの本や絵本の読み聞かせに関する内容を取り上げる講座も行っています。

また、いろいろなことを子どもたちが体験したり挑戦したりできる「ねりま遊遊スクール※21」において、図書を活用した講座も開催しています。

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数（冊）	494,809	600,000
区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数（件）	—	600

（2）未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備

保育園、幼稚園等保育施設では、子どもの発達段階や特性に応じた絵本の読み聞かせを行います。季節行事や防災等安全指導の機会に絵本を活用するなど、日々の保育や教育を通して子どもが絵本に触れる機会を提供できるよう、保育園・幼稚園等への読書案内の配布や団体貸出の推進を行うほか、区立図書館からの出張おはなし会や図書館見学、職員向けの「よみきかせ講習会」を行います。

（3）小学生への啓発活動（家読ノートの配布）リーディング 新規

家読（うちどく）は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆を深める効果が期待されます。区立図書館は、家読を含め、家庭での読書習慣が定着するよう、推薦図書などの図書情報を発信し、家庭での読書活動を勧奨・啓発します。

家庭読書を推進するため、読んだ本を記録する「読書ノート」や、読んだ本の感想を複数人で書き合う「家読ノート」を配布します。

（4）中高校生年代に向けた事業

中高生向けに発行しているおすすめ本のブックリスト「コンパス」の内容をより一層充実していきます。「コンパス」は区内中学校・高校等に配布しています。

※は、p.73の〈用語説明〉参照

令和７年１月に図書館ホームページをリニューアルしました。これに伴い、図書館事業に利用者が参加しやすくなるよう児童・青少年向け行事のホームページ上での受付を開始します。また、図書館が所蔵していない資料の予約をホームページ上で受け付けるようにします。今後も、子ども・青少年向けページのさらなる充実を図っていきます。

（5）図書館資料の郵送サービス

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを継続します。

3　家庭読書に適した資料の充実

（1）電子図書館サービスの充実　新規

障害や、時間的・空間的制約により図書館に来館することが難しい子どもでも、タブレットパソコン等を用いて気軽に図書に触れることができるよう、令和７年１月に電子図書館サービスを導入しました。今後、利用者の年代に応じて、それぞれの知りたい、調べたいといった要求を満たす資料を充実させていきます。また、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍※22 やオーディオブック※23 の取扱いを充実させ、障害等により読み書きが困難な子どもたちも図書に触れられる機会を提供します。

（2）各年代向けの家庭読書に適した資料の充実

乳幼児に向けては、絵本や紙芝居等、乳幼児が読書に喜びを見いだせる資料の選定に努めるほか、子どもの知りたいという意欲に応えられる絵本コーナーの整備を進めます。また「布の絵本」のように、風合いのやさしさ、手触りの心地よさなどが味わえ、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことのできる資料のさらなる充実を図ります。さらに、日本語を母語としない保護者が乳幼児とともに読書に親しめるよう、外国語絵本のさらなる収集を行います。

小学生年代に向けては、子どもの想像力をかき立て感性を育む多彩な資料をそろえていきます。また、学校の調べ学習などにも使用できるような、知的好奇心を刺激し、知識を深められる資料を充実していきます。子どもが読みたい本を選ぶ際のヒントとなるように、児童向け図書の新着本・テーマ本等の紹介企画を館内で行うほか、図書館ホームページでも図書情

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

報を発信していきます。児童のタブレットパソコン等でも読書ができるよう、電子書籍の導入を推進し、来館をせずとも家庭読書ができるよう環境を整えていきます。

中高生年代に向けては、部活・進学・職業等の興味をもちやすいテーマの資料収集に努めるほか、教科書掲載図書の関連本や英語の多読※24 用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。青少年向けの電子書籍の取扱いを増やしていき、非来館型サービスの充実を図ります。

(3) 動画コンテンツの充実

家庭視聴に適した動画コンテンツの作成、充実を図り、読書意欲を喚起することで図書館利用を促進します。絵本の読み聞かせや紙芝居の上演のほか、昆虫やSDGsなど、子どもの調べ学習や知識欲に応えるコンテンツを増やしていきます。また、外国語の読み聞かせ動画や手話つき動画の作成を継続し、日本語を母語としない子どもや障害のある子どもの読書機会の充実に努めます。

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

Ⅱ　学校

5年後の目標

区立図書館、学校図書館および関係団体等の連携により、デジタル社会に対応した学校図書館の機能の充実とさらなる活用を図り、子どもたちの自主的・自発的な読書活動を充実する。

現状と課題

令和2年度末までに、学校図書館蔵書管理システムが全区立小中学校に導入され、蔵書管理の効率化およびレファレンスの充実が進んでいます。

また、小中学校における読書活動推進のための指導計画の作成割合は、100％となり、令和6年度目標値を達成しました。

学校における読書指導計画の整備が進んだ一方で、小学校における貸出冊数は、令和4年度に比べて令和5年度は減少しています。子どもたちの自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、さらなる学校図書館の活用が求められています。

また、令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。区立図書館による電子図書館サービスの開始により、児童生徒が授業で電子書籍を利用できるようになります。今後は、タブレットパソコンを活用し、更なるデジタル社会に対応した学びの支援を行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区立図書館による学校への団体貸出冊数や、本の探検ラリーの開催回数は減少し、感染拡大前の水準に戻っていません。引き続き、区立図書館や関係団体による学校図書館への支援を積極的に行っていく必要があります。

また、小学校から中学、高校へと校種が上がるにつれて不読率が高まっていることから、とりわけ中高生年代に向けた読書活動の推進により注力していくことが求められています。

取組内容

1　学校図書館の充実

（1）学校図書館の利活用の促進　新規

区立小中学校が学校図書館運営計画および読書活動推進のための指導計画を作成し、それらに基づき学校図書館のさらなる利活用を図ります。また、学校図書館の利便性向上やサービスの充実を図るため、令和７年度から、司書資格等を有する学校司書を全校に配置します。

小中学校は、学校図書館の資料の更新や新規購入を行い、児童生徒の多様な興味・関心に応えられる図書、各教科や総合的な学習の時間に必要な図書の充実を図ります。区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図るほか、図書以外にも音楽・映像資料やリーフレット、標本といった学習に必要な教材の整備を検討します。

また、それぞれの学校図書館で特色のある企画展示や学校図書館だよりなどの周知物の発行に努めます。児童生徒だけでなく、保護者に向けても、読書活動の重要性を発信し、本が身近にあり、本を通じた親子のコミュニケーションが図られるよう啓発していきます。

（2）児童生徒による学校図書館づくり支援　新規

子どもたちの視点に立った、自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、児童による主体的な学校図書館づくりに取り組むことを各学校の読書指導計画へ位置付けます。また、区立図書館と近隣の小中学校が集まる学校連絡協議会で児童生徒による学校図書館づくりの先進事例について情報共有をします。

指標	令和５年度実績値	令和 11 年度目標値
学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊） ／児童一人当たりの貸出冊数	1,212,150 ／36.2	1,300,000 ／38.8
学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊） ／生徒一人当たりの貸出冊数	42,060 ／3.12	46,000 ／3.5

■学校図書館での取組

人気の絵本「どうぞのいす」(作/香山美子　絵/柿本幸造　ひさかたチャイルド）をモデルに、いすに置いてある誰かのおすすめ本を借りたら、次の人のために自分の好きな本を置いていくコーナーや図書委員によるおすすめ本の紹介展示を行っています。

(3) 学校図書館の地域活用

地域の方に開放している学校図書館では、子ども向けの図書の貸出しやおはなし会等を行います。さらに地域の人材を活用し、行事の充実、蔵書の整備を進めます。

(4) 放課後における読書活動の推進

放課後の「ひろば事業※25」では、小学校の学校図書館を在校生の「読書の場」として活用します。ひろば事業を通じて学校図書館の利用を拡げることにより、児童がさまざまな本に触れる機会を提供します。

2　小中学校における読書指導の充実

(1) 電子書籍の授業での利活用　リーディング　新規

令和７年１月に、区立図書館では電子図書館サービスを開始しました。学校の Wi-Fi 環境整備に合わせて、区立小中学校の全児童生徒に電子図書館利用のためのアカウントを付与します。区立図書館の「こどものページ・青少年のページ」に加えて「ねりま電子図書館」のページをタブレットパソコンのブックマークに登録したことで、アクセスしやすくなりました。朝読書や調べ学習等、授業で利活用できる環境を整えます。

また、電子書籍を活用したグループ学習等の事例を学校連絡協議会など

※は、p.74 の〈用語説明〉参照

の場で共有し、主体的・対話的で深い学びの実現のために支援します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
小学生の読書率（%）	96.3 ※令和 4 年	100
中学生の読書率（%）	85.4 ※令和 4 年	95
区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）	—	1,700
区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）	—	650

(2) 児童生徒への情報発信の充実

区立図書館で発行している年代別おすすめ本リスト「よんでみようこんなほん」「コンパス」の、タブレットパソコンで閲覧しやすい配信方法を検討します。また、区立図書館で近隣学校教諭によるおすすめ本の企画展示を行う等、学校図書館と区立図書館の相互の情報発信を行います。

(3) 区立図書館による学校支援の充実

区立図書館は、小中学校における読書活動を支援するため、図書館資料の団体貸出を進めます。また、調べ学習を支援する図書を小中学校に貸し出せるよう、学校支援用図書の充実に努めます。

区立図書館による出張おはなし会やブックトーク、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」をより多くの子どもたちに楽しんでもらえるよう学校に働きかけます。

また、職場体験や図書館見学、まちたんけんなどを積極的に受入れるほか、小中学校の教職員を対象とした図書館活用に関する研修を実施します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
本の探検ラリーの実施校数（校）	41	50

（4）地域資料のデジタルアーカイブ化 新規

区立図書館で所蔵する地域資料のデジタルアーカイブ化を進め、調べ学習等で児童生徒が地域の特色や歴史を学ぶための支援を行います。

（5）区立図書館による特別支援学校等への支援の充実

特別支援学校等の読書活動を支援するため、区立図書館の事業や図書館資料の情報提供を行い、読み聞かせやブックトーク、図書館資料の団体貸出等を推進します。

また、特別支援学級児童生徒のまちたんけん、図書館見学、職場体験を積極的に受け入れます。その際は、学校の希望にできるかぎり寄り添い、必要に応じて休館日なども活用するなど柔軟に対応していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	2,831	3,500

（6）児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実 新規

外国語で書かれた児童書・絵本の区立図書館所蔵リストを作成し、学校へ配布します。また、外国語資料の児童生徒によるリクエストの受付を検討します。日本語を母語としない子どもたちや、外国語を学びたい子どもたちのための読書推進と多文化の相互理解を図っていきます。

3　高校生年代への読書活動の啓発

（1）区内高校等への情報発信の強化 新規

区立図書館の職員が区内高校へ学校訪問を行い、積極的な連携を図るほか、電子図書館サービスの利用を促します。

青少年向けブックリスト「コンパス」を、区内高校へ配布するほか、区

立図書館で実施する高校生年代向けの事業への参加を積極的に働きかけます。

図書館ホームページや SNS を活用して読書に関する情報発信を充実します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区内都立高校生徒の読書率（%）	54.5 ※令和 4 年	65
区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数（冊）	53,760	100,000
区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数（件）	—	400

（2）高校生年代による図書情報の発信　新規

高校生等からおすすめ本や紹介文、自作のポップ等を募り、冊子や図書館ホームページで紹介するなど、高校生年代から同世代に向けた発信を活用していきます。

区立図書館では、それらのホームページ上で紹介された本から電子書籍の貸出しページにつながるリンクを貼るなど読書につながる工夫を凝らしていきます。

（3）高校生の奉仕活動等の積極的な受入れ

区立図書館への職場体験や奉仕活動の受け入れを広く行い、図書館利用や事業参加を促します。

■青少年向けブックリスト「コンパス」

「コンパス～君に届けるこの１冊～」は、区立図書館が中学生・高校生年代に向けておすすめの本を紹介するリストです。１年に１回発行しています。これからの楽しい読書体験の道しるべとしてください。

■中高生年代による図書紹介の事例

稲荷山図書館　YA ポップコンテスト

石神井図書館　都立大泉高等学校附属中学校の本の紹介 POP 展示

南田中図書館
YA 特集ユースサポーターのおすすめ本

光が丘図書館
中学生が職業体験で作成した本の紹介 POP

■図書館での職業体験・奉仕活動

中学生や高校生の職業体験、奉仕活動では、カウンター業務や返却された図書を棚に戻す配架、予約された本の引当て、簡単な本の修理、レファレンスなどの業務を体験してもらいます。

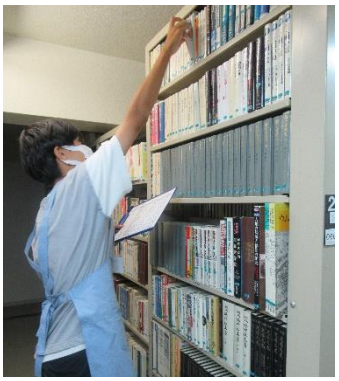

光が丘図書館　高校生による奉仕活動の様子

Ⅲ　図書館

5 年後の目標

電子図書館サービスが定着し、児童書・青少年図書の電子書籍の利用数が令和 7 年度と比べ増加している。紙書籍の貸出冊数も乳幼児、小中学生、高校生、いずれの年代でも増加している。

現状と課題

練馬区には、区立図書館 12 館 1 分室に児童コーナーおよび青少年コーナーが設けられ、多くの子どもたちに利用されています。

令和 7 年 1 月に電子図書館サービスを導入し、図書館ホームページもリニューアルしました。また、令和 7 年度中に貫井図書館の再整備に伴う工事が着手される予定です。

区立図書館は、会話スペースや団体学習のスペースなど利用者からの多様なニーズに応えられるよう、誰もが安心して、心地よく過ごせる空間の提供を目指していきます。

取組内容

1　子どもに身近な読書環境の整備

（1）子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保　リーディング　新規

館内で声を出しても構わない時間帯（おしゃべりタイム）やスペースを設定して、小さな子ども連れの保護者や同級生と会話を楽しみたい児童生徒も気兼ねなく図書館を利用できる環境を整備します。

また、図書館内の会議室等を保育室とし、保育士が子どもを預かっている間、保護者に図書館内でゆっくり読書する時間を提供する事業（保育付きブックタイム事業）を充実します。

■保育付きブックタイム事業

子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない…ひとりの時間が欲しい…という保護者の声に応え、保育士が子どもたちを保育している時間、図書館でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。

（2）電子図書館サービスの充実【再掲】

乳幼児向けの絵本から小学生向けの児童書、職業や進路に関する本、ライトノベルなどを含む青少年向け図書に至るまで、電子書籍の取扱いを充実していきます。

（3）図書館ホームページの充実

図書館ホームページを令和７年１月にリニューアルしました。これに合わせて、見やすく利用しやすいホームページづくりを進めていきます。こどものページ・青少年のページのデザインをより親しみやすいものとするほか、児童・青少年行事の申込をホームページ上で受付可能にします。また、図書館ホームページでマイページにログインするとデジタル利用カードが表示されるので、利用カードが手元になくても、スマートフォン等で画面を提示していただくだけで貸出しができるようになりました。

■図書館ホームページ（青少年のページ）

村上もとか氏によるイラスト

(4) 図書館の利便性の向上　新規

区立図書館は、子どもや乳幼児を連れた保護者が利用しやすい環境を整備します。

再整備を行う貫井図書館では、読書スペース、ベビーカー置場や授乳室等の充実を図るとともに、IC タグ導入による貸出し・返却などの館内サービスのセルフ化を推進します。また、図書館と美術館の融合をコンセプトに、読書と併せて自由にお絵かきや工作などができる「ブック・アート・キッズスペース」を児童コーナー内に新たに設置し、親子で参加できるワークショップなども定期的に開催します。読書習慣の形成を図るとともに、子どもの多様な興味関心を刺激し、想像力を膨らませる体験の機会を提供します。

そのほか、カウンターで利用者からの相談を待つのではなく、館内を見回りながら、お困りの方には声がけをして、イベントやサービスの情報提供や本探しのお手伝いをする「図書館コンシェルジュサービス」の導入を検討していきます。

2　読書活動への関心を高める事業の充実

(1) 多様な読書事業の推進

区立図書館は、子どもの発達段階に応じたおはなし会や読み聞かせを実施し、読書活動への関心を高めます。また、人形劇やぬいぐるみのおとまり会※26 等の親子で一緒に楽しめる事業や、科学あそび、工作会、図書館たんけんたい等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,071	1,500
区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	11,815	20,000

※は、p.74 の〈用語説明〉参照

■昆虫教室

地域特性を生かした各館の魅力ある事業を展開して知的探求心を深めます。

稲荷山図書館　こんちゅう教室

■子ども読書の日記念事業

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）では、4 月 23 日を「子ども読書の日」と定めています。練馬区では、この記念日に合わせて毎年イベントを実施しています。

令和 5 年度　川原礫先生講演会
「読者から書き手へ～小説家になろうと思ったとき～」

令和 6 年度　布の絵本大展示会

(2) 魅力ある図書展示の実施

乳児の絵本を選ぶ保護者向けにカーペットコーナーのそばに子育て関連の図書や雑誌、保護者向けのパンフレットを配置するなど利用しやすい配架や展示の工夫を凝らします。

小学生年代の子どもに向けて、多様な分野に興味関心が広がりを持つように、新着本紹介やテーマ本紹介等の企画を充実し、魅力ある児童コーナーづくりを進めます。

中高生年代の子どもに向けては、部活・進学・仕事等の興味関心にあわ

せた蔵書を充実し、多様な本に触れる機会を提供するとともに、館内掲示物および展示の工夫、リーフレットを通じて新着本等を紹介して、来館を習慣づけてもらえるような青少年コーナーづくりを進めます。

3　中高生年代の読書活動の推進

(1) 中高生年代の読書環境の整備

教科書掲載の文芸作品をはじめ、部活や進路に関連する資料、映画、アニメ、ゲームなどの原作やノベライズ作品、ライトノベル等を含む青少年図書を充実していきます。また、英語の多読用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。また、リクエストボックスを置くなどして、資料購入の際に子どもの意見を取り入れるよう努めます。

また、中高生の興味関心を惹くマルチメディア資料の配架、図書館改修工事に合わせたグループ学習室の設置等を進めます。

本の感想や日々の雑感を自由に書き込めるノートを置くなどして、同年代の交流の促進を図る工夫をしていきます。

読書スペースの魅力向上を図り、中高生年代が本に親しめる読書環境を整備します。

(2) 情報発信の充実

スマートフォンやパソコンなどを利用する機会が多い中高生年代の子どもに向けて、図書館ホームページを充実して、推薦図書や青少年事業に関する情報発信を充実します。また、青少年事業への参加をホームページ上で受け付けられるようにします。

■SNS 風ブックリスト

南大泉図書館では、青少年にもっと本に関心をもってもらい、読書や図書館の利用促進に繋げるため、おすすめの本を紹介するＳＮＳ風のオリジナルのしおりを作成し配布しています。

中高生年代の読書活動を推進するため、ブックリスト「コンパス」の内容を一層充実させていきます。そのほか、各館で個性のある広報物を作成して読書啓発を進めていきます。

（3）多様な読書事業の推進

ビブリオバトル（知的書評合戦）やボードゲーム、カードゲーム大会など、高校生年代が興味を持つ事業を区内高校と連携して実施し、区立図書館の図書貸出しの促進および高校生年代の読書活動を推進します。

また、職業や進路などに関連する青少年向けの講座やワークショップを充実し、来館のきっかけとしてもらい、読書への興味を刺激します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による青少年向け事業の実施回数（回） ※通常の展示を除く	―	50

■職業講座

石神井図書館
お仕事講座『建築家ってどんなお仕事？』

青少年世代が幅広い職業選択の視点を持てるようになるよう、講師である建築家の設計した事務所で、仕事・働くこと・未来についての講演会を行いました。

（4）部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利用促進 新規

区内の中学校、高校、特別支援学校等と連携を図り、学生による文芸作品展や絵画作品展、写真展などを開催し、関連図書の展示と組み合わせることで、来館や図書貸出しの増加を図ります。また、手話部による手話つきおはなし会など、図書館事業への中高生の参加を働きかけます。

4　読書活動に関わる人材の技能向上

区立図書館では、子どもの読書活動に関わる人に向けて様々な講習会等を実施し人材育成を進めていきます。子どもに携わる職員等に向けては、幼稚園・保育園等職員向けよみきかせ講習会、司書教諭または学校図書館担当教員のための研修、小中学校教諭図書館研究部向け研修等を開催しています。

また、ボランティア向けには、よみきかせボランティア養成講習会、文庫活動支援講演会、必要に応じて学校図書館開放指導員研修等を、障害者等向けの録音資料の充実と対面朗読の提供にあたっては、音訳ボランティア※27養成講習会を開催しています。

5　多様な子どもの読書活動の推進

(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保【再掲】

「子どもが声を出して周りに迷惑をかけてしまわないか不安で来館を控えてしまう」、「友達とおしゃべりしながら読書を楽しみたい」など、館内での発話に対する需要は大きいものです。これらの声を受けて、区立図書館では、会話などを楽しめる時間帯やスペースを提供し、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい読書環境を整備します。

(2) 障害等に配慮した資料の充実

支援を必要とする子どものニーズ把握に努め、デイジー図書※28を含む録音資料（図書、雑誌）や点字資料、大活字本※29、視聴覚資料※30の収集を進めます。令和７年１月に開始した電子図書館サービスの取扱資料についてもアクセシブルな電子書籍やオーディオブックを充実していきます。また、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方でも、やさしく読める本「LL ブック※31」の収集を進め、障害等に配慮した資料を展示する「りんごの棚※32」を充実していきます。

子どもそれぞれに、得意な部分と苦手とする部分があったり、発達の程度に違いがあったり、母語が異なり日本語を学んでいる最中だったりと異なる背景を抱えています。誰もが楽しく読書に親しむことができるよう、多様な形態の資料を収集していきます。

(3) 相互貸借の推進

点字図書館※33をはじめ全国の図書館と相互貸借を実施します。また、点

※は、p.74～75 の〈用語説明〉参照

字図書館や他の公立図書館と連携し、障害に配慮した資料目録等を提供します。

(4) 布の絵本に親しむ機会の充実

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本の制作や収集に努め、絵本の世界に親しむ機会の充実を図ります。

また、収集した布の絵本の展示会を館内で開催することで、布の絵本の周知に努めます。合わせて、布の絵本制作講習会を開催し、制作団体の安定的な人材確保を支援します。

(5) 障害に配慮した事業の充実

区立図書館では、手話つきおはなし会をはじめ、視覚障害対応音声ガイド・聴覚障害対応字幕のついたバリアフリー映画会など、障害がある子どもも障害のない子どももともに参加して楽しむことのできる事業を充実していきます。

(6) 図書館資料の郵送サービス【再掲】

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを行います。

また合わせて、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍、オーディオブックの取扱いを充実していき、来館しなくても読書を楽しめる環境づくりを進めます。

(7) 図書館のバリアフリー化の推進

区立図書館は、改修工事等に合わせて、施設のバリアフリー化を進め、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい環境を整備していきます。

また、それぞれの個性や特徴、文化的背景の違いなどを尊重し、理解し合える社会となるよう啓発活動を行い、誰もが心地よく過ごせる図書館づくりを進めます。

その他、区立図書館では、拡大読書器または簡易拡大読書器を設置しています。また、リーディングルーペやリーディングトラッカー※34を希望する方に貸し出しています。

(8) 企画展示や広報の充実

特別支援学校児童の作品展や、青年学級作品展など近隣の学校や施設の子どもによる作品展示を実施することで、子どもたちの来館増につなげ

※は、p.75 の〈用語説明〉参照

るほか、障害に対する地域の理解と共感を育みます。

また、区立図書館の公式 YouTube チャンネルにて手話つき読み聞かせ等障害に配慮した動画作品を作成・公開していきます。

(9) 日本語を母語としない子どもへの取組

外国語資料の充実を進めるとともに、日本の文化を紹介する図書や日本語学習用図書の充実を図ります。

外国語による区立図書館の利用案内を配布し、図書館内の案内表示等の多言語に対応した整備を進めます。あわせて、幅広い場面でやさしい日本語の使用に努め、理解しやすく、相談しやすい図書館環境を整備していきます。

日本語を母語としない親子や外国語に関心のある日本人親子向けに、外国語を取り入れたおはなし会等を実施し、互いの文化や言語を知る機会を提供します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害等に配慮した資料の点数（点）	20,776	22,900
障害等に配慮した事業の実施回数（回）	—	15
日本語を母語としない子どもに配慮した事業の実施回数（回）	—	20

■多様な子どもの読書活動推進のための事例

光が丘図書館のりんごの棚

▲手話つき動画

◀練馬区立図書館公式 YouTube チャンネル

6　子どもに寄り添った図書館づくりの推進

(1) 児童・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進　新規

区立図書館では、アンケート等を通じ、よりよい図書館づくりのために児童・青少年の意見を積極的に取り入れていきます。また、図書展示やポップづくり、イベントの企画実施まで子どもの主体的な図書館づくりへの参画を推進します。

(2) 図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援

区立図書館が主催する外国語のおはなし会や手話つきおはなし会などの事業において、中学校・高校等の図書委員や英語部、手話部、ボランティア部等の生徒と連携して、青少年の主体的な参加を応援します。

(3) 練馬区子ども読書活動推進会議の開催

普段から子どもや子どもの読書に関わりの深い、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議を開催し、練馬区子ども読書活動推進計画の取組内容や進捗についての意見を聞き、施策に活かします。

■中高生年代による区立図書館の青少年コーナーづくりの事例

大泉図書館
ボランティア部による館内装飾づくり

南田中図書館
ユースサポーターによる本の福袋づくり

■中高生年代による区立図書館事業への参加

稲荷山図書館
三原台中学校英語部による
えいごのおはなし会

貫井図書館
富士見高等学校図書委員による
スペシャルおはなし会

■練馬子ども議会

練馬子ども議会は、中学生が日頃疑問に思っていることや、意見を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催しています。令和５年度には、どうすれば中高生の図書館利用が増えるかについても提言発表がなされました。

Ⅳ　地域

5年後の目標

区立図書館、関係機関、団体等が連携し、地域に根ざしたそれぞれの特色を活かした支援を行うことで、読書活動を充実させます。

現状と課題

区立図書館では多くのボランティアが読み聞かせ等に参加しています。令和5年度の区立図書館におけるボランティアの活動回数は 1,683 回であり、直近の5年間で最多となりました。区立図書館におけるボランティアの活動人数は 7,650 人であり、おおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。引き続きボランティアと協力し、子どもたちに本の楽しさを知る機会を提供していきます。

地域のいたるところで本に触れられる機会を創出していくことが求められています。区内の地域文庫は地域の子どもたちや親子に向けて無償で本の貸出しを行うなど、子どもの読書活動支援を活発に行っています。また、地域のさまざまな施設で図書館と連携した事業を行い、特色ある企画を展開しています。多様な子どもたちへの読書活動の支援が求められるなか、区立図書館は積極的に館外に出向いて、家庭・地域・学校・関係団体との連携を強化していきます。

取組内容

1　地域施設での読書活動の推進

（1）地域施設へのアウトリーチの充実　新規

子どもたちが通いなれた場所で本に親しむことができるよう、図書館から保育園、児童館、子育てのひろば等の子育て関連施設や、放課後等デイサービスなどの福祉施設に出向き出張おはなし会を行うなど、図書館のアウトリーチを充実させます。

また、図書館のリサイクル本等を活用した出張本棚を地域施設に設置するなど、まちのいたるところで本に触れあえる機会創出を検討していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数（回）	―	30

こどもと本のひろば
放課後等デイサービス「たまみずき石神井」への出張おはなし会

平和台図書館
須賀神社で行われた平和台一丁目町会主催「ふるさと祭り」に出演

(2) 地域施設の読書環境の整備

児童館・学童クラブ・ひろば事業や地区区民館等と連携し、地域施設での読書案内等の広報物を配布し、子どもたちの読書意欲を高めます。また、図書館のリサイクル本の配布を行い、地域施設の読書環境の充実への支援を行います。

上記施設のほか、多くの施設で図書の閲覧コーナー等を設置し、子どもやその保護者の読書活動を推進しています。

男女共同参画センター図書・資料室では、男女共同参画関係の資料を所蔵しています。また、親子で読書を楽しめるよう絵本コーナーを設置しているほか、子育て中の保護者向けに保育付きブックタイム事業を月 1 回実施しています。

石神井公園ふるさと文化館では交流ライブラリーで、練馬区の歴史・民俗・自然などに関係する図書の閲覧・学習ができるほか、事業として絵本の読み聞かせなども行っています。

リサイクルセンターでは、環境・リサイクル活動に役立つ図書の閲覧・貸出しや情報パネル等を展示しています。

2　多様な子どもへの支援

(1) 働くことへの不安を持つ若者への支援　新規

ねりま若者サポートステーション※35と連携し、図書館での職場体験を行い、働くための一歩を踏み出したい若者への支援を行います。

(2) 不登校状態にある子どもへの読書支援　リーディング　新規

さまざまな理由で学校へ行けない子どもたちのため、学校教育支援センターで実施するフリーマインド、トライ※36や居場所支援事業等で団体貸出や図書館職員によるブックトークを促進し、読書活動の支援を充実します。

(3) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援　リーディング　新規

区で実施している「こども日本語教室※37」と連携し、日本語を母語としない子どもへの読書の啓発を行います。

また、区立図書館で実施する外国語のおはなし会の開催に際して、多言語での周知を行う他、多様な外国語資料の収集を進め、日本語を母語としない子どもが絵本に触れる機会の充実に努めます。

(4) 居場所を必要とする子どもに向けた読書活動の支援　リーディング　新規

区立図書館では、中３勉強会※38の取組を支援し、学習場所の提供、職業や進路等に関する図書の団体貸出を行っています。

新たな取り組みとしてアンサンブル※39と連携し、団体貸出や図書館職員によるブックトーク等を実施するとともに、職場体験の受入や館内装飾物等の工作など図書館事業への協力依頼を検討します。また推薦図書リスト等を配布し、読書機会の充実に努めます。

こども食堂へリサイクル本の配布や出張おはなし会を行うことで、子どもたちへの読書活動の支援を行います。また、図書館ではこども食堂への理解促進のための企画展示を実施します。

児童館で行う「中高生の居場所づくり」事業※40と連携し、団体貸出や図

※は、p.75 の〈用語説明〉参照

書館における中高生向けのイベント紹介を行うことで中高生への読書活動支援を行います。

(5) 矯正施設にいる子どもの読書活動の支援　新規

東京法務少年支援センターと連携し、鑑別所に入所する子どもたちの健全育成への支援を行います。団体貸出やリサイクル本の配布により、読書に親しむ機会の提供を行います。

3　関係機関との連携・取組の推進

(1) 地域文庫等との協働

練馬区には個人宅や保健相談所等の地域の施設において、図書の貸出しやよみきかせ等を行っている地域文庫が多数あります。図書館と文庫等の交流会を定期的に実施して情報交換を図るほか、図書館職員による地域文庫への出張おはなし会を行う等連携を深めていきます。

また、著作権の基礎知識や本の補修方法についてなど地域文庫活動に役立つテーマの講習会を行ったり、本の長期貸出しを行う文庫助成事業を通じて地域文庫活動を支援します。

区立図書館では地域文庫等との協働で年齢別のおすすめブックリスト「よんでみようこんなほん」を発行しています。1982 年（昭和 57 年）の第一回発行以来、40 年以上にわたり継続して推薦図書の紹介をしており、地域の子どもたちの読書を支えています。

■よんでみようこんなほん

区立図書館では、毎年一回、地域文庫と図書館が協力しておすすめの本を選び、「よんでみようこんなほん」という推薦図書リストを作成しています。

■地域文庫（ロールパン文庫）での読み聞かせの様子

（2）保健相談所との連携

保健相談所では、区立図書館と連携して乳児期にブックスタートの引換券を配布しています。乳幼児とその保護者を対象とするイベントを保健師、管理栄養士、歯科衛生士と連携して実施することで、絵本やおはなしの楽しさを感じるきっかけを作るだけでなく、保護者に対する育児支援を行います。

（3）地域施設・商店街等との連携

乳幼児や児童、青少年に関わる地域施設との連携を図り、子どもたちが読書に親しめる機会を提供します。

商店街や町会等で実施する地域のお祭りやイベントと連携して、おはなし会やリサイクル本の頒布会、パネル展示等を行います。また、区内大学と連携し、大学生や大学施設を活用した図書館事業を展開し、まちに根ざした図書館として地域住民とのつながりを大切にします。

（4）読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業 新規

活動場所を求めている地域の読み聞かせ等ボランティアと、子どもたちに読み聞かせなどを実施したいと考えている施設の需要と供給を結びつける取組を始めます。図書館以外で研修を受けた読み聞かせ等ボランティアについても、希望者にボランティアフォロー講習会を案内し、講習会後にボランティア同士の交流の場を持つことを検討します。

4　読書活動推進の基盤づくり

ブックスタート事業や本の探検ラリーは区立図書館が区民団体に委託をして成り立っている事業です。また、おはなし会等にも多くのボランティアが協力しています。

区立図書館では、読み聞かせボランティアの養成講習会、既存ボランティアのフォローアップ講習会、ブックスタートスタッフ向けの講習会等、子どもの読書に関わる人材の育成のための講習会を実施し、子どもの読書に関わる人材のスキルアップを図ることで読書活動推進の基盤を強化していきます。また、布の絵本製作団体や音訳ボランティア等と連携し、誰もが楽しめる資料を充実していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,683	1,800
区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,650	8,500

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目　担当課一覧表

取組項目	担当課
Ⅰ　家庭	
施策１　ブックスタート事業の充実	
取組事業	
ブックスタート事業の充実	光が丘図書館 各保健相談所
施策２　家読（うちどく）の推進	
取組事業	
(1)　乳幼児と保護者に向けた事業	光が丘図書館 在宅育児支援担当課 こども施策企画課 青少年課
(2)　未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備	光が丘図書館 教育指導課 保育課
(3)　小学生への啓発活動（家読ノートの配布）	光が丘図書館 教育指導課
(4)　中高生年代に向けた事業	光が丘図書館
(5)　図書館資料の郵送サービス	光が丘図書館
施策３　家庭読書に適した資料の充実	
取組事業	
(1)　電子図書館サービスの充実	光が丘図書館
(2)　各年代向けの家庭読書に適した資料の充実	
(3)　動画コンテンツの充実	
Ⅱ　学校	
施策１　学校図書館の充実	
取組事業	
(1)　学校図書館の利活用の促進	光が丘図書館 教育指導課
(2)　児童生徒による学校図書館づくり支援	教育指導課
(3)　学校図書館の地域活用	子育て支援課
(4)　放課後における読書活動の推進	子育て支援課

施策２　小中学校における読書指導の充実		
取組事業		
(1)　電子書籍の授業での利活用		光が丘図書館 教育指導課
(2)　児童生徒への情報発信の充実		光が丘図書館 教育指導課
(3)　区立図書館による学校支援の充実		光が丘図書館 教育指導課
(4)　地域資料のデジタルアーカイブ化		光が丘図書館
(5)　区立図書館による特別支援学校等への支援の充実		光が丘図書館 教育指導課
(6)　児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実		光が丘図書館
施策３　高校生年代への読書活動の啓発		
取組事業		
(1)　区内高校等への情報発信の強化		光が丘図書館
(2)　高校生年代による図書情報の発信		
(3)　高校生の奉仕活動等の積極的な受入れ		
Ⅲ　図書館		
施策１　子どもに身近な読書環境の整備		
取組事業		
(1)　子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保		光が丘図書館
(2)　電子図書館サービスの充実		
(3)　図書館ホームページの充実		
(4)　図書館の利便性の向上		
施策２　読書活動への関心を高める事業の充実		
取組事業		
(1)　多様な読書事業の推進		光が丘図書館
(2)　魅力ある図書展示の実施		
施策３　中高生年代の読書活動の推進		
取組事業		
(1)　中高生年代の読書環境の整備		光が丘図書館
(2)　情報発信の充実		
(3)　多様な読書事業の推進		
(4)　部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利活用		

施策４　読書活動に関わる人材の技能向上		
取組事業		
読書活動に関わる人材の技能向上		光が丘図書館 教育指導課 学務課 保育課
施策５　多様な子どもの読書活動の推進		
取組事業		
(1)　子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保		光が丘図書館
(2)　障害等に配慮した資料の充実		
(3)　相互貸借の推進		
(4)　布の絵本に親しむ機会の充実		
(5)　障害に配慮した事業の充実		
(6)　図書館資料の郵送サービス		
(7)　図書館のバリアフリー化の推進		
(8)　企画展示や広報の充実		
(9)　日本語を母語としない子どもへの取組		
施策６　子どもに寄り添った図書館づくりの推進		
取組事業		
(1)　青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進		光が丘図書館
(2)　図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援		
(3)　子ども読書活動推進会議の開催		
Ⅳ　地域		
施策１　地域施設での読書活動の推進		
取組事業		
(1)　地域施設へのアウトリーチの充実		光が丘図書館 子育て支援課 在宅育児支援担当課 地域振興課 福祉部管理課 清掃リサイクル課 こども施策企画課

	(2)　地域施設の読書環境の整備	光が丘図書館 子育て支援課 人権・男女共同参画課 文化・生涯学習課 清掃リサイクル課
施策２　多様な子どもへの支援		
	取組事業	
	(1)　働くことへ不安を持つ若者への支援	青少年課
	(2)　不登校状態にある子どもへの読書支援	学校教育支援センター
	(3)　日本語を母語としない子どもの読書活動の支援	光が丘図書館 地域振興課
	(4)　居場所を必要とする子どもに向けた読書活動の支援	光が丘図書館 学校教育支援センター 生活福祉課 協働推進課 子育て支援課
	(5)　矯正施設にいる子どもの読書活動の支援	光が丘図書館
施策３　関係機関との連携・取組の推進		
	取組事業	
	(1)　地域文庫等との協働	光が丘図書館
	(2)　保健相談所との連携	光が丘図書館 各保健相談所
	(3)　地域施設・商店街等との連携	光が丘図書館
	(4)　読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業	光が丘図書館
施策４　読書活動推進の基盤づくり		
	取組事業	
	読書活動推進の基盤づくり	光が丘図書館

＜用語説明＞

注１ （p.8） 不読率
１か月の間に１冊も「本」を読まなかった児童生徒の割合を指す。授業中に読んだものは含まない。「子供読書活動推進に関する調査（東京都教育庁地域教育支援部 令和４年度）（隔年実施）」による。ここでいう「本」とは、教科書、雑誌、図鑑、マンガ、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まず、日本語以外で書かれた本、ケータイ小説やスマートフォンやタブレットパソコン等で読むことのできる電子書籍は含む。また、一斉読書（朝読書や昼読書）などで読んだ本は、冊数として数える。

注２ （p.14） 地域文庫
すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅や地域の施設（保健相談所や幼稚園、児童館等）で継続的に地域の子ども等に無償で図書の貸出しやよみきかせ等を行うもの。

注３ （p.14） ブックスタート
絵本の読み聞かせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談所の４か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、区立図書館で絵本を手渡すほか、読み聞かせやわらべうた、手遊び等を親子で楽しむ。また、近隣子育て支援施設等の紹介を行うことで、地域で安心して子育てができるよう支援している。

注４ （p.14） 本の探検ラリー
会場に用意された本を読んで、本の内容や情報を題材にしたクイズを解く参加型イベント。主に授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、区立図書館を会場としても行う。

注５ （p.14） 練馬こどもカフェ
民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する事業。民間カフェが無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施することで、在宅子育て世帯への支援を行う。

注６ （p.15） 学校図書館運営計画
小中学校ごとに作成する、学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

注 7 （p.15） 読書活動推進のための指導計画
小中学校ごとに作成する、学校全体における読書活動推進の指導計画。学校図書館や区立図書館等の関係者間の連携・調整を効率化し、学校全体としての読書活動をさらに推進するもの。

注 8 （p.15） 団体貸出
学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から 1 団体あたり 300 冊を上限に図書館資料を貸し出すサービス。

注 9 （p.15） 学校図書館管理員
学校図書館運営業務を行うため、区が業務委託した事業者から学校図書館に配置される人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行う。令和 6 年度終了。

注 10 （p.15） 学校図書館支援員
区立図書館が、学校図書館の運営を支援するために、配置する人員。
図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。令和 3 年度終了。

注 11 （p.15） ブックトーク
ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

注 12 （p.15） 学校図書館蔵書管理システム
令和 2 年度までに全区立小中学校に導入を完了し、蔵書管理の効率化とレファレンスの充実を図った。システム導入により、学校図書館における貸出冊数を集計できるようになった。

注 13 （p.15） 学校司書
区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた学校図書館運営を図るために配置する、司書資格等を有する職員。

注 14 （p.16） 読書率
東京都が設定している不読率を用い、100％から不読率を差し引いた数値とし、１か月間に１冊以上本を読んだ子どもの割合を示す。

注 15 （p.17） ビブリオバトル（知的書評合戦）
参加者がおすすめの本の紹介をし、どの本が一番読みたくなったかを競う書評ゲームのこと。

注 16 （p.18） 布の絵本
障害のある子どもたち等のために、布などを用いて作った絵本。フェルト・スナップ・ファスナー・接着テープ・ボタンなどを用いて、さまざまな動作を、遊びながら身に付けることのできる、絵本と教具・遊具の要素を備えたもの。

注 17 （p.20） ライトノベル
表紙や挿絵にアニメ風のイラストを載せた、若者向けエンターテインメント小説。SF やホラー、ミステリー、ファンタジー、恋愛などの要素を、軽い文体でわかりやすく書いたもの。

注 18 （p.38） 家読（うちどく）
「家庭読書」の略称で、家族で同じ本を読み、感じたことなどを話し合う取組。

注 19 （p.40） 子育て学習講座
ＰＴＡや保護者団体、地域活動団体等に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・運営を委託して開催する。

注 20 （p.40） 学校図書館開放指導員の会
学校図書館開放を行う小学校で活動する指導員らにより構成される会。

注 21 （p.40） ねりま遊遊スクール
子どもや保護者等を対象に、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

注 22（p.41） アクセシブルな電子書籍
音声読み上げ機能に対応しているなど、視覚障害者等が自ら読める方式でつくられた電子書籍のこと。

注 23 （p.41） オーディオブック
ナレーターや声優が朗読した本などの音声を、パソコンやスマートフォンで聞くことのできるサービスのこと。

注 24 （p.42） 多読
やさしい難易度の本から辞書を使わずに多くの本を読んで外国語を身につけていく方法のこと。

注 25 （p.45） ひろば事業
放課後などの小学校を活用して、児童がのびのびと過ごせる「ひろば事業」を実施している。学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校の校庭や図書室、学校内のひろば室などで、自主遊びや自主学習、読書などをすることができる。

注 26 （p.52） ぬいぐるみのおとまり会
子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからぬいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、ぬいぐるみが図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、ぬいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にぬいぐるみを返すという流れで実施する。

注 27 （p.56） 音訳ボランティア
視覚障害者に貸し出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 28（p.56） デイジー図書
デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。録音音声だけで構成された音声デイジーや音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジー等がある。デイジーを聞くためには、専用の再生機（プレクストーク）または、専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要になる。

注 29 （p.56） 大活字本
小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 30 （p.56） 視聴覚資料
練馬区立図書館で所蔵する CD、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共 DVD 等の資料。

注 31 （p.56） LL ブック
LL とは、スウェーデン語の Lättläst（英語では easy to read）の略。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意でない方や、知的障害のある方をはじめとした、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

注 32（p.56） りんごの棚
りんごの棚は点字つきのさわる絵本、布の絵本、LL ブック、読書補助具やさまざまな読書手段を紹介する本など、さまざまなアクセシブルな形式の資料が置かれた本棚を指す。1993 年、ス

ウェーデンのヘールネサンド図書館(Härnösand bibliotek)が設置したのがはじまり。1990 年代初頭に、スウェーデン芸術評議会がロンドンの障害児のための図書館を視察した際、そこにあった触ると小さないもむしが顔を出すりんごのおもちゃが、りんごの棚の名称の由来となった。日本では 2013 年に埼玉県小川町立図書館が設置したのが草分けとなり、全国に広がった。

注 33 （p.56） 点字図書館
点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 34 （p.57）リーディングトラッカー
読みたい行に集中できるよう、両隣の行の文字を隠して読み進めるための読書補助具。

注 35（p.63）ねりま若者サポートステーション
就労や進路決定に悩みのある若者等の相談に応じ、自立を支援する機関。

注 36 （p.63）フリーマインド、トライ
不登校の児童・生徒のために学習支援や相談支援等を行う事業。小学生を対象とした事業をフリーマインド、中学生を対象とした事業をトライという。

注 37 （p.63）こども日本語教室
日本語を母語としない小・中学生を対象に、簡単な日本語を学習する教室。

注 38 （p.63）中 3 勉強会
経済的な支援を必要とする世帯の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を支援し、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に行っている勉強会。

注 39 （p.63）アンサンブル
生活保護受給世帯等の子どもに対して、居場所の提供や学習を支援するため、区内 2 か所に設置している支援拠点。

注 40 （p.63）「中高生の居場所づくり」事業
児童館で中高生が過ごせる時間帯を設定し、放課後の居場所とする事業。

資　料　編

資料１　「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言
　　誰もが楽しむ読書活動の推進

資料２　第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

資料３　子どもの読書活動の推進に関する法律

資料４　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

資料５　こども基本法

資料６　練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

資料７　第 11・12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

資料８　練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

資料９　練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

資料 10　子どもの読書に関するアンケートの集計結果

資料 11　読書に関するアンケート（小学５年生版）

資料１

「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言

誰もが楽しむ読書活動の推進

（第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議）
令和６年５月１日

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今まで当たり前だと思っていた私たちの生活スタイルは一変しました。感染症拡大の渦中にあっては学校の休校、図書館や各種児童・青少年施設の休館があり、外出自体が困難な時期もありました。そのため、子ども読書活動を推進するさまざまな取り組みにも影響がありました。

「練馬区学校ＩＣＴ 環境整備計画【令和元年度改定版】」により、令和２年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。コロナ禍において対面活動が制約を受けた一方で、代替的なリモート・オンラインの取り組みが学校教育環境のデジタル化と同時に進みました。子どもたちだけでなく私たち全員が、これまで経験しなかった変化が次々に起こる社会を生きています。そこで必要とされる資質・能力を育む上でも、読書活動はますます重要になっています。

令和２年３月の「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定以来、国や東京都においても、さまざまなかたちで読書環境の整備が進められてきました。

令和２年度から小学校、令和３年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

令和３年３月の「第四次東京都子供読書活動推進計画」では、上述の学習指導要領を踏まえて、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指していくとあります。また、「子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。」としています。

昨年（令和５年）、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しました。この改訂により、電子書籍の利用促進や図書館のＤＸ（デジタ

ルトランスフォーメーション）[1]、子どもの視点に立った読書活動等を推進していく姿勢が鮮明になりました。また、「都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、法律第９条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。」とあります。練馬区が、社会情勢の変化に対応していきながら、ひきつづき「子ども読書活動推進計画」を策定することは、社会全体の要請でもあります。

練馬区でも、第四次計画策定以来、読書環境の充実に力を注いできました。令和４年３月に「練馬区教育振興基本計画　令和４年度（２０２２ 年度）～８年度（２０２６ 年度)」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ることを目標としています。

さらに同年 11 月には「これからの図書館構想」を策定し、おおむね 10 年後の練馬区立図書館の将来像を示しました。その理念は「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」であり、目指す将来像として、「世界の情報、知識を届ける」、「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」、「交流が生まれ、新たな知が創造される」、「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の４つを掲げています。

第四次計画を推進していく中で、乳幼児への資料の貸出冊数や小学校の学校図書館における貸出冊数など、当初の目標値を上回る多くの成果が生まれました。第四次計画策定に向けた提言では、「子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります」とうたわれています。これは、第五次計画においても受け継いでいくべき理念です。一方で、中高生年代の不読率のさらなる低減や、電子書籍の導入、多様な事情を抱えた子どもたちのための読書環境の整備など対応の迫られる課題も明らかになりました。

私たち第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議では、国・東京都の取組や「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、「これからの図書館構想」等、各計画との整合性を図りながら、「第五次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、ここに以下の３点からなる提言をいたします。

---

[1] 令和４年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第４回)、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「ＤＸ」とは、図書館がデータとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

１　自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢の獲得

子どもは、さまざまな本との出会いを通じて、言葉を覚え、情緒を育み、創造力を高めていきます。乳幼児期からの読書習慣の形成により、本に触れる楽しみを知り、主体的に学ぶ姿勢を身につけることで、生涯にわたって、未来を切り拓く資質と能力を獲得していきます。そのためには、乳幼児期から青年期までの、発達段階に応じた読書習慣の形成を促すとともに、読書に関する発達段階ごとの特徴をとらえた、切れ目のない取り組みの推進を図る必要があります。

(1) 乳幼児の読書活動の推進

人が初めて読書を体験する時期として、乳幼児期の読書活動は重要です。第四次計画では、乳幼児期の読書活動として、家庭での読書活動の推進、絵本等に親しむための事業の充実、親子が共に楽しめる読書環境の整備などに取り組んできました。これらの取り組みをひきつづき行うとともに、乳幼児のいる保護者も読書ができるような環境に留意することも大切です。小さい子どもをつれて図書館に行くことは容易ではありません。病気や障害があって図書館に来館することが困難な子どももいます。困難をかかえる子どもたちとその保護者は孤立しがちです。子どもだけでなく、保護者も楽しめるような工夫や、保護者同士が繋がることができる取り組みも重要です。

保護者と子どもが利用しやすい環境の整備とサービスのあり方を、ひきつづき検討していく必要があります。

(2) 小中学生の読書活動の推進

令和２年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒に、タブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。また適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小中学校の学校図書館に蔵書管理システムが導入されました。令和３年度から、全ての区立小中学校の学校図書館に学校図書館管理員が配置され、学校図書館の運営を支援しています。令和４年度には、読書活動推進のための指導計画が区立小中学校で作成されました。

「タブレットパソコン」については、学校現場もそれぞれ試行錯誤しながら利用を進めています。タブレットパソコンは電子書籍の導入などにより、読書の方法の多様化につながるさらなる可能性を秘めています。例えば、タブレットパソコンを使って、学級文庫の補完に使用できれば、朝の読書活動などに活用できます。また、調べ学習に使ったり、本の感想を共有したり、チャットルームのようなコミュニティがで

きる可能性もあり、読書推進の有力なツールとなる可能性があります。しかしながら、現状では、タブレットパソコンと学校図書館、読書と関わるものがリンクしていないという課題があります。

学校図書館が常に開いていて利用できる状態を目指してほしい、学校図書館が児童生徒にとって、楽しい場所になるように望む、といった意見もありました。ひきつづき学校図書館の人的配置の検討を望みます。

小学生は、文字を覚え、本を自ら読むことができるようになり、読書習慣を定着するのに重要な時期です。この世代は、本を読む機会には比較的恵まれていますが、さらに小学生の読書に関する興味関心を喚起するなどの施策が必要です。

中学生になると、大人並みに読書をする子どももいれば、本から遠ざかる子どももいます。読書活動推進にあたっては、さまざまなアプローチが必要です。例えば、本に興味のない子どもに、本との出会いの場を確保する、先生や友達や親でもない別の大人と関わる機会の提供も考えられます。

本が好きな子どもたちがいろいろなイベントを企画する、本を読まない友達に働きかけるといった機会は、自己実現の場にもなります。大人ではなく子どもたちが主体的に何かを発信する場であったり、教室に居づらい子どもたちの居場所であったり、子どもたちに光を当てる場所であるというのも図書館の役割だと考えます。

(3) 高校生年代の読書活動の推進

国の調査によれば、「小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から３年度、全国一斉休業等を経て上昇」しており、特に高校生年代の不読率は依然として高い水準にあります。そのため高校生年代が、本への興味や読書の楽しさを実感し、読書習慣を形成する読書環境の整備はひきつづき必要です。

高校生年代は、大人からの押しつけでは動かない、また学習意欲の差が大きい多様な世代でもあります。そのため、高校生年代と一括りにして一律の施策で進めていくのは難しいと考えます。読書活動の推進にあたっては、さまざまな情報媒体を用いた情報発信が重要であると同時に、図書館という空間を活かした読書環境づくりも大切です。

高校生年代が興味のありそうな分野だけに注力して世界を狭めるのではなく、何らかの興味を糸口に読書へと誘導しつつ、多角的な視野で読書推進を進めていくことが重要です。

２　誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備

障害のある子どもや日本語を母語としない子どもの他、経済的理由により読書行為がなおざりにされがちな子どもなど、さまざまな事情を抱えた子どもたちがいます。一人ひとりに合わせた読書環境の充実に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成にとって重要です。

また、子どもが図書館内で大きな声を出して他の利用者へ迷惑になることを保護者が心配して、図書館の利用を控えるケースがあります。声を出しても良い時間やスペースを設けるなどして、すべての子どもと保護者が安心して楽しく図書館を利用できるようにする取り組みを充実させる必要があります。

⑴　障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもの読書活動の推進にあたっては、それぞれの特性に応じたニーズが存在します。それに対応できるよう、読書環境の充実を柔軟に図ることが必要です。また、障害のある子どもへの理解を深める取組を行うことも図書館の役割の一つと考えます。多様な読書のあり方を図書館が工夫し提示することで、ひとりでも多くの子どもが本に親しむことができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

⑵　日本語を母語としない子どもの読書活動の推進

練馬区には、外国にルーツを持つ多くの区民が住んでいます。その中には日本語を母語としない子どもたちが多くいます。日本語を母語としない子どもたちの読書活動の推進にあたっては、さまざまな言語で対応することも重要ですが、簡単な日本語での対応も必要です。絵本や漫画など、わかりやすい日本語の学習資料も日本語の習得を助ける教材として有効であると考えます。日本語を母語としない子どもたちが図書館を利用しやすいように、ひきつづき情報発信、外国語図書の収集、外国語によるよみきかせ等を実施し、読書環境の整備に努めていただきたいと思います。言語の多様性に子どものころから触れることにより、日本語を母語とする子どもたちにとっても世界を広げる機会となることでしょう。

⑶　支援を必要とする多様な子どもたちへの読書活動の推進

家庭環境、経済的な理由等で、支援が必要な多様な子どもたちがいます。図書館はこうした子どもたちの居場所として機能しつづけてほしいと思います。

あわせて、こうした子どもたちに対し、支援活動を行っている団体、施設の理解を促進するための情報提供を行うことや、団体貸出や読み聞かせ、本棚の設置等を通して、本に親しむことのできる環境の整備を行っていただきたいと思います。

3　子どもの視点に立った読書活動とコミュニティづくりの推進

子どもの読書活動を推進していく上で、まず重要なのは「子どものことを理解する」ことです。そのために子ども自身の意見に耳を傾ける必要があります。そして、子どもの読書に対する意見を本格的に把握するためには、年齢や利用頻度などに合わせて相応しい調査方法で実施する必要があります。また、学校等に協力をお願いして、図書委員など本好きの子どもに聞く方法もあれば、アンケートなどの方法で子どもたちの意見を聞くといったさまざまな方法が考えられます。子どもの読書活動の推進にあたり、子どもたちの意見が適切に反映されるよう更なる工夫が必要です。

また、これまでの第一次から第四次までの推進計画で、区はさまざまな関係機関、団体等との連携を推進してきましたが、効果的に子どもの読書活動を推進していくために、さらに連携を図りながら、それぞれの組織、団体の強みを活かした連携を進めてください。

子どもの読書活動を推進していくには、ボランティアの力は欠かすことができません。ひきつづき、ボランティア養成講座などを実施し、ボランティアの担い手を広げるとともに、研修会等を開催して、ボランティアのスキルアップを図り、協働による事業をさらに推進してください。

結びに

子どもの読書活動を推進していくためには、練馬区や関係機関における環境整備と趣向を凝らした取組が必要なのはもちろんのことですが、さらに重要なのは、この問題に対する地域の理解と地域ぐるみでの支援だと考えます。

練馬区の子どもの誰もが、障害の有無や家庭環境による制約を受けることなく、読書を楽しむことで、しなやかに生きる力を育むことができる未来が実現できるよう願ってやみません。

資料２

第五次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

日　程	実施事項	実施・検討内容
令和６年６月 25 日	第１回検討委員会	○第四次計画の検証 ○提言書の報告 ○第五次計画の策定スケジュールおよび進め方の確認 ○第五次計画策定の基本的考え方の確認
8 月 22 日	第２回検討委員会	○第五次計画素案のたたき台の検討
10 月 29 日	第３回検討委員会	○第五次計画素案の検討
12 月 11 日～ 令和７年１月 15 日	区民意見反映（パブリックコメント）制度	
2 月 10 日	第４回検討委員会	○第五次計画案のまとめ

資料３

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この法律は、公布の日から施行する。

資料４

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本計画等（第七条・第八条）
第三章　基本的施策（第九条―第十七条）
第四章　協議の場等（第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

２　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

３　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な
等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電

子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な

利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

資料5

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本的施策（第九条―第十六条）
第三章　こども政策推進会議（第十七条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
（国の責務）
第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業主の努力）
第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
（国民の努力）
第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。
（年次報告）
第八条　政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
２　前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
一　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況
第二章　基本的施策
（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。
２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　こども施策に関する基本的な方針
二　こども施策に関する重要事項
三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
６　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
７　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
（都道府県こども計画等）
第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

４　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条　国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条　政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条　こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　こども大綱の案を作成すること。
二　前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
三　こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
四　前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
３　会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
（組織等）
第十八条　会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
３　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二　会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
（資料提出の要求等）
第十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第二十条　前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。
（検討）
第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

資料６

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年８月３日
練教光図発第97号

（設置）

第１条　練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

⑴　推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。

⑵　関係機関・団体の連携および協力に関すること。

⑶　練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。

⑷　その他子ども読書活動の推進に関すること。

（構成）

第３条　推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

⑴　学識経験者　１名

⑵　子ども読書活動推進団体関係者　２名

⑶　図書館関係民間団体関係者　１名

⑷　練馬区の区域内（以下「区内」という。）の幼稚園関係者　１名

⑸　区内の小・中学校関係者　２名

⑹　区内の特別支援学校関係者　１名

⑺　公募区民　５名以内

（任期）

第４条　前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長および副座長）

第５条　推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

２　座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議は、座長が招集する。

２　座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成16年８月３日から施行する。

付　則（平成19年７月31日19練教光図第553号）

この要綱は、平成19年７月31日から施行する。

付　則（平成20年３月27日19練教光図第1708号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成21年10月31日21練教光図第1175号）

この要綱は、平成21年11月１日から施行する。

付　則（平成23年４月25日23練教光図第174号）

この要綱は、平成23年５月１日から施行する。

付　則（平成25年５月24日25練教光図第414号）

この要綱は、平成25年７月６日から施行する。

付　則（平成27年７月10日27練教光図第1046号）

この要綱は、平成27年７月10日から施行する。

付　則（平成29年８月23日29練教光図第973号）

この要綱は、平成29年11月６日から施行する。

資料７

第 11 期・第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	林　　玲 美	学識経験者	武蔵大学社会学部教授	
副座長	木村　典子	子ども読書活動推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	
副座長	工藤　靜子		ねりま子どもと本ネットワーク	令和５年10月31日まで
副座長	熊丸　高雄		練馬区立こども発達支援センター	令和５年11月１日から
委員	塙　　靖 沖	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	令和５年10月31日まで
委員	工藤香矢子		練馬区立南大泉図書館長	令和５年11月１日から
委員	橋爪　千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	令和６年３月31日まで
委員	相澤まさみ			令和６年４月１日から
委員	境野　宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	令和４年３月31日まで
委員	関根　信人		練馬区立練馬小学校長	令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで
委員	坪倉　一雄		練馬区立豊玉第二小学校長	令和５年４月１日から
委員	荒井　友香	区内中学校	練馬区立石神井西中学校長	令和４年３月31日まで
委員	池田　和彦		練馬区立大泉桜学園校長	令和４年４月１日から 令和６年３月31日まで
委員	遠藤　正樹		練馬区立大泉第二中学校長	令和６年４月１日から
委員	慶 野 直 美	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	乾　喜一郎	公募区民		令和５年10月31日まで
委員	内田　啓美			
委員	及川　玲子			令和５年10月31日まで
委員	河合　麻子			令和５年10月31日まで
委員	中村　明子			
委員	降簱　美月			令和５年11月１日から

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】
第 11 期 … 令和３年 11 月１日から令和５年 10 月 31 日まで
第 10 期 … 令和５年 11 月１日から令和７年 10 月 31 日まで

※役職は在任当時

資料８

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年６月21日
練教光図発第68号

（設置）
第１条　練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（構成）
第２条　委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
２　委員長は、教育振興部長とする。
３　副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
（会議）
第３条　委員会は、委員長が招集し、主宰する。
２　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
（所掌事項）
第４条　委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。
(1)　計画の策定に関すること。
(2)　計画案の作成に関すること。
(3)　その他委員長が必要と認めた事項。
（作業部会）
第５条　委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。
２　作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。
（庶務）
第６条　委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付　則

この要綱は、平成15年６月12日から施行する。

付　則（平成20年６月13日20練教光図第433号）

この要綱は、平成20年６月13日から施行する。

付　則（平成25年８月31日25練教光図第1059号）

この要綱は、平成25年９月１日から施行する。

別表（第２条関係）

教育振興部長（委員長）
教育振興部光が丘図書館長（副委員長）
企画部企画課長
健康部保健相談所長（１名）
教育振興部教育指導課長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部青少年課長
区立幼稚園長（１名）
区立小学校長（１名）
区立中学校長（１名）
【11名】

資料９

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	三浦　康彰	教育振興部長	令和６年６月30日まで
委員長	佐川　広		令和６年７月１日から
副委員長	小原　敦子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	清水　輝一	企画部企画課長 （区政改革担当部長事務取扱）	
委員	佐藤　一江	健康部豊玉保健相談所長	
委員	山本　浩司	教育振興部教育指導課長	
委員	脇　太郎	こども家庭部子育て支援課長	
委員	岡村　大輔	こども家庭部保育課長	
委員	小島　芳一	こども家庭部青少年課長	
委員	金子　洋子	北大泉幼稚園長	
委員	坪倉　一雄	豊玉第二小学校長	
委員	遠藤　正樹	大泉第二中学校長	

資料　10

子どもの読書に関するアンケートの集計結果について

1　目的

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる必要性が示された。本アンケート調査はこの方針を踏まえ、子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的としたものである。

2　対象

練馬区内の全区立小中学校に通う、小学２年生、小学５年生、中学２年生

練馬区内の都立高等学校に通う生徒

（石神井　１・２年生、練馬　１・２・３年生、光丘　２年生、田柄　２年生）

3　実施期間

令和６年７月 11 日から７月 19 日まで（区立小中学校）

令和６年９月２日から９月 26 日まで（都立高等学校）

4　実施方法

小学校、中学校では、対象学年の生徒あてにアンケート周知の用紙を配付し、記載した QR コードをタブレットやスマートフォンで読み取り、電子上で回答する方法を用いた。多くの生徒に回答してもらえるよう、事前に各校長を通じて、授業などで取り扱っていただくように依頼した。

高校では、QR コードを記載した紙や電子媒体で周知を行い、タブレットやスマートフォンで回答できるよう工夫した。

5　回答状況

	回答率
小学２年生（対象者 5,528 人、うち回答者 2,949 人）	53.3 %
小学５年生（対象者 5,577 人、うち回答者 3,507 人）	62.9 %
中学２年生（対象者 4,450 人、うち回答者 2,657 人）	59.7 %
高校生　　（対象者 1,589 人、うち回答者 861 人）	54.2 %
全　体　　小中学生の対象者 15,555 人、うち回答者 9,113 人	58.6 %
小中学生、高校生の対象者数 17,144 人	
うち回答者数　9,974 人	58.2 %

6　その他

質問内容については、単に読書の好き嫌いを問うだけでなく、好きになったきっかけや嫌いな理由などにも言及した。また、練馬区立図書館に限らず、学校図書館の利用状況など、より詳細なデータ収集が行えるよう精査した。

アンケートの項目は、「練馬区子ども読書活動推進会議」にて検討の上、決定した。

読書アンケート集計結果

問１　学年および回答状況

学年	対象人数	うち回答者数	回答率
小学２年生	5,528	2,949	53.3%
小学５年生	5,577	3,507	62.9%
中学２年生	4,450	2,657	59.7%
高校生	1,589	861	54.2%
全体	**17,144**	**9,974**	**58.2%**

対象者

区立小・中学校
小学２年生・５年生
中学２年生
都立高等学校（区内４校）
石神井・練馬・光丘・
田柄高等学校

問２－１　あなたは本（マンガや電子書籍も含む）を読むことが好きですか。（n=9,974/SA）

（単一回答）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
好き	1,821	2,162	1,511	407
どちらかというと、好き	785	923	704	262
どちらかというと、嫌い	193	301	306	121
嫌い	106	109	128	67
未回答	44	12	8	4

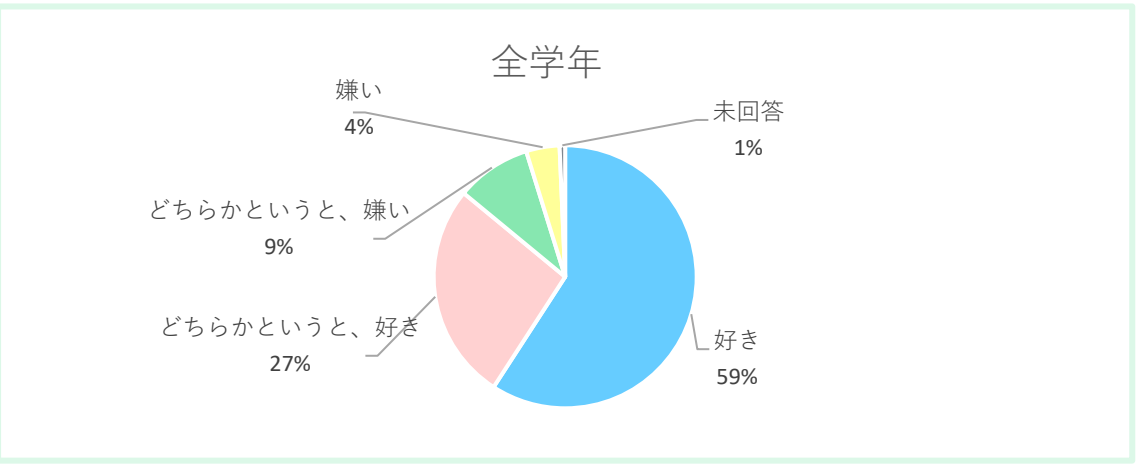

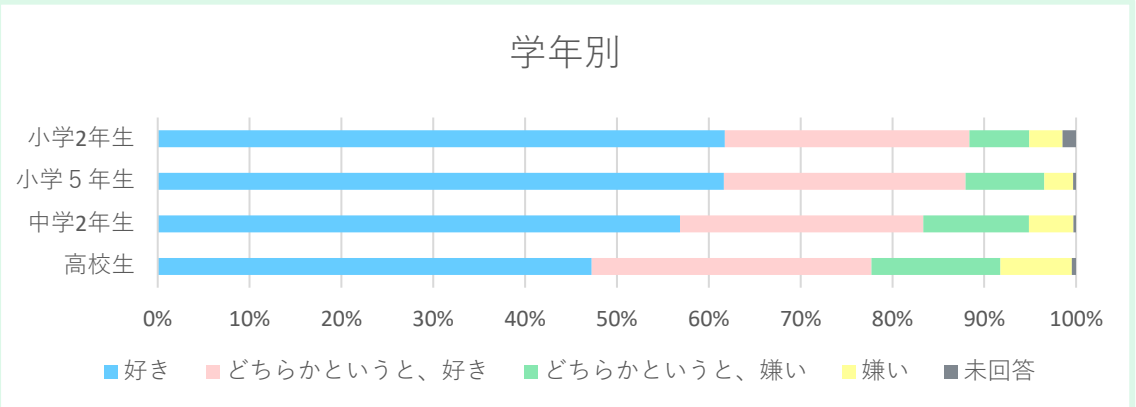

問２－２　本を読むことが好きなのは、なぜですか。（n=8,575/MA）

（問２－１で「好き」「どちらかというと、好き」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
自分では経験できないことを経験している気分になれるから	744	1,071	858	203
現実を忘れて本の世界に入りこむことができるから	939	1,830	1,436	359
今まで知らなかった新しいことが学べるから	1,330	1,362	828	213
好きなことについて詳しく分かるから	1,006	1,272	850	184
時間つぶしになるから	767	1,242	1,219	290
その他	172	228	109	15
未回答	60	60	10	6

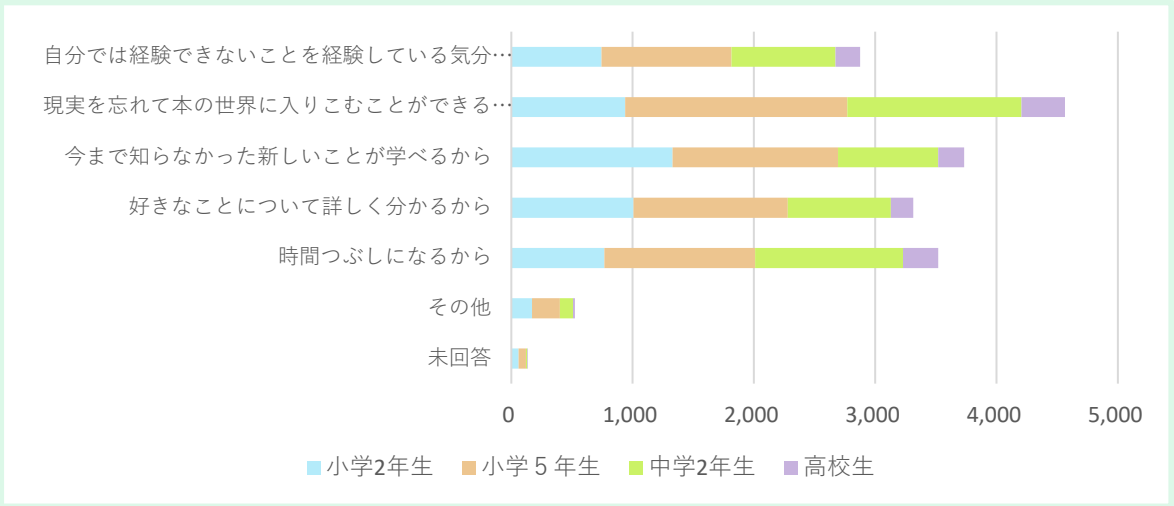

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●新しいきもちになれるから●いろいろなさくしゃが、考えた、（書いた）ほんがおもしろいから●ねるときに読むとねれるからです。●本はわたしのたからもので、おもしろいものがたくさんあるから。●この後どうなるのかなとわくわくするから●良い言葉を知れるから。

【小学５年生】●漢字を覚えたりできる。●その後を予想することが楽しいから。●漫画を読むのが好きだから。●いつも本を読むと、時間を忘れるくらい、のめりこめるから●頭も良くなるし楽しく読めるから。●小説家が好きだから

【中学２年生】●推しがいるから。●ゲームしないときの暇つぶし●面白くて没頭できるから好き●普段生活していて分からないことにも視野を広げられるから。場所や時間を超えてたくさんのことが感じられるから。悲しい、嬉しい、感動などたくさんの感情になることができるから。●よくわからないけれど、ワクワクしてウズウズするから。

【高校生】●わくわくしたり、感動したり、色々な感情になれるのが楽しいから●映画やドラマなどの原作を知ることができるから●漫画のジャンルなどによっては面白い物がたくさんあるから

問２－３　本が好きになったきっかけは何ですか。（n=8,575/MA）

（問２－１で「好き」「どちらかというと、好き」を選んだ回答者のみ、複数回答可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
身近な人に読んでもらった	616	644	371	94
本屋さんや図書館に連れて行ってもらった	1,017	1,296	840	138
家に本があった	1,359	1,857	1,271	298
本をプレゼントしてもらった	733	947	575	76
家族がよく本を読んでいた	614	619	408	95
家族にすすめられた	347	700	550	83
先生にすすめられた	123	106	70	9
学校図書館（図書室）ですすめられた	419	361	213	48
本が好きな友達がいた	434	686	525	113
その他	231	399	299	94
未回答	72	27	16	10

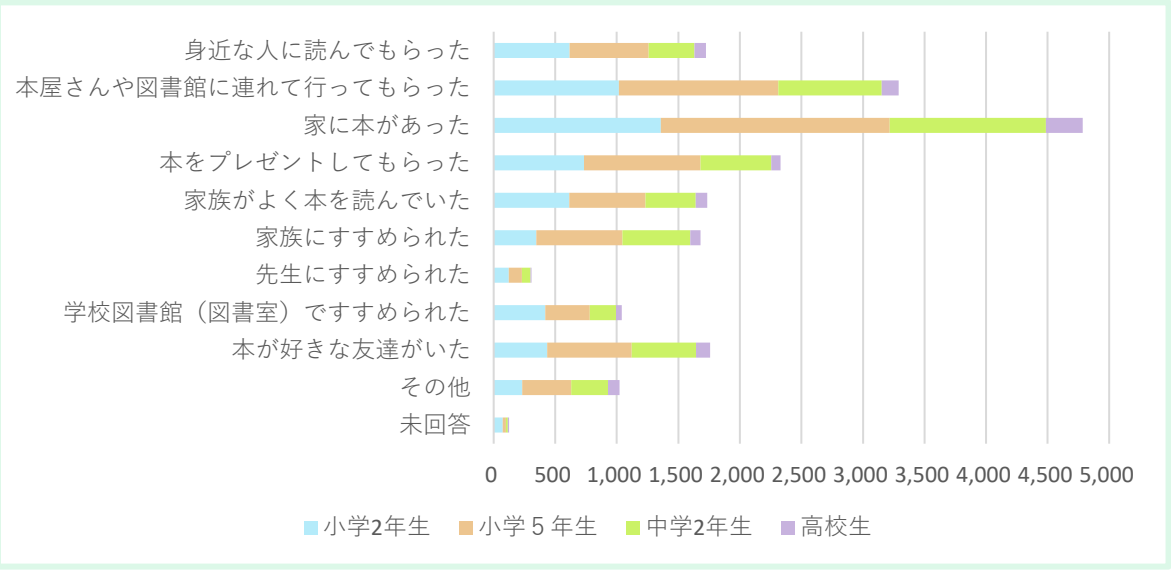

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●1 年生のとき読書カードでたくさん読んだから ●１歳の時から母が毎日寝る時に読み聞かせをしているから

【小学５年生】●好きな漫画のノベライズや二次創作があったから ●本屋で面白そうな本があったから ●読書旬間中にたくさん本を読んだから

【中学２年生】●YouTube の本の紹介を見て好きになった。●低学年の頃に通っていた学童に、本や漫画がたくさんあったこと。●暇つぶしに本屋に行ったら興味が出てきてそこから好きになった

【高校生】●アニメから興味が湧いた ●アニメ化されたので原作を読んだ●中学の朝読書●小学校の読書時間

問２－４　本を読むことが嫌いなのは、なぜですか。（n=1,331/MA）

（問２－１で「嫌い」「どちらかというと、嫌い」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
文字を読むのが苦手だから	129	204	180	85
面白いと感じないから	77	117	180	46
難しくてよくわからないから	85	102	112	37
面倒だから	92	199	287	116
家族も本を読まないから	29	26	42	17
その他	12	17	19	6
未回答	14	6	6	1

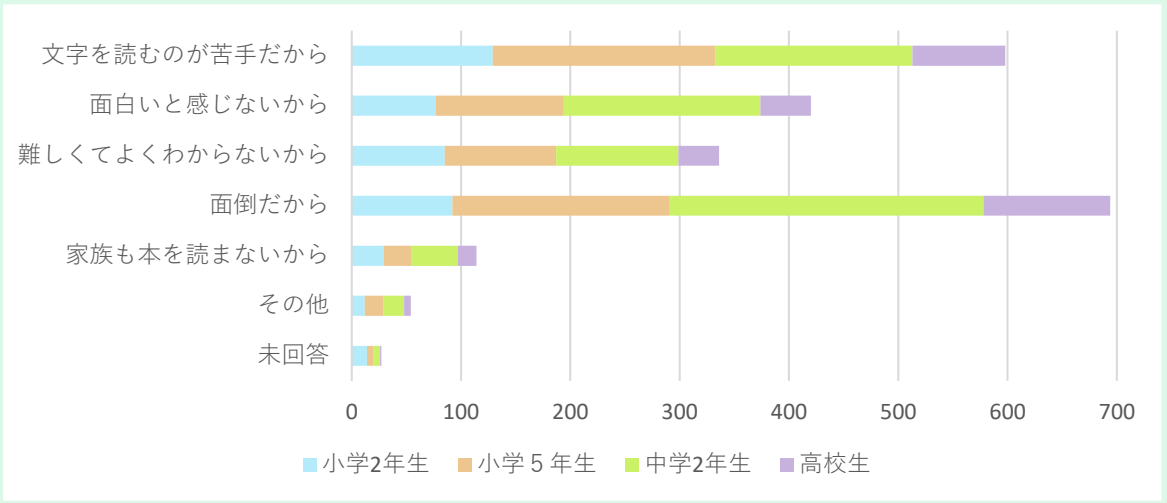

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●小さい文字をよむのがきらい●じかんがかかるから●よむのがつかれるから

【小学５年生】●運動が好きだから●まず本読みよりもゲームや遊びなどを優先してるから●本に興味がない事が多いから

【中学２年生】●読む時間があまりない。途中で飽きる。●本を読むなら、スマートフォンを使って動画を見たりする方が楽しいと思うからです。●本を読むより運動したほうが楽しいから

【高校生】●活字が苦手。●読む機会がないから

問３－１　あなたは、1 か月に本を何冊くらい読みますか。冊数を教えてください。(n=9,974)

（冊数自由記述）　　（人）

	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生	高校生
0 冊	50	75	144	258
1 ～5 冊	654	884	1,054	407
6～10 冊	451	481	290	77
11～20 冊	441	396	216	33
21～30 冊	212	164	86	7
31～50 冊	173	114	57	7
51 冊以上	173	94	52	10
未回答	795	1,299	758	62

（グラフは未回答を除く）

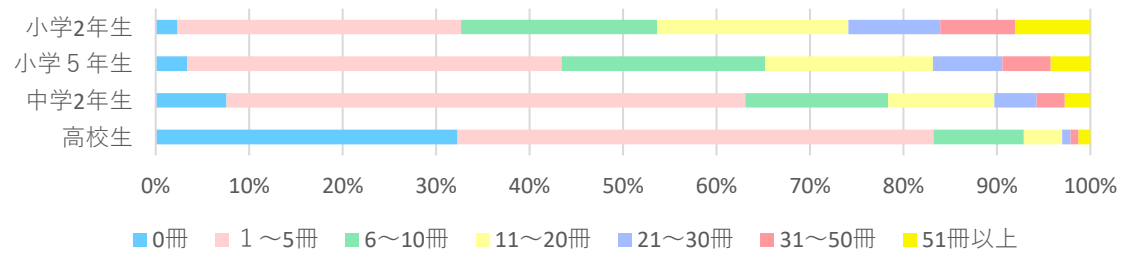

問３－２　そのうち、マンガは何冊くらいですか。ただし、学習マンガはいれません。(n=9,974)

（冊数自由記述）　　（人）

	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生	高校生
0 冊	634	517	533	343
1 ～5 冊	880	976	805	332
6～10 冊	275	300	223	77
11～20 冊	163	166	150	26
21～30 冊	67	132	60	10
31～50 冊	49	114	37	10
51 冊以上	62	55	52	10
未回答	819	1,247	797	53

（グラフは未回答を除く）

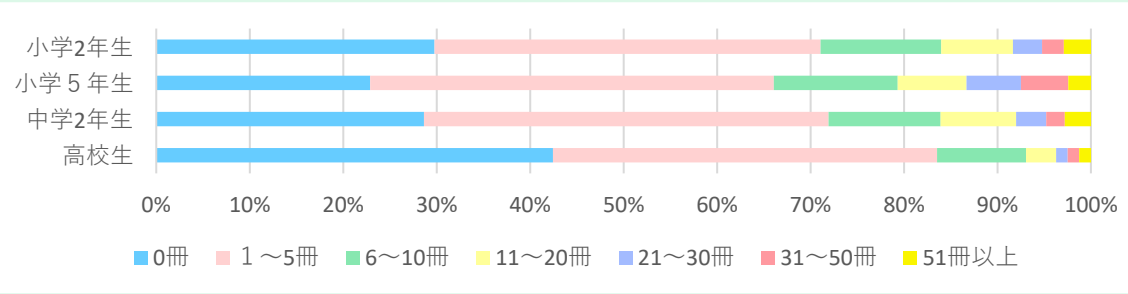

問４　あなたは読みたい本があるとき、どうしていますか。（n=9,974/SA）

（単一回答）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
まちの図書館で借りる	878	792	272	49
学校図書館（図書室）で借りる	968	744	172	48
家族や友達から借りる	125	154	152	50
自分で買う、買ってもらう	616	1,450	1,733	547
買うことも、借りることもしない	116	87	59	26
読みたい本がない	88	158	194	102
その他	96	110	65	30
未回答	62	12	10	9

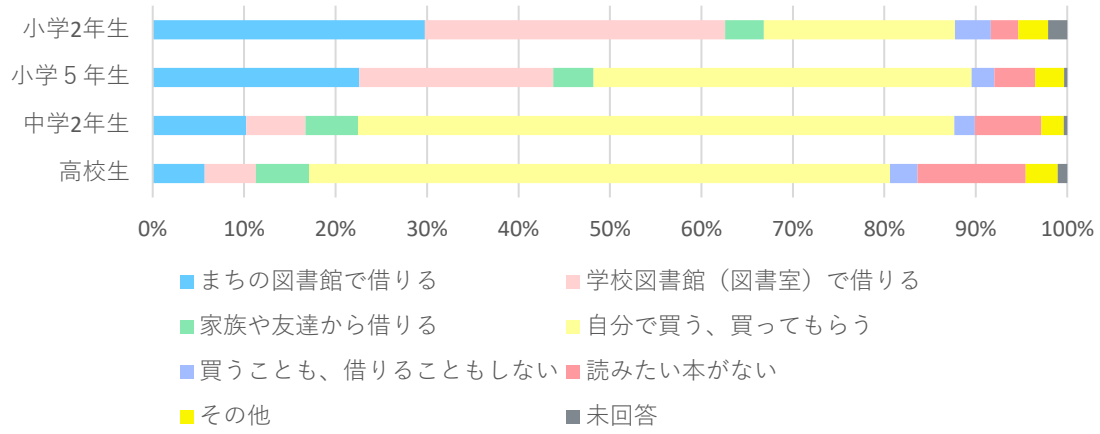

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●児童館や学童で読む●タブレットで探す●家にあるほんを読んでいる。●おばあちゃんちで読む

【小学５年生】●児童館に行って読んでる●ユーチューブでみたりする●無料で本を読めるアプリで読むか、図書館などで借りる

【中学２年生】●インターネットやアプリで調べて読む●自分の家にあるもの（大量）のみ読む。新しく出ててもあまり買わない。●電子書籍（青空文庫などの）無料のものからあったら読んでいる、もしなかったら買う

【高校生】●ネットで無料で読む●あらすじをネットで読む●電子図書を買う

問５－１　あなたは、まちの図書館を利用していますか。（n=9,974/SA）

（単一回答）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
毎日（ほぼ毎日）	219	33	10	13
１週間に１～２回	718	491	144	25
１か月に１回くらい	646	906	454	96
１年のうち何回か（ときどき）	760	1239	1035	240
利用しない	527	802	996	476
未回答	79	36	18	11

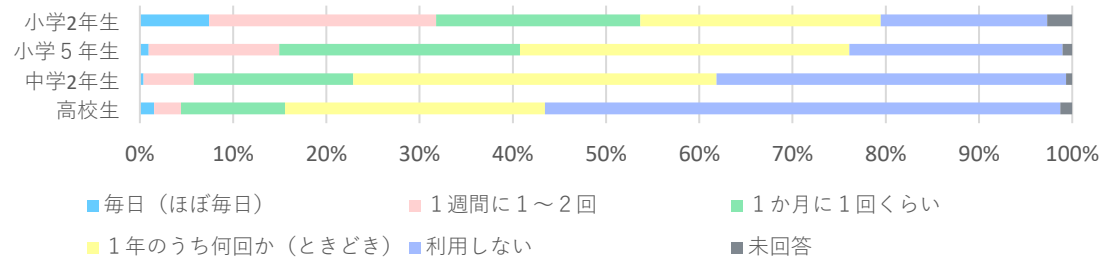

問５－２　何のためにまちの図書館を利用していますか。（n=7,029/MA）

（問５－１で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
本や CD,DVD を借りる	664	861	601	77
本を読む	1,667	2,127	1,030	163
インターネットを使う	73	101	53	11
勉強や調べ物をする	526	894	830	230
休日や放課後の居場所	265	217	137	27
イベントに参加するため	141	128	22	5
その他	104	100	35	6
未回答	64	27	6	4

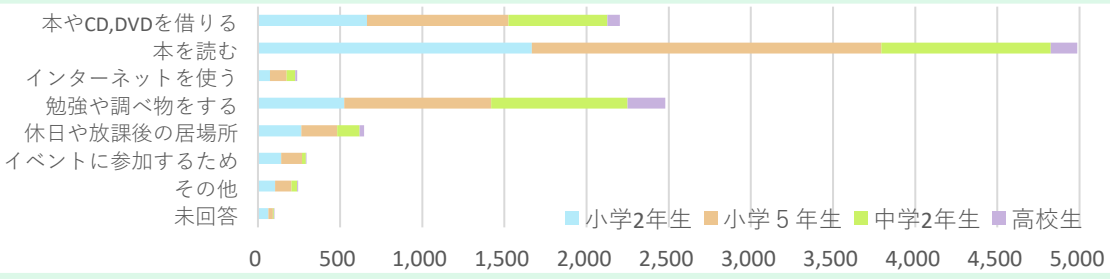

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●夏休みに本をたくさん読むため ●父が本を借りるついでに ●学校にない本があるから

【小学５年生】●母の付き合い ●友達との勉強会 ●雨がふってきたとき

【中学２年生】●定期テストとかで集中して勉強するため ●暑いときに体を涼しくするため

【高校生】●休憩●お話するため

問５－３　まちの図書館を利用しないのはなぜですか。（n=2,801/MA）

（問５－１で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
部活動・クラブ活動・塾・習い事があるから	129	305	465	146
家での勉強や手伝いが忙しいから	75	109	135	47
本を読むことが好きではないから	58	141	220	82
図書館の居心地が悪いから	15	31	124	37
学校の宿題や自習ができないから	41	69	54	14
読みたい本が図書館にはないから	46	143	248	65
おしゃべりができないから	33	68	148	46
図書館の使いかたがわからないから	31	45	81	16
図書館では食べたり、飲んだりできないから	17	41	93	33
図書館の場所がわからないから	97	131	70	24
本は買う（買ってもらう）から	98	350	507	159
その他	104	139	126	55
未回答	11	6	6	6

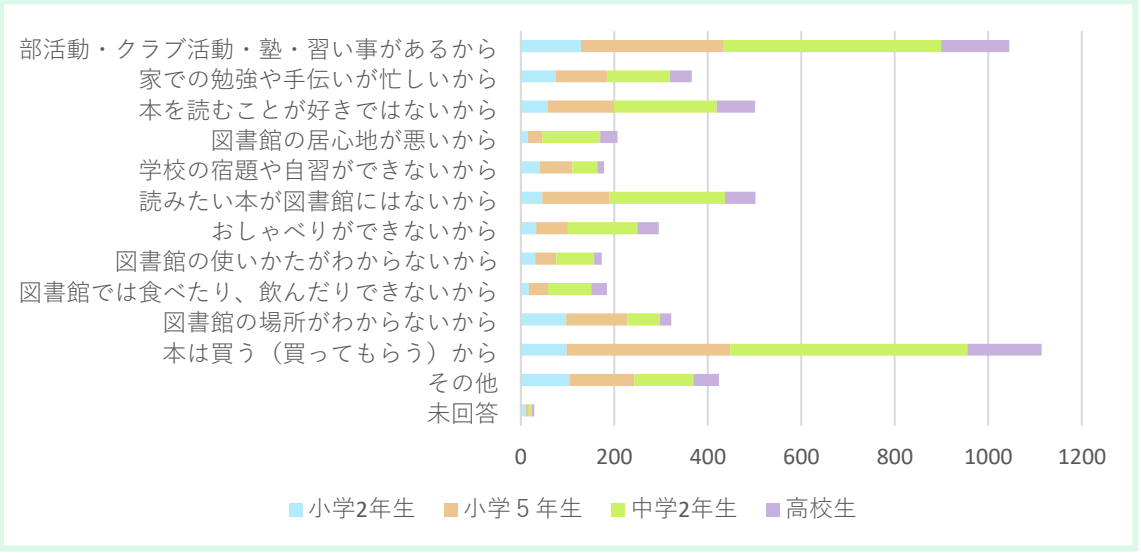

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●家に本があるからです ●親と一緒でないといけない距離にあるから ●図書館が遠いから ●学校で借りているから

【小学５年生】●漫画がないから ●めんどくさいから ●読みたい本が学校の図書室にあるから ●家から遠いから

【中学２年生】●コロナ流行で敬遠がちになったため ●図書室で十分だと思ってるから ●図書館に行くと子供の泣き声がうるさいから ●まちの図書館が家から遠い場所にあるから ●電子で読むから

【高校生】●返すのが面倒 ●行くのが面倒 ●スペイン語（母国語）の本がないから

問５－４　あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。（n=9,974/MA）

（複数選択可）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
色々な本がたくさんある	2,223	2,734	1,821	416
図書館の人に本のことがききやすい	679	1,260	639	96
静かに本を読めるスペースがある	1,213	1,867	1,000	218
おしゃべりできるスペースがある	540	1,221	1,149	243
宿題や勉強ができるスペースがある	762	1,591	1,513	421
自由に使えるパソコンがある	590	1,106	709	96
その他	127	173	92	38
未回答	74	30	43	16

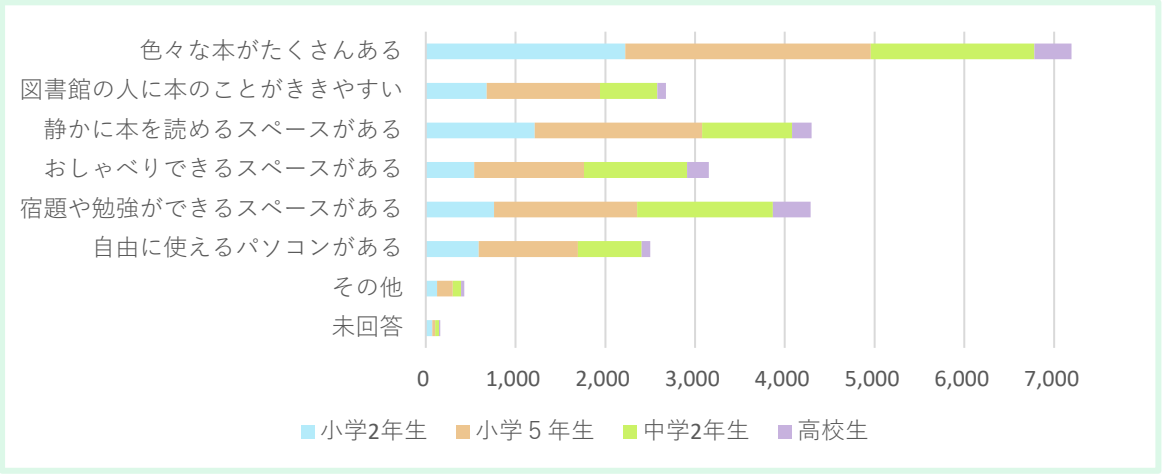

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●人ごみのない図書館 ●カフェがある ●ヨギボーに寝転がって読める。●家から近い

【小学５年生】●家の近くにある ●スポーツなどができるとこ ●本を買うこともできる図書館

【中学２年生】●個室がある ●家から近い ●騒げる図書館 ●予約待ちをしたくないから待たなくても欲しい本が借りれる図書館

【高校生】●綺麗でオシャレな図書館 ●話しやすい空間 ●静かな図書館●好きな漫画、読みたい漫画があるとこ

問６　まちの図書館での会話（おしゃべり）について教えてください。（n=9,974/SA）

（単一回答）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
図書館では静かにするべきだと思う	1,625	1,298	551	224
少しの会話（おしゃべり）ならいいと思う	641	1,145	962	300
会話できるスペースや時間があれば、そこでならいいと思う	510	954	1,091	316
その他	60	56	18	8
未回答	113	54	35	13

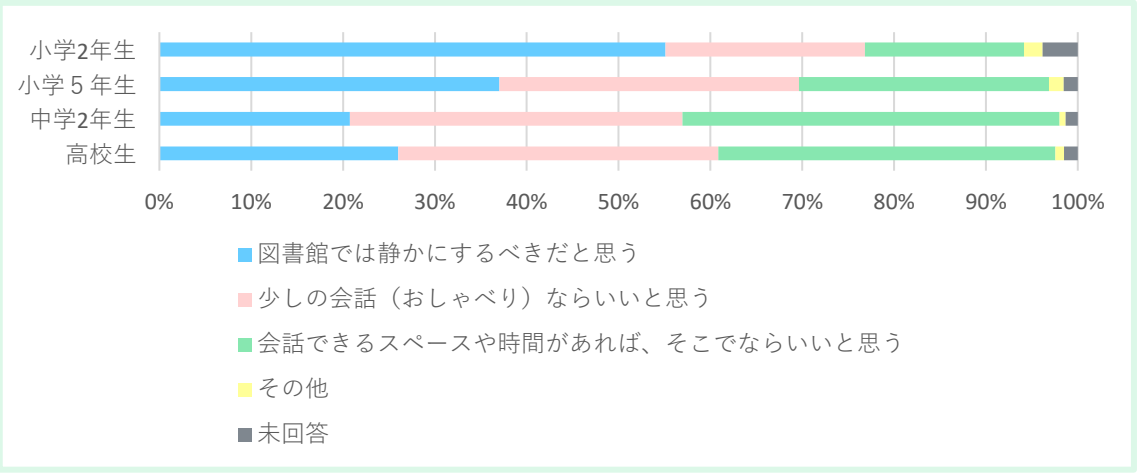

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●静かにするけど本のことならしゃべってもいいと思う。

【小学５年生】●極力話さないが、本の質問なら良いと思う。●人が少なかったら少しくらい話していいと思う

【中学２年生】●人の迷惑にならならければどこでしてもいいと思う ●黙っていることができないなら退館するべきだと思う。

【高校生】●おしゃべりスペースを設けて欲しい●喋る人が少なくなるといいとおもう

問７　練馬区立図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか。（n=9,974/MA）

（複数回答可）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
物語・小説	1,583	2,127	1,500	368
ライトノベル	0	444	677	200
調べ学習の本	935	1,108	547	102
学習参考書	446	690	571	155
趣味の本	994	1,727	940	146
将来の仕事についての本（進学・就職の本）	542	809	511	125
悩みや生き方のヒントの本	440	566	437	76
日本語以外の本	324	380	346	79
マンガ	1,263	2,188	1,802	492
雑誌	287	433	500	128
興味がない	130	244	248	99
その他	108	151	39	8
未回答	105	28	15	17

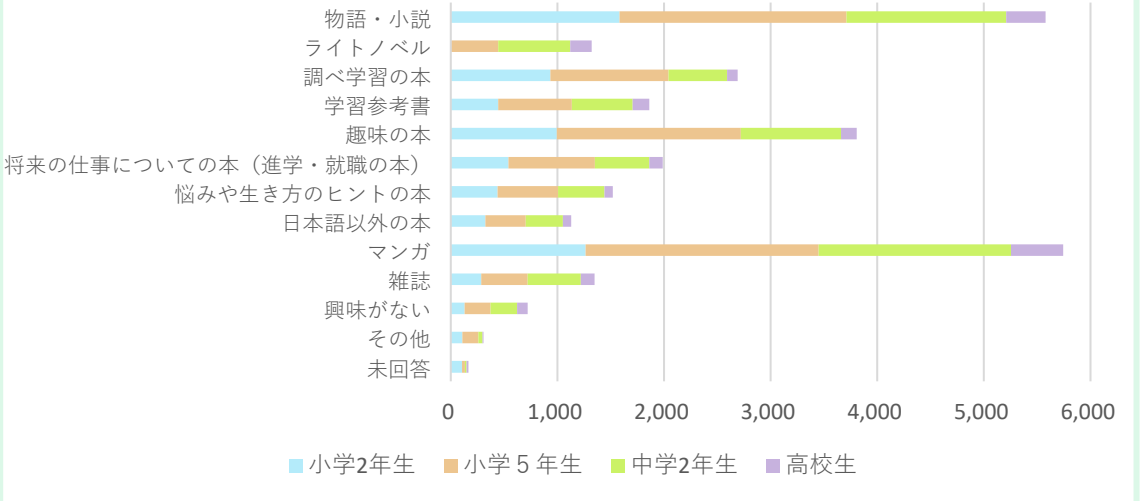

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●図鑑 ●タブレットやスマホで読むより、本で読みたいからなくていい

【小学５年生】●絵本 ●歴史 ●科学 ●伝記 ●ノンフィクション

【中学２年生】●歴史についての本。（海のもののふ三浦一族　石丸熙） ●政治的な本 ●恋愛系

【高校生】●投資の本やビジネス書など●社会の作りや権力や政治について●著名者のエッセイ

問８　練馬区立図書館の仕事のうち、やってみたいものはありますか。（n=9,974/MA）

（複数回答可）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
窓口での本の貸出し	979	1,202	739	185
本の整理、修理	960	1,108	826	181
絵本の読み聞かせ	944	710	367	91
ポップづくりや展示（おすすめ本の紹介）	1,004	969	608	104
興味がない	426	1,001	1,053	435
その他	71	40	19	7
未回答	124	49	41	19

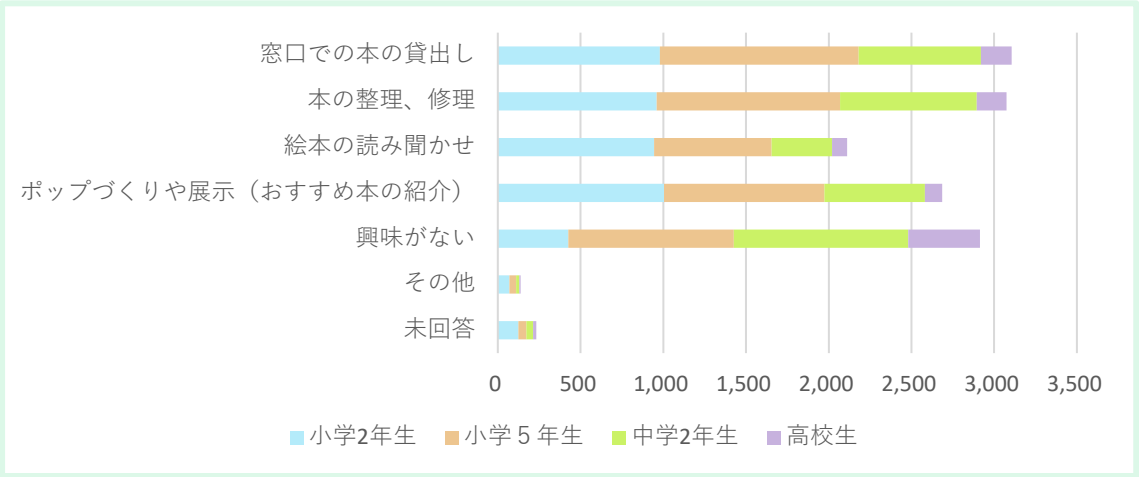

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●ぜんぶ ●お泊りするぬいぐるみのお世話（平和台図書館）

【小学５年生】●本の場所を教えたり、悩みを聞く仕事をしたい。

【中学２年生】●ブログ

【高校生】●掃除●Tiktok に投稿する

問９　練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。（n=9,974/MA）

（複数回答可）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
おはなし会、読み聞かせ	1,289	745	250	117
科学教室、工作会	1,055	1,337	478	64
ビブリオバトル	488	316	301	52
ボードゲーム	962	1,280	839	196
朗読イベント	302	253	151	39
絵本や物語の書き方講座	663	698	412	66
文学の講座	227	270	238	75
マンガやライトノベルの講座	797	853	705	177
読書会	918	993	419	97
その他	93	192	142	62
未回答	120	183	278	105

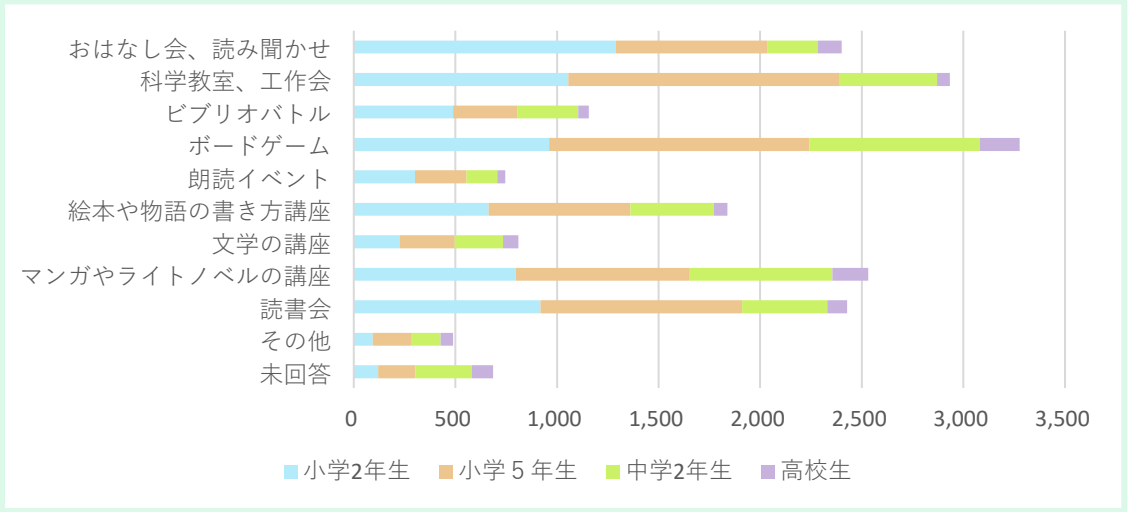

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●調べ学習の本をジャンルごとに、紹介してくれる、イベント。●本のキャラがきまった日にくるイベント

【小学５年生】●喋れるスペース ●パソコン・ゲーム大会 ●しおり作りのイベントがあったらいいと思う。 ●勉強のやり方を教えてくれる会（個人別）●辞書の書き方の講座

【中学２年生】●漫画がたくさん揃っている漫画だけのスペースの設置 ●勉強会 ●図書館をあまり利用しないので特にない ●もっと漫画などを増やしてほしい　●将棋大会

【高校生】●置いて欲しい本聞いて取り入れる●劇

問 10－1　学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどのくらい利用していますか。

(n=9,974/SA)（単一回答）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
毎日（ほぼ毎日）	371	147	96	20
１週間に１～２回	1,203	1,032	373	63
１か月に１回くらい	464	857	438	111
１年のうち何回か（ときどき）	416	790	738	189
利用しない	395	646	973	450
未回答	100	33	39	28

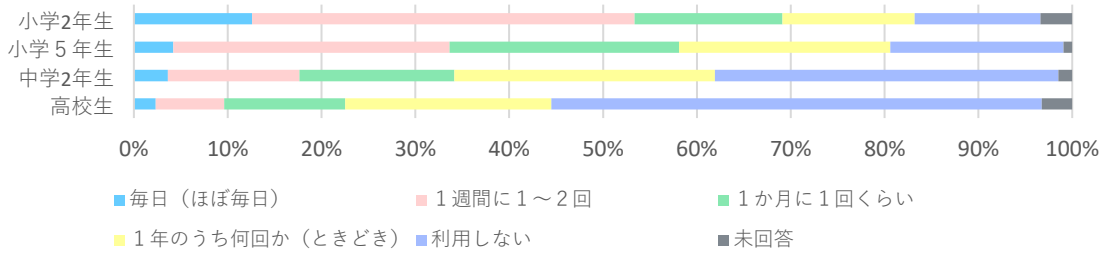

問 10－2　学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。**（n=7,308/MA）**

（問 10－1 で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
本をかりる	1,728	2,103	885	151
本を読む	1,795	2,307	1,045	147
調べもの	450	563	195	56
勉強	369	453	308	186
イベント参加	204	148	55	5
休み時間や放課後の居場所	289	306	323	26
委員会活動・クラブ活動	86	325	139	15
その他	42	51	36	5
未回答	43	6	10	4

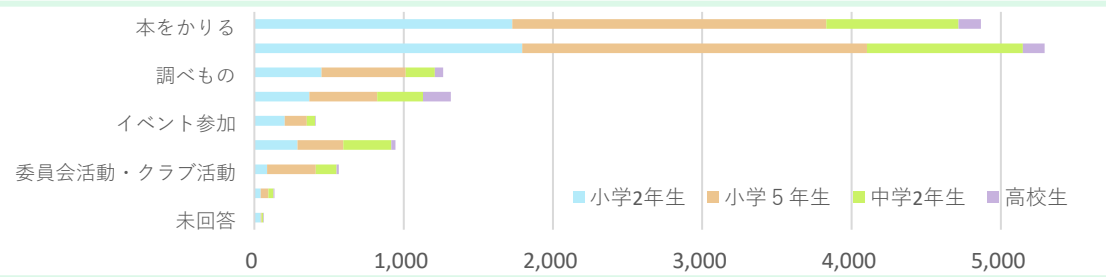

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●みんなと本をよむ ●おしゃべりかい ●よみきかせ

【小学５年生】●面白そうな本を探す ●友達と喋る ●宿題●一人になりたいときや、心が晴れない時。

【中学２年生】●涼んでいる ●友達と話しながら一緒に本を読む ●友達と面白そうな本を探している

【高校生】●休憩●雑誌を見る

問 10－３　なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。（n=2,464/MA）

（問 10－１で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可）　（人）

	小学２年生	小学５年生	中学２年生	高校生
図書室が開いていないから	34	22	11	4
図書室の使い方がわからないから	20	29	68	13
読みたい本が図書室にはないから	50	121	206	50
他にやりたいことがあるから	205	339	580	192
塾や習い事があるから	38	193	210	62
家での勉強や手伝いで忙しいから	24	42	59	29
おしゃべりができないから	25	58	130	29
本を読むことが好きではないから	39	102	145	60
本は買う（買ってもらう）から	53	144	325	110
その他	51	67	64	33
未回答	14	5	11	9

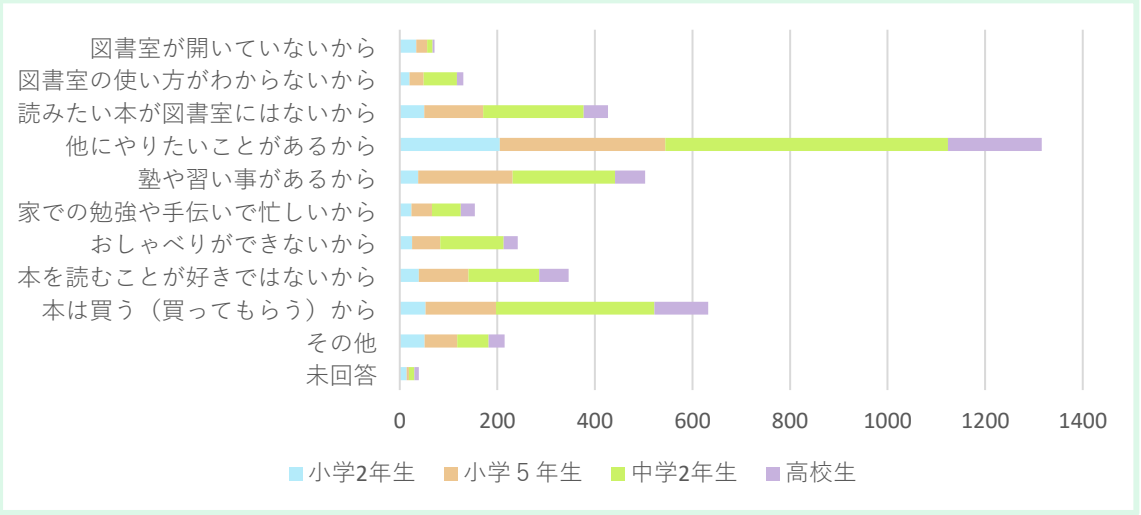

「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学２年生】●開いてる日が少ないから●学校の図書室は授業以外では借りることができないから。広場の利用者ではないから。

【小学５年生】●友達と一緒に外で遊びたいから●うるさいから。制限時間があり、不便だから ●授業の時間で足りているから

【中学２年生】●図書室に行くのがだるいから。●学校より図書館のほうが落ち着くから、集中できるから。●休み時間は遊びたいから。

【高校生】●部活があって忙しいから●自分の学校でのキャラクターでは図書館に入るキャラではないから。

問 11　あなたの好きな本のタイトルを教えてください。（n=9,974）

（自由記述）

上位ランキング

小学２年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
１位	科学漫画サバイバル＊	学習漫画	159
２位	かいけつゾロリ＊	よみもの	98
３位	おばけずかん＊	よみもの	83
４位	ドラえもん（学習漫画含む）＊	漫画	63
４位	図鑑（生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など）＊	図鑑	63
６位	最強王図鑑＊	漫画	60
７位	名探偵コナン（学習漫画含む）＊	漫画	57
８位	ルルとララ＊	よみもの	52
９位	ほねほねザウルス＊	よみもの	49
10位	大ピンチずかん＊	絵本	33
11位	おしりたんてい＊	絵本・よみもの	30
12位	スイミー	絵本	28
13位	星のカービィ＊	漫画・小説	27
14位	ノラネコぐんだん＊	絵本	26
15位	理科ダマン＊	学習漫画	20
15位	どっちが強い!?＊	学習漫画	20

小学５年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
１位	科学漫画サバイバル＊	学習漫画	108
１位	ふしぎ駄菓子屋銭天堂＊	よみもの	108
３位	５分後に意外な結末＊	小説	94
４位	ハリー・ポッター＊	よみもの	88
５位	ONE PIECE＊	漫画	86
６位	ドラえもん（学習漫画含む）＊	漫画	85
７位	鬼滅の刃＊	漫画	82
８位	名探偵コナン（学習漫画含む）＊	漫画	79
９位	星のカービィ＊	漫画・小説	77
10位	空想科学読本＊	よみもの	54
11位	変な家・変な絵＊	小説・漫画	53
12位	四つ子ぐらし＊	よみもの	51
13位	かいけつゾロリ＊	よみもの	48
14位	呪術廻戦＊	漫画	37
15位	図鑑（生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など）＊	図鑑	36
16位	ドラゴンボール＊	漫画	34

中学２年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
１位	変な家・変な絵＊	小説・漫画	93
２位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	85
３位	ONE PIECE＊	漫画	78
４位	５分後に意外な結末＊	小説	73
５位	ハリー・ポッター＊	よみもの	69
６位	かがみの孤城	小説	42
７位	呪術廻戦＊	漫画	33
８位	ハイキュー!!＊	漫画	32
９位	名探偵コナン＊	漫画	30
10位	鬼滅の刃＊	漫画	28
10位	ブルーロック＊	漫画	28
12位	君の膵臓を食べたい	小説	21
13位	スラムダンク＊	漫画	20
14位	成瀬は天下を取りに行く＊	小説	19
14位	転生したらスライムだった件＊	ライトノベル	19
14位	アルジャーノンに花束を	小説	19
17位	夜が明けたら、いちばんに君に会いにいく	小説	17

高校生

順位	タイトル	ジャンル	票数
１位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	19
２位	かがみの孤城	小説	12
３位	君の膵臓を食べたい	小説	11
４位	ONE PIECE＊	漫画	10
５位	呪術廻戦＊	漫画	8
５位	N	小説	8
５位	ドラゴンボール＊	漫画	8
５位	告白	小説	8
９位	５分後に意外な結末＊	小説	7
９位	ハリー・ポッター＊	よみもの	7
９位	余命	小説	7
12位	変な家・変な絵＊	小説・漫画	6
12位	名探偵コナン＊	漫画	6
12位	鬼滅の刃＊	漫画	6
15位	夜が明けたら、いちばんに君に会いにいく	小説	5
15位	推しの子＊	漫画	5
15位	桜のような僕の恋人	小説	5
15位	君の名は。	小説	5

「ジャンル」は作品の形態として主なもの（映画やゲーム等の映像系作品は除く）。

＊はシリーズや複数巻の作品をまとめて集計したもの。

問 12　あなたの考える理想の図書館を教えてください。（n=9,974）

自由意見分類表

大分類	小分類	小 2	小 5	中 2	高校生
蔵書	面白い本・好きな本がたくさんある（予約待ちがない）	859	896	543	104
	漫画や雑誌がたくさんある	73	224	270	81
	おすすめ本の紹介（企画展示・ポップなど）がある	97	283	119	23
	アンケートやリクエストに応じた蔵書	31	77	48	6
	その他（きれいな本がある、電子書籍があるなど）	15	16	12	4
施設	図書館の雰囲気がいい・快適・居心地がいい・行きやすい	61	123	189	73
	サイン（案内表示）がわかりやすい・本を探しやすい	47	41	34	5
	職員がやさしい・相談しやすい	17	37	10	0
	静かに本が読める・集中できる個室がある	116	120	62	16
	会話ができるスペースもある	88	258	309	34
	勉強できるスペースもある	9	56	121	41
	飲食（カフェ）・リラックス・遊べるスペースがある	147	274	158	51
	その他（返しやすい、Ｗｉ-Ｆｉが使えるなど）	27	12	14	4
サービス	イベントが豊富・定期的に開催	209	434	125	20
	図書館アプリの導入	0	3	1	2
	口コミや誰かの紹介文を共有できる	16	37	17	8
	自分に向いている本が分かる仕組みがある	2	8	11	3
	誰でも利用しやすい	2	37	27	6
	その他	12	6	15	4
その他	本を好きにさせる・読ませる	74	61	66	27
	その他（無理に好きにさせるべきではない、など）	0	2	9	13

小学５年生版

資料 11

読書に関するアンケート

　みなさんがふだんから読書をしたくなる環境（かんきょう）をつくっていくために、あなたの考えを教えてください。

　このアンケートはテストではありません。また、あなたの答えをだれかに知られることはありませんので、安心してあなたの気持ちや考えを、正直に答えてください。

【～かならず読んでから答えてください～】

①答えなくてもよい質問は、自動的にとばされますので、質問の番号は気にせずに答えてください。
②答えたくない質問は答えなくてもよいです。
③アンケートは、だいたい５分くらいの時間がかかります。
④小学生については、わからないことばがありましたら、お家の人や先生にきいてから答えてください。

問１　あなたの学年を教えてください。

① 小学２年生　　② 小学５年生　　③中学２年生（８年生）

問２－１　あなたは本（マンガや電子書せきもふくむ）を読むことが好きですか。

① 好き → 問 2-2 へ
② どちらかというと好き → 問 2-2 へ
③ どちらかというときらい → 問 2-3 へ
④ きらい → 問 2-3 へ

問２－２　問２－１で、①好き、②どちらかというと好き　を選んだ人だけが答えてください。

本を読むことが好きなのは、なぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① 自分では経験できないことを経験している気分になれるから
② 現実をわすれて本の世界に入りこむことができるから
③ 今まで知らなかった新しいことが学べるから
④ 好きなことについて、くわしく分かるから
⑤ 時間つぶしになるから
⑥ その他（　　）

問２－３　問２－１で、①好き、②どちらかというと好き　を選んだ人だけが答えてください。

本が好きになったきっかけは何ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① 身近な人に読んでもらった
② 本屋さんや図書館につれていってもらった
③ 家に本があった
④ 本をプレゼントしてもらった
⑤ 家族がよく本を読んでいた
⑥ 家族にすすめられた
⑦ 先生にすすめられた
⑧ 学校図書館（図書室）ですすめられた
⑨ 本が好きな友達がいた
⑩ その他（　　）

問２－４　問２－１で、③どちらかいえばきらい、④きらい　を選んだ人だけが答えてください。

本を読むことがきらいなのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① 文字を読むのがにがてだから
② おもしろいと感じないから
③ むずかしくてよくわからないから
④ めんどうだから
⑤ 家族も本を読まないから
⑥ その他（　　）

問３－１　あなたは、１か月に本を何さつくらい読みますか。さっすうを教えてください。

（　　）さつ

問３－２　そのうち、マンガは何さつくらいですか。ただし、学習マンガはいれません。
（　　）冊

問４　あなたは読みたい本があるときどうしていますか。１つ選んでください。

①　まちの図書館でかりる　　②　学校図書館（図書室）でかりる
③　家族や友達からかりる　　④　自分で買う、買ってもらう
⑤　買うことも、かりることもしない　⑥　読みたい本がない
⑦　その他(　　)

問５－１　あなたはまちの図書館を利用していますか。１つ選んでください。

①　毎日(ほぼ毎日)→　問 5-2 へ　　②　１週間に１～2 回　→　問 5-2 へ
③　１か月に１回くらい→　問 5-2 へ　④　１年のうち何回か（ときどき）→　問 5-2 へ
⑤　利用しない　→　問 5-3 へ

問５－２　問５－１で、①毎日(ほぼ毎日)、②１週間に１～2 回、③１か月に１回くらい、④１年に何回か（ときどき）を選んだ人だけが答えてください。
なんのためにまちの図書館を利用していますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

①　本や CD,DVD をかりる　　②　本を読む
③　インターネットを使う　　④　勉強や調べものをする
⑤　休日や放課後の居場所　　⑥　イベントに参加する
⑦　その他(　　)

問５－３　問５－１で、⑤利用しない　を選んだ人だけが答えてください。
まちの図書館を利用しないのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① クラブ活動・じゅく・習いごとがあるから
② 家での勉強や手伝いでいそがしいから
③ 本を読むことが好きではないから
④ 図書館の居心地がわるいから
⑤ 学校の宿題や自習ができないから
⑥ 読みたい本が図書館にはないから
⑦ おしゃべりができないから
⑧ 図書館のつかい方がわからないから
⑨ 図書館では食べたり、飲んだりできないから
⑩ 図書館の場所がわからないから
⑪ 本は買う(買ってもらう)から
⑫ その他(　　)

問５－４　あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① いろいろな本がたくさんある
② 図書館の人に本のことがききやすい。
③ 静かに本が読めるスペースがある
④ おしゃべりできるスペースがある
⑤ 宿題や勉強ができるスペースがある
⑥ 自由に使えるパソコンがある
⑦ その他（　　）

問６　まちの図書館での会話(おしゃべり)についてあなたの考えを教えてください。一番そうだと思うものを選んでください。

① 図書館では静かにすべきだと思う
② すこしの会話（おしゃべり）ならいいと思う。
③ 図書館に会話（おしゃべり）できるスペースや時間があれば、そこでならいいと思う
④ その他（　　）

問７　練馬区立図書館ではまもなく「電子書せき（タブレットやパソコン・スマートフォンで読める本）」の貸出しを始めます。どのような「電子書せき」があるとうれしいですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

①　ものがたり（小説）　②　ライトノベル　③　調べ学習の本
④　学習参考書　⑤　しゅみの本
⑥　しょうらいのお仕事についての本（進学・しゅうしょくの本）
⑦　なやみや生き方のヒントの本　⑧　日本語以外の本　⑨　マンガ
⑩　ざっし　⑪　興味がない
⑫　その他（　　）

問８　練馬区立図書館のお仕事のうち、やってみたいと思うものはありますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

①　まどぐちでの本の貸出し　②　本の整理、修理
③　絵本のよみきかせ　④　おすすめ本のしょうかい
⑤　興味がない
⑥　その他（　　）

問９　練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

①　おはなし会、読み聞かせ　②　科学教室、工作会　③　ビブリオバトル
④　ボードゲーム　⑤　ろうどくイベント　⑥　絵本やものがたりの書き方こうざ
⑦　文学のこうざ　⑧　マンガやライトノベルのこうざ　⑨　読書会
⑩　その他(　　)

問 10－１　あなたは学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどれくらい利用していますか。１つえらんでください。

①　毎日(ほぼ毎日)　→　問 10－２へ　②　１週間に１～２回　→　問 10－２へ
②　１か月に１回くらい→　問 10－２へ　④　１年のうち何回か（ときどき）→　問 10－２へ
⑤　利用しない　→　問 10－３へ

問 10－2　問 10－1 で、①から④の利用している　を選んだ人だけが答えてください。
　学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① 本をかりる
② 本を読む
③ 調べもの
④ 勉強
⑤ イベント参加
⑥ 休み時間や放課後の居場所
⑦ 委員会活動・クラブ活動
⑧ その他（　　）

問 10－3　問 10－1 で、⑤利用しない　を選んだ人だけが答えてください。
　なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

① 図書室が開いていないから
② 図書室の使い方がわからないから
③ 読みたい本が図書館にはないから
④ ほかにやりたいことがあるから
⑤ じゅくや、習い事があるから
⑥ 家での勉強や手伝いでいそがしいから
⑦ おしゃべりができないから
⑧ 本を読むことが好きではないから
⑨ 本は買う(買ってもらう)から
⑩ そのた(　　)

問 11　あなたの好きな本のタイトルを教えてください。
（　　）

問 12　どうすればみんながもっと図書館を好きになると思いますか。あなたの考える理想の図書館を教えてください。
（　　）

ご協力ありがとうございました。

練馬区教育委員会事務局
教育振興部光が丘図書館

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）〈案〉

令和7年（2025 年）3月

発 行　練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館
所在地　〒179−0072 東京都練馬区光が丘四丁目1番5号
電 話　03-5383-6500（代表）
FAX　03-5383-6505
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/
練馬区立図書館ホームページ　https://www.lib.nerima.tokyo.jp/

資　料 11

令和７年３月13日
こども家庭部こども施策企画課

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

⑴　意見募集期間

令和６年12月11日（水）から令和７年１月15日（水）まで

⑵　周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ　区ホームページへの掲載

ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、こども施策企画課での閲覧

エ　区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ　児童館での閲覧

⑶　意見件数

406件（267名）

※うち子どもからの意見は255件（227名）

２　寄せられた意見の内訳　（　）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
第１章　計画の基本的な考え方	28（22）
第２章　区を取り巻く現状	4（0）
第３章　これまでの取組	26（0）
第４章　取組の視点と方向性	5（0）
第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開	326(231)
第６章　法定事業の年度別需給計画	5（0）
参　考　巻末資料	1（0）
その他	11（2）
合　計	406(255)

3　寄せられた意見に対する対応状況　（　）内の数値は子どもからの意見数

項　目	件　数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	76（70）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	131(105)
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	97（61）
△ 事業実施等の際に検討するもの	24（７）
※ 趣旨を反映できないもの	72（12）
－ その他、上記以外のもの	６（０）
合　計	406(255)

4　寄せられた意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第１章　計画の基本的な考え方			
1	子どもの権利条約を踏まえて策定する計画であり、かつ、こども基本法を定めたもとでの計画であることを明記すべきである。	本計画は、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として策定しています。 また、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけています。 計画の位置づけがより分かりやすく伝わるよう、記載を追記します。	◎
2	子どもの権利条約と日本国憲法の精神に則っての計画策定であることを示すべきである。		
3	研究者や専門家から、子どもからの意見を聴取するに当たり、意見を聞くにふさわしい環境が必要との指摘がある。専門職による整理と分析がないと本来の子どもの意見聴取にはならない。	計画策定の参考とするため、子ども自身の居場所などについて、小学生を対象に意見聴取を行いました。子どもが意見を言いやすい環境をつくるため、日常的に子どもたちと関わる専門職である児童館職員がファシリテーターとなり、対面で子どもたちの意見を聴き取りました。 引き続き、様々な場面を捉え、子どもの意見を聴き、施策や事業に反映していきます。	□
4	保育園で生活している子どもの意見をどのように計画に反映させるのかについての取組が不充分である。	子どもの意見を聴く場合は、大人による一方的・恣意的な解釈にならないよう配慮し、子どもの本質的なニーズを汲み取る必要があります。乳幼児期の子どもの意見を計画に反映させる取組については、国や他自治体の事例等も参考にしながら、引き続き調査・研究していきます。	△
5	子ども・子育て会議委員は、区長の考えに合致する人が選出されている傾向がある。これでは広範な区民からの意見は収集できない。	子ども・子育て会議委員は、広く意見を聴取するため、学識経験者や事業主を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、公募区民の保護者等で構成しています。 また、委員の選定に当たっては、練馬区教育委員会に意見聴取を行った上で決定しています。	―

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
6	PDCAサイクルはアメリカの経営管理論から生まれた技法であり、子どもの施策に持ってくるのには無理がある。子どもの権利条約に則した計画の見直しが必要だ。	各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていくことは重要であると考えています。	※
第２章　区を取り巻く現状			
7	第３次みどりの風吹くまちビジョンでは、区の総人口は増加しているとされていたが、本計画では区の出生数は一貫して減少し続けている。科学的研究を踏まえた計画（案）なのか疑問がある。	本計画においても、第３次みどりの風吹くまちビジョンと同様に、区の総人口は増加を見込んでいます。一方、区の出生数は減少傾向が続いており、年少人口の減少は令和７年以降も当面続くことが見込まれます。	―
8	人口減少を止めるためには、人口流入による地域の活性化が肝要である。生産緑地開放により居宅用の宅地を確保し、大規模マンションの建築ができるよう、法令の改正を含め働きかける必要がある。	都市農地には環境保全や景観形成等の多面的な機能があり、それにより良好な都市環境を形成しています 区では、無秩序な市街化の防止や良好な生活環境の確保等のため、区内の農地を生産緑地として指定し、保全に取り組んでいます。 練馬区の更なる発展のため、生産緑地の維持保全と市街化の進捗を両立していく必要があります。引き続き、区の特徴である農地や樹林地などのみどりを活かしつつ、暮らしやすく、利便性の高いまちづくりを進めていきます。	※
9	年代別児童人口は今後も減少が見込まれるとある。他自治体では子育てに対して手厚い政策を講じた結果出生率がアップした事例がある。練馬区独自で、そのような取組を講じてほしい。	少子化対策は、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境が整備され、それぞれの家庭が子育てのかたちを選択できる社会を目指すものでなければなりません。このため、出産、育児、教育、労働政策などを含めた総合的な政策として国が取り組むべきものと考えています。区は、住民に最も身近な自治体として担うべき子育て支援の充実に取り組んでいきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
10	経済的な不安による産み控えは深刻であり、区からも年少扶養控除の復活を訴えてほしい。	国は、令和６年10月分から児童手当の所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで拡大しました。これに伴い、扶養控除の額を縮小する方針でしたが、令和７年度税制改正の大綱において、扶養控除の額は据え置くこととされ、年少扶養控除の復活は見送られました。 区は、税制改正等、国の動向を注視していきます。	―
第３章　これまでの取組			
11	隠れ待機児童を解消する対策を打ち出す必要がある。	待機児童数の算定については、全国の自治体が、国の基準に則り実施しています。引き続き、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の拡大等により、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。	※
12	区が公表した数値では、待機児は３桁いるが、意図的に「待機児童ゼロ」と公表するのは「ゼロ」と公表したい区長の意図があるのではないか。		
13	「待機児童ゼロ」というが、実際には保育園の空きを待つ待機児童がいる。	平成28年度から待機児童ゼロ作戦に取り組み、この間、全国トップレベルの9,200人以上の保育定員の増を行い、４年連続待機児童ゼロを達成しました。待機児童数の算定については、全国の自治体が、国の基準に則り実施しています。引き続き、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の拡大等により、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。	※
14	出生数が減少しているにも関わらず、希望の認可園に預けることができない隠れ待機児童は昨年570人を超えている。区が問題解決に正面から向き合っていないことを残念に思う。 また、１～３月に産まれた子の親は０歳児クラスに入れず、翌年の４月まで待つ傾向にある。いつでもどこでも０歳児・１歳児クラスに預けることができるよう保育園の定員数を確保しておくべきである。	平成28年度から待機児童ゼロ作戦に取り組み、この間、全国トップレベルの9,200人以上の保育定員の増を行い、４年連続待機児童ゼロを達成しました。待機児童数の算定については、全国の自治体が、国の基準に則り実施しています。 また、０歳児の保育需要は今後も減少し、１・２歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	希望する質の保障された保育園に入園できない子が多く存在する。実態にそって計画を作るべきである。	区では、認可保育所を中心に10年間で9,200人以上の保育定員増を実現しました。引き続き、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の拡大等により、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。	□
16	練馬区の無認可保育所で死亡事故が発生している。保育の質を担保した保育園が不足している実態がある。計画は実態を踏まえたものでなければならない。	区では、保育水準の維持向上のため、区内の全保育施設へ巡回訪問し、安全に対する取組状況の確認や助言等を行っています。 また、区内の全保育施設を対象に事故予防・傷害予防や救命救急等、安全・危機管理に対する研修を行っています。職員研修の内容を充実し、保育を担う人材の育成・確保につなげるとともに、国の支援対象から外れている看護師・栄養士などの専門職への区独自支援を引き続き行います。 保育所整備により、認可保育所を中心に10年間で9,200人以上の保育定員増を実現しました。引き続き、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の拡大等により、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。	□
17	保育施設での死亡事故を繰り返さないためにも、子どもの命を優先して守る、「保育所での死亡ゼロ」に施策を展開することが求められる。		
18	保育の質が保障された認可保育所の拡充が必要である。幼稚園側から「練馬こども園」にしたいという声は僅かであり、区は幼稚園の園児募集に積極的に協力すべきであり、無理に「練馬こども園」に導く施策は中止すべきである。	練馬こども園は、預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者の強いニーズに応えるとともに、私立幼稚園との共存、共栄による待機児童対策として創設し、共働き家庭からも利用されています。現在、私立幼稚園38園中30園が認定を受けています。引き続き園の意向等を踏まえながら、練馬こども園を拡大していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	保護者負担を軽減する取組を進めるとしながらも、保育園を閉園すれば通園時間など保護者の負担は倍増する。保護者負担を増やす施策は中止すべきである。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保したものです。 誘致したしろくま保育園は、令和６年４月に谷原保育園以上の定員102名で開園し、０歳児保育も実施しています。こうしたことから、谷原保育園は令和８年度末に閉園します。	※
20	現場の保育士の待遇について追記すべきである。区立と社会福祉法人、一般企業で待遇が異なるのではないか。詳しい調査を行い、他区や業態により差があれば区独自でも支援を行うべきだ。	保育士等の処遇改善について国は、令和６年度に過去最大となる10.7％増の処遇の引き上げを行いました。 また、私立保育所や小規模保育施設等に対しては、ICT導入の経費や保育補助者の経費に補助を行うなどにより、保育士の負担軽減を図っています。	□
21	これまで子どもが過ごしてきた幼稚園を充実していくことや、保育園を充実していくことが求められる。谷原保育園の廃園のように子どもが慣れ親しんでいる保育園を廃園にするのはとんでもない施策である。	谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。 段階的にクラスを減らし、計画周知前に入園した在園児が全員、谷原保育園で卒園ができるようにしたものです。 在園児や保護者に対しては、丁寧な対応に努めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
22	区立保育園は削減され、民間委託が加速している。保育が儲けを優先する企業の犠牲になることは望ましくない。谷原保育園の閉園は中止すべきである。	区は、公共施設等総合管理計画［実施計画］において、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを示しています。 行政が、最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たすこととしています。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保したものです。	※
23	おむつのサブスク導入はとても助かっている。	区立直営保育園では、保護者の登園準備の負担を減らし、家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、おむつ・エプロンのサブスクを導入しました。引き続き、保護者の負担軽減に向けて取り組んでいきます。	○
24	ベビーシッター利用支援事業に大変助けられている。今後も継続してほしい。	令和７年度以降も引き続き、事業を実施していきます。	○
25	ねりっこクラブの拡大など放課後の充実した居場所への取組は素晴らしいと思う。	ねりっこクラブは、早期の全校実施に向けて取組を進めます。	○
26	子どもや保護者は学童クラブの充実を望んでいる。国の基準は１学童クラブの定員上限を40人、床面積は１人当たり1.65㎡としている。区はそれ以上の定員を受け入れ可能としているので改めるべきである。	児童１人当たり1.65㎡の専用区画の確保を定める国の基準に基づき学童クラブを運営しています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
27	都が公表した「認証学童クラブ」は、定員上限は40人で床面積は１人当たり1.98㎡以上とされ、今後この基準を満たしていない施設や行政に対して援助を停止するとしている。都や国の基準に従った運営をするべきである。	区は国基準を上回る職員配置等により学童クラブを運営しています。東京都「認証学童クラブ」は、制度の詳細が明らかにされていないため、引き続き動向を注視していきます。	□
28	東京都が公表した「認証学童クラブ」制度のもと、区も保育の質を重視した基準に改め、学童保育運営を行うべきである。		
29	児童館で中高生向けのカフェを実施するとあるが職員の負担の増加や職員の労働環境の整備は大丈夫なのか。	児童館での中高生事業の実施に当たり、適切に人員を配置しています。	○
30	学齢期の子どもや若者の居場所づくりについて、子どもと保護者がどのような不安と要求を持っているか、きちんと現状分析をしていくべきである。	学童クラブでは、保護者会、保護者面談や連絡帳のやり取りで子どもや保護者の実態を把握しています。児童館では、中高生カフェを通じて児童館職員が中高生の相談に応じるなど、若者世代の不安や悩みの把握に努めています。さらに、毎年度１回実施する利用者満足度調査で挙げられた意見等を事業に活かし、本計画策定の参考としています。	□
31	児童館は子どもの置かれている状況や子どもの貧困の実態をつかむことが求められている。中高生タイム拡充の前に、児童館としてやるべきことがあるのではないか。	子どもの貧困やヤングケアラー等について、児童館職員に対する研修を実施し、早期発見に努めています。職員が来館した気になる子どもを発見し、学校や関係機関と連携し、早期対応につなげています。	□
32	障害児や医療的ケア児への支援は不足していると感じる。デイサービスの利用を望んでいるが、預けられるところが無く、他自治体の施設に通う家庭も存在する。現状把握の調査や、デイサービス施設の増設等も行ってほしい。	障害者基礎調査に基づき、障害福祉サービスの供給量を算定しています。また、医療的ケア児等を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対する補助金交付等により、必要なサービスが提供できるよう事業者を支援しています。引き続き、医療的ケア児や重症心身障害児が安心して地域で暮らしていけるよう、取り組んでいきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
33	医療的ケアを必要とする家庭が増えているなか、保育園に入園したくても入園できない実態がある。ニーズをつかみ医療的ケアの拡充に至急取り組む必要がある。また、医療的ケア児に対する支援方針の文書を、該当する保護者や関係団体に配付するべきである。	令和７年４月から一部の私立保育所で医療的ケア児の受け入れを開始します。区立保育園では、指定８園に加え、受け入れ可能な保育園の拡大に努めていきます。 また、区ホームページに支援方針や「医療的ケアのあるお子さんのための支援のしおり」を掲載するほか、関係部署へ配布しています。情報が広く行き渡るよう、引き続き周知に努めます。	□
34	国の調査では、ひとり親家庭が求めるニーズとして経済的支援があるが、経済的支援についての記載がない。	ひとり親家庭自立応援プロジェクトでは「生活」「就労」「子育て」の３つの支援策を総合的に提供し、ひとり親家庭の自立を支援しています。 本計画には、「生活」の支援として家賃負担を軽減するための転宅費用の助成や養育費確保に向けたADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を掲載しています。引き続き、ひとり親家庭の自立に向けて総合的支援を実施していきます。	○
35	児童相談体制「練馬区モデル」を打ち出したのであれば、児童相談所に情報提供があった場合は、子ども家庭支援センターとしても子どもの状況を把握しておく必要があるのではないか。	児童相談所に情報提供があった子どもの状況について、子ども家庭支援センターと児童相談所が、定期的に情報を共有する体制を整えています。	○
36	女性や子育て中の保護者への冷たい偏見や差別に対して、区はどのように保護者を応援し、一緒に古い風潮に立ち向かっていくのか。	固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消していくためには、子どもの頃からの理解の促進や、世代を超えた男女平等意識の形成が必要です。 区は、男女共同参画を推進するため、あらゆる世代に向けた啓発や情報発信に取り組みます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第４章　取組の視点と方向性			
37	「保育サービスを更に充実します」の記載を、「子どもが通っている保育園や学童クラブを閉鎖・閉園することはやめて、子どもが通い続けられる環境を守ります」とすべき。	保育施設や学童クラブは、子ども・子育て支援事業計画の需給見通しや地域バランスを勘案して適切な配置としていきます。	※
38	ねりっこクラブを拡充するのではなく、国と東京都の新しい基準に沿って学童クラブを拡充すべきである。	ねりっこクラブは、早期の全校実施に向けて取組を進めます。 区は、国基準を上回る職員配置等により学童クラブを運営しています。東京都「認証学童クラブ」は、制度の詳細が明らかにされていないため、引き続き動向を注視していきます。	※
39	「児童相談体制の充実・強化」の記載を、「区民からの子どもに関わる情報はどんな情報も謙虚に耳を傾けて、子どもの最善の利益になるように相談に乗り対策を立てる」とすべき。	区は、一人一人の子どもの幸せを最優先に対応しています。今後も、妊娠期から子育て期まで子どもや保護者に寄り添った、地域に根差したきめ細かな支援に取り組みます。	○
40	幼児期から性教育を始めることは自分の身を守るだけではなく偏った知識・感覚によって無意識に加害者になることを防ぐためにも重要である。幼稚園・保育園の年少児以上は着替えを別の空間で行うことを、区から指導・確認してほしい。	区立幼稚園は一律に男女別の着替えは行っていませんが、各園ではカーテン等を活用しながら、園児や保護者の希望に応じた着替えを行っています。私立幼稚園は、区がパーテーションの購入など性被害防止対策に係る経費の一部を補助し、各園の判断により着替えの指導を行っています。 保育園は、国が定めている保育所保育指針等に基づき、子どもの人権に配慮した園運営を行っています。具体的な配慮の方法は各施設の構造や体制、園児の状況等を鑑み、適切な方法を講じるようにしています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
41	すべての幼稚園、保育園、小中学校で、防犯カメラだけでなく学校校門に警備員の配置やオートロックを設置してほしい。	区立幼稚園と区立小中学校の主たる門扉にインターホン付き電気錠を設置していきます。区立保育園は、玄関または門にオートロックを設置しています。 私立保育園や私立幼稚園に対しては、防犯に係る経費の補助等の財政支援を行っています。	□
第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開			
42	各事業の項目分けについて、「拡充」の項目を設けてはどうか。	今後拡充する事業については、各事業の説明の中に明記しています。	○
43	今の段階で構成を見直すことは難しいかもしれないが、ニーズ調査結果に基づき拡充した事業があれば、わかるよう明記すると良いのではないか。	国や都の動向、ニーズ調査の結果等に基づき、第２章では統計資料を用いて子どもや子育て家庭を取り巻く状況についてお示ししています。各事業の企画・立案、見直しに当たっては、ニーズ調査の結果とともに社会状況の変化や、事業実績、利用者から寄せられる様々なご意見等を踏まえて検討を重ね、子ども・子育て施策の充実を図っています。	○
（１）子どもと子育て家庭の支援の充実			
44	育児支援ヘルパー事業について、利用時間の上限を撤廃するなど更に充実してほしい。	利用可能時間の上限を撤廃することは困難ですが、令和７年度から利用上限時間を拡大し、子育て家庭への支援を充実します。	◎
45	育児支援ヘルパーの利用可能時間の上限が36時間と少ないので、より手厚くしてほしい。	令和７年度から、育児支援ヘルパー事業の利用上限時間を拡大し、子育て家庭への支援を充実します。	◎
46	第１子も一緒に過ごせる産後ケアや、父親向けの講座を行うなど、産後ケア事業を充実してほしい。	産後ケア事業のきょうだい利用については、母子が安全にご利用いただく上で、すべての施設での実施は困難ですが、ご相談があった際、受け入れ可能な施設を案内しています。 保健相談所等で父親も参加できる講座を実施しています。今後、保護者が参加しやすい日時、内容で実施していきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
47	産後ケア事業や子育てスタート応援券の利用先について、常に公募をし、より多くの利用対象を選べるようにしてほしい。	産後ケア事業については、高まるニーズに応えるため、実施事業者数を拡充するなど今後も事業の充実を図っていきます。 子育てスタート応援券については、令和６年度に子育て支援講座実施事業者の公募を行い、令和７年度から追加します。今後も対象事業実施施設に応援券の参入について働きかけを行い、より利用しやすい環境を整えていきます。	○
48	子育てスタート応援券交付事業について、幼稚園入学前までの児童に拡充し、定期的な子育て支援が可能な状況をつくる必要がある。	対象年齢の拡大については、事業目的や利用者アンケート等の意見を踏まえ検討していきます。	△
49	子育てスタート応援券をすべて使い切らなかった場合、ヘルパーをより求めている方に譲ることのできる仕組みがあれば良いと感じた。更なる利用の改善を期待する。	子育てスタート応援券は、子育て支援事業の周知および普及を促進するため、子ども一人につき８枚を交付しており、別の子どもに譲渡することはできません。利便性の向上など事業の充実については、事業目的や利用者アンケート、本事業の実施事業者等の意見を踏まえ検討していきます。	△
50	子育てに係る経済的支援を充実してほしい。	児童手当およびひとり親向けの児童扶養手当、ひとり親家庭等医療証などの経済的支援は拡充が行われました。 区では、学校給食費の全面無償化を実施しています。また、妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、面談等と合わせてギフト支給を行っています。引き続き国や都と連携して経済的支援を進めていきます。	○
51	保健師の数を増やし、こんにちは赤ちゃん訪問に常勤の保健師が行く回数を増やす等、もっと見守りを増やしてほしい。	こんにちは赤ちゃん訪問は、地域の保健師や助産師の協力のもとすべての家庭に訪問しています。また、状況によって、訪問は複数回実施しています。引き続き、地域の保健師や助産師と連携し実施していきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
（２）子どもの教育・保育の充実			
52	保育園、小学校ともに平日の給食に非常に助けられている。栄養バランスが取れた食事は保護者としても安心感があるため、土日も給食が提供されると良い。	学校給食は、学校における教育の目的を実現するために提供するものであり、休校日に提供することは困難です。 保育園の給食においても同様です。なお、区立保育園では、地域交流活動の一環として、地域にお住まいの親子の方々を対象に、有料でふれあい給食を実施しています。	※
53	保育園や小学校の給食室で作る給食を、宅配したり売ることはできないのか。		
54	経済状況が悪化する中で、産休明けから働かざるを得ない困窮世帯は増えている。また、乳幼児の死亡事故の多くは０歳児保育中に起きている。優れた経験を備えた専門職の配置ができる区立保育園や認可保育園の０歳児保育は減らすべきではない。人員配置の最低基準の見直しも行ってほしい。	０歳児の保育需要は今後も減少し、１・２歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 また、職員配置基準については、国において令和６年度に３～５歳児の基準が改正されました。令和７年度からは、１歳児についても職員配置の改善を図るため加算措置が設けられる予定です。引き続き、国の動向を注視します。	※
55	区立保育園の０歳児定員を活用した１歳児の受け入れなどの柔軟な定員確保に反対である。年間を通して定員は埋まるため、決して不要な定員ではない。０歳児の特徴からいつでも対応できる定員設定が必要である。		
56	区立保育園の０歳児定員を活用した１歳児の受け入れを進めると、０歳児の途中入園ができなくなる。待機児ゼロの目標を無理に進めるのではなく、安心して子どもたちを預けることができる公的保育を増やす必要がある。		
57	「０歳児保育」の受け入れ停止について区長は公約していない。区民を裏切らないでほしい。		
58	多くの家庭が認可保育園を希望しているにもかかわらず、それ以外の施設で需要数を満たそうとする本計画は児童福祉法の趣旨である、認可園保育所の実施義務に反している。	保育ニーズへの対応は認可保育所だけで賄えるものではなく、これまでも様々な手法を活用して、増加するニーズに対応してきました。引き続き、子育てのかたちを選択できる社会の実現に努めます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
59	待機児童の定義は「認可保育園に入れなかった者」であったが、国や行政が一時的に限定で認可園以外の施設も含めた定義を導入した。「待機児童ゼロ」というのであれば待機児童の定義を従来の「認可保育園に入れなかった者」に戻すべきである。	待機児童数の算定については、全国の自治体が、国の基準に則り実施しています。引き続き、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の拡大等により、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。	※
60	実質的には保育所待機児童は 500～600 人発生していることから、待機児童ゼロを達成という記載は改めるべきである。保育所等へ入れなかった区民がいるという現実を直視し、質の高い認可保育所を増設すべきだ。		
61	１・２歳児の１年保育に反対である。その場限りの定員ではなく、認可保育施設の定員として保障すべきである。必要な定員の見直しを行い、適切な定員設定の保育園を望む。	区では、待機児童対策のセーフティーネットとして１・２歳児の１年保育を実施しています。 これまで、認可保育所を中心に10年間で9,200人以上の保育定員増を実現しました。保育ニーズへの対応は認可保育所だけで賄えるものではなく、これまでも様々な手法を活用して、増加するニーズに対応してきました。引き続き定員確保に努めます。	□
62	児童福祉法第24条について計画の中に明記すべきである。	計画に児童福祉法第24条について明記はしませんが、保育所待機児童ゼロを継続するため、特に利用ニーズの高い１・２歳児を中心に、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
63	認可保育園の整備を進めるべきであり、まずは「区立谷原保育園」の閉園計画を撤回し受入れを再開すべきである。「１歳１年保育」は１年の期限付き保育であり、その後の行き先がなくとも退園となるため、０歳児クラスを削減してまで進めるべきではない。	保育ニーズへの対応は認可保育所だけで賄えるものではなく、これまでも様々な手法を活用して、増加するニーズに対応してきました。 また、谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保するものです。 引き続き、子育てのかたちを選択できる社会の実現に努めます。	※
64	区立保育園の０歳児定員を活用した１歳児の受入れは、０歳児募集数の削減を意味するため、計画を再考し、募集を再開すべきだ。	０歳児の保育需要は今後も減少し、１・２歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。	※
65	保育所待機児童ゼロの継続とされているが、実際の待機児童は多数存在している。また、０歳児保育の受け入れ停止については撤回すべきである。	待機児童数の算定については、全国の自治体が、国の基準に則り実施しています。 ０歳児の保育需要は今後も減少し、１・２歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。	※
66	１・２歳児の定員を増加した結果、３歳児から同じ保育園で進級できない可能性が生じないか。定員割れが生じた場合、給与が支払えないことや子ども達への予算が削られること等に繋がらないか危惧する。区が保育園へのリスクヘッジを行うのであれば、この方針は大歓迎である。	１・２歳児に限らず、他の年齢についても、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 また、私立保育所については、一定の条件を満たした場合に定員の欠員分を補助し、安定的に保育を提供できるよう財政支援をしています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
67	国の基準を理由に待機児童から除かれている子どもや年度途中に待機となる児童が多く存在すること、無認可保育所での死亡事故が過去に発生したことを踏まえ、１年保育での対応や０歳児の募集停止をやめてほしい。また、認可外施設の認可化を強力に促進するとともに認可保育所の増設を行うことを求める。特に、すぐに子どもを受け入れることができる谷原保育園の閉園を撤回し園児の受け入れ再開を求める。	保育環境の整備については、保育サービスの需要と供給の状況、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保したものです。 誘致したしろくま保育園は、令和６年４月に谷原保育園以上の定員102名で開園し、０歳児保育も実施しています。こうしたことから、谷原保育園は令和８年度末に閉園します。	※
68	区立保育園の民間委託をやめてほしい。また、谷原保育園の閉園も、保育者の変更による子ども達の負担を考えていないため中止してほしい。	区では、公共施設等総合管理計画において、民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本としており、保護者の多様な保育ニーズに応えて、サービスの充実を図るため、区立保育園の委託化を推進しています。 運営事業者の選定にあたっては、区立保育園の運営を引き継ぐことのできる優良な事業者の選定に引き続き努めていきます。委託後は、区立保育園の園長経験者等による定期的な巡回支援を行い、保育サービスの維持向上を図っていきます。 谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。段階的にクラスを減らし、計画周知前に入園した在園児が全員、谷原保育園で卒園ができるようにしたものです。 在園児や保護者に対しては、丁寧な対応に努めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
69	谷原保育園周辺は保育園も少ないので、谷原保育園を廃園にせず、改修してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保したものです。 誘致したしろくま保育園は、令和６年４月に谷原保育園以上の定員102名で開園し、０歳児保育も実施しています。 こうしたことから、谷原保育園は令和８年度末に閉園します。	※
70	谷原保育園の閉園に反対である。保育園の少ない地域のため、再考してほしい。地域バランスの良い公立保育園の配置を望む。		
71	谷原保育園を閉園しないでほしい。卒園まで在園はできるが、子どもや先生が少なくなる中、今までと変わらない保育ができると考えているのか。卒園まで保証するのであれば、子どもにとって今までと変わらない保育を提供してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。段階的にクラスを減らし、計画周知前に入園した在園児が全員、谷原保育園で卒園ができるようにしたものです。 在園児や保護者に対しては、丁寧な対応に努めていきます。	※
72	待機児童ゼロが達成されたとしているが、現実には入りたい地域で入所できないなど保護者の声を多く聞いている。谷原保育園の周辺にも待機児童がいるため、閉園しなければならない理由が見当たらない。	保育環境の整備については、保育サービスの需要と供給の状況、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致したものです。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
73	計画では、１・２歳児で特に保育のニーズが高いとしているが、冬に産まれた子どもは夏や秋頃に０歳児クラスに入れたいというニーズがある。４月に定員割れした場合、その分の保育料は全額区が負担してでも空きを確保しておくべきである。やはり、谷原保育園の閉園は中止すべきだ。	保育環境の整備については、保育サービスの需要と供給の状況、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致したものです。	※
74	これまでも谷原保育園の閉園見直しを求める声が多数パブリックコメントで寄せられたが、区の政策に反対の意見は政策に反映されなかった。不利益を受けた児童や保護者が多数存在することを改めて把握し、谷原保育園閉園計画を再検討すべきだ。	谷原保育園は、公共施設等総合管理計画〔実施計画〕〈素案〉を公表した令和３年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることができるように、近隣の区有地に民間を誘致することでサービス向上を図るものです。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和８年度末に閉園します。	※
75	谷原保育園の閉園については公表が先で計画は後から打ち出されたものであった。計画を作る際の区の姿勢として、まずは、区民・利用者・当事者の意見を重視し検討することから始めるよう大幅な方針転換を求める。		
76	谷原や谷原周辺地域では要保育認定を受けたが保育所に入園できずにいる児童が多い。現状を踏まえた施策に方向性を正すためにもPDCAサイクルに則り、谷原保育園の閉園中止、園児の募集再開が必要である。	谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。段階的にクラスを減らし、計画周知前に入園した在園児が全員、谷原保育園で卒園ができるようにしたものです。 在園児や保護者に対しては、丁寧な対応に努めていきます。	※
77	おむつやエプロンのサブスクの導入は単に購入の手間や日々の持ち物が減ったことに過ぎない。一方で、谷原保育園を閉園することにより区は多大な保護者負担を強いた。区自ら保護者負担を増やすような施策は改め、特に谷原保育園の閉園は中止撤回すべきだ。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
78	死亡事故が発生した保育施設があるため、看護師や栄養士は巡回支援ではなく、すべての園に専属の職員として配置すべきである。	保育水準の維持向上のため、区内の全保育施設へ巡回訪問し、安全に対する取組状況の確認や助言等を行っています。 また、職員研修の内容を充実し、保育を担う人材の育成・確保につなげるとともに、国の支援対象から外れている看護師・栄養士などの専門職への区独自支援を引き続き行います。	※
79	看護師や栄養士は巡回指導ではなく、全園に専属配置し子どもの成長を見守る体制を築くべきである。区では保育施設で死亡事故も発生しているので看護師や栄養士の全園配置は必須である。		
80	子どもの保育定員の見直しや職員配置のあり方を検討する必要がある。	保育定員については、保育サービスの需要と供給の状況、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 職員配置基準については、国において令和６年度に３～５歳児の基準が改正されました。令和７年度からは、１歳児についても職員配置の改善を図るため加算措置が設けられる予定です。引き続き、国の動向を注視します。なお、障害児保育については、私立保育所や小規模保育施設等に対して、国や東京都の給付費に加え、区独自に補助をしています。	△
81	区立保育園の先生の保育の質は素晴らしい。地域のつながりを持つ役割は公立にしかできない。公立と民間双方で協力しあう地域にしてほしい。	区立保育園では、近隣地域の様々な保育施設と交流を持ち、情報交換をしながら保育の質の維持向上に取り組んでいます。今後も、地域での健やかな子どもの成長のため事業を進めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
82	子どもたちの笑顔輝くまちプランを真剣に検討するならば、より若い保護者たちが安心して預けられる公立保育園の整備を進めていくことが大切である。	区は、民間の知恵と経験を活用して、サービスの向上を図ってきました。区の保育所等は多くの民間施設によって支えられています。 10年間で約9,200人の保育定員を拡大し、区民の保育ニーズに応えるとともに、令和３年度から４年連続で待機児童ゼロを達成しました。保育ニーズへの対応は認可保育所だけで賄えるものではなく、これまでも様々な手法を活用して、増加するニーズに対応してきました。引き続き、子育てのかたちを選択できる社会の実現に努めます。	※
83	地域の住民が自発的に始める活動を補助してはどうか。地域における自主的な活動は貴重であり、地域の子どもを地域の人が知ることで見守りにもなる。	区内では、地域団体による子育て講座が多数開催されています。一方で、子育て中のママやパパからは、自らのスキルを活かして講座を実施してみたいという声が寄せられています。ママやパパが講師となり、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座の運営費を補助するなど、地域での活躍を応援する「ねりまママパパてらす」を令和７年度から実施します。	◎
84	ショートステイや一時預かりは要件や定員の面で使いづらいので改善してほしい。	ショートステイ事業は、保護者の疾病等により家庭での養育が困難な場合に子どもを宿泊で預かる事業です。一方で、一時預かり事業は理由を問わず預かり保護者の負担軽減を図るものです。地域子ども家庭支援センターでの乳幼児一時預かり事業の拡充や各私立保育園での一時預かり事業の運用状況を踏まえ、サービスの向上等に取り組んでいきます。	○
85	土日や朝から夕方まで利用できる子育てのひろばがあると良い。	子育てのひろばは、土日を含めて開室している施設もあります。引き続き、利用者アンケート調査等により多様なニーズに対応しながら、子育てのひろばの充実を図ります。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
86	保育士不足と言われている中で、勉強と経験を重ねた保育士の人材確保をするのは簡単ではない。直営区立保育園の意義を再確認して、区として人材を養成すると明記すべき。	区内全保育施設を対象とした研修等を実施し、区内保育施設全体の保育サービスおよび専門性の向上を図っています。引き続き、研修内容の充実を図り、保育を担う人材の確保・育成に取り組んでいきます。	□
87	ファミリーサポート事業はボランティアスタッフの善意に行政がフリーライドしすぎている。報酬の補助も含め、継続可能な制度の構築を行うべきではないか。	ファミリーサポート事業は、子どもを預けたい利用会員とお手伝いをしたい援助会員の会員間で行う相互援助活動（有償ボランティア）であるため、区が補助するものではないと考えています。	※
88	子育てで悩む若い保護者たちの声や、やることが増え保育が辛くなるとつぶやいている保育士の声を受け止めてほしい。子育てに一番大切なところを改めて見つめ直してもらいたい。	本計画は、ニーズ調査をはじめ子どもの保護者や保育運営事業者の意見等を踏まえて策定します。引き続き、子どもたちの笑顔輝くまちの実現を目指し、様々な声を伺いながら施策を進めていきます。	□
89	こども誰でも通園事業について、保育園は同じ年齢期の子が集団を作って成長すべき施設であり、１日だけ新しい子が入ってくると集団は崩れるので特別の体制が必要である。保護者の要求だとしても、子どもの成長を二の次にした施策になる。	国のモデル事業は、利用時間の上限を「月10時間」としていますが、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分です。また、国が給付する補助単価が低額なことも課題となっています。 区では、都補助の活用も含め、利用しやすい制度となるよう検討し、令和７年度から試行実施します。	※
90	保育園は集団で子どもたちが生活する場所であるため、こども誰でも通園事業のような一日だけ参加することは途切れる保育となり悪循環になるため、中止すべきである。		
91	こども誰でも通園事業について、月10時間の預かり保育でも大きな危険性がある。子どもの背景が分からないまま預かることは危険ではないか。		
92	ベビーシッター利用支援事業の対象年齢拡大と、ひとり親家庭や障害児の居る家庭などの利用可能時間を伸ばしてほしい。また、ベビーシッターが見つからず利用できない場面があるので、対策してほしい。	対象年齢や利用可能時間の拡大については、利用状況を注視しながら検討していきます。また、都では本事業の対象となる事業者の新規認定など、ベビーシッターの確保に取り組んでいます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
（３）子どもの居場所と成長環境の充実			
93	安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整えるためには、一定のスペースが必要なため安易に定員を増やすことはやめてほしい。学童クラブの校内化を進めつつ、学童クラブの新設や既存の学童クラブ施設の継続を検討してほしい。	児童１人当たり1.65㎡の専用区画の確保を定める国の基準に基づき学童クラブを運営しています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。 ねりっこクラブ早期全校実施に向けて引き続き学童クラブの校内化を進めます。学童クラブは、子ども・子育て支援計画の需給見通しや地域バランスを勘案して適切な配置としていきます。	※
94	ねりっこ学童クラブが開設されると、近隣の併設学童クラブが休室や廃止になるケースがあるが、国の基準に最大限依拠するには併存させていく必要がある。東京都が「認証学童クラブ」を専門委員会で検討している。区も検討し、国の学童クラブの基準にそった受け入れ環境を実現してほしい。		
95	安心して学童クラブに預けられるように、スペースや職員の人数などを手厚くしてほしい。	児童１人当たり1.65㎡の専用区画の確保を定める国の基準に基づき学童クラブを運営しています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。	□
96	国の学童クラブの基準は、おおむね40 人以下で専用の部屋で１人につき1.65 ㎡以上を確保するとされている。ねりっこ学童クラブも国基準のもとで実施できるようにすることが必要である。国基準の環境をめざしていくという方針を掲げてほしい。		
97	学童保育について、国や東京都の新しい基準で運営をするべきである。	区は、国基準を上回る職員配置等により学童クラブを運営しています。東京都「認証学童クラブ」は、制度の詳細が明らかにされていないため、引き続き動向を注視していきます。	□
98	ねりっこクラブを拡充するのではなく、国の基準と東京都の新しい基準に依拠した学童クラブを拡充すべきである。	ねりっこクラブは、早期の全校実施に向けて取組を進めます。 区は、国基準を上回る職員配置等により学童クラブを運営しています。東京都「認証学童クラブ」は、制度の詳細が明らかにされていないため、引き続き動向を注視していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	国は、支援の単位当たりの集団規模を「おおむね40人以下」と定めているが、ねりっこ学童クラブはそうなっていない。さらに集団性と生活の確保や行事運営、保護者同士の結びつきなど様々なところに問題が生じている。	国要綱では支援の単位当たりの集団規模が36人～45人の学童クラブに対する補助基準額を最も手厚く設定しています。区はこれに基づき支援の単位当たりの集団規模を45人を基準として定めています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。	※
100	ねりっこクラブの全区立小学校での実施と充実について反対である。１人当たり1.65㎡の専用スペースと専任の指導員がいる独立の学童クラブを増やすべきである。また、民間の事業者が行うのではなく公設公営で行うべきである。	ねりっこクラブは、民間委託により早期の全校実施に向けて取組を進めます。 また、学童クラブの運営は、児童１人当たり1.65㎡の専用区画の確保する国基準に基づいています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。	※
101	学童クラブについて、国の指針では集団規模はおおむね40人までとされているが、区は大規模なねりっこ学童クラブの新設を計画している。大規模になると放課後児童支援員の目が行き届かず、保育の質の低下が避けられない。すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境の整備と真逆の影響をもたらすため、早宮さくら学童クラブは維持・存続すべきである。	国要綱では支援の単位当たりの集団規模が36人～45人の学童クラブに対する補助基準額を最も手厚く設定しています。区はこれに基づき支援の単位当たりの集団規模を45人を基準として定めています。職員は、国基準を上回る区独自の配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。 学童クラブは、子ども・子育て支援計画の需給見通しや地域バランスを勘案して適切な配置としていきます。	△
102	ねりっこ学童クラブは地域によって格差が生じていると感じている。せめて３年生までは希望する児童がねりっこ学童クラブを利用できるよう、更なる定員の拡充を早期に進めてほしい。	国の基準により、学童クラブは児童１人当たり1.65㎡の専用区画が必要です。校舎改修等の機会に専用室を拡充、定員の拡大を検討していきます。 ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、学童クラブに準じた保育を行う、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」や、小学生の放課後の居場所として「ひろば事業」を実施しています。「ひろば事業」は、１年生の利用開始を５月から４月に早めます。今後、冬の終了時刻を延長し、年間を通じて午後５時まで拡大します。	△
103	他区の学童クラブでは、小学６年生まで希望すれば学童に在籍できるという話を聞いた。各家庭で子どもの性格に合わせて選択できる環境が整えば良い。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
104	学童クラブの待機児童は昨年度から大幅に減少したとしているが、現実はおやつもなく見守りだけの「ねりっこプラス」に児童全体の１割以上が登録している状況である。通常の学童保育を保障することが求められる。	待機児童が発生したねりっこ学童クラブでは、学校の児童数も増加している場合が多く定員拡大の実現が困難です。校舎改修等の機会に専用室を拡充、定員の拡大を検討していきます。	△
105	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用目的に、習い事先の送迎を追加してほしい。また、ファミリーサポート事業の利用は地域全体の繋がりや活性化につながるため、補助制度があると良い。	ひとり親家庭ホームヘルプサービスでは、子どもをお預かりする際、安全上の理由により、保護者と直接受け渡しをすることを原則としています。現時点では習い事の送迎を追加することは困難ですが、今後、利用者・事業者のご意見を伺いながら、サービスの充実に努めていきます。 ファミリーサポート事業は、子どもを預けたい利用会員とお手伝いをしたい援助会員の会員間で行う相互援助活動（有償ボランティア）であるため、区が補助するものではないと考えています。	△
106	民間委託されているねりっこ学童クラブは、給与の問題などから正職員である指導員の年齢構成が若くなり、保育の質が保たれない。 また、児童館や地区区民館学童クラブは、学校併設の学童だと「放課後という気がしない」という子どもの受け皿となっている現状を踏まえ、閉室を進めるべきではない。	指定管理者制度や業務委託により運営する学童クラブについて、区は、国基準を上回る独自の職員配置基準を定めて手厚い配置を確保しています。また、ねりっこクラブ職員の給与は、雇用主である受託事業者が給与規定等に基づき適正に支給しています。区は、人事院勧告や保育園等の公定価格、最低賃金の改定率を踏まえ毎年度積算単価を見直しています。 学童クラブは、子ども・子育て支援事業計画の需給見通しや地域バランスを勘案して適切な配置としていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
107	安全・安心な居場所を充実するのであれば、学童クラブを閉鎖する施策をやめるべきである。	保育施設や学童クラブは、子ども・子育て支援事業計画の需給見通しや地域バランスを勘案して適切な配置としていきます。	※
108	子どもの居場所は大人が決めるものではなく、子どもがホッとできる空間と時間である。区は保育園の閉園や学童クラブの閉室など子どもの意見を無視し、子どもの居場所を奪ってきたものである。		
109	小学校高学年や中高生の居場所を更に充実していくべきである。また、不登校児童向けの居場所がもっとほしい。	児童館における中高生向け事業を充実するとともに、子ども家庭支援センターや学校教育支援センターとの連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。 また、不登校児童・生徒が安心して過ごし、学びに向かう土台づくりや、様々な体験活動ができる居場所として、校内居場所づくりや適応指導教室事業、居場所支援事業等を実施してきました。令和６年度に学校教育支援センター石神井台を設置しました。今後も不登校児童・生徒が安心して過ごせるよう、多様な支援を充実していきます。	□
110	朝子どもを見送ってから出社できるように、学校がない日や長期休みの学童保育の開所時間を早めてほしい。	ねりっこ学童クラブ、委託学童クラブでは、午前８時から延長保育を利用できます。直営の児童館併設学童クラブは、指定管理者制度を導入する際に検討します。	△
111	様々な働き方と子育てを両立するために、放課後のひろばを18時まで延長してほしい。	１年生の利用開始を５月から４月に早めます。今後、冬の終了時刻を延長し、年間を通じて午後５時まで拡大します。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
112	保育園、幼稚園、小中学校におけるICT、ペーパーレス化を進めてほしい。	区立幼稚園と区立小中学校では、スマートフォンやパソコンから出欠の連絡やお便りを確認できる情報伝達サービス（sigfy）を導入し、区立保育園では連絡帳や保護者へのお便りなどを電子化しています。 私立幼稚園や私立保育園に対しては、ICT化にかかる費用の助成を行っています。	□
113	長期休業中の学童クラブでの昼食提供は素晴らしい取組である。早期実現を望む。	夏休み等の長期休業中の学童クラブで、昼食準備にかかる保護者負担の軽減のため、注文に応じて子どものお弁当が配達される仕組みを令和７年度の夏休みから導入します。	○
114	長期休業中の学童クラブでの昼食提供は、ぜひ進めてほしい。学童クラブ在籍児童だけでなく、希望する一般児童にも広めてほしい。ねりっこひろばを利用する子どもへも拡大できるのではないか。	学童クラブでの昼食提供について、まずは学童クラブでのサービスの安定稼働の確保に努めます。導入後の利用状況や課題を検証した上で、ねりっこひろば等への拡大について検討します。	△
115	学童クラブ昼食提供について、長年区民が求めてきたことが実現しており、期待したい。早急に実施できるように、ほかの自治体を参考に、都や区の学童保育連絡協議会との懇談を開催すべきである。	夏休み等の長期休業中の学童クラブで、昼食準備にかかる保護者負担の軽減のため、注文に応じて子どものお弁当が配達される仕組みを令和７年度の夏休みから導入します。 保護者や学童クラブの運営事業者へは情報提供していきます。	○
116	ねりっこクラブやこども食堂など、子どもの居場所となる施設は、全額区の負担で行うべきである。それぞれの施設の質も含めて、包括的に区が主体となり運営することを強く望む。	地域の課題は多様化・複雑化しており、行政だけで対応できるものではなく、子どもの居場所となるすべての施設の運営費について、全額を公費負担とする考えはありません。	※
117	休祝日に児童館や地区区民館の児童室を開放してほしい。休日は機能を最小限にしてボランティアで運営している区もあるので、参考にして検討してほしい。	児童館において、令和10年度までに新たに３館で指定管理者制度を導入し、日曜・休日および平日夜間の開館時間の拡大を進めます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
118	こども食堂やフードバンクが増え、利用者が多くいる現状は区だけで解決できることではない。都や国への働きかけを強めてほしい。	生活にお困りの方へ区が担うべき役割は、食料配布などの一時的な支援にとどまらず、一人ひとりの生活状況を丁寧に伺い、課題を把握し、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、継続的な支援を行うことであると考えています。引き続き、国や都の動向を注視し、各機関や地域団体と連携して支援を行っていきます。	―
119	子ども議会については、子どもの意見表明権を尊重できるようにして、子どもの意見や要望を聞くことが大切である。	子ども議会は中学生が区に対する意見を表明する場を提供し、区政に反映させる機会とすることを目的に実施しています。開催にあたっては、生徒たちの主体的な考えや活動を尊重しています。	○
120	公園の禁止事項を減らすことや、プレーリーダーのいるプレーパークを増やし、普段の身近な生活において体験の機会が増えると良い。夏は、クーラーの効いている体育館や水遊びができる公園、焚火や花火など火を使う体験の場やイベント、木登りや泥遊びができる場所を増やしてほしい。	各公園の持つ機能や特徴、規模等を踏まえて計画的な改修を進めていくため、公園に求める機能など区民ニーズを伺いながら、令和８年度に公園等改修計画を策定する予定です。 プレーリーダーのいる区立こどもの森は、令和７年３月末に「こどもの森整備基本計画」を改定の上、拡張整備を進めます。また、民間団体が公園等において、外遊びリーダー等を配置し、自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる場を提供しており、区はこうした活動を支援しています。 区立の体育館には、すでにエアコンがついていますが、新たな整備予定はありません。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
121	区でプレーリーダー研修を保護者向けにも開催すると良い。子どもの成長に遊びが重要なことや、子どもへの接し方をねりますくすくアプリで周知してほしい。また、公園やプレーパークに相談員が常駐すると良い。	区では、外遊びの場の提供事業として、プレーパーク等の外遊びの場の提供に加え、子どもの発達や健全な育成のために外遊びがどのように有効であるかについて、講習会等の普及・啓発等を実施する団体に対し、経費の補助を行っています。また、同事業における外遊び（プレーパーク等）の実施時には専門の相談員ではありませんが外遊びリーダーが常駐しており、子どもから困りごとなどを打ち明けやすい環境にあります。 お子さんへの接し方をはじめ、子育てに必要な情報について、ねりますくすくアプリや、ねりま子育て応援アプリで発信していきます。	○
122	区内プレーパークは子どもたちの重要な居場所となっており、都市公園ではできない様々な昔遊びができることから、体験機会の創出にもつながる。安定的に運営してもらうためにも、区からの継続的な支援が必要である。	区では、外遊びの場の提供事業として、プレーパーク等の自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる場を提供する団体に対し、経費の補助を平成23年度から行っています。	□
123	練馬区には公園が多いが、整備が行き届いていない公園が散見される。質が担保された印象的な公園が増えることを期待する。	区立公園の約半数が、開園から30年以上経過しており、施設全体の老朽化や区民ニーズの変化への対応が課題となっています。 現在、各公園の持つ機能や特徴、規模等を踏まえた改修を計画的に進めるための検討を行っており、令和８年度に公園等改修計画を策定する予定です。検討にあたっては、公園で実現したいことや公園に求める機能など区民ニーズを伺いながら進めていきます。	□
124	ボール遊びや、水遊び、自転車練習ができるような安心して過ごせる公園や場所があると良い。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
（４）支援が必要な子どもや家庭への取組の充実			
125	保育園での医療的ケアが必要な家庭の受け入れに相応しい予算措置をとることが必要である。また、児童館での受け入れ枠についても適正規模について至急対策をとる必要がある。	医療的ケア児を受け入れる環境を整備するため、看護師の加配をはじめ、医療機器に対応した蓄電池や子どもの特性に応じた物品等を配備してきました。受入体制を充実するため、引き続き必要な経費を予算化していきます。また、児童館等併設学童クラブは、受入れ児童に安全・安心な居場所を提供する観点から職員の適正な配置など検討しています。	□
126	医療的ケアが必要な子どもに対して、放課後等デイサービスやショートステイ、学童クラブなどが整備されているが、需要に追いついていないと感じている。こども発達支援センターや、民間の力を借りるなど工夫し、充実されることを望む。	こども発達支援センターでは、令和７年４月から医療的ケアが必要な重症心身障害児も対象とした放課後等デイサービスを実施します。 区では、看護師を増配置し、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れている放課後等デイサービス事業者に対して経費の一部を補助しています。加えて、自宅に看護師等を派遣し、医療的ケア等を行う在宅レスパイト事業の拡充に向けた調整を進めます。 また、三原台二丁目用地に整備する施設では、医療型ショートステイの実施や医療的ケアを支える人材の育成等を実施します。引き続き、医療的ケア児や重症心身障害児が安心して地域で暮らしていけるよう、取り組んでいきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
127	ひとり親家庭ホームヘルプサービス、学童、ファミリーサポート事業など様々なサービスがあるが、対象が小学生までである。子どもが中学生になっても、障害児を持つひとり親家庭が仕事と子育てを両立できるようサービスを拡充してほしい。	今後、新規で放課後等デイサービス等を整備する事業者に対し、中高生が利用できる事業所の開設を要望する声があることを伝え、対応を要請していきます。 また、ファミリーサポート事業の援助会員の方には、可能な範囲でお手伝いいただいていることから、年齢拡大の対応は困難です。	△
128	中学生以降の障害児を持つ家庭への支援が脆弱だと思う。年末年始や日曜・祝日など、一時預かりの受け入れ体制を整備してほしい。		
129	発達障害などニーズが高い子ほど、預け先やサービスの利用先がないので、充実してほしい。	発達に心配のある子どもなどが増加する中、保育所等での更なる受け入れや子どもやその家族への支援体制の強化が必要です。保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援の充実やこども発達支援センターでの障害児一時預かり事業などを更に充実していきます。	○
130	発達に不安のある子どもを一時預かりできるサービスを拡大・充実してほしい。特に早朝の時間帯について、相応の利用者負担もあっても良いので、対応してほしい。	区では、保護者の病気や休養、きょうだいの行事などの際に、障害のある子どもや発達に心配のある子どもを預かる事業を実施しています。今後、医療的ケアが必要な障害児の受入れに向けた調整を進めます。 また、障害児を育てる家庭を支援するため、令和２年度からファミリーサポート事業の援助会員に研修等を実施した上で、軽度障害児の受入れを開始しました。さらに、令和６年７月から未就学児の保護者を対象に、都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助するベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を開始しました。24時間365日利用でき、ベビーシッターによっては、発達に不安のある子どもの預かりに対応しています。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
131	18歳を超えると「若者ケアラー」と称するので、18歳以上の「若者ケアラー」という表記に訂正すべき。	令和６年６月に改正された子ども・若者育成支援推進法の施行通知では、「ヤングケアラー」支援の対象年齢についておおむね30歳未満を中心としていますが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得るとしています。施策の支援対象者を明確にするため、標記を「18歳以上のヤングケアラー（若者ケアラー）」に修正します。	◎
132	虐待は早期発見が何よりも大切だと思うので、各所管が自分ごとと捉えて、アンテナを張ってほしい。	虐待を早期に発見し、それぞれの機関が役割分担のもと、連携して支援することが重要です。区では、毎年、各所管課と連携し、子どもや家庭に関わる職員に対して研修会を実施しています。また、要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関とのネットワークを強化し、虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。引き続き、子どもや子育て家庭に関わる各機関が、虐待の防止・早期発見ができるよう、取り組んでいきます。	○
133	困った時にはどこに相談すればいいか、年齢別にSOSを出せる先を全世帯に知ってもらえると良い。	妊娠や子育ての相談は、保健相談所でお受けしています。今後、医師等の専門職が24時間365日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施します。メールやチャットを活用した相談体制について検討を進めます。	○
134	貧困世帯やリサイクルのためにも子ども服やおもちゃ交換会を様々な場所で実施してほしい。	一部の区立保育園では、リサイクルを目的に、不要となった洋服や靴などを回収し希望する保護者へ配るリユース活動に取り組んでいます。また、多くの児童館や子育てのひろばでも、衣類交換会等や掲示板を利用した物品の譲り合い事業を実施しています。 今後、実施施設を拡大するとともに、ねりま子育て応援アプリ等で周知し、リユースを推進していきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
135	フリースクールの整備を推進してほしい。	フリースクール等の民間事業者との連携会議等による情報交換によって連携を強化し、不登校児童・生徒への支援の充実に努めます。	□
136	教員の体制を強化してほしい。	少人数授業や英語教育、日本語指導、不登校生徒への支援の充実など、体制強化を図るための小学校教科担任制加配を始めとして、教員の定数配当を超えた配置を行うことができる制度を活用しています。引き続き、充実した教育活動のために加配の申請を行っていきます。	□
第６章　法定事業の年度別需給計画			
137	教育・保育の年度別需給計画の３号認定（０歳）について、認可保育園だけでは250人程不足する。無認可保育所で死亡事故もあったため、質が安心できる認可保育園に預けたいと希望する家庭が全員入園できるように充実していくことを明記すべきである。	保育ニーズへの対応は認可保育所だけで賄えるものではなく、これまでも様々な手法を活用して、増加するニーズに対応してきました。引き続き、子育てのかたちを選択できる社会の実現に努めます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
138	谷原保育園のある石神井地域は、需要量見込みに対する供給量がほかの地域に比べて低く、区内でも０歳児が足りていない地域である。谷原保育園を閉園するのは間違っている。	保育環境の整備については、保育サービスの需要と供給の状況、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保したものです。 誘致したしろくま保育園は、令和６年４月に谷原保育園以上の定員102名で開園し、０歳児保育も実施しています。 こうしたことから、谷原保育園は令和８年度末に閉園します。	※
139	ニーズ調査では、０～５歳すべての年代で「認可保育所（延長保育あり）」の利用意向が最も高くなっている。しかし、保育の年度別需給計画では、令和７～11 年度の各需要量見込みに対し、認可保育所の供給量が不足しており、各年度で 300 人ほどの待機児童が発生する見込みである。区民ニーズに応えるよう、認可保育所の増設を計画すべきだ。特に、光が丘地区、石神井地区では見込み需要に対して認可保育所の供給が 600～700 人ほど不足する。区立谷原保育園の閉園計画は撤回し、存続すべきだ。		
140	病児病後児施設の増設や送迎サービスを行ってほしい。	現状の施設数で区内全域の利用見込み数を上回っているため、増設の予定はありません。 また、症状が回復していない中で、慣れない環境下での送迎は症状の早期回復に対するリスクなど課題があることから、送迎サービスを実施する予定はありません。	※
141	国の学童クラブ指針や都の認証学童クラブ基準に沿って、学童保育事業の計画目標を出し直す必要がある。	ねりっこクラブは、早期の全校実施に向けて取組を進めます。 区は国基準を上回る職員配置等により学童クラブを運営しています。東京都「認証学童クラブ」は、制度の詳細が明らかにされていないため、引き続き動向を注視していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
参考　巻末資料			
142	「ほっとできる居場所がない」と回答した子どもの詳細な情報を知りたい。	令和５年度に実施したニーズ調査の結果では、「あなたがほっとできる居場所はありますか」との質問に対し、中学生の1.4％、高校生年代の3.3％が「ない」と回答しています。なお、「ない」と回答した理由など、個別の状況までは把握していません。	※
その他			
143	療育施設にはなかなか空きが生じないため、増設してほしい。	障害児通所支援事業等を新規で整備する事業者からの相談に丁寧に対応し、新たな事業所の開設を支援していきます。	□
144	小学校や中学校の１クラスの生徒人数を減らしてほしい。	公立の小学校および中学校１学級の人数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められています。小学校は令和７年度からすべての学年で１学級当たり35人となります。中学校は、令和９年度から段階的に１学級当たり35人とする方向性が国から示されています。	□
145	公園内での喫煙者がいなくなるようパトロールを強化してほしい。	児童遊園は禁煙です。公園や緑地については、禁煙としていませんが、歩行喫煙等の防止に関する条例に基づくマナーアップ指導を実施し、喫煙に対する苦情が多い公園では、喫煙をご遠慮願いますなどの表示を行うことで、利用者のマナーの向上に努めていきます。	―
146	防犯カメラがあると治安が良くなるので、学校の通学路に防犯カメラがより多くあると安心である。	全区立小中学校の通学区域に計391台の防犯カメラを設置しています。また、不審者情報が寄せられた場合、警察への通報とともに、学校の通学区域に民間警備員を派遣しているほか、区の安全安心パトロールカーを運行するなど、様々な観点から通学区域の防犯対策に努めています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
147	事業ごとにアウトカム指標を定めることも今後検討してほしい。	計画を着実に推進するため、学識経験者や公募委員等で構成する「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。すべての事業でアウトカム指標を設定することは困難ですが、点検・評価の際は施策に対する満足度評価など、質的向上に関する評価を加えてご意見を伺い、事業や計画の見直しに反映させていきます。	△
148	子どもたちの居場所や保護者への経済的支援など、子育て世帯が安心して暮らしていけるような計画をお願いしたい。	「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整える」ことを本計画の基本目標に掲げています。様々な保護者のニーズに応える施策を展開し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実に取り組んでいきます。	○
149	道路工事遂行中の放射第35号線の計画では、横断歩道の廃止と書かれた箇所が目立つ。交通事故を未然に防ぎ、保護者が子どもに付き添いできない場合でも安心できるように、信号機付きの横断歩道を増やしてほしい。	放射第35・36号線は、東京都が事業を進めており、道路の整備に伴い、横断歩道や信号の位置に変更が生じる計画となっています。区は、車だけでなく、自転車・歩行者が安心して快適に利用できる道路となるよう、引き続き、事業者である東京都に対して働きかけていきます。	―
150	子どもの夏の登下校や外遊びの機会の減少などが懸念される。教育的視座からも、街路樹を増やして区内全体の温度を下げることに努め、区民の健康につながる施策をしてほしい。	区の魅力は、大都市東京の都心近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。連続性のある街路樹は、緑陰や四季折々の景観の演出など、区民生活に潤いを与える大きな役割を果たしています。また、地球温暖化対策など都市環境の改善にも寄与しています。 都市計画道路などの整備を新たなみどりの創出の機会として、街路樹の整備に取り組んでいきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
151	本計画（素案）の前提となっている、「区政改革計画（平成28年10月）」、「公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」および「同実施計画」で策定された、区立保育園の委託・民営化を見直すべきである。コスト削減や民間活力の活用、民間の優れたサービスの導入などを根拠に委託・民営化が進められてきたが、他国では期待された効果が得られず、公共への回帰が図られ、公益企業への公的関与が強まっている。世界的にもコロナ・パンデミックを経て、行き過ぎた新自由主義的政策の見直しがなされている。区民の公共財産を民間企業に譲り渡す施策を見直し、維持、管理して将来世代に社会資本を手渡していくべきである。	公共施設等総合管理計画［実施計画］において、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを示しています。 区は、第二次みどりの風吹くまちビジョン、アクションプラン、公共施設等総合管理計画に基づき、民間の知恵と経験を活用して、サービスの向上を図ってきました。行政が、最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たすこととしています。 区立保育園の委託・民営化の計画について見直す考えはありません。	※

5　子どもからの意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第１章　計画の基本的な考え方			
1	子どもたちが安心して成長できるための良い計画だと思う。 （ほか同じ意見　10件）	区はこれまでも、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもや子育てに関する取組に力を入れてきました。これからも、児童館など子どもたちの居場所をもっと使いやすくしたり、みなさんが困ったり、悩んだりした時は寄り添って相談に乗ったりするなど、いろいろな取組を進めていくことで「子どもたちの笑顔輝くまち」を実現していきます。	○
2	安心して子どもを産んだり育てたり、子どもたちが健やかに成長できる環境を作るのは良いと感じた。 （ほか同じ意見　６件）		
3	児童館をより使いやすくしていくことや、ねりっこクラブの全区立小学校での実施など良い計画である。		
4	子どもの教育にあった場所や楽しめる場所が用意されていることによって、育児が少しでも軽くなると思う。また、子どもたち自身のやりたいことをやらせてあげられると良いと思う。		
5	これから生まれてくる子どもや、今の子どもたちが健やかに成長できるような計画にしてほしい。		
6	少子高齢化を遅らせて、子どもが増えていくと良いと思う。	子どもが増えていくためには、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていくことがとても大切です。そのために区は、計画に書いてあるいろいろな取組をしっかりと進めていくことが大事だと考えています。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開			
（１）子どもと子育て家庭の支援の充実			
7	子どもを出産した時の支援や、育児につかれた人が相談できる場所を作ってほしい。	区では乳幼児を一時的に預かったり家事のお手伝いをするなど、いろいろな方法で子育てをしている家庭を支援しています。 また、地域子ども家庭支援センターや保健相談所などの身近な場所で、妊娠や子育てに関係するいろいろな相談に乗っています。今後、インターネットを使い、お医者さんなどが24時間365日質問を受付するサービスや、夜間（午後６時から午後10時）のオンライン相談を始めます。	○
8	親子で一緒に過ごせる会社があると、親も子も安心して、過ごせると思う。	会社内に保育園を設置している会社もあります。その中で、基準をクリアした保育園を区はサポートしています。 これからも会社と協力しながら、お父さん・お母さんが安心して働くことができるようにしていきます。	□
9	「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現には「ボール遊びができる」広い公園を増やすことが近道だと思う。地域の人たちの交流の場や、お母さんたちの育児の悩み相談などコミュニティの場として活用できる。	区立公園を作るのには、近くに住んでいる方や利用する方への配慮などが必要になります。 各公園の持つ機能や特徴、規模等を踏まえた改修を計画的に進めるために、令和８年度に計画を作る予定です。公園で実現したいことや公園に求めることなどみなさんの思いを聴きながら進めていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
（３）子どもの居場所と成長環境の充実			
10	ねりっこクラブがどの小学校にもあったら、転校してもすぐに友達となじめそうでいいと思う。	区では、すべての区立小学校にねりっこクラブを作る計画を立てて進めていて、現在は65校中59校で実施しています。 令和７年４月には、新しく３つの小学校でねりっこクラブが始まります。少しでも早く、すべての区立小学校でねりっこクラブができるように進めていきます。	○
11	ねりっこ学童クラブをより良くしていってほしい。	学童クラブでは、みなさんが楽しく毎日を過ごせるように、みなさんと一緒にいつも考えています。学童クラブの職員が必ず話を聞いてくれるので、こうすれば楽しくなるという意見を言ってみてください。	□
12	学童クラブにとても助けられたので、利用できる学年を増やすなどの工夫をしながら、これからも続けてほしい。 （ほか同じ意見　１件）		
13	ねりっこクラブの土日実施や、土曜日や長期休みだけ利用できる学童もやってほしい。	学童クラブは、学校から帰るとおうちの人がいない子どものための事業なので、土曜日だけ利用することはできません。 小学校の授業がある土曜日や夏休みなどは、ねりっこひろば事業を実施しているので、利用してみてください。 学童クラブやひろば事業を、日曜日に実施する予定はありません。	※
14	子どもだけでなく、大人にとっても児童館やねりっこクラブを充実させることは良いと思う。	児童館やねりっこクラブでは、みなさんが放課後を安全に楽しく過ごせるように考えるための会議を開いています。放課後の子どもたちのことを考えてくれる人を増やしていきたいと考えています。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	冬はねりっこクラブの時間を増やしてほしい。	今、ねりっこクラブの時間を増やす予定はありませんが、冬でも５時まで遊べるようにひろば事業を進めています。冬の暗い時間の帰り道を、安心して帰れるように、おうちの人と相談してから遊びに来てください。	※
16	ねりっこ学童クラブの遊ぶ時間を少し長くしてほしい。	ねりっこ学童クラブの毎日の過ごし方のスケジュールに、学童クラブに通うみなさんが意見を言うことができます。学童クラブの職員は必ず話を聞いてくれるので、ぜひ意見を言ってみてください。	□
17	学童クラブのある場所をもう少し広くしてほしい。 （ほか同じ意見　１件）	小学校の中に学童クラブを作ることで、放課後使っていない教室を借りて、子どもたちが過ごせる場所を増やしています。	○
18	おやつを増やしてほしい。	学童クラブのおやつを用意するための、１人分の金額は決まっているので、増やすことは難しいです。おやつのメニューについては、皆さんが意見を出すことができます。学童クラブの職員に伝えてみてください。	※
19	みんなで仲よくして楽しく過ごせる学童がいい。 （ほか同じ意見　２件）	学童クラブでは、みんなが仲良く過ごせるように、見守りをしたり、声をかけたりしています。また、みんなで一緒に遊べるイベントも行っています。	○
20	ひろばが５時までになってたくさん遊べて嬉しい。 （ほか同じ意見　13件）	冬でも５時までひろば事業で遊べるように進めています。冬の暗い時間の帰り道を、安心して帰れるように、おうちの人と相談してから遊びに来てください。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
21	ひろば事業の時間が延長されることは嬉しいが、冬は外が暗いので、帰宅の際にスタッフが付き添ってくれると安心する。	区では、ひろば事業で冬でも５時まで遊べるように進めていますが、職員が帰り道に付き添うことはできません。 冬の暗い時間の帰り道を、安心して帰れるようにするにはどうしたらいいか、おうちの人と相談しながら遊びに来てください。	※
22	ひろばにいろいろな遊び道具や遊具があったり、みんなで楽しく遊べると良いと思う。 （ほか同じ意見　３件）	ひろばでは、遊び道具を毎年増やしたり、買い替えたりしています。どんな遊具があるといいのか、是非ひろばの職員に伝えてみてください。 職員は必ず話を聞いてくれます。	□
23	中学生になってもひろばでいっぱい遊んで友達を作りたい。	ひろば事業は、その小学校に通っている子どもしか遊べませんが、小学校によっては、中学生でも放課後等に校庭や図書室を利用できる場合があります。 中学校でひろば事業をする予定はありません。	※
24	ひろばの先生と気軽に話したい。	ひろばの職員は、遊びに来る子どもたちみんなのことを大事だと思っています。ひろばで遊んでいて感じた楽しいことや、いやだったことでも、話してみてください。職員からも、みなさんに話しかけていきます。	□
25	日曜日や祝日でも児童館が使えたら、毎日行けてとてもいいと思う。 （ほか同じ意見　８件）	令和10年度までに新しく３つの児童館で、日曜日や休日、夜間に児童館を使えるようにします。	○
26	児童館の時間を長くすることで、もっと子どもたちの楽しめる時間を増やしてほしい。 （ほか同じ意見　10件）		
27	児童館の休日を減らさない方が良いと思う。児童館にいる大人の人数を増やすか、児童館の数を減らすことが必要だと思う。	令和10年度までに、新しく３つの児童館で、日曜日や休日、夜間に児童館を使えるようにしますが、これは、区が指定したほかの団体に管理してもらう形で運営されます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
28	児童館の祝休日開放や夜間開放の延長は必要ないと思う。夜間は長くても7時半まで、祝休日は職員の働き方改革のためにも休館のままにするか、祝休日・夜間開放専門の職員を雇うと良いと思う。 （ほか同じ意見　2件）	児童館のうち、光が丘なかよし児童館では、祝日、年末年始を除いて、月曜日から土曜日の午後5時30分から午後8時まで中高生の居場所づくりを目的に開放しています。また、日曜日および祝日の午前9時から午後5時まで、親子のふれあう場や小学生の遊び場を提供するため開放しています。どちらも、別の組織等に頼んで夜間や祝休日に開放しています。	□
29	平日の開館を長くすることについて、6時以降も開館すると、帰るときに危険なのではないかと思う。 （ほか同じ意見　1件）	児童館の日曜日や休日、平日夜間の開館時間を拡大しますが、小学生は午後6時まで、中高生は午後7時までの利用とする予定です。	○
30	児童館に遊具（ゲーム、ボール、おもちゃ、マンガ等）やイベント、遊びを増やすこと、飲食やスポーツ、勉強ができる場所を作ること、自由に使える場所を増やすことなどをして、より使いやすくなると良いと思う。 （ほか同じ意見　68件）	児童館で実施しているこども会議では、子どもたちが中心となって、児童館がより使いやすくなるためにはどうしたら良いかを話し合っています。また、アンケート調査を行って、子どもたちの希望を聞いています。児童館がより良くなるよう、みなさんの意見を参考にしていきます。みなさんに取組がより伝わるように計画の記載を修正します。	◎
31	他の児童館の子どもたちとドッジボールなどで遊ぶ機会を設けてほしい。		
32	児童館で壊れている遊び道具を新しくしてほしい。	遊び道具の点検を行い、壊れているものについては買い替えをしていきます。	□
33	児童館でいろんな人と関わることができるのは大切だと思う。	引き続き、こどもの居場所として、児童館の環境を整えていきます。	□
34	児童館で友達と遊べて楽しい日が多く嬉しい。		
35	児童館は喧嘩がなく、過ごしやすいところになってほしい。		
36	児童館を広くしてほしい。	既にある児童館を広くするのは難しいです。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
37	児童館が遠いので、もっと近くにあれば気軽に行くことができる。児童館を増やしてほしい。 （ほか同じ意見　３件）	区内には児童館としての機能を持つ施設が40館（児童館17、厚生文化会館１、地区区民館22）あります。施設は、地域のバランスを考えて配置されているため、新たに児童館を開設するのは難しいです。	※
38	児童館に行ってみたいと思った。 （ほか同じ意見　３件）	児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室や遊戯室等を利用して、卓球、工作やダンス等の各種クラブ活動や季節のイベントを行っています。ぜひ近くの児童館へ遊びに来てください。	□
39	「小学生だけではなく、中高生も楽しめる児童館にする。」という考えはとてもいいと思う。 （ほか同じ意見　４件）	区の児童館は、中学生・高校生にとっても「居場所」であり、「やりたいことにチャレンジできる場」としています。	○
40	中高生と一緒にあそぶのは難しいので、児童館に中高校生が増えると、未就学児や小学生のあそび道具が減るのではないか。	中高生の事業が増えても、未就学児や小学生のあそび道具が減ることはありません。すべての利用者が楽しく遊ぶことができる居場所として、今後も事業を充実していきます。	□
41	中高生向けの事業だけを充実するのでなく、小学生向けの事業も充実してほしい。		
42	児童館やねりっこクラブをどんな人、学年でも楽しめるようにもっといろいろな取組をしてほしい。 （ほか同じ意見　２件）	児童館やねりっこクラブの職員は、みなさんが楽しく毎日を過ごせるように、みなさんと一緒にいつも考えています。こうすれば楽しくなるという意見を職員に言ってみてください。職員は必ず話を聞いてくれます。	□
43	もう少し地区区民館での遊びのレパートリーを増やしてほしい。	地区区民館では、地域の子どもたちへ遊び場を提供したり、子ども向けのお祭りや季節にあわせたイベント等を行っています。今後ももっといろいろな遊びやイベントなどができるように工夫していきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
44	小学生専用で遊べる場所があると良いと思う。	小学生専用で遊べる場所を作ることは難しいですが、児童館は午後から小学生以上向けの活動を実施しています。図書室、工作室、遊戯室などで遊ぶことができるので、ぜひ来てください。	※
45	区には長年続くプレーパークがあり、遊びを通した様々な体験ができ、居場所としても成り立つため、政策の中にプレーパークを取り込んでほしい。	本計画に具体的な記載はありませんが、区では、プレーパーク等の外遊びはみなさんが健やかに成長するために大変良いものだと考えています。このような外遊び事業を行っている団体を区は支援しています。	□
46	もっと子どもたちが安心して、長い時間遊べる場所を増やしてほしい。 （ほか同じ意見　13件）	区立小学校内で実施しているひろば事業では、その小学校の児童ならだれでも、放課後にひろば室や校庭、図書室、体育館を使って遊ぶことができます。また、冬でも５時まで遊べるように進めています。 児童館は、18歳までの児童ならだれでも夕方６時まで利用できます。	○
47	野球やサッカー、バスケ、バレーボールなどスポーツができる場所がほしい。 （ほか同じ意見　10件）	区立スポーツ施設は、団体利用の予定がない時に個人でボール利用ができる施設もあります。他にも区内には野球などができる施設もあります。 また、令和８年度に、石神井松の風文化公園を広げ、フットサルができるコートを作る予定です。 児童館や地区区民館にはダンスの練習にも使えるスペースがあります。 それぞれの場所のルールを守って利用してください。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
48	いろいろな学年や大人数で遊べる場所や遊び道具がほしい。	区立小学校内で実施しているひろば事業では、その小学校の児童ならだれでも、放課後にひろば室や校庭、図書室、体育館を使って遊ぶことができます。児童館は、18歳までの子どもならだれでも利用できます。 ひろばや児童館では、遊び道具を毎年増やしたり、買い替えたりしています。どんな遊具があるといいのか、職員に伝えてみてください。職員は必ず話を聞いてくれます。	□
49	Wi-Fiがある建物がほしい。	区では、区民や区を訪れる人が情報を簡単に見つけやすくしたり、大きな災害があった時にも必要な情報を得られるようにすることなどを目的にNerima Free Wi-Fiを整備しています。 区立図書館13か所や、練馬文化センター、練馬区立美術館、石神井公園ふるさと文化館などの文化施設、その他の施設も併せて43か所でNerima Free Wi-Fiを設置していますので、ぜひ利用してみてください。 また、春日町・南大泉青少年館では、令和7年度中にWi-Fiを導入する予定です。	□
50	帰ってきて親がいないときも公共の行ける場所があると安心するし、区の施設だから親も安心する。	学校から帰っても、一部を除いて月に16日以上家におうちの人がいないなどの理由があるこどものために学童クラブを実施しています。また、小学校内で行っているひろば事業は、その小学校の児童ならだれでも放課後を過ごすことができます。 児童館は、18歳までの児童ならだれでも利用できます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
51	地区区民館など、多くの子どもが利用する場所で触れ合うことができて、スポーツや絵など大人になってからも大事なことを身に付けられると良い。	地区区民館では、卓球開放やドッジボール大会など様々なスポーツイベントを実施しています。また、工作をするイベントやコンサート等、芸術や音楽を体験できる活動も積極的に行っています。今後もいろいろな体験やふれあいができるようにしていきます。	□
52	富士見台小学校の近くに図書館や児童館がないので、室内で遊べるところを増やしてほしい。	富士見台小学校では学校に通われているみなさんや地域の方々に図書室を開放しています。平日放課後や土曜日に開放しているのでぜひ利用してみてください。	□
53	困ったときは相談したり安心できる場所があると良い。 （ほか同じ意見　1件）	区には、LINEを利用して相談ができる「ねりまホッとアプリ＋」や、子ども家庭支援センター、学校のスクールカウンセラーや心のふれあい相談員など、困ったときに気軽に相談ができるたくさんの場所や仕組みがあります。また、国や都の相談場所もあわせて、区のホームページやデジタルリーフレットなどで紹介しているので参考にしてみてください。	□
54	児童館や図書館のトイレに生理の事や生理の相談場所が貼ってあると身近に感じられると思う。女の子はもちろん男の子にも生理の事を知ってほしい。	児童館では、生理の相談なども含めてみなさんから様々な相談を受け付けています。より多くの人に身近な相談場所として知ってもらえるよう、掲示物等により周知していきます。 図書館には、10代の体に関する本もたくさんありますので、職員に相談してみてください。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
55	冬のチャイムのなる時間を17時30分にしてほしい。 （ほか同じ意見　1件）	夕べの音楽の放送時刻については、「今の時刻で良い」という意見や「放送する時刻を早めた方が良い」、「放送する時刻を遅くした方が良い」など様々な意見があり、これまでも見直してきました。貴重な意見として、今後の検討の参考にします。	△
56	17時30分まで校庭開放をしてほしい。 （ほか同じ意見　1件）	校庭開放は、みなさんが安全に帰れるように日が沈む時間や学校を管理するうえで、可能な時間を考えて時間を決めています。	△
57	様々な体験ができることは、とても良い経験になると思うので、もっと広めてほしい。 （ほか同じ意見　8件）	様々な体験ができることをみなさんに知ってもらえるよう、今後、ねりま子育て応援アプリなどを活用してお知らせしていきます。	○
58	色々なことを体験できるのはすごくいいと思うので、もっとイベントを多く、広くやってほしい。 （ほか同じ意見　6件）	みなさんが健やかに成長できるよう、引き続き体験ができる機会の充実に取り組んでいきます。	○
59	様々なスポーツを体験してみたい。 （ほか同じ意見　4件）	区では、初めての方に向けて、年間を通じて、武道、球技、体操など、子ども向けのいろいろな種類のスポーツ教室を開いています。そのほか、各地域で子どもを対象にした、いろいろなスポーツが体験できるイベントを行っています。	□
60	料理体験をしてみたい。 （ほか同じ意見　4件）	児童館では、様々なクッキングができるイベントを実施しています。作りたい料理があったら、職員に相談してみてください。ぜひ、近くの児童館へ料理体験をしに来てください。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
61	自分で作ったプログラムで動くロボットを作ったり回路で遊びたい。	令和６年10月20日（日）に開催した練馬産業見本市2024の特別企画の中で、小学校４年生から中学生を対象としたプログラミング教室を行いました。今後の実施は未定ですが、いただいた意見を今後のイベントの参考にしていきます。 児童館では、プログラムでのロボット作りや回路での遊びは現在行っていませんが、新しい遊びの内容について、みなさんの意見を聞いています。ぜひ児童館へ意見を伝えください。	△
62	様々な国との文化交流できるような機会があると良い。 （ほか同じ意見　１件）	子どもから大人まで参加できて日本人と外国人が交流できる文化交流カフェなどを行っています。 また、各区立中学校から２名を、夏季休業中に友好都市であるオーストラリア・イプスウィッチ市に派遣し、文化交流や体験学習を行っています。 イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団のホームステイの受入れや区立中学校での体験学習も行っています。 今後もより良いイベントとなるように工夫していきます。	□
63	親子で参加できるイベントに参加したい。 （ほか同じ意見　１件）	区では、こどもアートアドベンチャーや練馬大根引っこ抜き競技大会、家族で料理体験ができる「パパと子どものキッチンワーク」など、親子で参加できる様々なイベントを実施しています。ぜひ参加してみてください。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
（４）支援が必要な子どもや家庭への取組の充実			
64	支援が必要な人の中にも、どのくらい支援が必要なのかが違うので、その人にあったやり方で支援するのが良いと思う。 （ほか同じ意見　１件）	子どもが安心して成長できるよう、支援を必要としている方のお話をよく聞いて、その方の希望や状況に応じた支援を提案していきます。	○
65	支援が必要な家庭への取組があると、子どもは安心して成長できる。		
その他			
66	まちに草や木を増やしてほしい。 （ほか同じ意見　１件）	練馬区のみどりを増やすため、区は「練馬区みどりの総合計画（令和５年度改定）」という計画にもとづいて公園をつくったり、森や畑を守ったり、街路樹を植えたりしています。また、公園の管理や花壇づくり、森でのイベントなど、区民のみなさんとみどりを守り育てる取組を進めています。一緒に、大切なみどりを育てていきましょう。	□

資　料 12	1

令和７年３月13日
こども家庭部こども施策企画課

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）について

１　素案から案への主な変更点

（※）備考欄の凡例
「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第１章　計画の基本的な考え方				
３　計画の策定方法				
1	5	トピックス	・子どもの権利条約の概要説明を追加	◎
2	6	（５）区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施	・区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施結果を追加	
第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開				
今後５年間のリーディングプロジェクト				
3	31	子どもの多様な体験機会の確保	・ひとり親家庭を対象に子どもの体験格差解消プロジェクトを実施する旨を記載	
4	31	ヤングケアラー支援の充実	・「若者ケアラー・コーディネーター」の配置および若者ケアラー特有の課題への対応を強化する旨を記載	
１　子どもと子育て家庭の支援の充実				
妊娠期や出産後の子育てを応援				
5	32	（４）育児支援ヘルパー事業の充実	・令和７年度から利用上限時間を拡大する旨を記載	◎
切れ目のない相談支援				
6	35	（３）ICTを活用した相談環境の充実	・妊娠に不安を抱える方などを含め、幅広く相談に応じる旨を記載	

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
2　子どもの教育・保育の充実				
家庭で楽しく子育てをするために				
7	40	（１）子育てのひろばの拡充	・地域子ども家庭支援センター関分室を開設し、子育てのひろば「ぴよぴよ」を令和７年度に拡充する旨を記載	
8	40	（３）一時預かり事業	・乳幼児一時預かり事業を、関分室開設にあわせて令和７年度に拡充する旨を記載	
9	41	(11)「ねりまママパパてらす」の実施	・事業（11)「ねりまママパパてらす」の実施を追加	◎
3　子どもの居場所と成長環境の充実				
子どもが安心できる居場所づくり				
10	42	（４）児童館の充実	・児童館がより良い居場所となるよう、引き続き子どもの意見を聴きながら充実を図る旨を記載	◎
11	43	（５）多様な体験機会の確保	・新たに、「ひとり親家庭体験格差解消プロジェクト」を実施する旨を記載	
12	43	（７）ブック・アート・キッズスペースの設置	・事業（７）ブック・アート・キッズスペースの設置を追加	
13	43	（９）こども食堂への支援	・開設や運営等に要する経費を補助する「こどもだんらん食堂支援事業」を実施する旨を記載	
4　支援が必要な子どもや家庭への取組の充実				
支援が必要な子どもの成長に寄り添う				
14	48	（１）保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援の充実	・「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」の策定年月を記載 ・対応する医療行為の拡大を検討していく旨を記載	
15	49	（６）ペアレントトレーニングの実施・きょうだい児支援	・ピアサポーターによる相談事業を実施する旨を記載	

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
養育環境に課題のある家庭や子どもの幸せのために				
16	50	（１）ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの実施	・事業名「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を記載 ・生活や居場所の支援等について具体的な取組内容を記載	
17	50	（２）ヤングケアラーへの支援の充実	・「18歳以上のヤングケアラー」を「若者ケアラー」として記載 ・「若者ケアラー・コーディネーター」の配置および若者ケアラー特有の課題への対応を強化する旨を記載	◎
18	51	（８）ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	・令和７年度からホームヘルプサービスを拡充する旨を記載	
第６章　法定事業の年度別需給計画				
３　地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画				
19	67	（２）病児・病後児保育事業	・定員変更に伴い供給量（定員数）等を更新	

２　第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）について
別添のとおり

資　料 12	2

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）
～子どもたちの笑顔輝くまちプラン～

令和７年度（2025 年度）～ 令和 11 年度（2029 年度）

令和７年（2025 年）３月

練　馬　区

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
3　計画の策定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
4　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
5　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
6　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第２章　区を取り巻く現状

1　子どもや子育て家庭を取り巻く状況　・・・・・・・　10
2　人口の推移と推計　・・・・・・・・・・・・・・・・　11
3　子育て世帯の就労等の状況　・・・・・・・・・・・　14
4　教育・保育サービスの利用状況　・・・・・・・・・　17

第３章　これまでの取組

1　保育サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・　20
2　安心して出産・子育てができる環境の充実　・・・　21
3　学齢期の子どもや若者の居場所づくり　・・・・・　22
4　支援を必要とする子どもや家庭への取組　・・・・　23

第４章　取組の視点と方向性

1　計画の基本目標と方針　・・・・・・・・・・・・・・　26
2　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開

1　子どもと子育て家庭の支援の充実　・・・・・・・　32
2　子どもの教育・保育の充実　・・・・・・・・・・　38
3　子どもの居場所と成長環境の充実　・・・・・・・　42
4　支援が必要な子どもや家庭への取組の充実　・・・　48

第６章　法定事業の年度別需給計画

1　子ども・子育て支援法の法定事業　・・・・・・・　54
2　教育・保育の年度別需給計画　・・・・・・・・・　57
3　地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画　・　66

参　考　巻末資料

1　子育て家庭へのニーズ調査結果概要　・・・・・・　78
2　中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要　・・　83
3　小学生へのアンケート調査等結果概要　・・・・・　85
4　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　89

第１章

計画の基本的な考え方

1　計画策定の目的

2　計画の位置づけ

3　計画の策定方法

4　計画の推進体制

5　計画の期間

6　計画の対象

＃０１　計画策定の目的

区は、平成 27 年４月から施行された国の「子ども・子育て支援新制度[1]」に合わせて、同年３月に「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和２年３月には、「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

令和３年３月には、子どもたちを取り巻く環境の変化や、新型コロナウイルス感染症による新たな課題に対応するため「練馬区教育・子育て大綱（以下「大綱」という。）」を改定しました。

令和６年３月には、グランドデザイン構想[2]の実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画として「第３次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第３次ビジョン」という。）」を策定しました。第３次ビジョンでは、施策の柱のトップに「子どもたちの笑顔輝くまち」を掲げています。

「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向けて、これまでの子ども・子育て支援施策を更に充実・発展させていく必要があります。「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画」では、第３次ビジョンや大綱で示す方向性と区民ニーズ等を踏まえた具体的な事業計画を明らかにし、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。

子どもたちの 笑顔輝くまち の実現

[1] 子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度

[2] グランドデザイン構想：おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の３つの分野で示した区の構想（平成 30 年６月策定）

＃０２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、第３次ビジョンの子ども分野に関連した個別計画であり、大綱が示す施策の方向性や目標を踏まえて策定しています。また、区の関連計画とも整合を図っています。あわせて、以下の法令に基づく計画に位置づけています。

（１）こども基本法に基づく「市町村こども計画」
（２）児童福祉法に基づく「市町村整備計画」
（３）次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
（４）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」
（５）子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

※「こども計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」「子ども・若者計画」は第４・５章に位置づけます。
※「市町村整備計画」「市町村行動計画」は第６章に位置づけます。

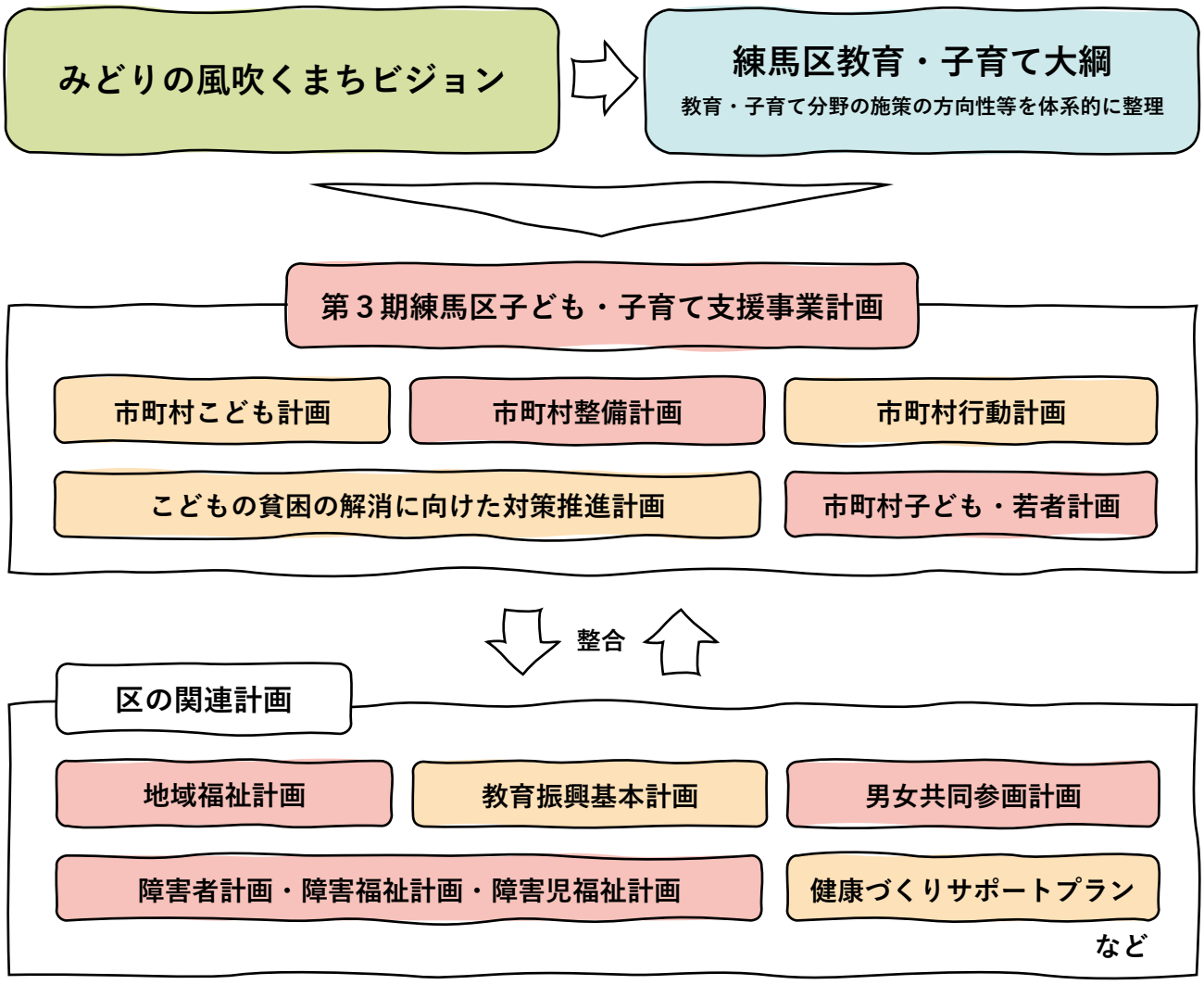

＃０３　計画の策定方法

（１）区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査」を実施し、児童の生活実態や保護者の要望を把握しました。

調査期間

令和５年 11 月 10 日～令和５年 11 月 24 日

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童（０～６歳）の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収および Web 回答	1,474 件	49.1％
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収および Web 回答	1,477 件	49.2％
区内に居住する中学生	1,500 件	郵送配付・郵送回収および Web 回答	561 件	37.4％
区内に居住する高校生年代	1,500 件	郵送配付・郵送回収および Web 回答	428 件	28.5％

（２）子どもの意見聴取

計画策定の参考とするため、子ども自身の居場所などについて、小学生を対象に意見聴取を実施し、実態を把握しました。

① Web アンケート調査

調査期間

令和６年９月９日～令和６年９月 24 日

調査対象および回収状況

対象者	対象者数	回収数	回収率
区立小学校に通う小学３年生の児童	5,577 人	2,835 件	50.8％
区立小学校に通う小学５年生の児童	5,542 人	3,080 件	55.6％

② 児童館での意見聴取

調査期間

令和 6 年 8 月 2 日～令和 6 年 9 月 27 日

調査方法

児童館職員がファシリテーターとなり「あなたがホッとできる場所（居心地のいい場所）」について、対面形式で意見聴取を実施しました。

調査対象および回答者数

調査対象：児童館を利用する小学 1 年生～ 6 年生の児童
回答者数：延べ 431 人
（内訳） 1 年生：延べ 62 人、 2 年生：延べ 76 人、 3 年生：延べ 79 人、
4 年生：延べ 96 人、 5 年生：延べ 63 人、 6 年生：延べ 55 人

Topics こども基本法と子どもの権利条約

こども基本法では、子どもの権利条約の「４つの原則」に基づき、基本理念を定めています。
本計画は、同法が掲げる理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として策定しています。

条約の４つの原則

- 差別の禁止
  人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、いかなる理由であっても差別されないこと
- 子どもの最善の利益
  子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えられること
- 生命、生存及び発達に対する権利
  子どもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること
- 子どもの意見の尊重
  自分に関係のある事柄に意見を言うことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること

（3）「練馬区子ども・子育て会議」の開催

子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を推進するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取を踏まえ、策定しました。

（4）庁内の検討体制

本計画の策定に当たり、庁内に設置した「練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で検討を行いました。

（5）区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施

本計画の素案を区役所の窓口などで公開し、区民の方々からご意見をいただきました。

また、子どもからも意見を聴くため、計画素案を分かりやすくまとめた概要版を作成し、区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンや、児童館で閲覧できるようにしました。

意見の募集等

意見募集期間：令和 6 年 12 月 11 日から令和 7 年 1 月 15 日まで

意見件数：406 件（267 名）

※うち子どもからの意見は 255 件（227 名）

寄せられた意見の内訳

項目	件数
第 1 章　計画の基本的な考え方	28　（22）
第 2 章　区を取り巻く現状	4　（0）
第 3 章　これまでの取組	26　（0）
第 4 章　取組の視点と方向性	5　（0）
第 5 章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開	326（231）
第 6 章　法定事業の年度別需給計画	5　（0）
参　考　巻末資料	1　（0）
その他	11　（2）
合計	406（255）

※（　）内の数値は子どもからの意見数

＃０４　計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。

計画を着実に推進していくため、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた取組を行います。「練馬区子ども・子育て会議」で、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果は、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。

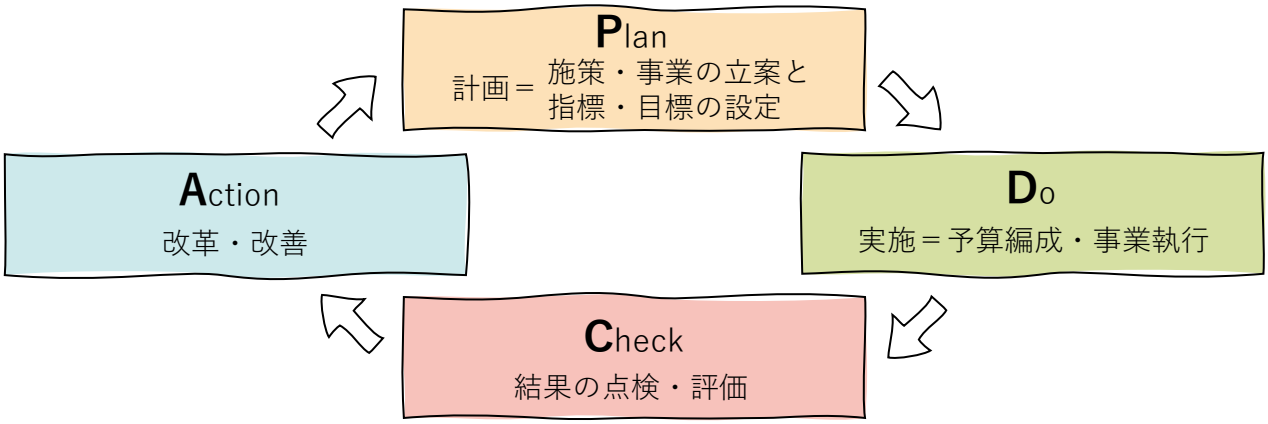

＃０５　計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。社会情勢の変化などを踏まえ、中間年に計画の見直しを行います。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し		

＃０６　計画の対象

こども基本法では、18 歳や 20 歳といった“年齢”で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。本計画においても、年齢で区切るのではなく、広く心身の発達過程にある子ども・若者を対象とします。

第２章

区を取り巻く現状

１　子どもや子育て家庭を取り巻く状況

２　人口の推移と推計

３　子育て世帯の就労等の状況

４　教育・保育サービスの利用状況

＃０１　子どもや子育て家庭を取り巻く状況

令和５年４月に施行されたこども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

政府は、令和５年 12 月に、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な取組が進められています。

東京都は、令和６年８月に「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2024」を公表し、子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向性を示しました。

日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いています。一方、共働き家庭の更なる増加や男性の育児休業制度の利用が進むなど、保育ニーズは依然として増加し、多様化しています。

＃０２　人口の推移と推計

（１）総人口の状況

総人口はコロナ禍の影響を受け、令和３・４年は減少に転じましたが、令和５年以降は再び人口増加に転じています。大江戸線の延伸や、西武新宿線の連続立体交差化などまちづくりの進展に伴い、今後も総人口は増加を続ける見込みです。

年齢区分別で見ると、年少人口は減少していく一方、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進んでいます。

総人口の推移（令和２年～６年）

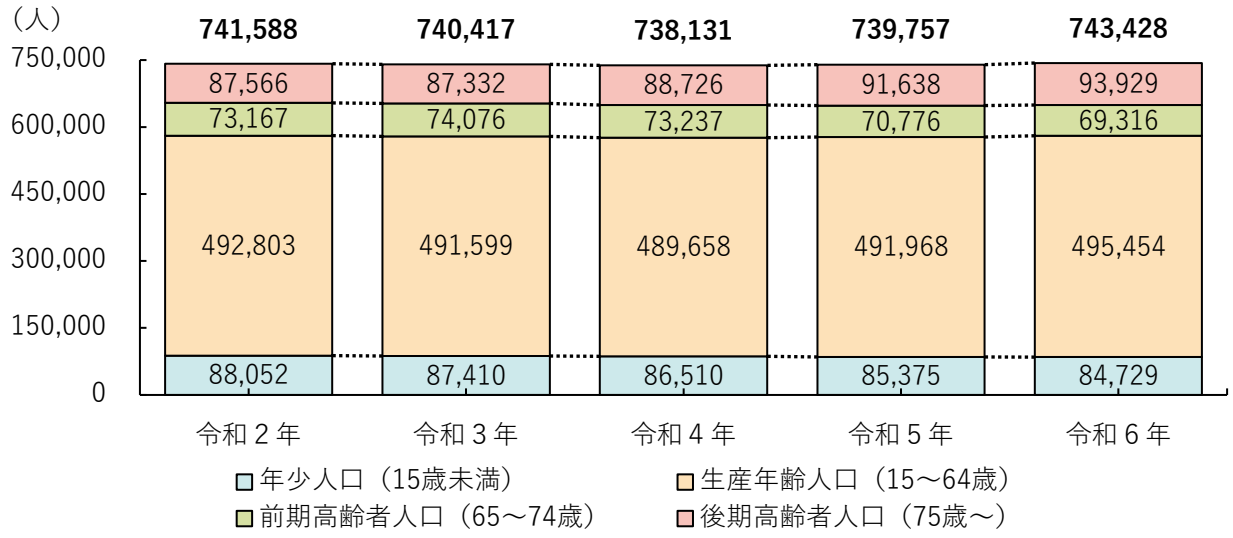

（出典）練馬区「住民基本台帳人口（各年４月１日時点）」

総人口の推計（令和７年～11年）

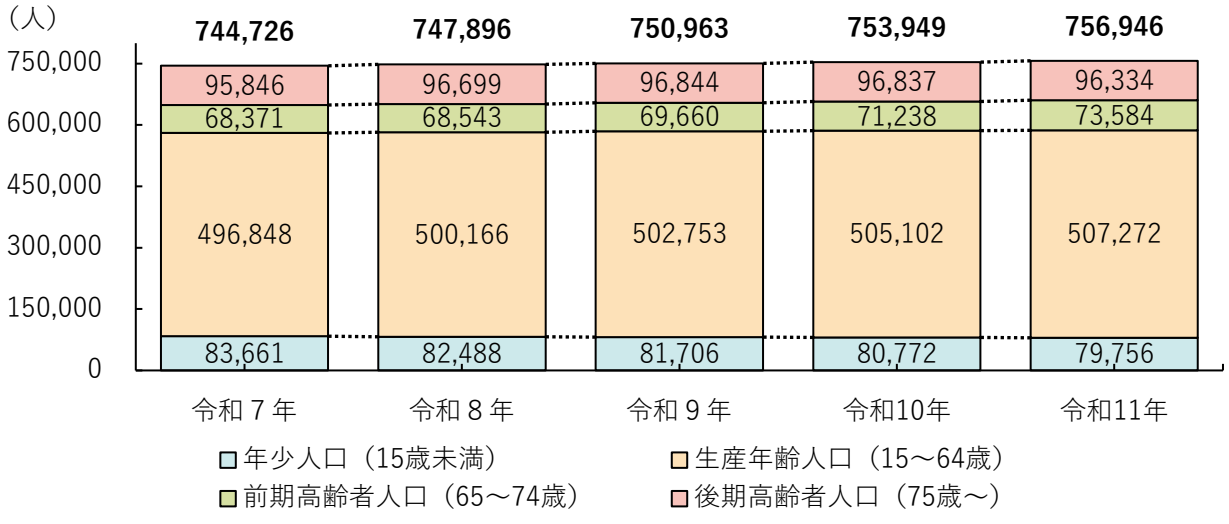

※令和６年４月の「住民基本台帳人口」を基準人口とし、コーホート要因法により推計

（２）年代別児童人口の状況

０～５歳の就学前児童人口は一貫して減少を続けています。６～11 歳の小学生児童人口は、令和４年まで増加傾向にありましたが、令和５年以降は減少に転じています。
令和７年以降も同様の傾向が続くことが見込まれます。

年代別児童人口の推移（令和２年～６年）

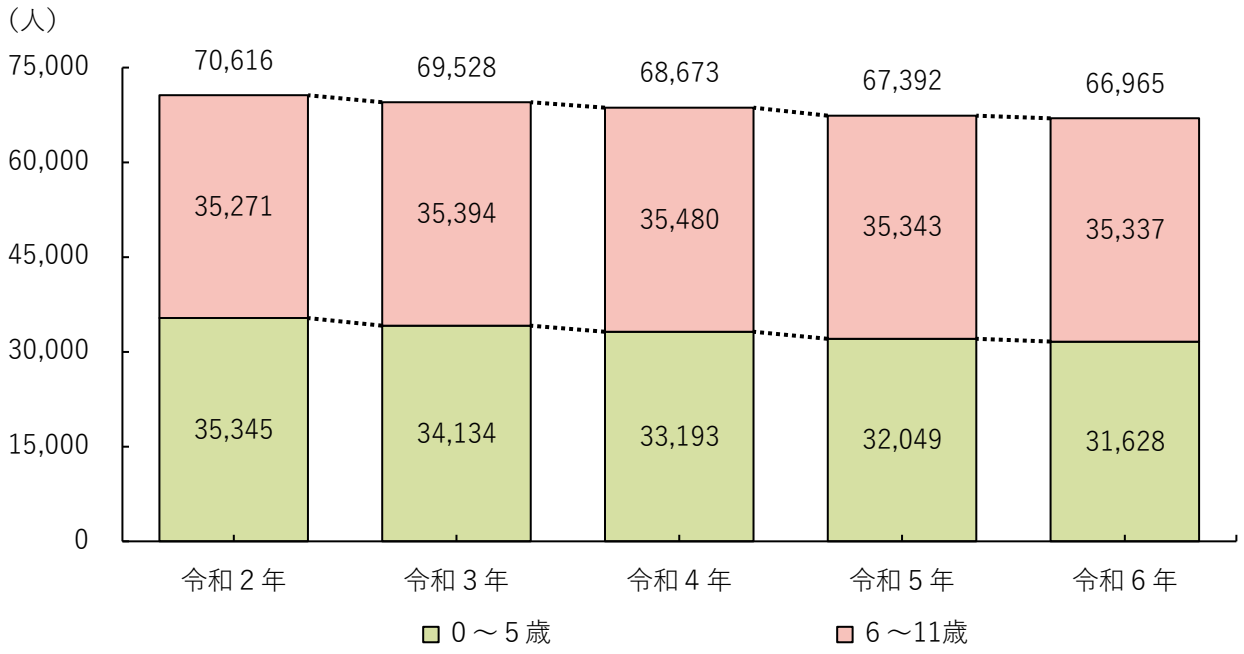

（出典）練馬区「住民基本台帳人口（各年４月１日現在）」

年代別児童人口の推計（令和７年～11 年）

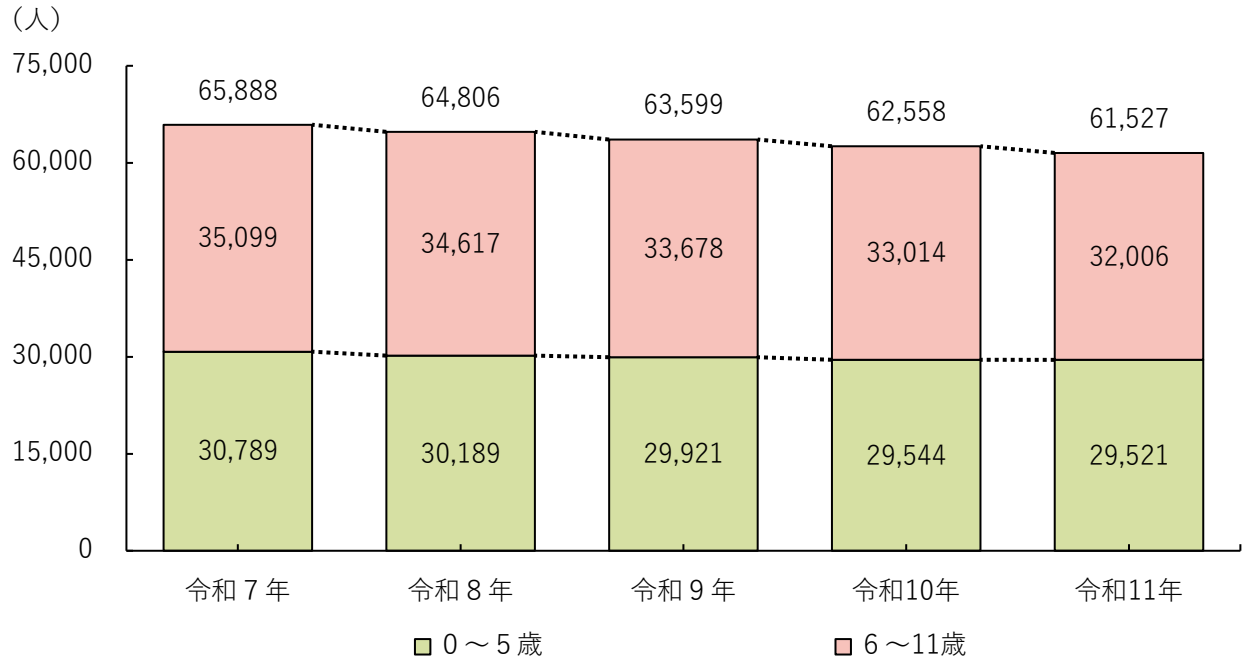

※令和６年４月の「住民基本台帳人口」を基準人口とし、コーホート要因法により推計

（３）出生率および出生数の推移

練馬区、東京都、国の合計特殊出生率は、すべて減少傾向で推移しています。
区の出生数は、一貫して減少し続けています。

練馬区、東京都、国の合計特殊出生率の比較

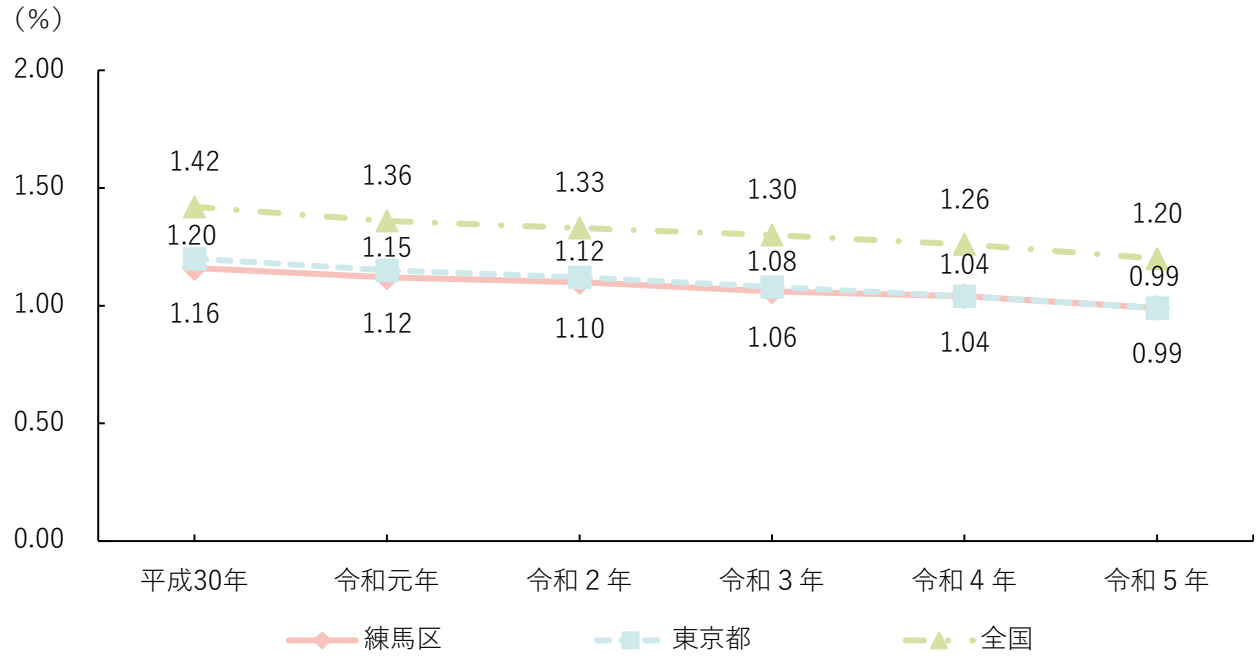

（出典）厚生労働省および東京都の「人口動態統計」より作成

出生数および出生率（人口千対）の推移

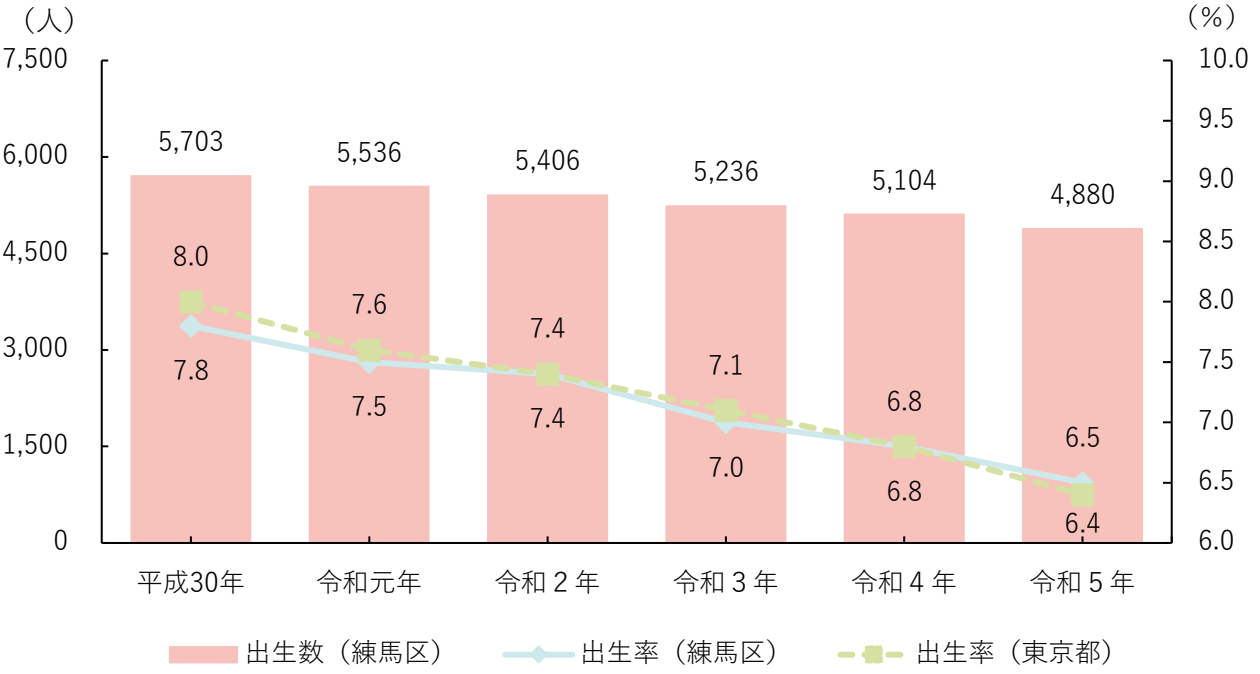

（出典）東京都「人口動態統計」より作成

＃０３　子育て世帯の就労等の状況

（１）女性の就労等の状況

共働き世帯数が増加し、専業主婦世帯数は減少しています。
女性の年齢階級別労働力率は「15～19 歳」「65 歳以上」以外の年齢階級で過去最高となっています。グラフ全体の形はM字型から台形に近づきつつあります。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

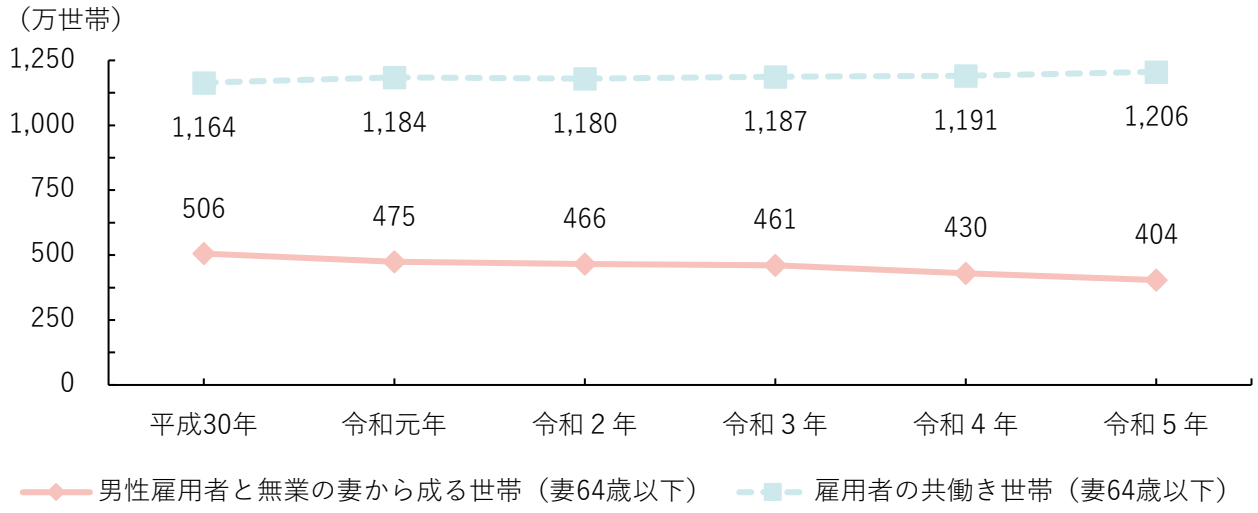

（出典）内閣府「令和６年版男女共同参画白書」より作成

女性の年齢階級別労働力率

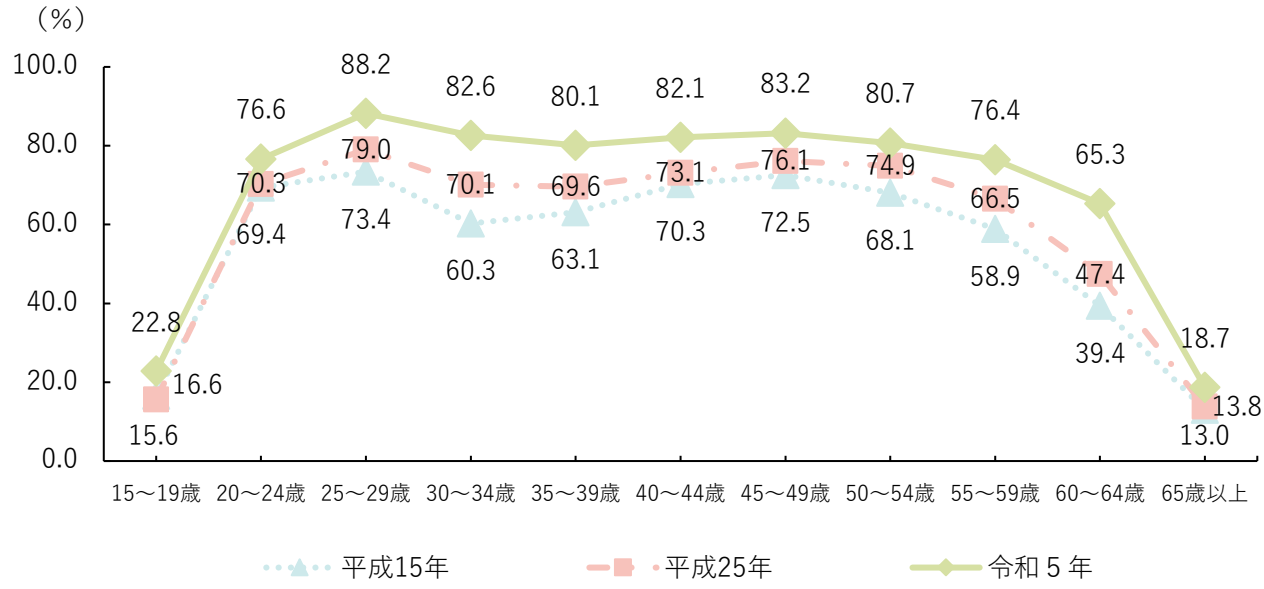

（出典）厚生労働省「令和５年版働く女性の実情」より作成

（２）区の子育て世帯の就労状況

現在の就労状況を見ると、就学前児童家庭の 66.1％、小学生児童家庭の 60.7％が共働き家庭となっています。

将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、共働きの増加が見込まれます。

現在の就労状況

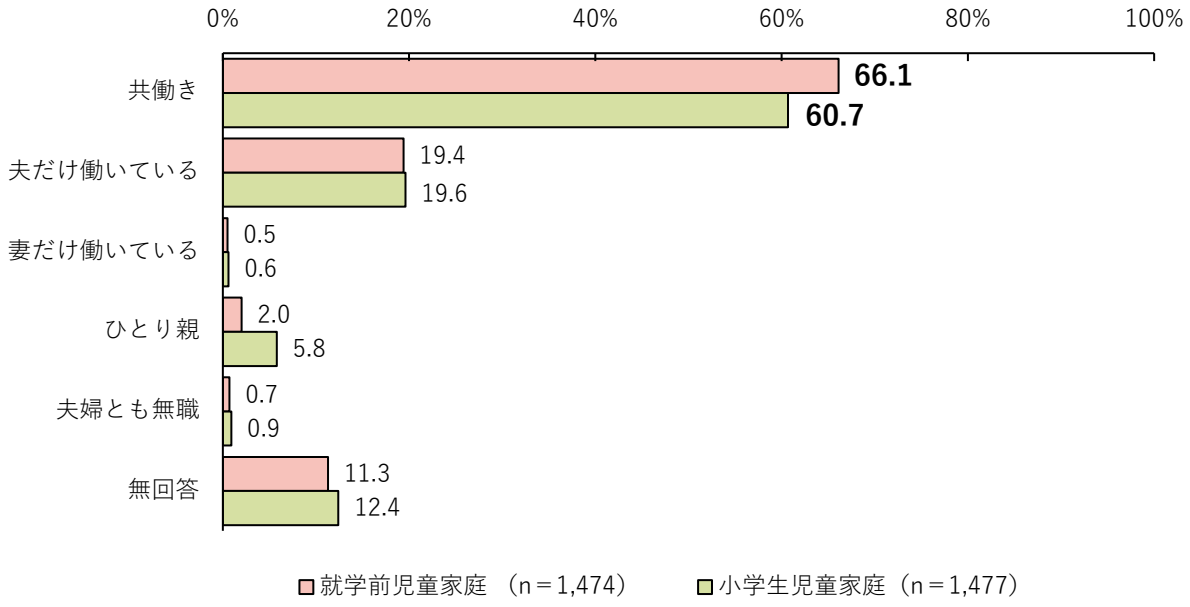

（出典）「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

将来の就労意向

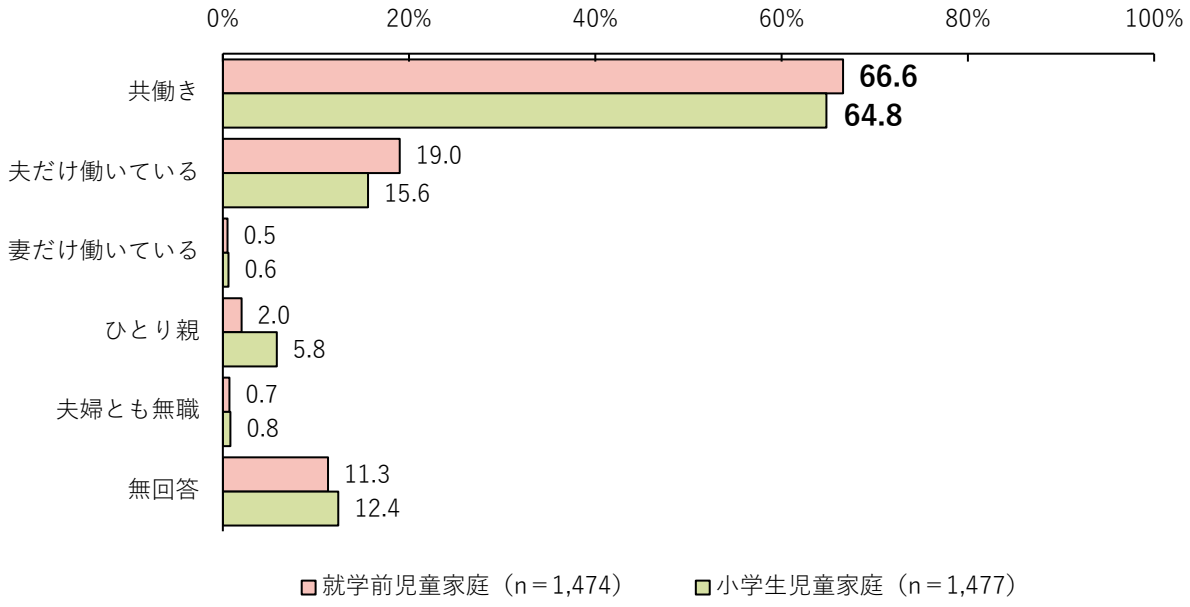

（出典）「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

（３）育児休業の取得状況

母親の 62.1％が育児休業を取得しており、取得期間は「１歳～１歳 11 か月」が最も多くなっています。育児休業を取得した父親は 17.6％で、近年、増加傾向にあります。

育児休業の取得の有無

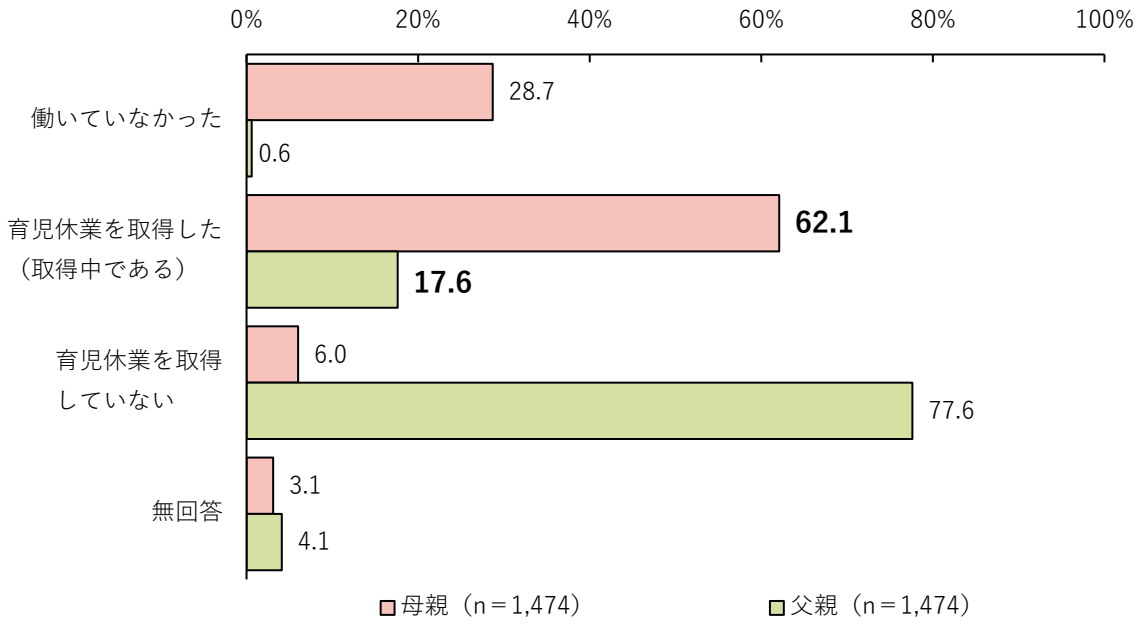

（出典）「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

育児休業の取得期間

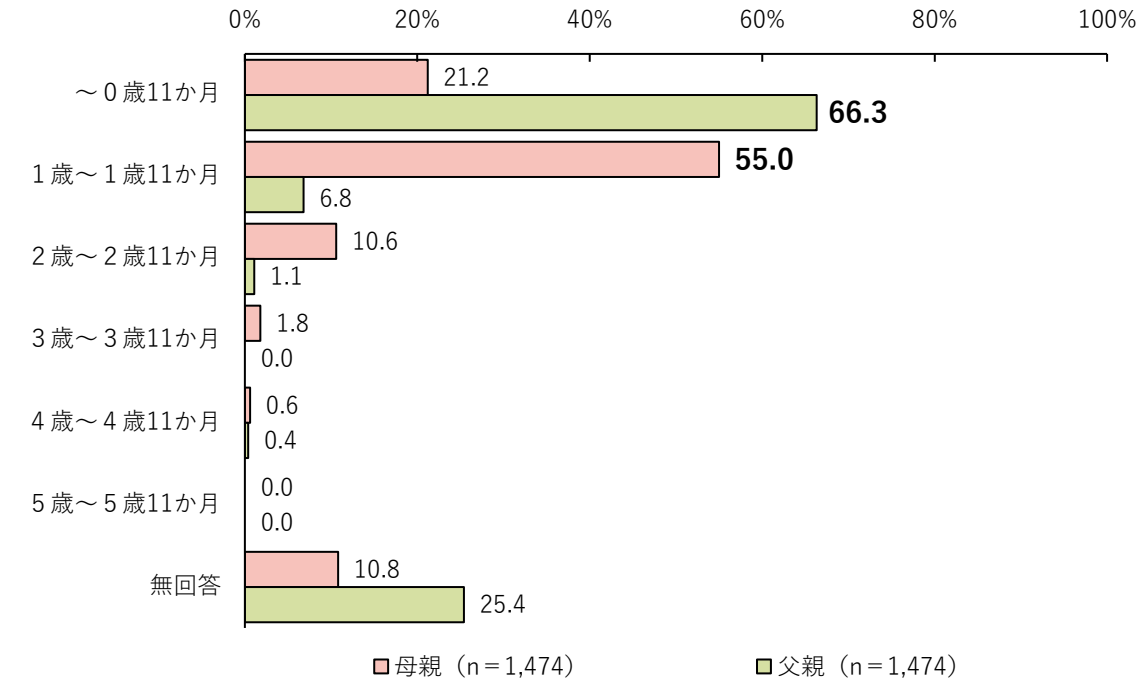

（出典）「第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

＃０４　教育･保育サービスの利用状況

（１）教育・保育サービス利用児童数の推移

０～５歳の就学前児童の教育・保育サービスの利用状況は、保育サービスを利用する児童が増加する一方、幼稚園在籍児童数や、在宅等児童数は減少傾向にあります。

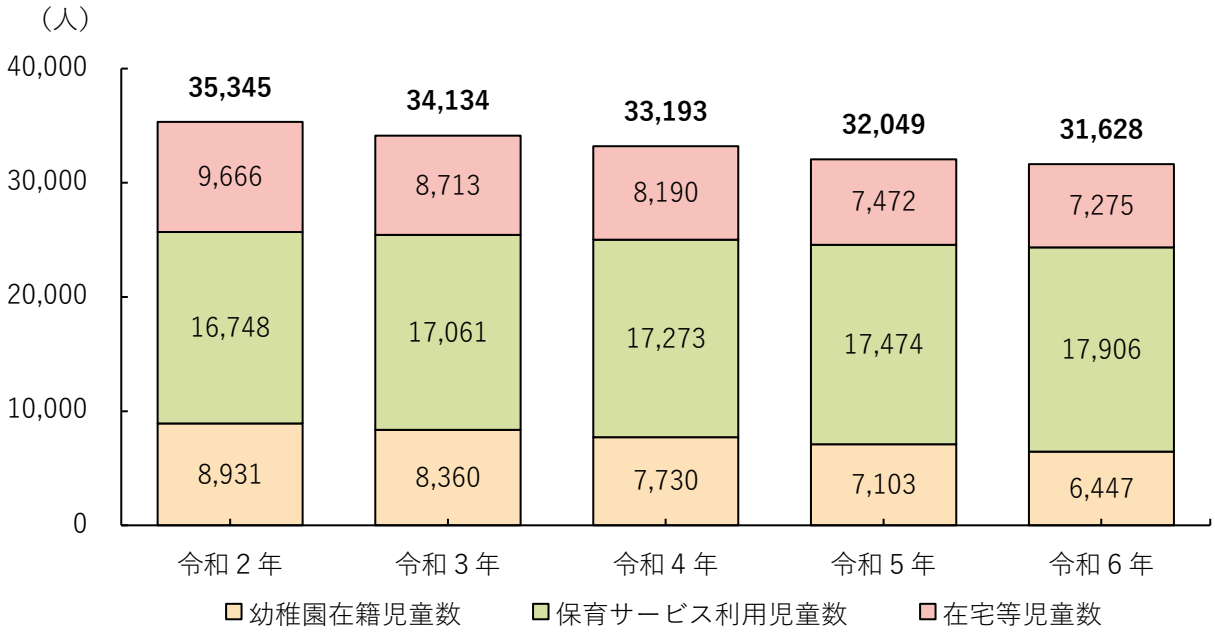

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」、「練馬区勢概要」等より作成

第３章

これまでの取組

１　保育サービスの充実

２　安心して出産・子育てができる環境の充実

３　学齢期の子どもや若者の居場所づくり

４　支援を必要とする子どもや家庭への取組

＃０１　保育サービスの充実

保育所待機児童ゼロを達成

増加を続ける保育ニーズに対応するため、平成 28 年度に待機児童ゼロ作戦を展開しました。平成 26 年度からの 10 年間で全国トップクラスとなる 9,200 人以上の保育定員増を実現し、令和 3 年度から 4 年連続で待機児童ゼロを達成しました。

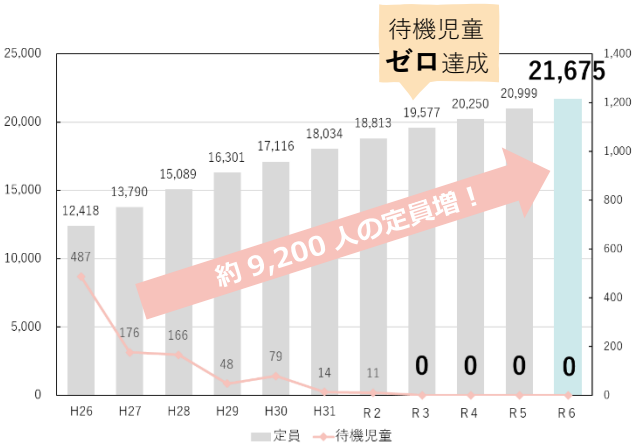

実施園数

平成28年度　１３ 園　▶　令和 6 年度　２６ 園

平成 27 年度
創設！

練馬こども園の拡充

全国初となる幼保一元化施設「練馬こども園」を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。

令和 6 年度には実施園数が 26 園となり、更に拡大しています。

登園時の保護者負担を軽減

保護者の登園準備の負担を減らし、家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、令和 5 年度に「おむつのサブスク」を、令和 6 年度に「エプロンのサブスク」を導入しました。

▲サブスク導入前

もっと、
手軽に！

▼サブスク導入後

＃０２　安心して出産・子育てができる環境の充実

産後ケア事業の充実

利用を希望する方のニーズに対応するため、実施事業者数を拡充するなど、受入体制を充実してきました。

令和６年度には、利用回数に関わらず、利用者負担額の減額を行いました。

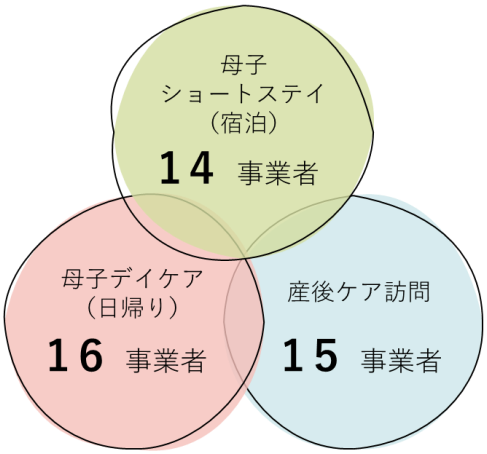

実施店舗数

令和元年度　2 店舗　▶　令和６年度　１０ 店舗

令和**元**年度
創設！

練馬こどもカフェを拡大

民間カフェ等と協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者同士が交流したり、気軽に悩みを相談できる場を提供しています。

開催店舗は創設当初の２店舗から 10 店舗に拡大しています。

令和 **6** 年度
開始！

ベビーシッター利用支援事業の導入

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅等で子どもを預かるベビーシッター利用料の補助制度を令和６年７月から開始しました。24 時間 365 日利用することができ、子どもを一時的に預けられるサービスの選択肢が更に広がりました。

＃０３　学齢期の子どもや若者の居場所づくり

ねりっこクラブの拡大

すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を区立小学校内で提供するため、早期の全校実施を目指しています。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施しています。

実施校数

平成28年度　3 校　▶　令和６年度　５９ 校

児童館での中高生カフェの実施

令和２年度から全 17 児童館で、中高生が気軽に悩みを話したり、不登校やヤングケアラー等の様々な相談ができる「中高生カフェ」を実施しています。

令和５年度から児童館職員が中学校や高校に出向く、出前中高生カフェを実施しています。

就労支援プログラムの充実

若者サポートステーション（春日町青少年館内）では、ひきこもり状態等にある方への居場所提供や自立支援として就労支援プログラムを行っており、利用者数は増加しています。

令和５年度の進路決定者は延べ 72 名で、就労された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実し、職場への定着もサポートしています。

＃０４　支援を必要とする子どもや家庭への取組

障害児や医療的ケア児への支援の充実

特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にある中、保育施設や学童クラブで障害児等の受入れ枠を拡大してきました。

令和５年 10 月、こども発達支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療や福祉、地域生活に関わる相談に対応するとともに、医療的ケア児を育てた経験のある家族が相談、助言を行っています。

令和５年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和４年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、転宅費用助成を開始しました。

また、子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実しました。

早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座の実施や、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実しました。

児童相談体制「練馬区モデル」の強化

都は、令和６年６月に東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置しました。

都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も更に迅速に行えるようになりました。

都区連携に舵を切る区が増加！

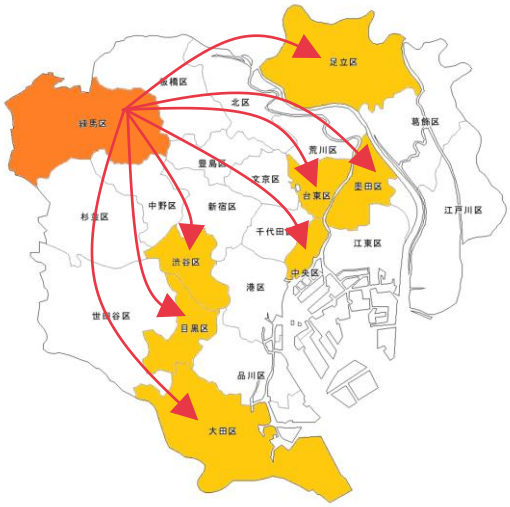

第４章

取組の視点と方向性

1　計画の基本目標と方針

2　施策の体系

子どもたちの笑顔輝くまちの実現に向けて

○ 家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。共働き家庭が更に増加し、近年は男性の育児休業制度の利用も進んでいます。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。

○ 支援を必要とする子どもや家庭の問題が顕在化しています。社会的養護経験者など、生活面や精神面で不安を抱える子どもや若者が、社会的に孤立したり、生活困窮に陥ることがないよう、自立に向けた支援を強化します。

＃０１　計画の基本目標と方針

第３期計画では、これまでの施策を更に充実・発展するとともに、人口推計や地域事情、区民ニーズ等を踏まえながら、新たな課題に対応していきます。

基本目標

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

基本方針

子どもと子育て家庭の支援の充実	妊娠・出産期～
子どもの教育・保育の充実	乳児～幼児期
子どもの居場所と成長環境の充実	学齢期～若者
支援が必要な子どもや家庭への取組の充実	全　年　代

方向性

- すべての妊婦・子育て家庭が安心して身近な場所で気軽に相談、交流できる環境を整備します。
- 保育所での障害児の受入れ拡大など、保育サービスを更に充実します。
- ねりっこクラブを拡充し、待機児童解消を目指します。
- 学齢期の子どもや若者の居場所を充実します。
- 都と区の緊密な連携を更に深め、児童相談体制を充実・強化します。
- 児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の自立を支援します。

＃０２　施策の体系

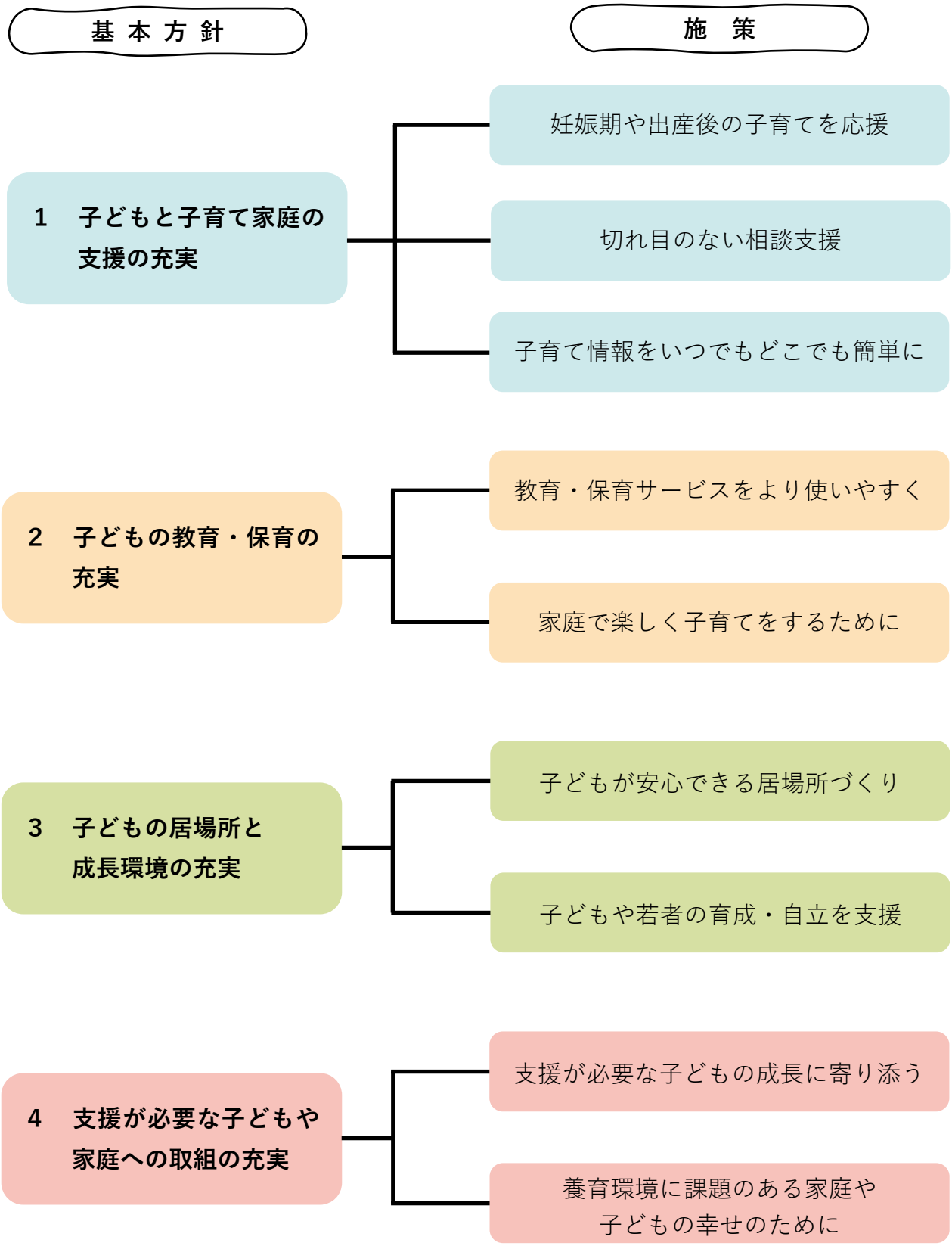
基 本 方 針
施　策
1　子どもと子育て家庭の支援の充実
妊娠期や出産後の子育てを応援
切れ目のない相談支援
子育て情報をいつでもどこでも簡単に
2　子どもの教育・保育の充実
教育・保育サービスをより使いやすく
家庭で楽しく子育てをするために
3　子どもの居場所と成長環境の充実
子どもが安心できる居場所づくり
子どもや若者の育成・自立を支援
4　支援が必要な子どもや家庭への取組の充実
支援が必要な子どもの成長に寄り添う
養育環境に課題のある家庭や子どもの幸せのために

第５章

子ども・子育て支援施策の具体的な展開

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

2　子どもの教育・保育の充実

3　子どもの居場所と成長環境の充実

4　支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

仕事も子育ても！
必要な子育てサービスを選べる社会に

保育所
待機児童ゼロの継続

保育所待機児童ゼロを継続するため、特に利用ニーズの高い１・２歳児を中心に、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。

こども誰でも通園事業

保護者の就労要件を問わず０歳６か月～２歳児の乳幼児を定期的に預かる事業です。より利用しやすい制度を検討し、令和７年度から試行実施します。

今後 5 年

リーディン

安心して出産し、
楽しく子育てできるまちに

産後ケア事業の充実

高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充し、事業の充実を図ります。

ICTを活用した
相談環境の充実

仕事や子育て等で平日や日中に問合せができない妊産婦や家族のために、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。

子どもの
多様な体験機会の確保

区内事業者や行政機関との協働による体験型啓発イベントの開催や、ひとり親家庭を対象に子どもの体験格差解消プロジェクトを実施するなど、多様な体験機会を充実します。

子どもたちが
健やかに成長できるように

安全・安心な居場所を充実

児童館の日曜・祝日の開館や平日の開館時間の拡大、中高生向け事業の充実など、子どもの安全かつ安心な居場所を充実します。

間の

グプロジェクト

支援を必要とする
子どもたちのそばに

児童養護施設等の手を離れた
若者の自立を支援

東京都練馬児童相談所と連携し、児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組みます。

ヤングケアラー支援の充実

18歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置します。相談窓口を明確化するとともに、進学や就職など若者ケアラー特有の課題への対応を強化し、支援体制を充実します。

＃０１　子どもと子育て家庭の支援の充実

核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は多様化しています。心身の負担が特に大きい妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向にあります。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが求められています。

子育てに関する相談体制を強化し、子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートを充実していきます。

妊娠期や出産後の子育てを応援

（1）妊婦健康診査費用助成　法定

妊娠届を提出した妊婦に対し、都内医療機関や里帰り等により都以外の医療機関で受診した妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用の一部を助成しています。令和５年度に妊婦超音波検査の助成回数を１回から４回へと拡充しました。

（2）妊婦のための支援給付

妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業（妊婦全員面談、妊娠８か月アンケート、乳児家庭全戸訪問事業）の実施に合わせて、必要な経済的支援を実施します。

（3）バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、１歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、子育てに関するアンケートや情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈します。アンケートの回答は関係各所と共有し、相談支援につなげます。

（4）育児支援ヘルパー事業の充実

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣します。妊娠期から２歳になる月の末日まで利用できます。令和７年度から利用上限時間を拡大し、子育て家庭への支援を充実します。

リーディング＝今後５年間のリーディングプロジェクト　　新規＝新規に取り組む事業

法定＝子ども・子育て支援法上の法定事業（教育・保育および地域子ども・子育て支援事業）

（5）産後ケア事業の充実 リーディング 法定

助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）[1]や母子デイケア（日帰り）[2]、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）[2]により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充していきます。

（6）乳幼児健康診査

子どもの疾病や障害の早期発見、成長発達の確認とともに、子育て支援として保護者の育児不安の把握と軽減を図るため、医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員等の多職種が従事し、問診・身体計測・診察・個別相談（育児・食事・歯みがき・心理発達）、集団指導を実施します。また、6 か月児、9 か月児および 1 歳 6 か月児を対象に、契約医療機関において、身体計測、診察および保健指導を行います。

（7）子育てスタート応援券交付事業

子育て支援事業の周知および普及を促進するため、出生・転入された 2 歳未満の子どもがいる家庭に、「育児支援ヘルパー事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」など 8 事業の子育て支援サービスに利用できる「子育てスタート応援券」を交付しています。

（8）多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の家事や育児の負担、経済的負担を軽減するため、以下の取組を実施します。

① 妊婦健康診査の補助上限回数の拡充

令和 7 年度から多胎妊婦の経済的負担の軽減として、妊婦健診の補助上限回数を増やします。

② 産後ケア事業の利用日数の増

産後ケア事業を利用の際、利用日（回）を増やしています。

③ 子育て支援事業の利用料軽減等

子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業、育児支援ヘルパー事業の利用料等減免措置や多胎児ファミサポ利用券、タクシー移動に利用できるチケット（こども商品券）を交付しています。また、ベビーシッター利用支援事業の補助対象時間数を増加しています。

（9）児童手当・第 3 子誕生祝金の支給、子ども医療費の助成等

児童手当・第 3 子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯への経済的な支援を行います。

---

[1] 母子ショートステイ：概ね生後 4 か月まで

[2] 母子デイケア、産後ケア訪問：概ね生後 1 年未満まで

(10) 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進するため、事業者向けのセミナーの実施や成功事例の紹介、国や東京都が実施する職場環境改善等に係る各種助成制度についての情報提供を実施します。

また、育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

(11) ブックスタート事業

絵本を通じて親子のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、1歳くらいまでの赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の配付を行うほか、絵本のよみきかせやわらべうたの紹介などを行っています。絵本を受け取りに来られない方へ向けたアプローチなど、配付率の向上を目指します。

切れ目のない相談支援

（1）妊婦等包括相談支援事業 法定

① 妊婦全員面談の実施

出産や育児に関する悩みに対し、早期に支援できるよう、妊娠・子育て相談員（保健師・助産師・看護師）が妊娠届出時にすべての妊婦と面談を実施します。

② 妊娠８か月アンケート

出産間近で産後のことを考え始める時期、また、働いている方が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠８か月頃にアンケートを実施し、希望者には保健師による面談を実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後４か月までのお子さんがいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後のママの体調の相談、子育て支援サービスの紹介などを行います。

（2）妊娠・子育て相談員・すくすくアドバイザー・地域子育て相談機関 法定

区役所・保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を配置し、妊娠早期から乳幼児期まで、専門職員が継続して相談支援を行います。

区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置し、子育て家庭の親子が地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるよう、情報提供・助言等や、妊娠期を含めた、子育てに関する「なんでも相談」を受け付けています。必要に応じて専門機関への橋渡しも行います。

子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけます。

（3）ICT を活用した相談環境の充実 リーディング 新規

仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問合せができない妊産婦や家族のために、医師等の専門職が 24 時間 365 日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施し、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。妊娠に不安を抱える方などを含め、幅広く相談に応じます。

（4）２か月児相談

生後２～３か月の乳児の保護者を対象に、保健相談所で保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談、交流および希望者に個別相談を実施します。

（5）１歳児子育て相談の充実

１歳児子育て相談で新たに身体計測を実施するとともに、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を実施します。

（6）外国人保護者の相談支援

保健相談所に多言語翻訳ソフトを導入し、外国人保護者の相談に対応します。また、母子健康手帳の外国語版（英語、中国語、ハングル、ネパール語、ベトナム語など）や区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」の外国語版（英語、中国語）を発行します。

子育て情報をいつでもどこでも簡単に

（1）ねりますくすくアプリ

乳幼児健診の結果や予防接種履歴の自動連携、子ども一人ひとりに合わせた予防接種のスケジューリングなどを行うことができます。また、妊娠期から子育て期に役立つ情報を発信し、子育てをサポートします。

（2）ねりま子育て応援アプリ

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできるアプリです。

アプリを活用して子ども向け体験イベントを周知するなど、利便性向上に取り組みます。

（3）ねりま子育て応援ハンドブック

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育ての情報（妊娠・子育て支援サービスや区の子育て施設）を一つにまとめた区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」を作成し、妊婦面談の際や子育て施設で配付します。紙媒体のハンドブックの作成とあわせて令和７年度よりデジタル版を発行します。

＃０２　子どもの教育・保育の充実

増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、令和３年４月から４年連続で待機児童ゼロを達成しました。引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。

在宅で子育てする家庭に対しては、親子で気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスなどの充実が必要です。

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

教育・保育サービスをより使いやすく

（１）保育サービスの充実　リーディング

共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇とともに、育児休業制度の取得増や期間の長期化が進んでいます。こうしたことから、０歳児の保育需要は今後も減少し、１・２歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、区立保育園の０歳児定員を活用した１歳児の受入れなど、柔軟な定員確保を進めます。また、定員拡大のための施設改修等に対する補助制度を新設します。

令和６年度に取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致します。あわせて、地域に必要な子育て支援サービスを充実します。

（２）練馬こども園の拡充

年間を通して９時間から 11 時間の預かり保育や０歳から２歳児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。

更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助します。

また、小規模保育事業など２歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、２歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

（３）延長保育事業等　法定

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝休日に行う休日保育も利用状況に応じて拡充します。

（４）病児・病後児保育事業　法定

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。

（5）保護者負担軽減の推進

民間企業と連携しておむつやエプロンのサブスクを導入し、保護者の登園準備の負担を減らし、ご家庭で親子が触れ合う時間を増やします。引き続き、区内保育施設に広めていきます。

また、保育園の入園申請において、パソコン、スマートフォンで、いつでも、どこでも申請可能な、オンライン申請を受け付けます。

（6）保育士の人材確保の推進

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。また、求職者と事業者との橋渡しを行い、保育士への就労につながるよう取り組みます。

（7）保育施設を対象とした巡回支援の充実 法定

保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回し、きめ細かく支援を行うことで保育サービス水準の維持向上を図ります。

（8）保育施設を対象とした研修の充実

区内保育施設全体の保育サービスおよび専門性の向上を図るため、すべての職員を対象に研修を実施しています。受講アンケートの結果等を参考に研修内容を更に充実していきます。

（9）幼保小連携推進事業

幼児教育・保育と小学校教育が連携して子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な援助および指導を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」において協議を行い、職員（教員、保育士）間の連携・交流や幼児・児童間の交流、保護者への支援等、地域の事情に応じた取組を実施します。

(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 法定

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行う法定事業です。さらに区では、令和 6 年 4 月から区在住の全園児に対して、独自で副食材料費に係る補足給付を行っています。

(11) 区立幼稚園のあり方の検討

区立幼稚園は園児数が減少、障害児の受入人数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方について令和 6 年度に設置した検討委員会で議論を進めています。今後、あり方の検討結果を踏まえた実施計画を策定します。

家庭で楽しく子育てをするために

（1）子育てのひろばの拡充 法定

親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流ができる子育てのひろば「ぴよぴよ」を、地域子ども家庭支援センター関分室の開設により令和７年度に拡充します。民設子育てのひろばは、地域ごとのニーズを踏まえ、地域バランスを考慮して整備します。

公園で自然とふれあいながら、乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び型の子育てのひろば事業を実施しています。

子どもの育ちに不安のある親子を対象としたひろば事業「のびのびひろば」では、月に１回こども発達支援センターの職員が来所し、必要な支援につなげます。

（2）練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援を充実します。

（3）一時預かり事業（乳幼児一時預かり、保育園一時預かり、ファミリーサポート事業等） 法定

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず利用できる一時預かり事業を実施しています。地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、ファミリーサポート事業の援助会員宅・利用会員宅等で子どもを預かります。

地域子ども家庭支援センター関で実施する乳幼児一時預かり事業を、関分室開設にあわせて令和７年度に拡充します。また、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

（4）こども誰でも通園事業の実施 リーディング 新規 法定

保護者の就労要件を問わず０歳６か月～２歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業です。国が令和８年度から本格実施することから、より利用しやすい制度を検討し、令和７年度から試行実施します。

（5）ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

未就学児の保護者を対象に、都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。

（6）ショートステイ事業 法定

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な場合に、施設や登録家庭で子どもを一時的に預かります。

（7）よみきかせ・おはなし会

図書館では、毎週ボランティアや図書館職員が子ども向けの催し物を開催しています。絵本や紙芝居をよみきかせたり、おはなし会を行うことで、読書への興味や関心を引き出します。また、近隣施設や学校での出張おはなし会を実施しています。引き続き、内容や日時の見直し、地域との連携強化を進め、魅力あるよみきかせ・おはなし会を継続していきます。

（8）家事や育児に関する講座等の実施

「赤ちゃんからの飲む食べる相談」の実施を保護者が参加しやすい土曜日も含めた日時・内容で実施します。「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

男性も家事や育児のノウハウを学べる「お父さんの子育て講座」や、家族で参加する「パパと子どものキッチンワーク」など、家庭への啓発を実施します。

（9）子育て学習講座

子どもの保護者や教育に関心のある方を対象に、子育てや子どもの教育について学習する講座を実施しています。家庭の教育力を高めていくため、講座内容の充実に取り組みます。

(10) 男性も育児に参加しやすい環境づくり

男性も育児に参加しやすい環境づくりのため、区立施設改修等の機会を捉え、男性トイレやバリアフリートイレなどにおむつ交換台やベビーチェア等の設置を進めます。

(11) 「ねりまママパパてらす」の実施 新規

英会話やアロマ作りなどのスキルを持った子育て中のママやパパが講師となり、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座の運営費を補助します。さらに、児童館や子育てのひろばなどで実施する講座の講師を依頼し、活躍の場を広げます。

地域とのつながりを広げ、子育てを支え合い、もっと楽しめるよう、子育てするママやパパ、子育て支援団体などが参加する交流イベントを開催します。

区民との対話から生まれた新しい取組です!!

「練馬の未来を語る会」とは

区長が地域活動や会合の場を訪問し、地域の状況などについて話し合うことで、今後の政策立案に結びつけています。練馬こどもカフェ運営団体との語る会では、ママやパパの子育て支援活動について、意見が寄せられました。

▲練馬こどもカフェ運営団体との語る会の様子

主な意見

子育て中の親の中には、様々なスキルを持った方が沢山いる。こうしたスキルを活かして、ママやパパがもっと地域で活躍できる仕組みが作れないか。

⇒ **「ねりまママパパてらす」の実施**

＃０３　子どもの居場所と成長環境の充実

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境の整備が必要です。また、家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援の強化が求められています。
引き続き、学齢期の子どもや若者の居場所を充実します。

子どもが安心できる居場所づくり

（1）ねりっこクラブの全区立小学校での実施と充実 法定

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。あわせて、「ひろば事業」においては、通年午後５時までの実施や、一年生の開始時期の前倒し等、事業の充実を図ります。

（2）学童クラブの ICT 化

保護者の利便性を高めるとともに、学童クラブの効率的な運営実現を図るため、電子連絡帳や入会申請のオンライン化など ICT 化を進めています。

（3）長期休業中の学童クラブ昼食提供 新規

夏休みなどの長期休業中の学童クラブで、昼食準備にかかる保護者の負担を軽減するため、学童クラブ在籍児童に昼食を提供できる体制を整備します。事前に保護者がオンラインで注文した昼食を、学童クラブで提供します。

（4）児童館の充実 リーディング

乳幼児やその保護者、中高生を含むすべての子どもにとって安全かつ安心な居場所を提供するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。児童館が子どもたちにとってより良い居場所となるよう、引き続き子どもの意見を聴きながら充実を図ります。

中高生向け事業を充実するとともに、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

（5）多様な体験機会の確保 リーディング 新規

子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりとして、区内事業者や行政機関との協働による体験型の啓発イベントを開催します。

貧困による子どもの体験格差が社会問題化するなか、相対的に貧困率が高いひとり親家庭に対しては、多面的できめ細やかな支援が必要です。

新たに、「ひとり親家庭体験格差解消プロジェクト」を実施します。学習の機会を確保するため、学習塾や家庭教師などに利用できるクーポン方式の支援を実施します。親子の体験支援メニューを、コンサートの鑑賞や歌舞伎、読書活動などに拡充します。

（6）本の探検ラリー

新たな本との出会いの機会になるよう、本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントです。図書館や小学校、中学校で開催しており、より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、周知の強化と実施回数を増やしていきます。

（7）ブック・アート・キッズスペースの設置 新規

美術館・貫井図書館の全面リニューアルにあわせて、図書館と美術館の融合により、児童図書コーナー内に、読書と併せて自由にお絵かきや工作などができる「ブック・アート・キッズスペース」を新たに設置し、親子で参加するワークショップなども定期的に開催します。子どもの読書習慣につなげていくとともに、子どもの多様な興味や関心を刺激し、創造力を膨らませる体験の機会を提供します。

（8）ねりま遊遊スクール

子どもたちがスポーツ、音楽、文化など様々な体験や学習講座を実施し、地域における子どもの居場所づくりを図ります。さらに子どもが様々な体験を行えるよう、講座内容の充実に取り組みます。

（9）こども食堂への支援

地域団体などが運営する「こども食堂」では、地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、食を通じて相互に交流する場を提供しています。区は、開設や運営等に要する経費を補助する「こどもだんらん食堂支援事業」を実施します。練馬区社会福祉協議会は、設立や広報などのアドバイスを行うとともに、こども食堂連絡会を開催してネットワークづくりを支援します。

子どもや若者の育成・自立を支援

（1）青少年育成地区委員会事業

区内17か所の青少年育成地区委員会において、青少年健全育成事業（スポーツ大会、キャンプ、中学生意見発表会等）や地域パトロール、地域清掃等、地域の特色を生かした事業を行います。練馬区青年リーダーの地区委員会事業への更なる参画を図ります。

（2）青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

① 青少年問題協議会

区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申しています。

② 子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）

すべての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」の協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等の依頼や「夕べの音楽」の放送、「健やかカレンダー」の作成等を行います。

③ 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と更生の援助を中心とした法務省が主唱する運動です。保護司会を中心とした更生保護関係団体および青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルやつどいを実施しています。運動が広く区民に認知されるよう広報・啓発活動を進めます。

④ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため「子ども防犯ハンドブック」の配布や、児童・生徒のための緊急避難所（「ひまわり 110 番」）事業を実施する PTA 等地域団体へ標示板の提供等を行います。

（3）ジュニアリーダー養成講習会

小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。将来、地域において活動・活躍できる人材を育成するため講習会の内容を適宜見直していきます。

（4）青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加・協力を働きかけます。今後も講習会の内容の充実や地域活動に企画段階から携わることで地域活動の楽しさや達成感を味わえる機会を提供していきます。

（5）子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策をみつける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施しています。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。

練馬子ども議会の取組をより多くの区民や生徒に知ってもらうため、周知に取り組んでいきます。

（6）青少年館各種講座等事業

青少年への活動成果発表の機会の提供や文化・スポーツ等余暇活動支援、各種講座、催しを行っています。また、児童劇団の運営や青年期の心身障害者の学習および余暇活動支援を行います。

（7）子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するための講座を実施します。

（8）情報教育推進事業

情報化社会において、情報を正しく読み解き判断する能力（情報リテラシー）を育成するため、日本大学芸術学部と連携し、「中学生のための情報番組制作ワークショップ」を実施します。番組制作を通じて、情報リテラシーの向上につなげます。

（9）若者自立支援事業（若者サポートステーション）

就労が困難な若者等に対する相談や就労に必要な技能講座、職場体験や、保護者に対するセミナー等を春日町青少年館で実施します。

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

Topics　子どもや若者にとって大切な居場所や体験

核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、地域の中で子どもが育つことが難しくなっています。子どもの居場所がないことは、孤独・孤立の問題とも深く関係してきます。

国は、すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることの重要性を掲げています。

1．子どもの「居場所」って？

子どもや若者が過ごす場所、時間、人との関係性すべてが、子どもや若者にとっての居場所となります。居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間など多様な形態をとり得るものです。

2．練馬区の子どもたちが考える「居場所」

どのような場や対象を居場所と感じるかは、子どもや若者本人が決めることです。

区では、小学生から高校生を対象に、子どもたち自身が居場所と考える場や人について意見を聴きました。その結果、全年代で「家」や「家族」を安心できる居場所と回答する子どもが最も多い一方、「居場所がない」「一人でいる」といった回答も見受けられました。

3．子どもたちが「居場所」に求めるものは何か

意見聴取の結果、子どもたちの居場所に対する想いが見えてきました。

場に求めるもの

- 安心感やポジティブな感情が持てる
- その場所に家族や友達など特定の人がいる
- 本やゲームなど欲しいものがある
- 本人が快適だと感じる
- 自由に好きなことができる

人に求めるもの

- 支えてくれたり、一緒に遊んでくれる
- 信頼・信用できる、守ってくれる
- 家族や友達などの関係性が構築されている
- やさしい、楽しい、大好きと思える

子どもの意見を聴きながら、
子どもの視点に立った、
居場所づくりが必要です

4．子どもにとって必要な体験活動

遊びや体験活動は、子どもや若者の健やかな成長の原点です。体験活動を通じて、自己肯定感や自律性、協調性、積極性などの非認知能力や物事に対する意欲の向上につながります。

5．そもそも「体験活動」って？

主に「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」のことを指し、内容に応じて大きく３つの活動に分類されます。

＃1
生活・文化体験活動
遊びやお手伝い、スポーツ、地域や学校で行われる行事

＃2
自然体験活動
登山やキャンプなどの野外活動、星空観察など自然・環境に係る学習活動

＃3
社会体験活動
ボランティア活動や職場体験活動、インターンシップなど

6．区ではどんな体験活動を行っているの？

スポーツ、芸術、音楽などの体験活動は、子どもたちが主体的に物事に取り組む力を身に付ける上で重要です。一方、生活困窮家庭や不登校などの状態にある子どもたちは、社会的に孤立しやすく、スポーツや文化に触れる機会が乏しいことが課題となっています。

区では、子どもたちの健やかな成長のため、様々な体験活動の機会を提供しています。

▼こどもアートアドベンチャー

▲区立こどもの森

▲親子で収穫体験

体験の場や機会を充実し、
子どもたちの
健やかな成長をサポート

＃０４　支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加する中、保育所等での更なる受入れの拡大と、支援が必要な子どもやその家族への支援体制の強化が求められています。

児童養護施設や里親家庭等の手を離れ、生活面や精神面で不安を抱える若者が、社会的に孤立したり生活困窮に陥ることがないよう、自立に向けた支援が必要です。

相対的貧困率の高いひとり親家庭等の自立や、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性に対するきめ細かな支援が求められています。

引き続き、支援が必要な子どもや家庭への取組を充実します。

支援が必要な子どもの成長に寄り添う

（１）保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援の充実

① 保育園や学童クラブで障害児の受入れを拡大します。

② 区立幼稚園における障害児の受入れおよび障害児を受け入れる私立幼稚園に対する補助事業を継続します。

③ 児童館等併設学童クラブは、受入れ枠を超えて障害児を受け入れる運用を継続します。一方、受入れ児童に安全・安心な居場所を提供する観点から、受入れの適正規模について検討委員会を開催して整理を図ります。

④ 小・中学校でも特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、支援も複雑化しています。区の特別支援教育にかかる新たな方針に基づき、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に取り組みます。

⑤ 令和６年３月に策定した「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、増加する医療的ケア児に対応します。

また、対応する医療行為の拡大について検討していきます。

（２）医療的ケア児とその家族への支援の充実

① こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談のほか、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。

② 三原台二丁目用地を活用し、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備します。医療型のショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施します。

（3）障害児一時預かり事業

障害児および発達に心配のある子どもの保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児の受入れに向けた検討を進めます。

（4）すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子どもを対象にスポーツ、音楽、文化等を体験する講座を実施します。障害のある子どもの休日の居場所を提供するとともに、他の子どもとの交流や異世代間の交流を通して成長・発達を促していきます。

（5）こども発達支援センターによる地域支援の充実 新規

こども発達支援センターの心理士等が、スーパーバイザーとして地域の障害児通所支援事業所等に対する専門的な支援や助言を行うなど、センターの相談支援体制を拡充します。身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進め、地域の発達に心配のある子どもへの支援の質を高める取組を推進します。

（6）ペアレントトレーニングの実施・きょうだい児支援 新規

発達に課題を抱える子どもの保護者や養育者を対象に子育てに関する講座（ペアレントトレーニング）を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催するなど継続的に子育ての支援を実施します。

障害児が兄弟姉妹にいる子ども（きょうだい児）を対象に、子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動やきょうだい児と同じ経験があるピアサポーターによる相談事業を実施します。レクリエーション活動等を通して子どもの不安解消と支援に取り組みます。

（7）ペアレントメンターによる家族支援

発達障害児（者）を育てた経験のある、同じ親の立場から支援を行っているペアレントメンターとともに、相談や交流、障害理解の啓発などの家族支援事業を充実します。

養育環境に課題のある家庭や子どもの幸せのために

（1）ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの実施 リーディング 新規

東京都練馬児童相談所と連携し児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組みます。

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、生活や居場所の支援等を実施します。

① 生活の支援「ささえる」

社会的養護経験者がやむを得ない事情で困窮した場合等に、一時的に宿泊場所を提供し、生活の立て直しを支援します。

児童養護施設等を退所した区内の若者に対し、生活支度金、家賃および光熱水費を補助し、生活を支援します。

② 居場所の支援「つながる」

社会的養護経験者が孤立しないよう、定期的に若者が交流できる場を提供します。住まいや就職に関する相談を受けるとともに希望する若者には、食料を配布します。

LINE による相談対応、弁護士による法律相談も実施します。

③ 周知・啓発事業「つたえる」

里親と里子を支援する団体と協働して講演会を実施します。社会的養護経験者の現状等を紹介し、支援の必要性について理解を広めていきます。

（2）ヤングケアラーへの支援の充実 リーディング

令和 6 年 6 月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。練馬ボランティア・地域福祉推進センターに 18 歳以上のヤングケアラー（若者ケアラー）のサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置します。相談窓口を明確化するとともに、進学や就職など若者ケアラー特有の課題への対応を強化し、支援体制を充実します。

（3）要支援家庭を対象としたショートステイ事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）について、当該要支援家庭の児童を施設において一定期間養育し、児童の生活指導および発達ならびに行動の観察を行うとともに、親子関係を施設において一定期間見守り、保護者の子育ておよび日常生活に関する相談ならびに育児指導、家事指導等の生活支援を行うことによって、養育状況の改善を図ります。

今後も、対象家庭の早期把握や情報共有、支援の連携を行い、事業利用に繋げていきます。

（4）子育て世帯訪問支援事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより養育状況の改善を図り、児童虐待の発生予防および再発を防止します。

（5）養育支援訪問事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）の養育状況を改善するため、社会福祉士や保健師等の資格を有する子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供などの専門的相談支援を行うことにより、児童虐待の予防および再発防止等を実施します。

（6）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 法定

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため設置する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関である子ども家庭支援センター職員や地域ネットワークを構成する関係機関職員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

（7）親子関係形成支援事業 法定

児童との関わり方や子育ての悩み等を抱える保護者とその児童に対して、講義やグループワーク、情報交換の場を設け親子間の適切な関係性の構築を図ります。

（8）ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての３つの支援を組み合わせて提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成 29 年度から開始し、転宅費用助成や訪問型学習支援事業など 23 区で最多の事業を実施しています。

令和７年度から冠婚葬祭など親の外出時に月４時間までサービスを利用できるよう支給要件を緩和するとともに支給対象を離婚協議または、計画中で別居している世帯（実質ひとり親世帯）に拡大するなどホームヘルプサービスを拡充します。

（9）学習支援事業「中３勉強会」

経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

(10) 若年女性のための居場所事業の実施 新規

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄れ、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。

(11) 若年女性のための LINE 相談の実施 新規

悩みを抱える若年女性が、夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができる LINE 相談を実施します。

(12) 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業の実施 新規

緊急一時保護期間につぎの生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。

女性自立支援施設等と連携して、支援の充実について検討し、取組を進めます。

(13) 母子保健と児童福祉の一体的な支援

令和 6 年度から、子ども家庭支援センターに児童相談連携係および母子保健相談担当係を新設し、保健相談所と子ども家庭支援センターによる合同ケース会議を開催することで、緊密な情報共有・連携を図り、支援の必要な家庭への相談支援体制を強化しています。

(14) 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

東京都練馬児童相談所が区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されたことにより、虐待通告の振り分けを随時実施するなど、より迅速かつ一貫した児童虐待対応が行われるようになりました。今後、都区連携をさらに強化し、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施します。

第６章

法定事業の年度別需給計画

1　子ども・子育て支援法の法定事業

2　教育・保育の年度別需給計画

3　地域子ども・子育て支援事業の
年度別需給計画

＃０１　子ども･子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援事業計画は、（１）「教育・保育」および（２）「地域子ども・子育て支援事業」について、各年度の「量の見込み」（どのくらいのニーズがあるか）と「確保方策」（ニーズに対してどのくらいの量を確保するのか）を定めることとされています。

（１）教育・保育について

認定区分

教育・保育は子どもの年齢や保育の必要性などに応じて、以下の認定区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
１号認定	３～５歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
２号認定	３～５歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
３号認定	０歳	
	１、２歳	

施設種別

教育・保育において対象となる施設は以下のとおりです。

施設種別		概要
幼稚園		３歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校
認定こども園		認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された、教育と保育を一体的に行う施設
認可保育所		保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とする子どものための施設
地域型保育事業	家庭的保育事業	保育士などの資格のある家庭的保育者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の自宅等で３～５人の子どもの保育を行う
	小規模保育事業	定員 19 人までの子どもを保育する小規模な保育施設のことで、認可基準などが異なるＡ型・Ｂ型・Ｃ型の３類型がある
	事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う
	居宅訪問型保育事業	利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、１対１の保育を行う

（2）地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、区市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。
以下の事業が子ども・子育て支援法により位置づけられています。

① 延長保育事業
② 病児・病後児保育事業
③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
④ 利用者支援事業
（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関）
⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
⑥ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）
⑦ 一時預かり事業
⑧ ファミリーサポートセンター事業
⑨ 妊婦健康診査
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑫ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
⑬ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑮ 産後ケア事業
⑯ 妊婦等包括相談支援事業
⑰ 子育て世帯訪問支援事業
⑱ 親子関係形成支援事業

※年度別需給計画において、⑧ファミリーサポートセンター事業は、⑦一時預かり事業に含めています。
※⑪養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業や⑰子育て世帯訪問支援事業、⑱親子関係形成支援事業は、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。
※⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

（3）区域の設定

区市町村は、地理的条件や社会的条件、教育・保育の利用状況などを総合的に勘案し事業ごとにサービスを提供する区域を定めることとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスを総合福祉事務所の区域を単位として実施しています。本計画では以下のとおり４つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた区域を設定します。

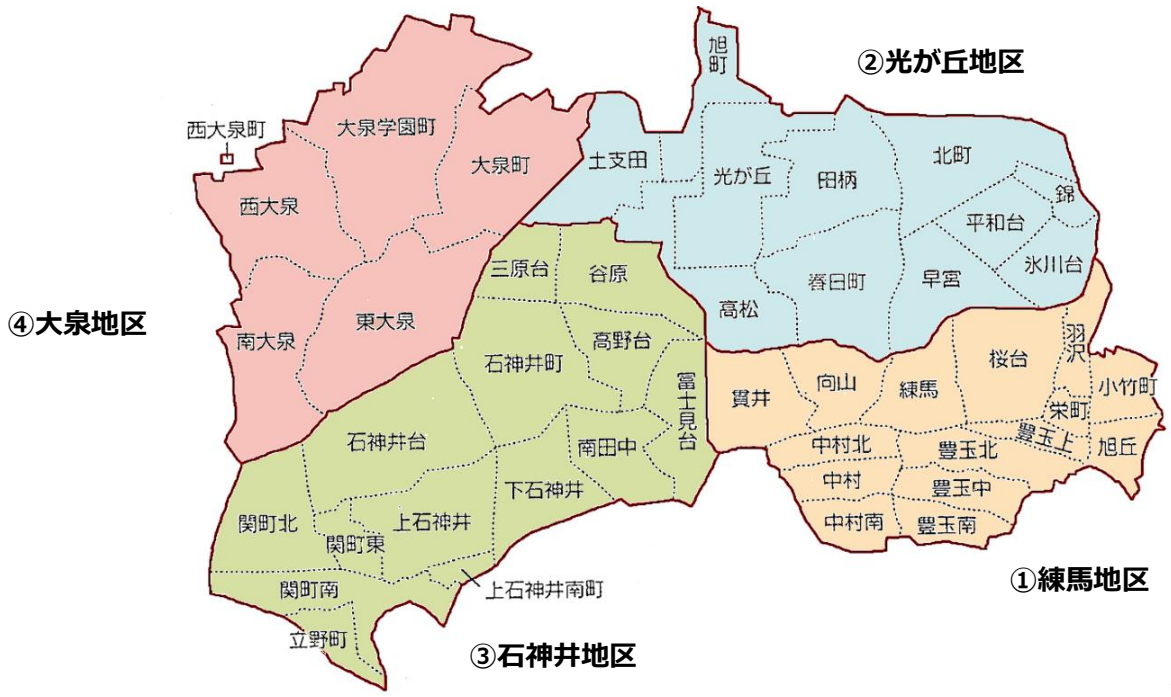

事業名		区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（４区域） ※教育（１号認定）は区全域（１区域）
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業） 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	総合福祉事務所管轄単位（４区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 産後ケア事業 妊婦等包括相談支援事業	区全域（１区域）

＃０２　教育･保育の年度別需給計画

（１）教育

＜1 号認定＞

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育（３～５歳）に関する事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	6,100	5,718	5,421	5,081	4,865
供給量（定員数）	人	10,152	10,042	9,932	9,822	9,722
過不足（供給量-需要量）	人	4,052	4,324	4,511	4,741	4,857

＜幼稚園預かり保育＞

保育が必要な在園児（３～５歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	335,500	331,644	330,681	325,184	316,225
供給量（定員数）	人日	694,242	701,182	708,195	715,275	722,428
過不足（供給量-需要量）	人日	358,742	369,538	377,514	390,091	406,203

※人日：年間延べ利用者数

（2）保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども（0～5歳）に関する事業です。

＜3号認定（0歳）＞

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,249	1,239	1,227	1,216	1,207
供給量（定員数）	人	1,637	1,628	1,629	1,629	1,637
認可保育所	人	1,383	1,377	1,377	1,377	1,383
地域型保育事業	人	128	125	126	126	128
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
認証保育所等	人	102	102	102	102	102
過不足（供給量-需要量）	人	388	389	402	413	430

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	302	299	295	292	289
供給量（定員数）	人	442	442	442	442	442
認可保育所	人	348	348	348	348	348
地域型保育事業	人	54	54	54	54	54
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	8	8	8	8	8
認証保育所等	人	32	32	32	32	32
過不足（供給量-需要量）	人	140	143	147	150	153

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	386	384	380	377	374
供給量（定員数）	人	481	478	479	479	481
認可保育所	人	433	433	433	433	433
地域型保育事業	人	35	32	33	33	35
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足（供給量-需要量）	人	95	94	99	102	107

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	356	351	347	342	338
供給量（定員数）	人	458	452	452	452	458
認可保育所	人	385	379	379	379	385
地域型保育事業	人	27	27	27	27	27
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	10	10	10	10	10
認証保育所等	人	36	36	36	36	36
過不足（供給量-需要量）	人	102	101	105	110	120

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	205	205	205	205	206
供給量（定員数）	人	256	256	256	256	256
認可保育所	人	217	217	217	217	217
地域型保育事業	人	12	12	12	12	12
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	24	24	24	24	24
過不足（供給量-需要量）	人	51	51	51	51	50

＜３号認定（１、２歳）＞

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	7,057	7,039	7,077	7,145	7,206
供給量（定員数）	人	7,458	7,458	7,455	7,451	7,488
認可保育所	人	5,995	6,001	6,006	6,011	6,039
地域型保育事業	人	898	892	884	875	879
練馬こども園	人	83	93	93	93	93
企業主導型保育事業の地域枠	人	55	55	55	55	55
認証保育所等	人	427	417	417	417	422
過不足（供給量-需要量）	人	401	419	378	306	282

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,724	1,738	1,735	1,740	1,744
供給量（定員数）	人	1,918	1,925	1,920	1,917	1,917
認可保育所	人	1,411	1,413	1,413	1,413	1,413
地域型保育事業	人	353	353	348	345	345
練馬こども園	人	21	26	26	26	26
企業主導型保育事業の地域枠	人	14	14	14	14	14
認証保育所等	人	119	119	119	119	119
過不足（供給量-需要量）	人	194	187	185	177	173

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	2,166	2,199	2,194	2,202	2,210
供給量（定員数）	人	2,194	2,201	2,207	2,205	2,213
認可保育所	人	1,877	1,881	1,885	1,889	1,893
地域型保育事業	人	232	235	237	231	235
練馬こども園	人	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	12	12	12	12	12
認証保育所等	人	63	63	63	63	63
過不足（供給量-需要量）	人	28	2	13	3	3

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	2,023	1,997	2,018	2,044	2,066
供給量（定員数）	人	2,116	2,130	2,131	2,132	2,156
認可保育所	人	1,700	1,709	1,710	1,711	1,735
地域型保育事業	人	204	204	204	204	204
練馬こども園	人	40	45	45	45	45
企業主導型保育事業の地域枠	人	22	22	22	22	22
認証保育所等	人	150	150	150	150	150
過不足（供給量-需要量）	人	93	133	113	88	90

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,144	1,105	1,130	1,159	1,186
供給量（定員数）	人	1,230	1,202	1,197	1,197	1,202
認可保育所	人	1,007	998	998	998	998
地域型保育事業	人	109	100	95	95	95
練馬こども園	人	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	95	85	85	85	90
過不足（供給量-需要量）	人	86	97	67	38	16

＜２号認定（３～５歳）＞

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	11,299	11,280	11,361	11,270	11,336
供給量（定員数）	人	12,595	12,586	12,633	12,680	12,730
認可保育所	人	10,389	10,338	10,338	10,338	10,377
地域型保育事業	人	8	8	8	8	14
練馬こども園	人	2,132	2,174	2,221	2,268	2,273
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	19	19
認証保育所等	人	47	47	47	47	47
過不足（供給量-需要量）	人	1,296	1,306	1,272	1,410	1,394

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	2,573	2,493	2,476	2,432	2,456
供給量（定員数）	人	2,881	2,872	2,872	2,872	2,872
認可保育所	人	2,475	2,466	2,466	2,466	2,466
地域型保育事業	人	1	1	1	1	1
練馬こども園	人	395	395	395	395	395
企業主導型保育事業の地域枠	人	2	2	2	2	2
認証保育所等	人	8	8	8	8	8
過不足（供給量-需要量）	人	308	379	396	440	416

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	3,554	3,509	3,592	3,597	3,664
供給量（定員数）	人	3,901	3,900	3,900	3,900	3,906
認可保育所	人	3,250	3,249	3,249	3,249	3,249
地域型保育事業	人	2	2	2	2	8
練馬こども園	人	639	639	639	639	639
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足（供給量-需要量）	人	347	391	308	303	242

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	3,371	3,445	3,455	3,400	3,376
供給量（定員数）	人	3,821	3,812	3,847	3,882	3,926
認可保育所	人	2,984	2,945	2,945	2,945	2,984
地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
練馬こども園	人	788	818	853	888	893
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	29	29	29	29	29
過不足（供給量-需要量）	人	450	367	392	482	550

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,801	1,833	1,838	1,841	1,840
供給量（定員数）	人	1,992	2,002	2,014	2,026	2,026
認可保育所	人	1,680	1,678	1,678	1,678	1,678
地域型保育事業	人	2	2	2	2	2
練馬こども園	人	310	322	334	346	346
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	0	0	0	0	0
過不足（供給量-需要量）	人	191	169	176	185	186

＜２、３号認定（０～５歳）＞

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	19,605	19,558	19,665	19,631	19,749
供給量（定員数）	人	21,690	21,672	21,717	21,760	21,855
認可保育所	人	17,767	17,716	17,721	17,726	17,799
地域型保育事業	人	1,034	1,025	1,018	1,009	1,021
練馬こども園	人	2,215	2,267	2,314	2,361	2,366
企業主導型保育事業の地域枠	人	98	98	98	98	98
認証保育所等	人	576	566	566	566	571
過不足（供給量-需要量）	人	2,085	2,114	2,052	2,129	2,106

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	4,599	4,530	4,506	4,464	4,489
供給量（定員数）	人	5,241	5,239	5,234	5,231	5,231
認可保育所	人	4,234	4,227	4,227	4,227	4,227
地域型保育事業	人	408	408	403	400	400
練馬こども園	人	416	421	421	421	421
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
認証保育所等	人	159	159	159	159	159
過不足（供給量-需要量）	人	642	709	728	767	742

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	6,106	6,092	6,166	6,176	6,248
供給量（定員数）	人	6,576	6,579	6,586	6,584	6,600
認可保育所	人	5,560	5,563	5,567	5,571	5,575
地域型保育事業	人	269	269	272	266	278
練馬こども園	人	649	649	649	649	649
企業主導型保育事業の地域枠	人	15	15	15	15	15
認証保育所等	人	83	83	83	83	83
過不足（供給量-需要量）	人	470	487	420	408	352

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	5,750	5,793	5,820	5,786	5,780
供給量（定員数）	人	6,395	6,394	6,430	6,466	6,540
認可保育所	人	5,069	5,033	5,034	5,035	5,104
地域型保育事業	人	234	234	234	234	234
練馬こども園	人	828	863	898	933	938
企業主導型保育事業の地域枠	人	49	49	49	49	49
認証保育所等	人	215	215	215	215	215
過不足（供給量-需要量）	人	645	601	610	680	760

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	3,150	3,143	3,173	3,205	3,232
供給量（定員数）	人	3,478	3,460	3,467	3,479	3,484
認可保育所	人	2,904	2,893	2,893	2,893	2,893
地域型保育事業	人	123	114	109	109	109
練馬こども園	人	322	334	346	358	358
企業主導型保育事業の地域枠	人	10	10	10	10	10
認証保育所等	人	119	109	109	109	114
過不足（供給量-需要量）	人	328	317	294	274	252

＃０３　地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画

（１）延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	5,693	5,707	5,676	5,630	5,627
供給量（定員数）	人	12,543	12,737	12,898	13,163	13,396
過不足（供給量-需要量）	人	6,850	7,030	7,222	7,533	7,769

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,638	1,645	1,623	1,609	1,615
供給量（定員数）	人	3,172	3,252	3,252	3,384	3,384
過不足（供給量-需要量）	人	1,534	1,607	1,629	1,775	1,769

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,550	1,571	1,582	1,587	1,598
供給量（定員数）	人	3,502	3,502	3,613	3,746	3,868
過不足（供給量-需要量）	人	1,952	1,931	2,031	2,159	2,270

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,715	1,709	1,694	1,665	1,650
供給量（定員数）	人	3,492	3,606	3,656	3,656	3,656
過不足（供給量-需要量）	人	1,777	1,897	1,962	1,991	2,006

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	790	782	777	769	764
供給量（定員数）	人	2,377	2,377	2,377	2,377	2,488
過不足（供給量-需要量）	人	1,587	1,595	1,600	1,608	1,724

（２）病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に、一時的に保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	13,304	13,319	13,196	13,116	13,137
供給量（定員数）	人日	17,680	17,680	17,680	17,680	17,680
過不足（供給量-需要量）	人日	4,376	4,361	4,484	4,564	4,543

※人日：年間延べ利用者数

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	3,314	3,296	3,253	3,236	3,282
供給量（定員数）	人日	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640
過不足（供給量-需要量）	人日	326	344	387	404	358

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	4,115	4,174	4,201	4,268	4,222
供給量（定員数）	人日	7,280	7,280	7,280	7,280	7,280
過不足（供給量-需要量）	人日	3,165	3,106	3,079	3,012	3,058

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	4,159	4,141	4,068	3,969	4,000
供給量（定員数）	人日	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
過不足（供給量-需要量）	人日	521	539	612	711	680

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	1,716	1,708	1,674	1,643	1,633
供給量（定員数）	人日	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
過不足（供給量-需要量）	人日	364	372	406	437	447

（3）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回し、きめ細かく支援を行うことで保育サービス水準の維持向上を図ります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	28	28	28	28	28
供給量（巡回支援員数）	人	28	28	28	28	28
過不足（供給量-需要量）	人	0	0	0	0	0

（4）利用者支援事業
（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	か所	99	99	98	98	98
供給量（実施か所数）	か所	99	99	98	98	98
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
地域子育て相談機関	か所	87	87	86	86	86
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	か所	19	19	19	19	19
供給量（実施か所数）	か所	19	19	19	19	19
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	か所	15	15	15	15	15
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	か所	39	39	39	39	39
供給量（実施か所数）	か所	39	39	39	39	39
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	36	36	36	36	36
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	か所	26	26	25	25	25
供給量（実施か所数）	か所	26	26	25	25	25
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	23	23	22	22	22
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	か所	15	15	15	15	15
供給量（実施か所数）	か所	15	15	15	15	15
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	13	13	13	13	13
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

（５）地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

０～３歳の乳幼児とその保護者等のための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人回	271,673	270,182	270,273	271,126	272,218
供給量（実施か所数）	か所	29	30	31	31	31

※人回：年間延べ利用者数

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人回	51,978	51,693	51,710	51,873	52,082
供給量（実施か所数）	か所	6	6	6	6	6

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人回	80,157	79,717	79,744	79,996	80,318
供給量（実施か所数）	か所	8	8	9	9	9

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人回	85,344	84,875	84,904	85,172	85,515
供給量（実施か所数）	か所	8	9	9	9	9

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人回	54,194	53,897	53,915	54,085	54,303
供給量（実施か所数）	か所	7	7	7	7	7

（６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

保護者の就労要件を問わず０歳６か月～２歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業です。国が令和８年度から本格実施することから、より利用しやすい制度を検討し、令和７年度から試行実施します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	60	99	107	118	127
供給量（定員数）	人日	60	150	202	202	202
過不足（供給量-需要量）	人日	0	51	95	84	75

※人日：１日あたりの利用者数

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	22	24	26	26
供給量（定員数）	人日	15	29	38	38	38
過不足（供給量-需要量）	人日	0	7	14	12	12

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	30	33	37	40
供給量（定員数）	人日	15	40	51	51	51
過不足（供給量-需要量）	人日	0	10	18	14	11

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	30	32	35	38
供給量（定員数）	人日	15	36	48	48	48
過不足（供給量-需要量）	人日	0	6	16	13	10

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	17	18	20	23
供給量（定員数）	人日	15	45	65	65	65
過不足（供給量-需要量）	人日	0	28	47	45	42

（７）一時預かり事業（乳幼児一時預かり、保育園一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず利用できる一時預かり事業を実施しています。地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、ファミリーサポート事業の援助会員宅・利用会員宅等で子どもを預かります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	64,985	64,386	63,810	63,328	62,886
供給量（定員数）	人日	109,660	96,180	82,351	89,916	89,934
過不足（供給量-需要量）	人日	44,675	31,794	18,541	26,588	27,048

※人日：年間延べ利用者数

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	16,454	16,302	16,156	16,034	15,922
供給量（定員数）	人日	34,609	32,009	29,736	29,669	29,669
過不足（供給量-需要量）	人日	18,155	15,707	13,580	13,635	13,747

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	19,641	19,460	19,286	19,140	19,007
供給量（定員数）	人日	27,548	23,258	20,422	20,382	20,392
過不足（供給量-需要量）	人日	7,907	3,798	1,136	1,242	1,385

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	18,904	18,730	18,562	18,422	18,293
供給量（定員数）	人日	24,087	24,387	21,079	28,751	28,729
過不足（供給量-需要量）	人日	5,183	5,657	2,517	10,329	10,436

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	9,986	9,894	9,806	9,732	9,664
供給量（定員数）	人日	23,416	16,526	11,114	11,114	11,144
過不足（供給量-需要量）	人日	13,430	6,632	1,308	1,382	1,480

（８）妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	4,904	4,923	4,934	4,950	4,982
	回	57,261	57,483	57,611	57,798	58,172
供給量	―	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数（助成上限）…14 回、妊娠週数に応じて実施				

（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

出生通知票をもとに、生後４か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	4,676	4,694	4,704	4,720	4,750
供給量	―	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約 110 家庭に対し１名の割合で配置				

（10）子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一時保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	3,372	3,306	3,277	3,236	3,233
供給量（定員数）	人日	9,125	9,125	9,150	9,125	9,125
過不足（供給量-需要量）	人日	5,753	5,819	5,873	5,889	5,892

※人日：年間延べ利用者数

（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

【計画目標】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	7,474	7,585	7,648	7,779	7,812
低学年	人	7,474	7,585	7,648	7,779	7,812
高学年	人	351	346	336	329	318
供給量（受入枠）	人	9,220	9,489	9,589	9,651	9,643
過不足（供給量-需要量）	人	1,746	1,904	1,941	1,872	1,831

※高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として示しています。

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,788	1,852	1,851	1,875	1,852
低学年	人	1,788	1,852	1,851	1,875	1,852
高学年	人	73	72	70	68	65
供給量（受入枠）	人	2,146	2,236	2,281	2,288	2,288
過不足（供給量-需要量）	人	358	384	430	413	436

◆光が丘地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,976	2,000	2,012	2,046	2,048
低学年	人	1,976	2,000	2,012	2,046	2,048
高学年	人	101	100	98	97	95
供給量（受入枠）	人	2,428	2,518	2,573	2,628	2,620
過不足（供給量-需要量）	人	452	518	561	582	572

◆石神井地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	2,316	2,305	2,344	2,385	2,409
低学年	人	2,316	2,305	2,344	2,385	2,409
高学年	人	107	106	103	101	97
供給量（受入枠）	人	2,919	3,008	3,008	3,008	3,008
過不足（供給量-需要量）	人	603	703	664	623	599

◆大泉地区	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	1,394	1,428	1,441	1,473	1,503
低学年	人	1,394	1,428	1,441	1,473	1,503
高学年	人	70	68	65	63	61
供給量（受入枠）	人	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727
過不足（供給量-需要量）	人	333	299	286	254	224

(12) 産後ケア事業

助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人日	6,977	7,005	7,021	7,042	7,091
供給量（定員数）	人日	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
過不足（供給量-需要量）	人日	623	595	579	558	509

※人日：年間延べ利用者数

(13) 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届を提出した妊婦全員を対象とする「妊婦全員面談」や、妊娠８か月頃の妊婦を対象とした希望面談、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行います。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量見込み	人	11,054	10,910	10,768	10,628	10,490
供給量	―	○実施体制 ①配慮が必要な家庭：常勤保健師による継続的な電話連絡による支援、訪問指導 ②上記以外の家庭：妊娠子育て相談員による面談・委託助産師等が訪問指導				

参　考

巻末資料

1　子育て家庭へのニーズ調査結果概要

2　中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要

3　小学生へのアンケート調査等結果概要

4　その他

（１）教育・保育事業の利用意向

就学前の教育・保育事業

すべての年代で「認可保育所（延長保育あり）」の利用意向が最も高くなっています。３歳からは「預かり保育のある幼稚園（練馬こども園等を含む）」の利用意向も高くなります。

単位：％

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
n	339	232	215	226	236	219
認可保育所（延長保育あり）	44.1	51.3	49.3	50.0	43.2	51.6
認可保育所（延長保育なし）	15.4	13.4	16.7	16.8	14.8	12.8
預かり保育のある幼稚園（練馬こども園等を含む）	8.0	7.3	11.2	34.1	28.8	38.4
認定こども園	9.5	11.2	11.2	25.2	25.0	24.7
幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	2.1	3.9	7.0	19.9	18.2	20.5
小規模保育事業	9.2	8.2	6.5	0.4	0.4	1.4
ファミリーサポート事業	8.0	3.0	2.3	2.2	3.8	4.1
ベビーシッター	6.8	4.7	3.3	4.4	3.4	3.2
認証保育所	3.8	3.9	6.5	0.9	1.7	1.8
一時預かり事業を活用した定期利用保育	3.8	2.2	1.9	0.4	0.0	0.0
家庭的保育事業（保育ママ）	1.8	1.7	1.4	1.3	0.4	0.0
居宅訪問型保育事業	1.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.5
事業所内保育事業	1.2	0.4	1.9	0.9	0.0	0.9
企業主導型保育事業	0.6	1.7	1.4	0.9	0.4	0.9
ベビーホテル	1.5	0.0	1.9	0.0	1.3	1.4
障害児通所支援	0.3	0.4	1.4	0.9	2.1	1.4
利用希望なし	27.2	14.7	7.9	1.8	1.3	1.8
その他	1.2	1.7	1.9	1.8	0.0	0.9
無回答	11.2	19.4	22.8	14.6	19.1	6.8

小学校就学後の放課後の過ごし方

「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」のほか、就学前児童家庭の回答では「区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ」が多く、小学生児童家庭の回答では、「学校開放（校庭・図書館）」や「ひろば事業」が多くなっています。

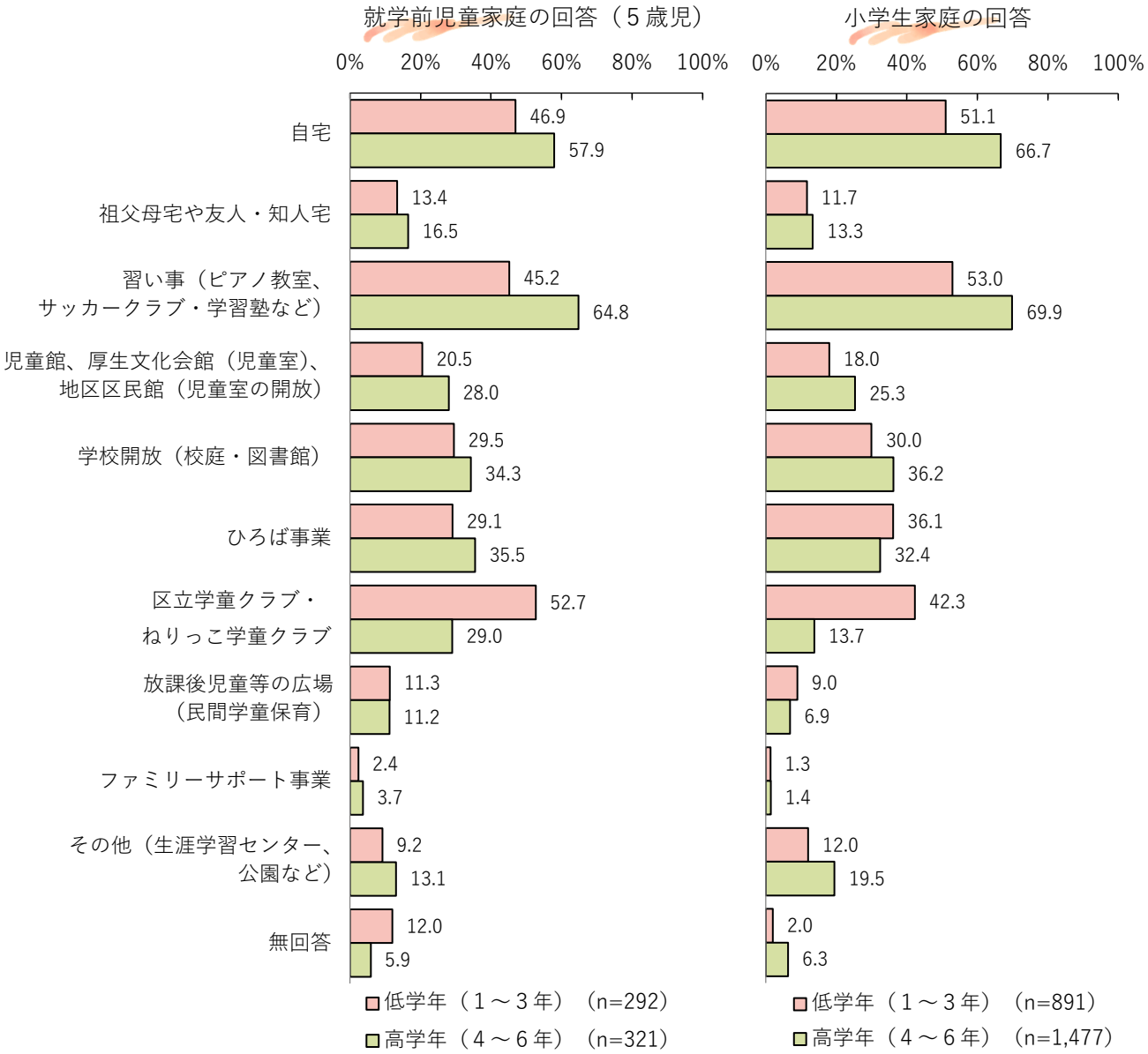

（2）子育て全般について

子育てについて気軽に相談できる人や場所

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「配偶者、パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」、「友人、知人」が多くなっています。

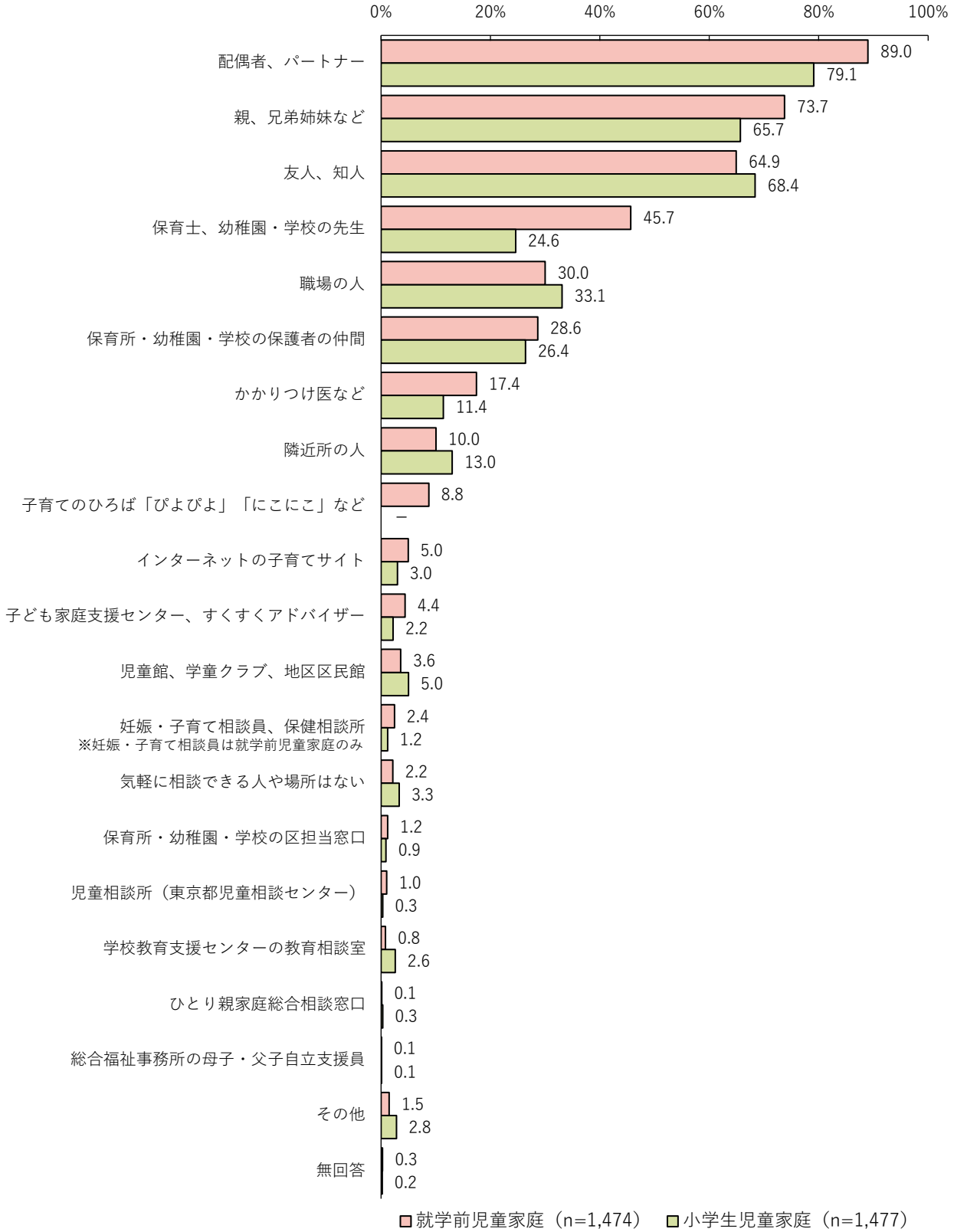

子育てを楽しいと感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっています。一方で「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」、「つらいと感じることの方が多い」を合わせた回答が約４割あります。

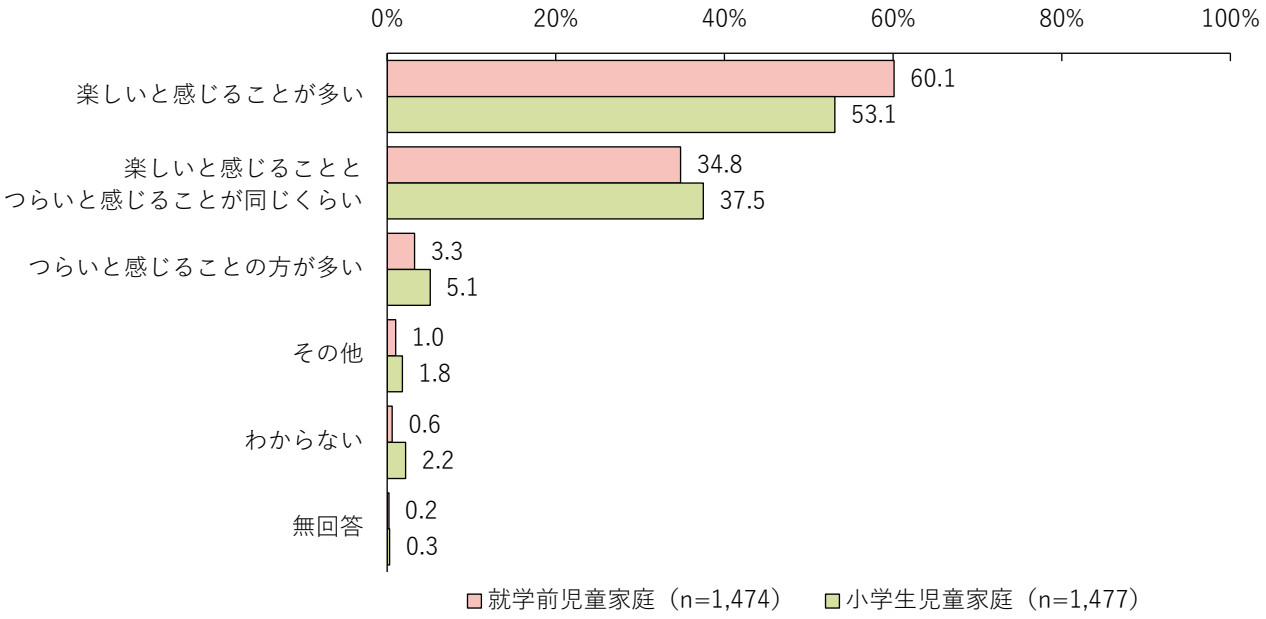

練馬区における子育ての環境や支援への満足度

就学前児童家庭では「４」が最も多く、平均は 3.49 となっています。小学生児童家庭では「３」が最も多く、平均は 3.41 となっています。

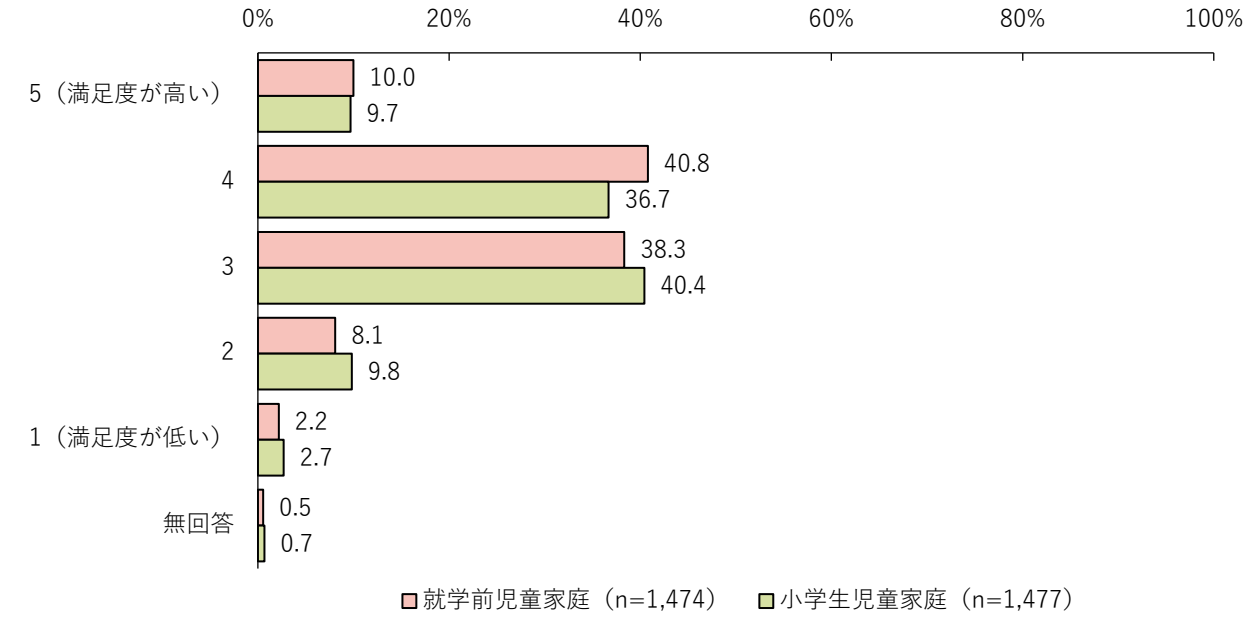

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「仕事と家庭生活の両立」が有効であるとの回答が最も多くなっています。

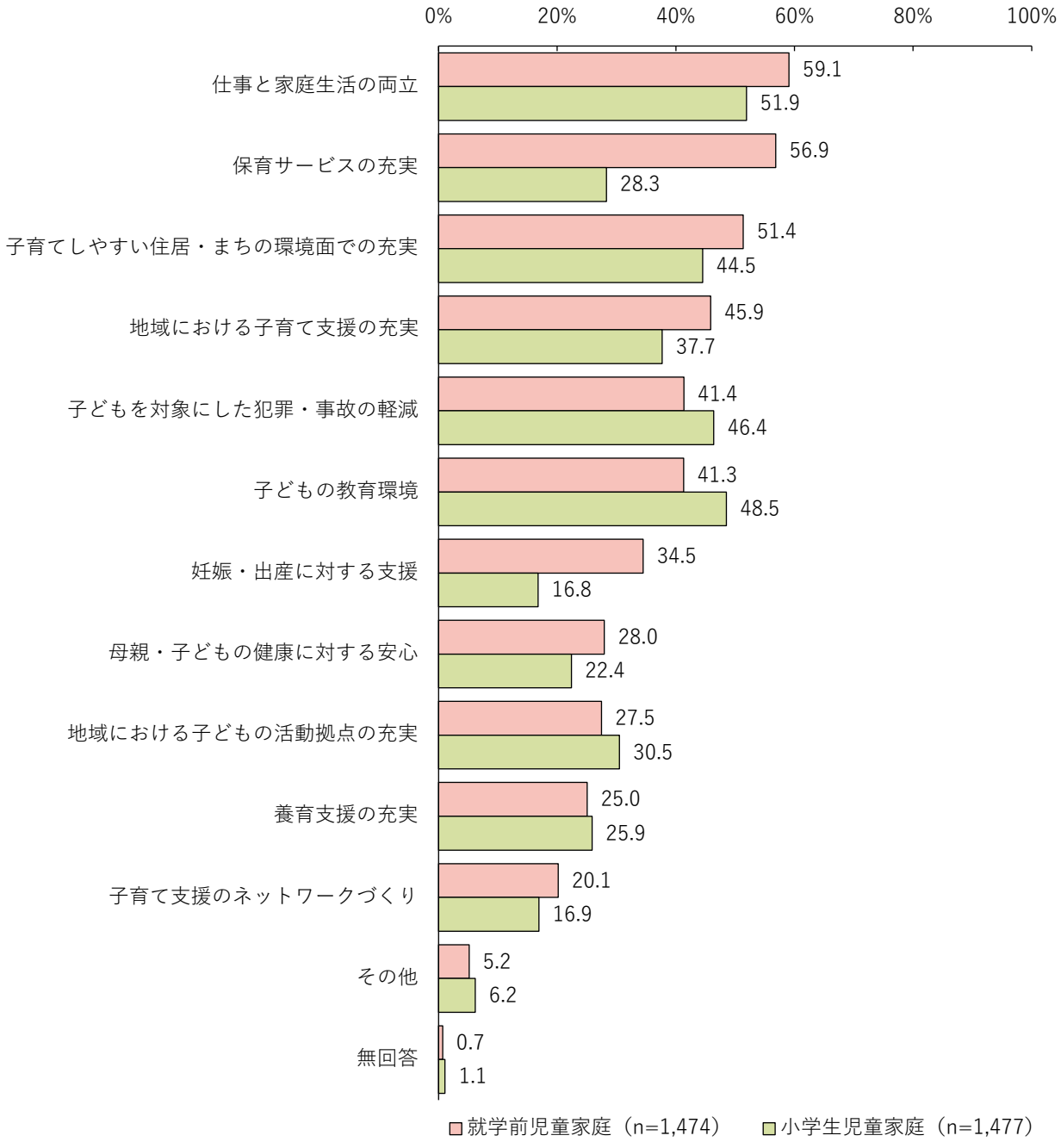

（1）居場所について

あなたがほっとできる居場所はありますか

中学生、高校生年代ともにほっとできる居場所は「ある」と答えた割合が約９割です。また、最もホッとできる場所は「自分の家」が約９割となっています。

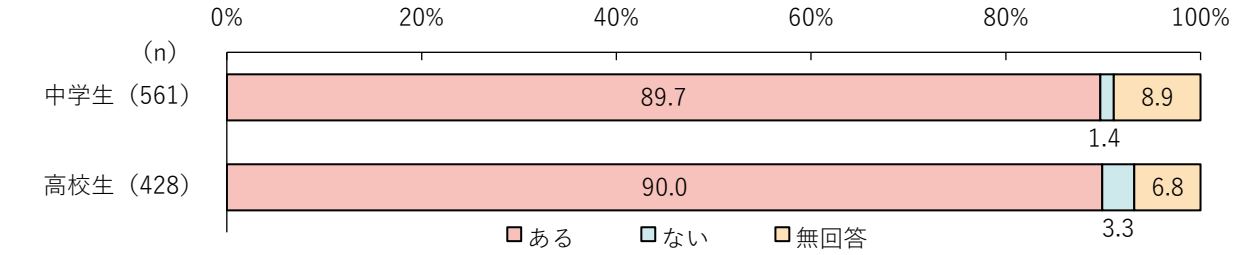

場所別の回答

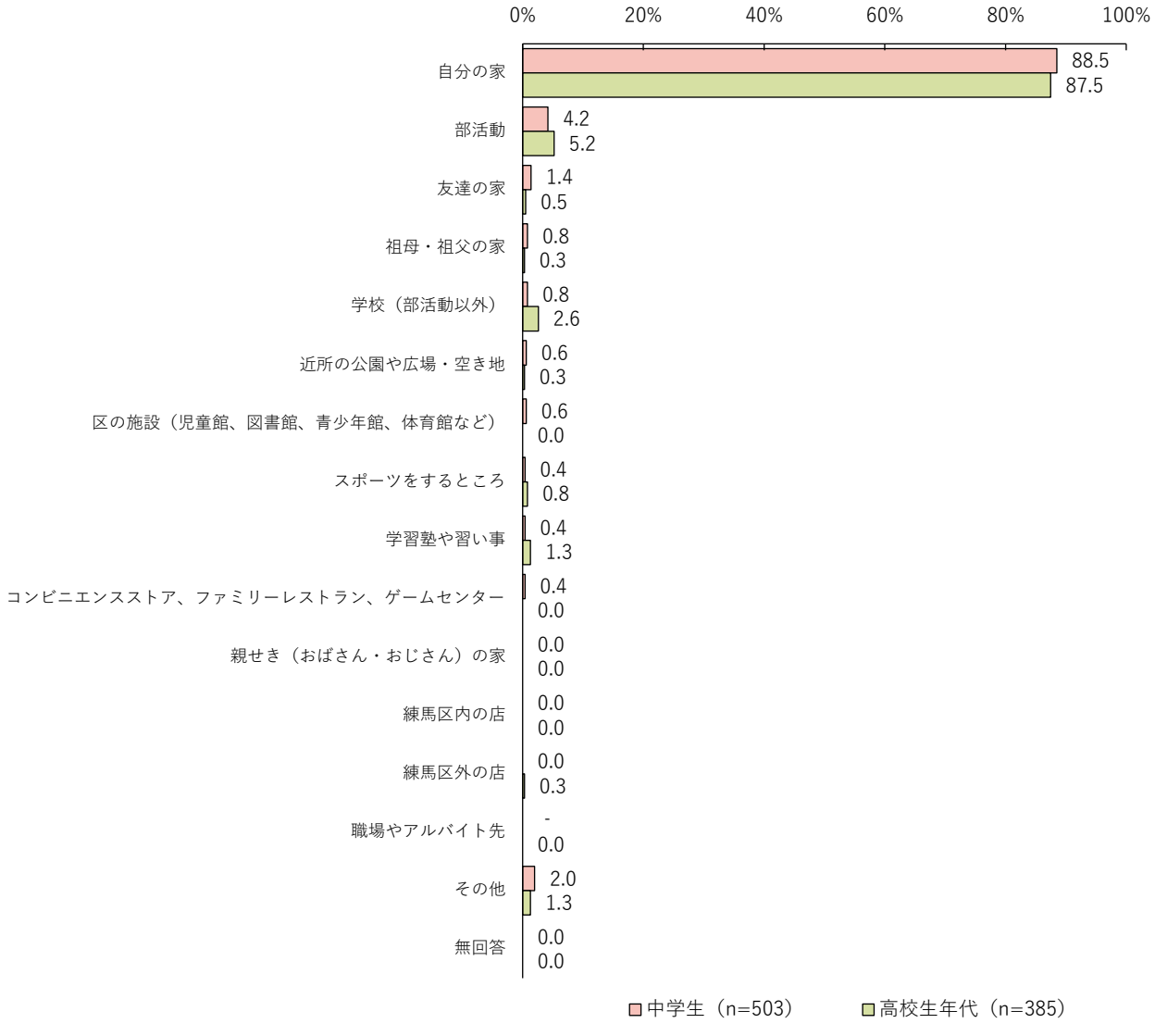

（2）充実してほしいサービスや取組について

あったら利用したいまたは充実してほしい取組やサービスは何ですか

中学生では「マンガやアニメに触れられる機会」が最も多く、高校生年代では「国際・異文化交流が行える取組」が最も多くなっています。

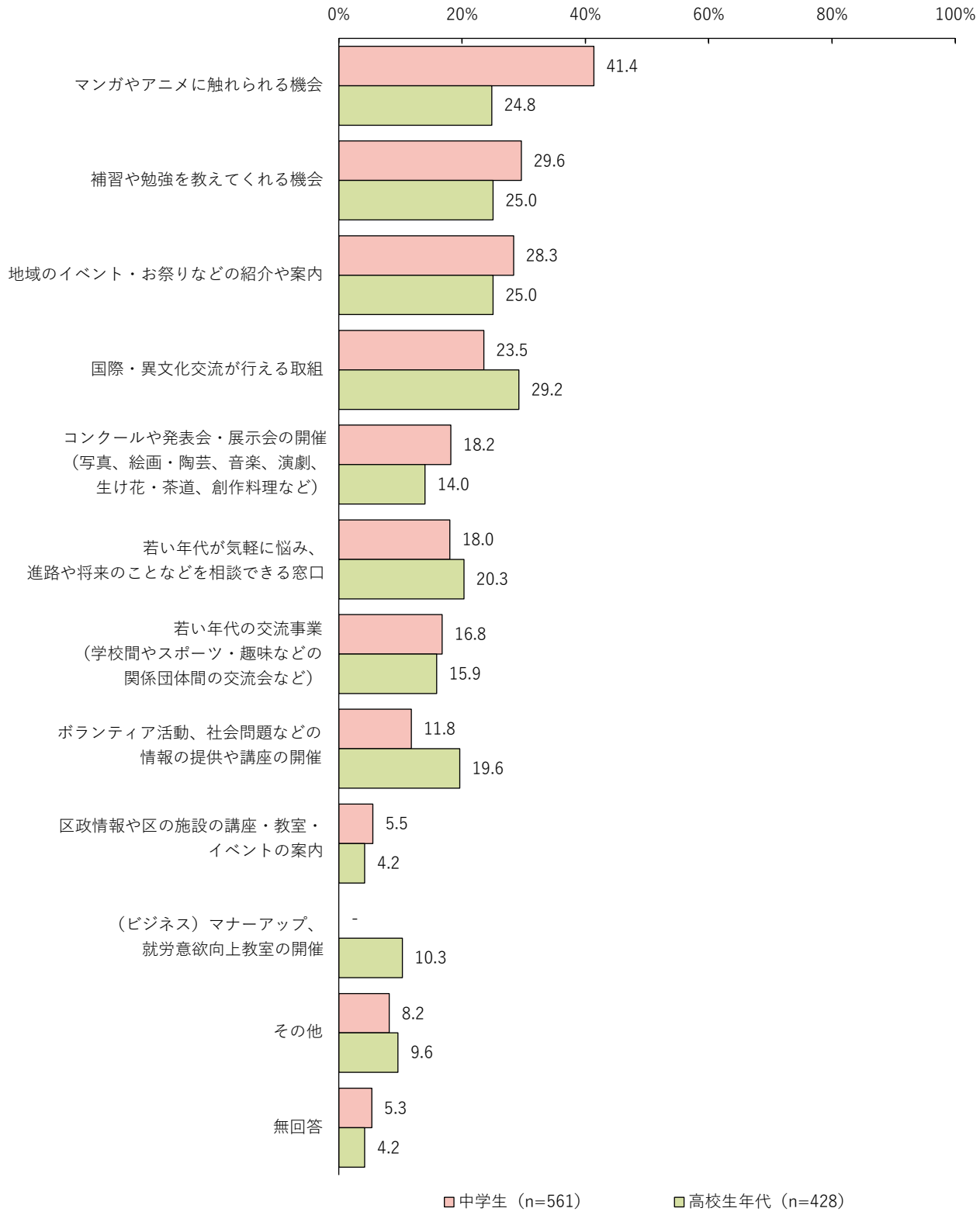

（１）ホッとできる（安心できる）居場所について

よく過ごしている場所はどこですか

平日、休日ともに「自分の家」が最も多く、次いで、平日は「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」、休日は小学３年生が「公園」、小学５年生が「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」が多くなっています。

１番ホッとできる場所はどこですか

小学３年生、５年生ともに「自分の家」が最も多くなっています。

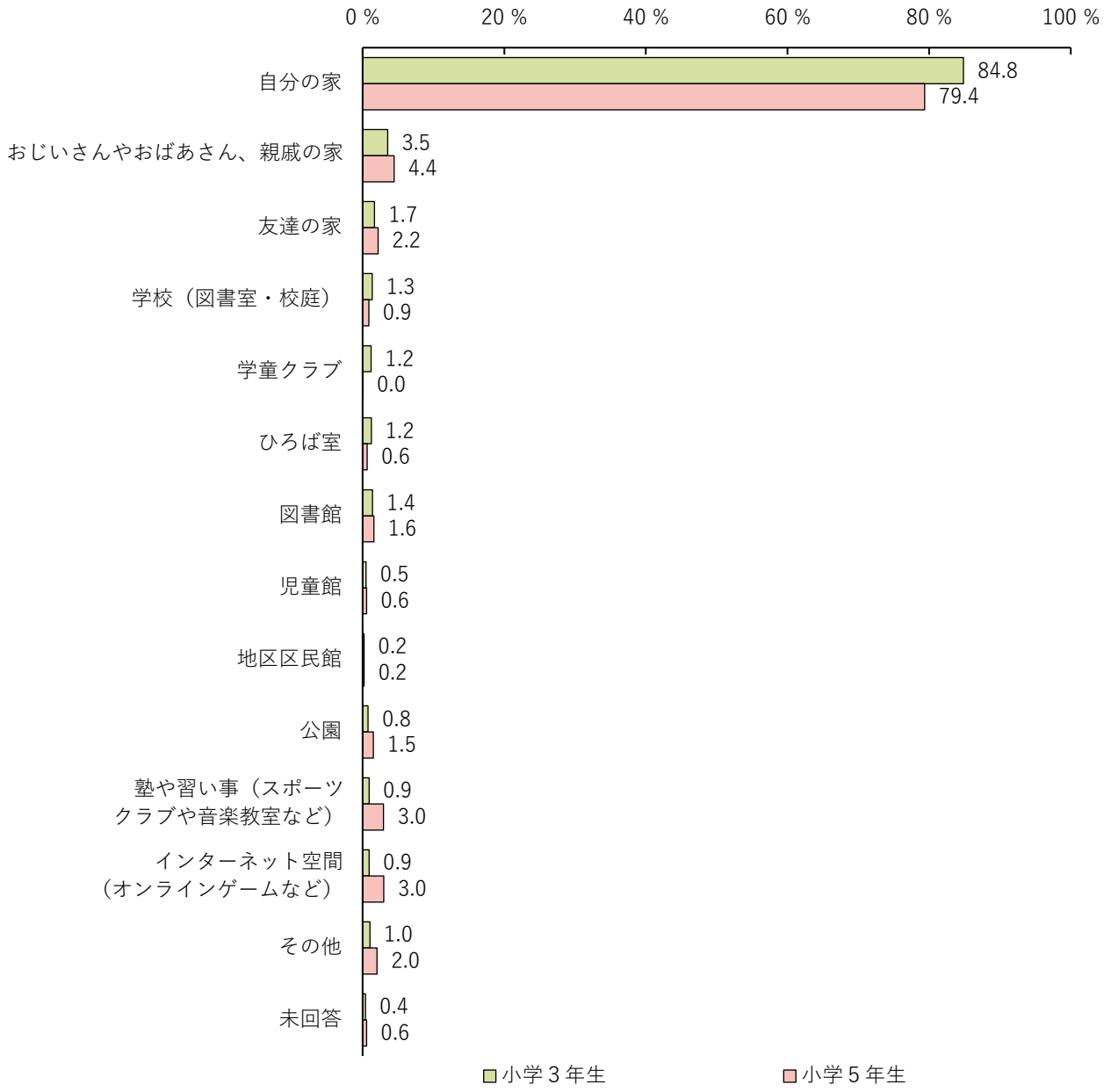

（２）安心できる人について

平日や休日によく一緒にいる人はだれですか

小学３年生、５年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。

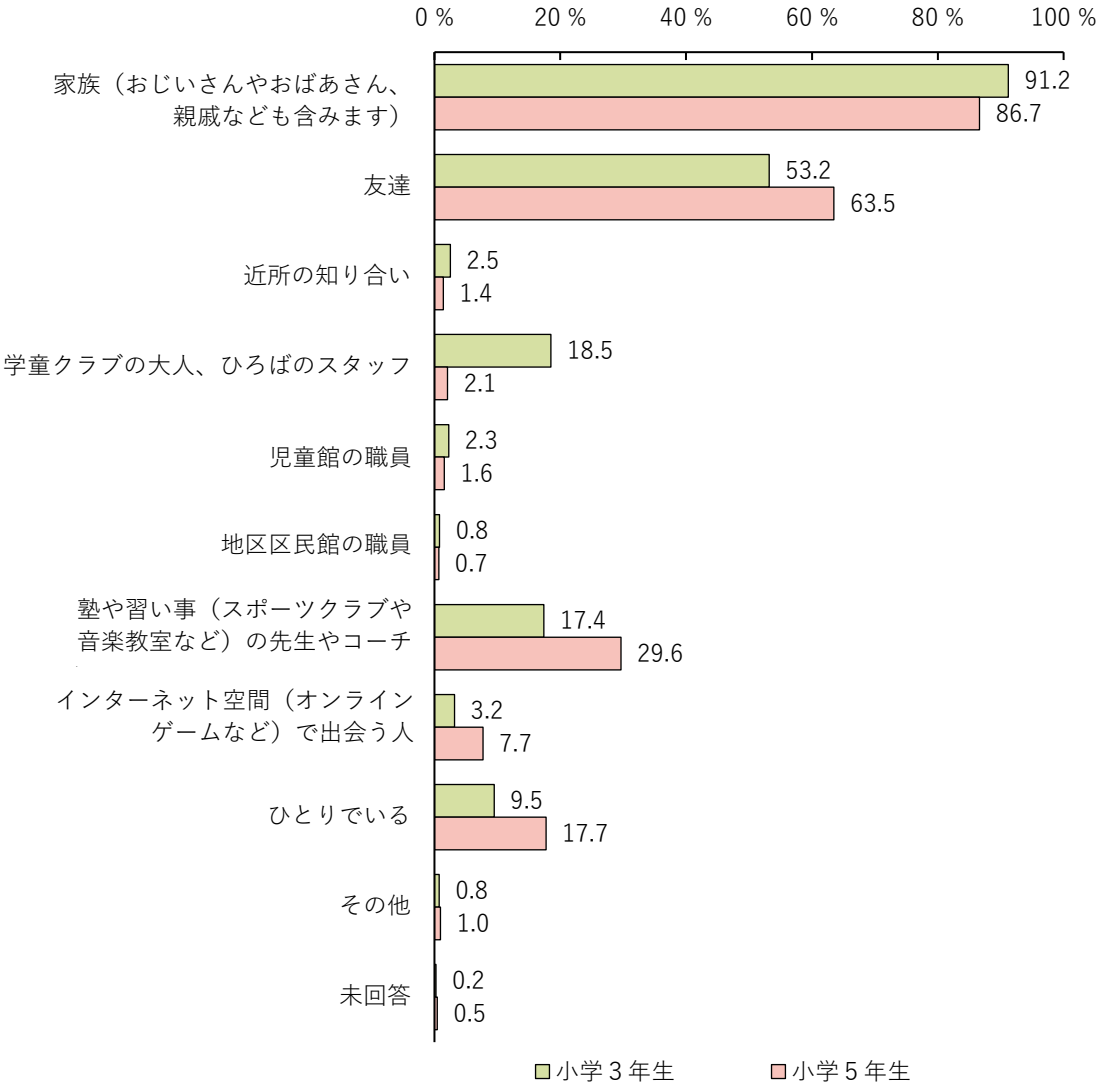

一緒にいて１番ホッとできる人は誰ですか

小学３年生、５年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。

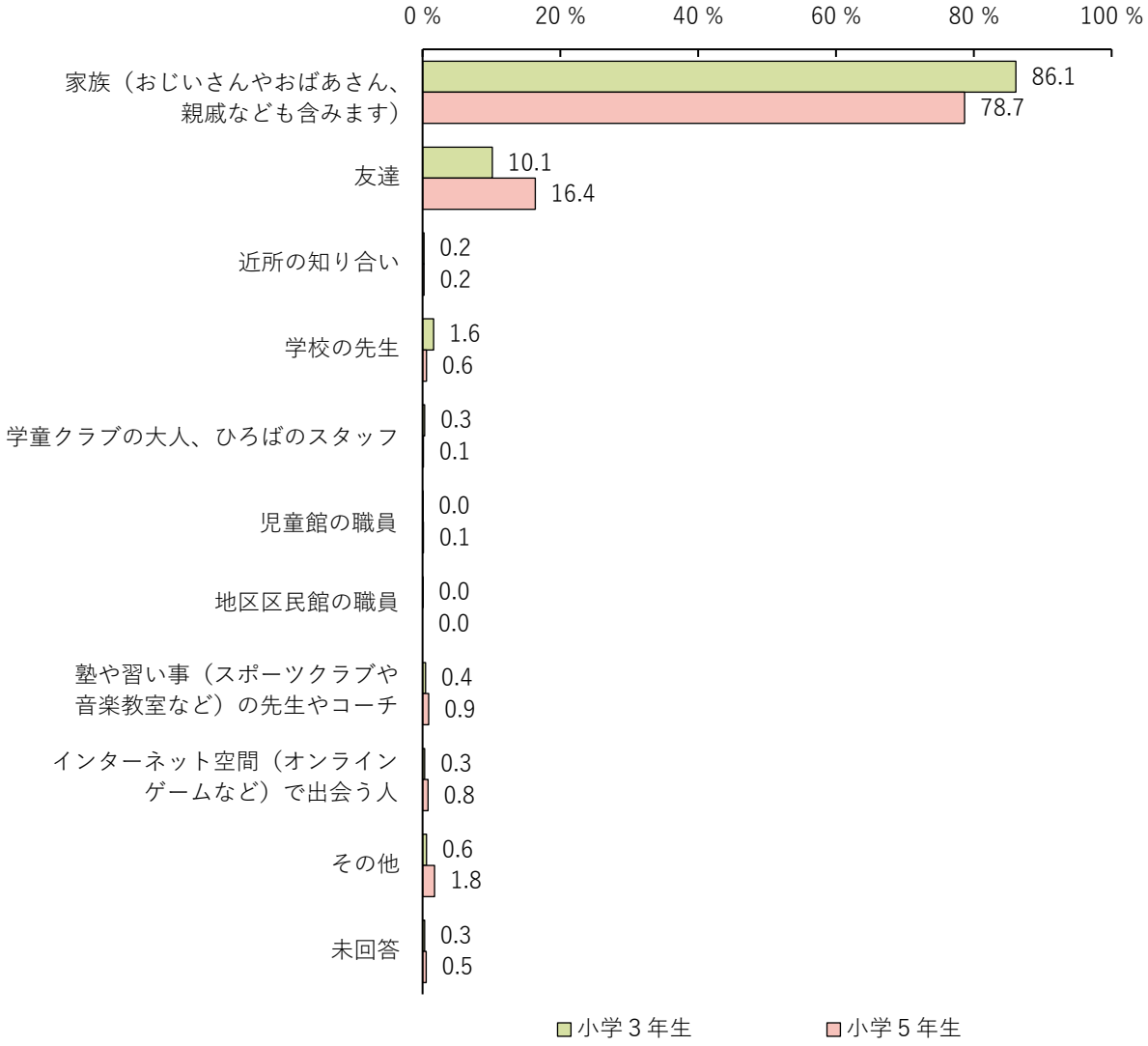

＃０４　その他

（１）令和５・６年度練馬区子ども・子育て会議委員名簿（50 音順、敬称略）

① 子ども・子育て支援法第６条第２項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	小島　めぐみ	公 募
2	清水　由里子	公 募
3	瀬川　真	公 募
4	ティアコジュイモ　歩	公 募
5	檜垣　真衣	公 募

② 事業主を代表する者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	小池　道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木　健之	練馬産業連合会 副会長

③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	桑田　則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松　伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	田中　泰行	練馬区私立幼稚園協会 会長 ※令和６年７月から
	濱田　実※	
4	土田　秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	森山　瑞江	練馬区障害者団体連合会 ※令和６年３月から
	井上　静香※	

④ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	有村　大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃　智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

⑤ その他区長が必要と認める者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	尾形　恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員

（２）練馬区子ども・子育て会議条例

平成25年６月28日
条例第52号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（令５条例15・一部改正）

（所掌事項）

第２条　会議は、法第72条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令５条例15・一部改正）

（組織）

第３条　会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1)　法第６条第２項に規定する保護者

(2)　事業主を代表する者

(3)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(4)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　会議の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第５条　会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

（意見聴取等）

第８条　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

（会議の公開）

第９条　会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付　則

１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第４条本文の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

付　則（令和５年３月条例第15号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（3）練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成 25 年５月１日
25 練教こ子第 650 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条の規定に基づく練馬区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、つぎの事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。
(1)　事業計画の策定に関する事項
(2)　事業計画の推進に関する事項
(3)　事業計画の変更に関する事項
(4)　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
（構成）
第３条　委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
２　委員長は、こども家庭部長とする。
３　副委員長は、健康部長および教育振興部長とする。
４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
５　委員長は、前項に規定する委員のほか、必要と認める者を委員とすることができる。
（委員長および副委員長の職務）
第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（専門部会）
第６条　委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
２　専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
３　専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、こども家庭部こども施策企画課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営等に関し必要な事項は部会長が別に定める。
付　則
この要綱は、平成 25 年５月１日から施行する。

付　則（平成 26 年３月 17 日 25 練教こ子第 5290 号）
この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。
付　則（平成 27 年３月 25 日 26 練教こ子第 4890 号）
この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。
付　則（平成 29 年７月３日 29 練教こ子第 10085 号）
この要綱は、平成 29 年７月 10 日から施行する。
付　則（平成 31 年４月 26 日 31 練教こ子第 10028 号）
この要綱は、平成 31 年４月 26 日から施行する。
付　則（令和３年４月 20 日３練教こ子第 10009 号）
この要綱は、令和３年４月 20 日から施行する。
付　則（令和４年４月１日４練教こ子第 10007 号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
付　則（令和６年４月８日６練教こ子第 10005 号）
この要綱は、令和６年４月８日から施行する。

別表（第３条関係）

委員
企画部企画課長 福祉部障害者サービス調整担当課長 福祉部生活福祉課長 健康部健康推進課長 健康部保健相談所長 教育振興部教育施策課長 教育振興部学務課長 教育振興部学校教育支援センター所長 こども家庭部子育て支援課長 こども家庭部こども施策企画課長 こども家庭部保育課長 こども家庭部保育計画調整課長 こども家庭部青少年課長 こども家庭部子ども家庭支援センター所長 こども家庭部在宅育児支援担当課長

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画

～子どもたちの笑顔輝くまちプラン～

【案】

令和７年（2025 年）３月

発行　　練馬区教育委員会事務局　こども家庭部　こども施策企画課

所在地　〒176-8501 東京都練馬区豊玉北６-12-１　練馬区役所本庁舎 11 階

電話　　03-3993-1111（代表）

FAX　　03-5984-1220

練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/